平成20年版

男女共同参画白書





目 次

平成19年度 男女共同参画社会の形成の状況

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

特 集 地域における女性の活躍 一実践的活動から進化する男女共同参画一
第1節 地域における女性の活動・参画の現状
第2節 女性が中心となって切り開く地域の可能性 - 実践的活動から進化する男女共
同参画 –36
第3節 女性が中心的役割を果たす地域活動の重要性
第1章 政策・方針決定過程への女性の参画57
第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画57
第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画62
第3節 様々な分野における女性の参画64
第 2 章 就業分野における男女共同参画69
第1節 就業者をめぐる状況69
第 2 節 就労の場における女性74
第3節 雇用環境の変化78
第3章 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)80
第1節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況80
第2節 男女ともに必要とされる仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)
~健康を維持し、活動の幅を広げる82
第3節 女性にとっての仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性86
第4節 働く場としての企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)…9
第 4 章 女性に対する暴力93
第1節 配偶者等からの暴力の実態 · · · · · · 94
第 2 節 性犯罪の実態10
第 3 節 売買春の実態102
第 4 節 人身取引の実態102
第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態 ······103
第 6 節 ストーカー行為の実態103
第5章 生涯を通じた女性の健康100
第6章 教育・研究分野における男女共同参画111
第1節 教育分野における男女共同参画11
第 2 節 研究分野における男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2部 平成19年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進119
第1節 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化119
第2節 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組
の強化122
第 3 節 女性のチャレンジ支援122
第 2 章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大124
第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大124
第2節 地方公共団体等における取組の支援,協力要請125

	第	3 節		
	第	4 節		
第	3 :	章	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	
	第	1節	6 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	…127
	第	2 節		
	第	3 節	5 法律・制度の理解促進及び相談の充実	…128
	第	4 節	5 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	…128
第	4 :	章	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	129
	第	1節	市 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	…129
	第	2 節	う 母性健康管理対策の推進	…130
	第	3 節	5 女性の能力発揮促進のための援助	…130
	第	4 節	う 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	…131
	第	5 節		
第	5 5	章	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	
	第	1節	あらゆる場における意識と行動の変革	…134
	第	2 節		
	第	3 節	う 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	…134
	第	4 節	5 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	…134
	第	5 節		
第	6	章	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	
		1 節		
	第	2 節		
	第	3 節		
第	7 :	章	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	
		1 節		
		2 節		
		3 節		
	第	4 節		
		5 節		
第	8 :	章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	
	第	1 節		
	第	2 節		
		3 節		
		4 節	2 - 1 - 1 - 1	
		5 節		
		6 節		
		7 節		
第	9 :		生涯を通じた女性の健康支援	
		1 節		
		2 節		
		3 節		
第	10		メディアにおける男女共同参画の推進	
		1 節		159
	第	2 節		
	. , .		表現の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
芽	11		男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		1節		
**		2 節		
弟	12		地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	
		1節		
	第	2 節	6 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	$\cdots 165$

第13章	新たな取組を必要とす	る分野における男女共同参画の推進	170
第1節	科学技術		170
第2節		む)	
第3節		「くり,観光	
第4節	環境		171
〈コラム〉			
		同参画センター等の支援	
地域に	おける女性の活躍への	支援~カンボジアの事例から~	56
		について	
		の支援について	
		<u> </u>	
	こわりる女宝の帷除と	岡山市の取組	105
	平成20年度	男女共同参画社会の形成の促進施	策
第1章	男女共同参画社会に向	けた施策の総合的な推進	177
第1節	国内本部機構の組織	・機能等の拡充強化	177
第2節		NPO, NGOに対する支援, 国民の理解を深める	
第3節		援	
第2章]	改策・方針決定過程へ	の女性の参画の拡大	178
第1節	国の政策・方針決定	過程への女性の参画の拡大	178
第2節	地方公共団体等にお	ける取組の支援,協力要請	178
第3節		関、その他各種機関・団体等の取組の支援	
第4節		・資料の収集, 提供	
第3章		立った社会制度・慣行の見直し, 意識の改革 …	
第1節	男女共同参画の視点	に立った社会制度・慣行の見直し	180
第2節		た広報・啓発活動の展開	
第3節	法律・制度の理解促	進及び相談の充実	180
第4節	男女共同参画にかか	わる調査研究、情報の収集・整備・提供	180
第4章 月	雇用等の分野における	男女の均等な機会と待遇の確保	181
第1節	雇用の分野における	男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	181
第2節		推進	
第3節		のための援助	
第4節		踏まえた雇用環境の整備	
第5節		の就業環境の整備	
		現に向けた男女共同参画の確立	
第1節		意識と行動の変革	
第2節		への女性の参画の拡大	
第3節		向上と就業条件・環境の整備	
第4節		動しやすい環境づくり	
第5節		動し, 暮らせる条件の整備	
		・地域生活の両立の支援	
第1節		援と働き方の見直し	
第2節		ルに対応した子育て支援策の充実	
第3節		への男女の共同参画の促進	
		らせる条件の整備 ······	
第1節	局断石の仕会参画に	対する支援	186

第2節		186
第3節		
第4節	障害者の自立した生活の支援	186
第5節		
第8章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	188
第1節	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	188
第2節	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	188
第3節		
第4節		
第5節		
第6節		
第7節		
第9章	生涯を通じた女性の健康支援	
第1節		
第2節		
第3節		
第10章	メディアにおける男女共同参画の推進	190
第1節		
	Experience of the property of the contract of	
第2節		
	促進	190
第 2 節 第 11 章	促進	·····190 ·····191
第11章 第1節	促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190 191 191
第11章 第1節 第2節	促進	190 191 191
第11章 第1節	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	190 191 191 191
第11章 第1節 第2節 第12章 第12章	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	190 191 191 191 192
第11章 第1節 第2節 第12章 第12章 第1節	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	190191191191192192
第11章 第 1 章 第 2 章 第 12章 第 2 章 第 2 章	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	190191191191192192192
第11章 第1章 第2章 第12章 第13章 第13章 第13章	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術	190191191191192192193193
第11章 第12章 第12章 第12章 第13章 第13章 第13章	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術 防災(災害復興を含む)	
第11章 第12章 第12章 第12章 第13第第第 第13第第第 第3	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術 防災(災害復興を含む) 地域おこし、まちづくり、観光	
第11章 第12章 第12章 第12章 第13章 第13章 第13章	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術 防災(災害復興を含む) 地域おこし、まちづくり、観光	
第11第1 第12第 第12第 第13第 第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習機会の充実 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術 防災(災害復興を含む) 地域おこし、まちづくり、観光 環境	190191191191192192193193193193
第11第1第11第第12章 第12第第13第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習 参様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術 防災(災害復興を含む) 地域おこし、まちづくり、観光 環境 年度男女共同参画推進関係予算額の概要	
第11第 12章 第12章 第12章 12章 12章 12章 12章 12章 12章 12章 12章 12章	促進 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 男女平等を推進する教育・学習機会の充実 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進 科学技術 防災(災害復興を含む) 地域おこし、まちづくり、観光 環境	

〈図 表 目 次〉

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

特	身	集	
第	;]	1-特-1図	地域のつながり-10年前と比較
第	;]	1-特-2図	地域のつながりが弱くなっていると思われる理由5
第	;]	1-特-3図	地域が元気になるための活動に参加したいと思うか6
第	;]	1-特-4図	地域が元気になるための活動に参加したいと思うか (性別・年代別)…7
第	;]	1-特-5図	活動者がボランティア活動を行う目的7
第	;]	1-特-6図	NPOに期待する役割8
第	;]	1-特-7図	社会への貢献内容9
第	;]	1-特-8図	NPO活動で参加したい分野9
第	,]	1-特-9図	役立つと思われる活動主体10
第	,]	1-特-10図	活動者が感じているボランティア活動における問題点11
第	;]	1-特-11図	「夫は外で働き,妻は家庭を守るべきである」という考え方について (全国調査)
丛	î 1	1 - 特 - 12図	(主国調査) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
尔	,	1 - 村 - 12凶	(国と同様の問いを設けている都県における調査)13
丛	. 1	1 - 特 - 13図	(国と同様の同いを設けている都県における調査)
		1 - 特 - 13図 1 - 特 - 14図	世別年代別ボランティア行動者率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1 - 特 - 14図 1 - 特 - 15図	注
		1 - 特 - 15図 1 - 特 - 16図	世別年代別活動の種類別行動者率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1 特 10区	性別ボランティア活動の種類別平均行動日数17
		1 特 17区 1 - 特 - 18図	コミュニティ・ビジネス立ち上げ代表者及び自営業主(内職者を除く。)
7F	,]	1 付 10凶	の男女比
斘	î 1	1 - 特 - 19図	性別特定非営利活動法人の代表者割合 … 20
		1 -特-20図	主たる活動分野別の特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合…21
		1 - 特 - 21表	女性観光カリスマ
		1 - 特 - 22図	R生委員・児童委員に占める女性割合 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1 - 特 - 23図	教育委員(市区町村)における女性割合の推移23
		1 - 特 - 24図	教育長 (市区町村) に占める女性割合の推移24
		1 - 特 - 25図	社会教育委員における女性割合の推移24
		1-特-26図	都道府県別単位PTA会長(小中学校)に占める女性の割合25
		1-特-27図	農業就業人口に占める女性割合の推移 · · · · · · · 26
		1-特-28図	農村女性による起業活動件数の推移・・・・・・27
		1-特-29図	農業委員に占める女性割合の推移 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		1-特-30図	認定農業者に占める女性割合の推移28
		1-特-31図	地域で取り組む防犯に向けた対策 (防犯に関して何ができるか)29
		1-特-32図	保護観察官に占める女性割合の推移・・・・・・29
		1-特-33図	保護司に占める女性割合の推移30
		1-特-34図	消防団員に占める女性割合の推移30
		1-特-35図	環境カウンセラーに占める女性割合の推移31
		1-特-36図	市区町村議会議員に占める女性の割合・・・・・32
		1-特-37図	自治会長に占める女性の割合 33
		1-特-38図	行政相談委員に占める女性割合の推移・・・・・・34
第	;]	1-特-39図	民事調停委員に占める女性割合の推移35
第	;]	1-特-40図	人権擁護委員に占める女性割合の推移35

第1-特-41図	日本の誇り3	6
第1-特-42図	協働事業の分野4	4
第1-特-43図	協働事業実施の意義4	4
第1章		
第1-1-1図	衆議院立候補者,当選者に占める女性割合の推移5	8
第1-1-2図	参議院立候補者,当選者に占める女性割合の推移5	8
第1-1-3図	国家公務員試験採用者に占める女性割合の推移5	9
第1-1-4図	一般職国家公務員の役職段階別の女性割合(行政職(一))6	0
第1-1-5図	国家公務員管理職に占める女性割合6	0
第1-1-6図	国の審議会等における女性委員割合の推移6	1
第1-1-7図	地方議会における女性議員割合の推移6	
第1-1-8図	地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移6	
第1-1-9図	地方公務員管理職に占める女性割合の推移6	
第1-1-10図	地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移6	
第1-1-11図	司法分野における女性割合の推移6	
第1-1-12表	農業委員会,農協,漁協への女性の参画状況の推移6	5
第1-1-13図	各種メディアにおける女性の割合6	6
第1-1-14表	HDI, GDI, GEMの上位55か国 ·······6	
第2章		
第1-2-1図	女性の年齢階級別労働力率の推移7	0
第1-2-2図	産業別就業者構成比の推移7	1
第1-2-3図	職業別就業者構成比の推移7	1
第1-2-4図	就業者の従業上の地位別構成比の推移7	2
第1-2-5図	雇用形態別にみた役員を除く雇用者(非農林業)の構成割合の推移…7	2
第1-2-6図	労働者派遣事業所の派遣社員数の推移7	3
第1-2-7図	非正社員の割合が上昇することによる影響7	3
第1-2-8図	学歴別一般労働者の構成割合の推移7	4
第1-2-9図	配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移7	
第1-2-10図	勤続年数階級別雇用者構成割合の推移7	5
第1-2-11図	役職別管理職に占める女性割合の推移7	6
第1-2-12図	給与階級別給与所得者の構成割合7	7
第1-2-13図	労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移7	
第1-2-14図	共働き等世帯数の推移7	8
第3章		
第1-3-1図	男女別にみた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の希望と	
	現実8	
第1-3-2図	女性が職業を持つことについての考え8	
第1-3-3図	性別年代別就業時間(非農林業)8	
	「一日の仕事で疲れ退社後何もやる気になれない」と長時間労働8	
第1-3-5図	自己啓発の問題点8	
第1-3-6図	地域の活動などへの参加を妨げる要因8	
第1-3-7図	年代別交際・付き合いの時間8	
第1-3-8図	子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴8	
第1-3-9図	出産前後の女性の就業状況の変化8	
第1-3-10図	女性の家族関係別にみた有業率8	
第1-3-11図	仕事を辞めた理由及び結婚時に離職した理由8	
第1-3-12図	ライフステージに応じた働き方の希望と現状8	
第1-3-13図	継続就業する上で必要な事項・・・・・・・・・9	
第1-3-14図	職場の特徴9	0

第4章		
第1-4-1図	配偶者からの被害経験	94
第1-4-2図	離れて生活を始めるに当たっての困難	95
第1-4-3図	配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害	者
	(検挙件数の割合) (平成19年)	96
第1-4-4図	夫から妻への犯罪の検挙状況	96
第1-4-5図	婚姻関係事件における申立ての動機別割合	97
第1-4-6図	婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への	
	入所理由(平成18年度)	88
第1-4-7表	配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況	
第1-4-8図	強姦・強制わいせつ認知件数の推移	·100
第1-4-9図	被害にあった時期	·100
第1-4-10図	被害の相談先	·101
第1-4-11図	売春関係事犯送致件数,要保護女子総数及び未成年者の割合	
第1-4-12図	人身取引事犯の検挙状況等	·103
第1-4-13図	都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル	
	ハラスメントの相談件数	
第1-4-14図	ストーカー事案に関する認知件数	·104
第5章		
第1-5-1図	母子保健関係指標の推移	
第1-5-2図	母の年齢別周産期死亡率	
第1-5-3図	年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移	
第1-5-4図	HIV感染者の性別, 年代別年次推移	·108
第1-5-5図	性別喫煙率の推移	
第1-5-6図	女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の	
	割合の推移	·110
第6章		
第1-6-1図	学校種類別進学率の推移	
第1-6-2図	専攻分野別にみた学生数 (大学学部) の推移	
第1-6-3図	専攻分野別にみた学生数 (大学院 (修士課程)) の推移	
第1-6-4図	本務教員総数に占める女性の割合 (初等中等教育, 高等教育)	
第1-6-5図	女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移	
第1-6-6図	研究者に占める女性割合の国際比較	·115
	女性研究者が少ない理由	
	研究者の所属機関	
	専攻分野別にみた大学等の研究本務者の推移	
第1-6-10図	大学教員における分野別女性割合	·116
第2部 平成19年度(こ講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策	
hh o 1 1 +	田ム井口や両人港の利よ	110
	男女共同参画会議の動き	
	男女共同参画基本計画(第2次)の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備	
第2-12-1表	様々な枠組みを活用した援助の実施	.167

第1部

男女共同参画社会の 形成の状況

特集編

地域における女性の活躍 一実践的活動から進化する男女共同参画—

人々にとって最も身近な暮らしの場として,地域は家庭とともに重要である。そして,地域の様々な活動に対する女性の意欲は高まっており,地域活動の担い手としての女性に大きな期待が寄せられている。また,実際に,地域を活性化する女性の活躍は全国各地にみられる。その一方,女性が地域のリーダーとして活躍する機会は少なく,女性の力が十分に活かされていないという現状もある。

女性の意欲や能力を地域に活かすことは、様々な 課題を抱える地域社会にとっても有益であり、また、 様々な分野での実践的な活動を通じて女性自身の成 長が図られるという双方向の効果をもたらす。

ここでは、地域における女性の活動・参画の状況 を様々な角度から概観した上で、地域における女性 の多岐にわたる活動事例を交えながら、女性が中心 となって活躍する地域活動の特徴を分析する。また、 女性が中心となって活躍する活動の重要性の高まり とそのような活動が進化するためのポイント等につ いても検討する。

なお、本編における「地域」とは、一義的には 「人々に身近な生活圏」を指し、地方公共団体等の 行政単位のみに限らないものとする。

■特集のポイント

第1節 地域における女性の活動・参画の現状

- 1 地域における活動への女性の参加についての意識と実態
- ●地域におけるつながりが希薄化する中、女性の地域活動への参加意欲や地域の担い手としての当事者意識は高い。
- 女性は、自分自身の成長や他人への貢献を目的にボランティアやNPO活動を行うことが多く、NPOの機能としてもつながり作りや能力発揮の場の提供を望んでいる。
- 女性が社会貢献をしたいと考える分野には、環境、社会福祉等がある。
- 活動を行う際の問題点として、時間・情報等の不足を感じている女性は多い。
- 女性の地域への参画の障害となっている固定的役割分担意識には地域差がある。
- 地域活動への参加率は全体的に低いが、その中では女性はまちづくり、子育て、介護の分野で活発であり、ボランティアの活動者率は30歳代後半、40歳代で高くなっている。
- 2 地域の様々な分野における女性の参画状況
- ●地域において様々な活動を行っている女性の割合は総じて増加しており、その内容も多岐に渡っている。
- 一方で、横断的分野において地域のリーダーとなっている女性は少ない。

第2節 女性が中心となって切り開く地域の可能性(事例の紹介)

- 自らが主体となって、身近なものや人々を支え、大切にし、育てていかなければならないという 強い思いが活動の原動力・推進力となっている。
- 地域や生活に密着した視点と柔軟な発想が活動の基礎となっている。
- ●地域の多様な主体と連携・協働しながら活動を展開しており、また、調整力の優れたリーダーシップが発揮されている。
- 実践的な活動が人々の意識や行動を変え、女性自身の人材育成の場ともなっている。

活動の成果や活動に対する積極的な評価を受けることにより、活動が持続・発展している。

第3節 女性が中心的役割を果たす地域活動の重要性

- •経済的、社会的活力の低下や、地域におけるつながりが希薄化する中、①地域の実情に合致した主体的な取組により、②多様な主体や新しい視点を活かし、③地域に波及・浸透効果をもたらすという意味において、女性が中心となって活躍する地域活動は、一層重要性を増している。
- 女性が中心的役割を果たす地域活動が進化するためには、①多様な主体の参画の確保と緩やかなネットワークの形成・持続、②新しい「連携・協働」型のリーダーシップ、③意識改革・行動改革、④人材育成の好循環の創出、⑤活動の成果や活動に対する積極的な評価がポイントとなる。
- こうした活動について、行政としても、情報提供や機会の付与等の支援や、積極的な評価を行っていくことが重要である。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等地域活動に参加しやすい環境作りが行政に求められている。

第1節

地域における 女性の活動・参画の現状

本節では、地域と女性の関わりについての現状を 紹介した後、地域における女性の参画状況を主とし てデータにより概観する。

1 地域における活動への女性の参加についての意識と実態

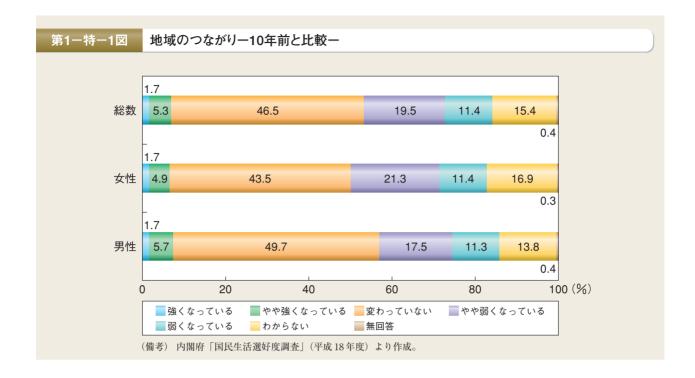
様々な分野において、地域における市民の役割は 増大しており、住民の主体的な活動によって、従来 は公的部門が主に担っていた機能を支える必要性が 高まっている。しかし、実際には全般に地域のつな がりが希薄化しており、男女ともに地域活動への参 加率は低調となっている。こうした状況に対する女 性の危機意識は強く、社会への貢献意識や地域活動 への参加意欲はむしろ高まっている。特に女性にお いては、環境保護、社会福祉、子育で等の分野で自 ら主体的に貢献したいと考えている人が多い。また、 環境保護やまちづくり、伝統文化の継承保存、住民 同士の互助において、地域活動が重視されている。

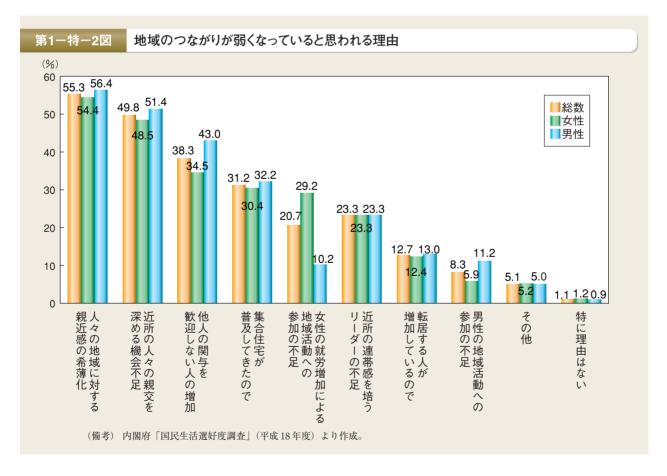
(1) 地域活動への参加についての意識 (つながりの希薄化に対する女性の認識)

地域における活動には、住民同士のつながりが大きく関係しているといえる。そこで、地域のつながりについてみると、少子高齢化や人口減少の進展、近隣との関係の希薄化、地域における世代間の交流の減少、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現の困難さといった現象がみられる中、以前と比較して地域のつながりは希薄化していることがうかがえる。内閣府「国民生活選好度調査」(平成18年度)によると、地域のつながりが10年前と比べて「弱くなっている」、「やや弱くなっている」と答える人の割合は、3割にのぼっている。男女別にみると、つながりが弱まっていると考える人の割合は、女性の方が若干高くなっている(第1一特一1図)。

地域のつながりが弱くなっていると思われる理由 としては、全体に「人々の地域に対する親近感の希 薄化」、「近所の人々の親交を深める機会不足」が多 くなっているが、「女性の就労増加による地域活動 への参加の不足」を挙げる人が女性に多くなってい るのも特徴的である (第1一特-2図)。

こうしたことから、つながりが希薄化していることに対する危機感や当事者意識は女性の方が多く感じていることが分かる。





(高まる地域活動への参加意欲)

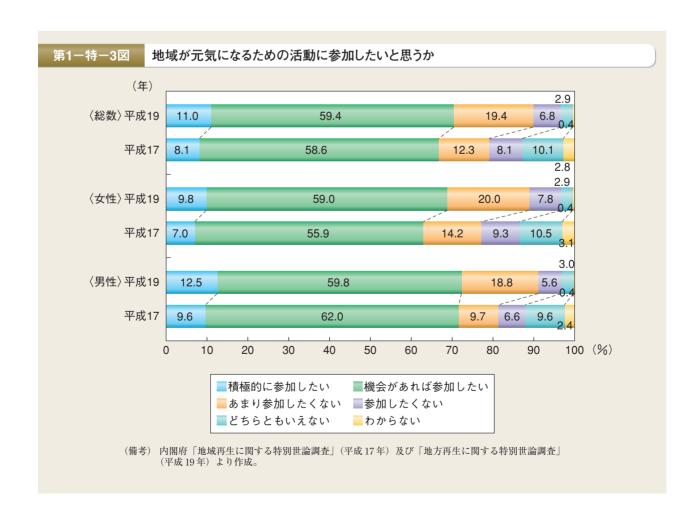
地域のつながりが薄れる一方で、社会への貢献意 欲や地域活動への参加意欲は高まっている。

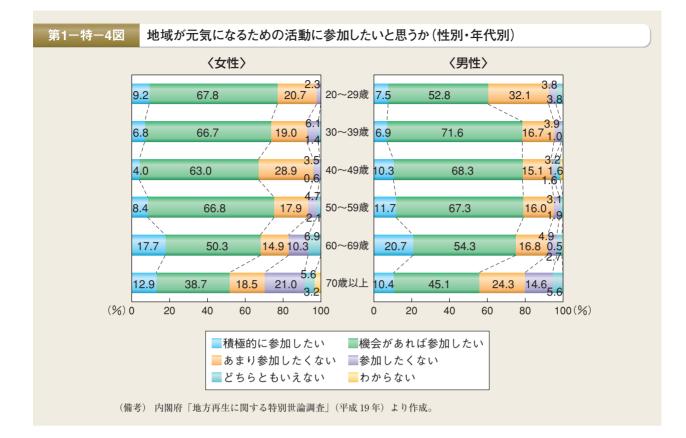
内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成20年)によると、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないかという質問に対しては、「思っている」と答えた者の割合が全体で69.2%に達し、前回調査(同62.6%)から増加している。

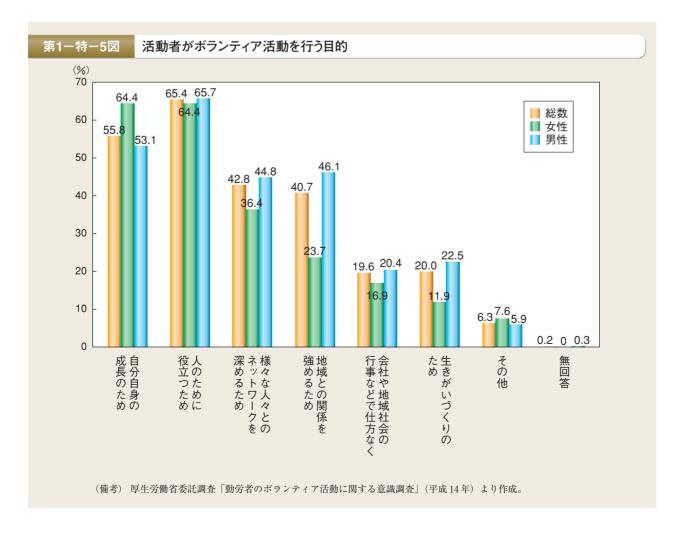
また、内閣府「地域再生に関する特別世論調査」 (平成17年)及び「地方再生に関する特別世論調査」 (平成19年)によれば、地域が元気になるための活動に参加する希望を持つ者の割合についてみると、「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」と答えた人の割合は、男女共に約7割と高水準で、「参加したくない」、「あまり参加したくない」を大きく上回っている。また、増加割合は女性の方が高くなっている(第1一特-3図)。性別・年代別にみ ると、女性は、20歳代の若い世代で最も高く、子育 て期と重なる30歳代、40歳代でいったん低下してい るのが特徴的である(第1-特-4図)。

(女性の活動の目的は「自分自身の成長」と「他人への貢献 |)

厚生労働省委託調査「勤労者のボランティア活動に関する意識調査」(平成14年)により、勤労者がボランティア活動を行う目的をみると、男女ともに「人のために役立つため」、「自分自身の成長のため」という回答が多くなっているが、特に女性は、「自分自身の成長のため」と答える人の割合が男性を上回っており、「人のために役立つため」と並んでいる。一方で、「地域との関係を強めるため」、「生きがいづくりのため」といった目的で活動を行う人の割合は、男性より大幅に少なくなっている(第1一特一5図)。







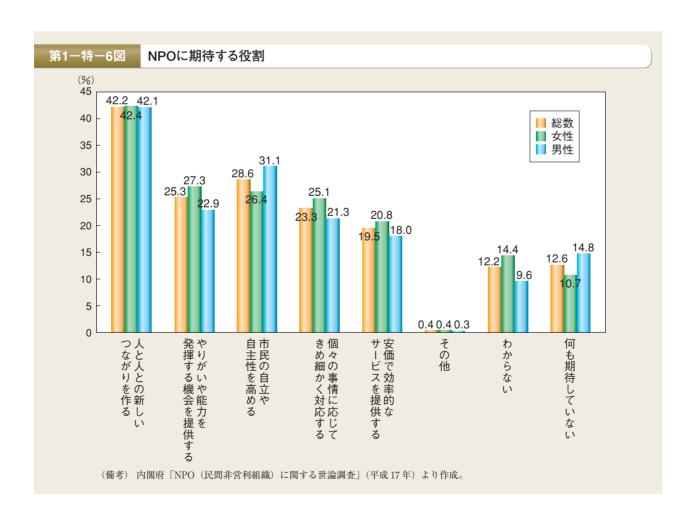
(女性がNPOに期待する役割は「つながり作り」, 「能力発揮の場の提供|)

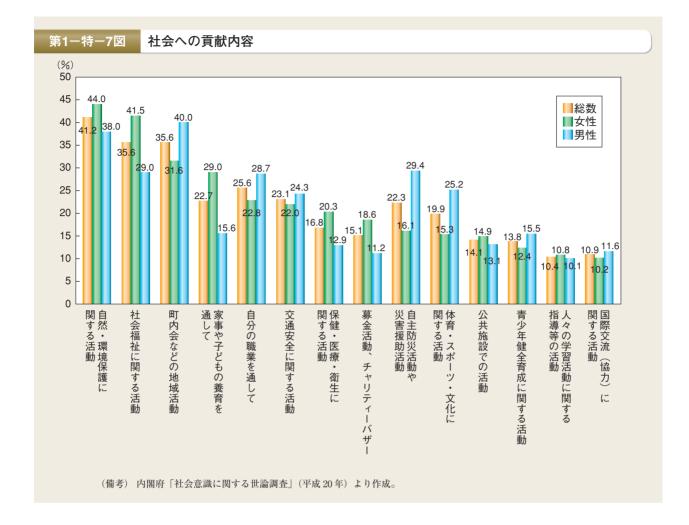
また、内閣府「NPOに関する世論調査」(平成17年)によると、NPOに期待する役割については、男女ともに「人と人との新しいつながりを作る」が最も多く、女性は次いで「やりがいや能力を発揮する機会を提供」が男性と比較しても多くなっている(第1-特-6図)。

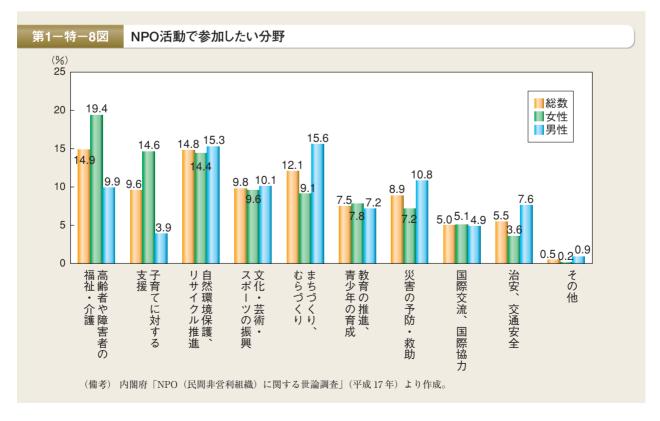
(女性が貢献したい分野は「環境保護」,「社会福祉」 等)

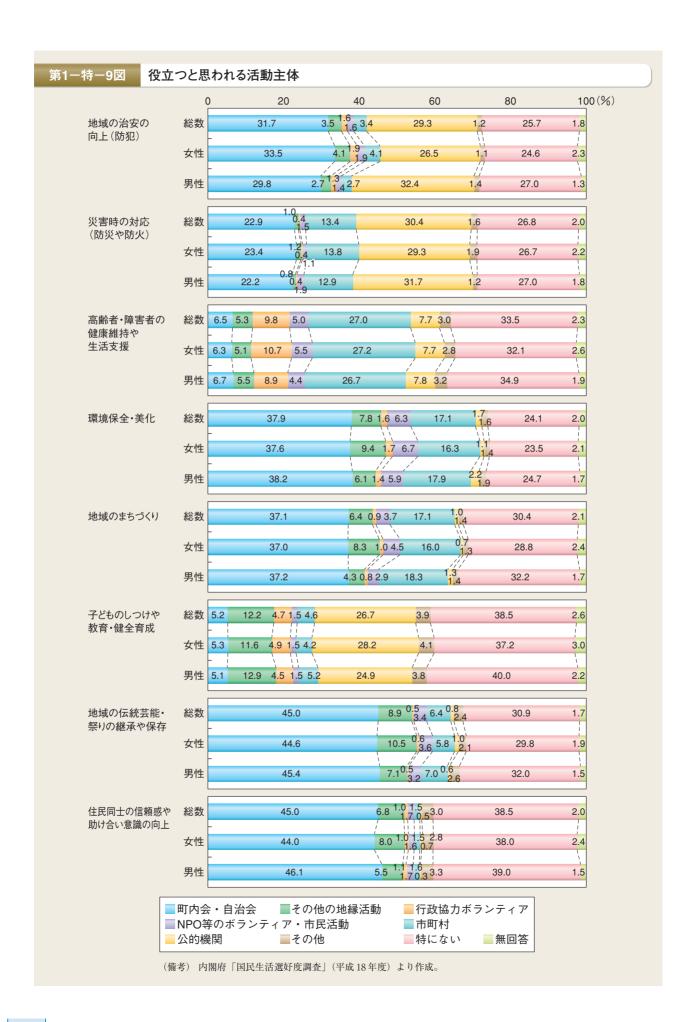
前出の「社会意識に関する世論調査」によると、 社会のために役立ちたいと思っている内容について は、「自然・環境保護に関する活動(環境美化、リ サイクル活動、牛乳パックの回収など)」、「社会福 祉に関する活動(老人や障害者などに対する介護、 身の回りの世話,給食,保育など)」を挙げた人の割合は女性で,「町内会などの地域活動(お祝い事や不幸などの手伝い,町内会や自治会などの役員,防犯や防火活動など)」,「自主防災活動や災害援助活動」,「体育・スポーツ・文化に関する活動」等については男性で,それぞれ割合が高くなっている(第1一特-7図)。それ以外で,男女差の大きな項目として,「家事や子どもの養育を通して」社会に貢献したいと考える人の割合は,女性が男性よりも高くなっている。

NPO活動についても同様の傾向がみられる。前出の「NPOに関する世論調査」によると、NPO活動で参加したい分野については、「高齢者や障害者の福祉・介護」、「子育てに対する支援」が男性を上回って多くなっており、「自然環境保護、リサイクル推進」が続いている(第1一特-8図)。







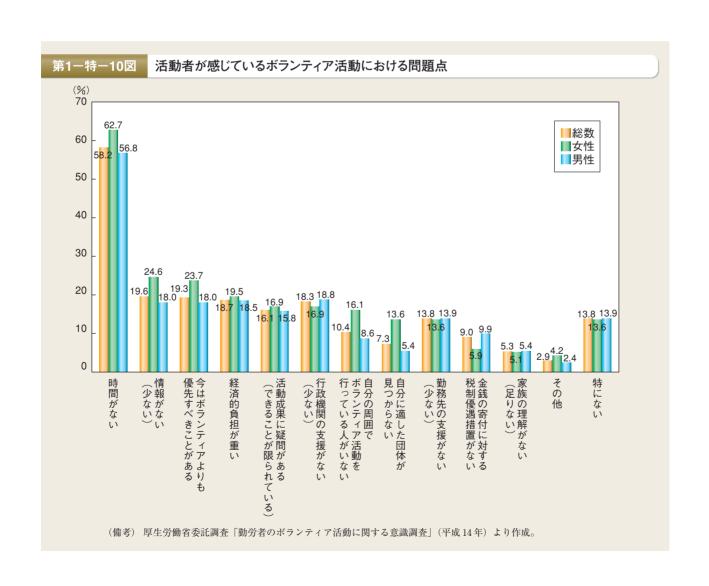


(地域の取組が期待される分野は「伝統芸能の継承・保存」,「環境保全・美化」,「地域のまちづくり」等)

地域の活動が重視されている分野について,前出の「国民生活選好度調査」(平成18年度)をみると,項目別に役立つと思われる主体は,「高齢者・障害者の健康維持や生活支援」は市町村が,「子どものしつけや教育・健全育成」については公的機関が主な担い手と認識されているが,「地域の治安の向上」,「災害時の対応」については町内会・自治会と公的機関,「地域の伝統芸能・祭りの継承や保存」,「環境保全・美化」,「地域のまちづくり」,「住民同士の信頼感や助け合いの意識の向上」等においては,公的機関よりも町内会・自治体やその他の地縁活動が重視されている(第1一特一9図)。

(女性が活動に際して抱える問題点は,「時間・情報」 の不足)

一方で、ボランティア活動を行う際に様々な困難や問題点を感じている人も多い。前出の「勤労者のボランティア活動に関する意識調査」により、活動者が感じている問題点をみると、男女ともに、「時間がない」との答えが最も多くなっており、さらに、女性は、「情報がない」、「今はボランティアよりも優先すべきことがある」と答えた人の割合も男性を上回っている(第1一特一10図)。その他、「自分の周囲でボランティア活動を行っている人がいない」、「自分に適した団体がみつからない」等についても女性の回答が男性を上回っており、時間や情報等を十分に得られていない状況がうかがえる。



(固定的役割分担意識)

女性が地域において能力を十分に発揮するためには、男性を含む地域社会全体の理解と協力が不可欠であるが、地域における女性の活躍を妨げる要因として、いまだに「世帯や組織の代表は男性」に代表される固定的な役割分担意識が存在することが考えられる。

固定的役割分担意識については、「夫は外で働き、 妻は家庭を守るべきである」という考え方について、 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」の結果を みると、平成4年以降、「反対」、「どちらかといえ ば反対」と回答する人の割合は増加傾向にあり、19 年には半数を超えている(第1一特—11図)。

地方公共団体について、国と同様の問いを設けて 意識調査を行っている都県をみると、「反対」、「ど ちらかといえば反対」の割合が6割を超える県があ る一方で、4割を下回る県もあり、ばらつきがみら れることが分かる(第1一特一12図)。 地域において女性が活躍するための基盤を築くためには、こうした固定的役割分担意識を克服することが不可欠である。

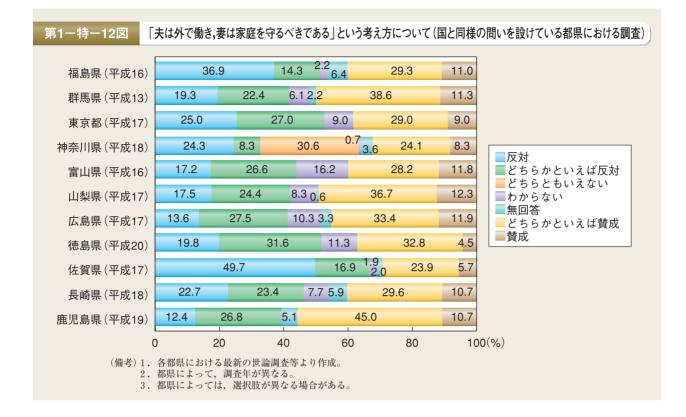
(2) 地域における活動の実態

(全体的に低い地域活動への参加率)

一方,地域における活動への実際の参加状況についてみてみると,男女問わず決して高い水準とはいえない。

前出の「国民生活選好度調査」(平成18年度)により、地縁型の地域活動への参加状況をみると、例えば、町内会、自治会への参加は、男女とも半数以上が参加していない。また、まちづくり等特定の分野のNPO活動等のボランティア・市民活動については、さらに参加率が低くなり、約8割の人が「参加していない」と答えている(第1一特一13図)。







(「子育て・介護」,「まちづくり」,「環境保護」で活発な女性のボランティア活動)

実際にボランティア活動を行っている人の割合を性別・年代別にみると、女性は男性と比較して高齢者を除くほとんどの年代で高くなっている(第1-特-14図)。

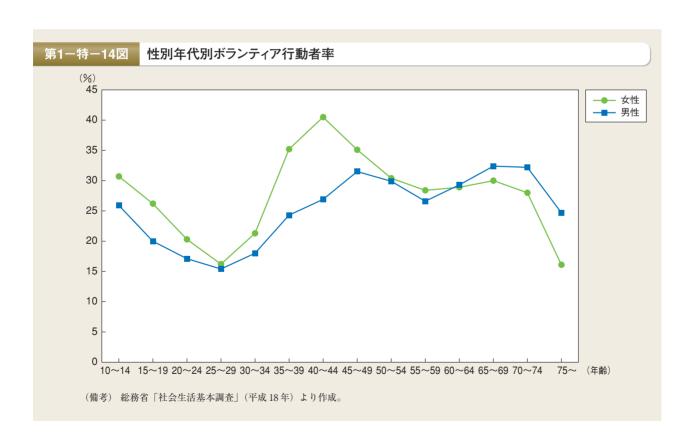
分野別にみると、行動者率については、男女ともに「まちづくりのための活動」が最も多くなっており、また、「子どもを対象とした活動」、「高齢者を対象とした活動」については女性が男性と比較して多くなっている(第1一特-15図)。年代別にみると、特に、行動者率で大きく男性を上回っている30歳代後半から40歳代にかけての女性は、「子どもを対象とした活動」、「安全な生活のための活動」について行動者率が高くなっており、この世代の女性は子育てや生活の安全への関心が高いことが分かる(第1一特-16図)。その他、50歳代以上の年代についてみると、女性では「高齢者を対象とした活動」の行動者率が高く、男性は「まちづくりのための活

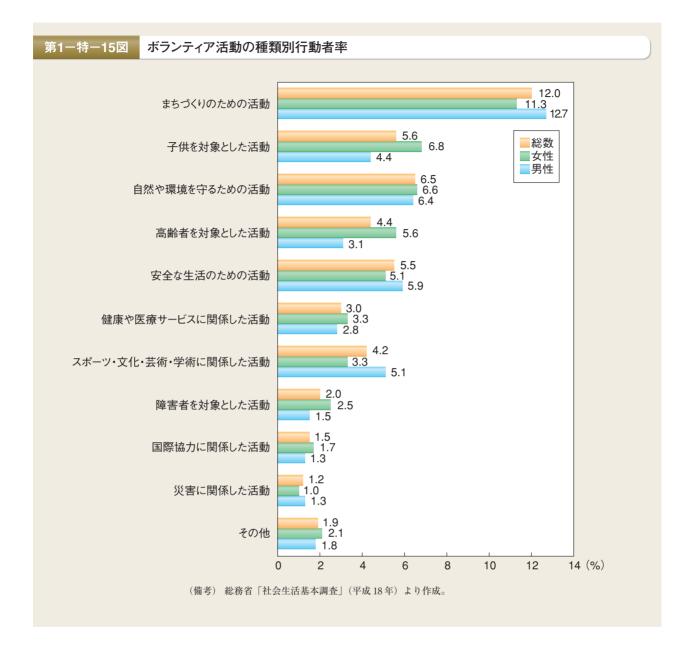
動」の行動者率が高くなっていることが特徴的である。

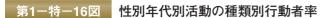
同様に平均行動日数をみると、「スポーツ、文化・芸術・学術に関係した活動」において男性が多くなっているのに対し、「自然や環境を守るための活動」において女性が多くなっている(第1一特一17図)。

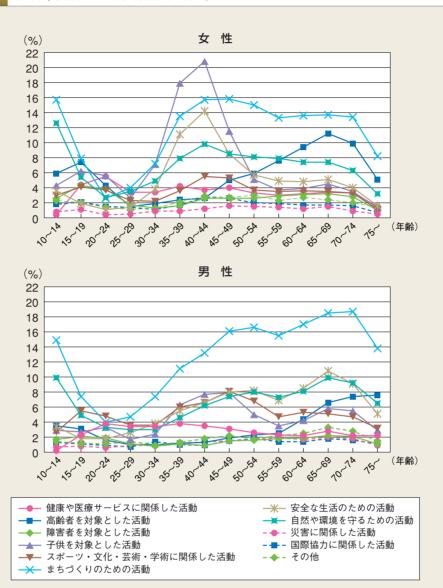
(コミュニティ・ビジネスにおける起業)

厚生労働省委託調査「コミュニティ・ビジネスにおける働き方に関する調査」(平成16年)によると、コミュニティ・ビジネス(特定非営利活動法人がサンプルの約7割を占める。)を行っている事業所運営者を対象とした調査の結果、コミュニティ・ビジネスを自ら立ち上げた者は、男性68%、女性32%となっており、自営業主の男女比(男性77%、女性23%)と比較すると女性の割合がやや高くなっている(第1一特-18図)。

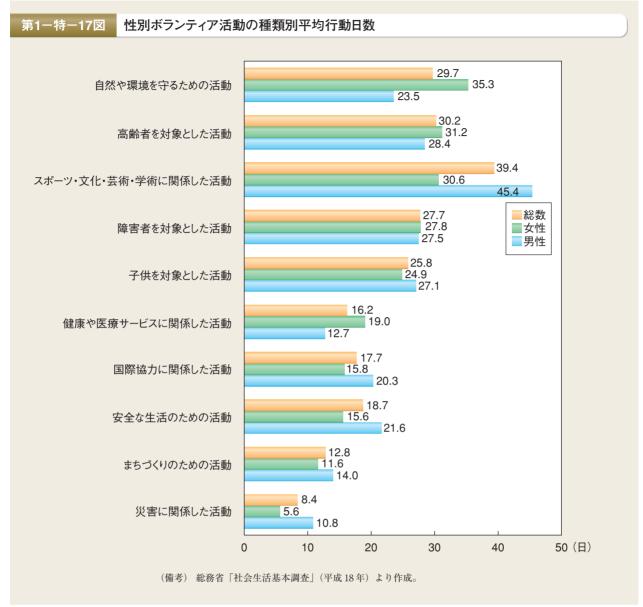


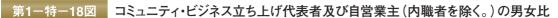


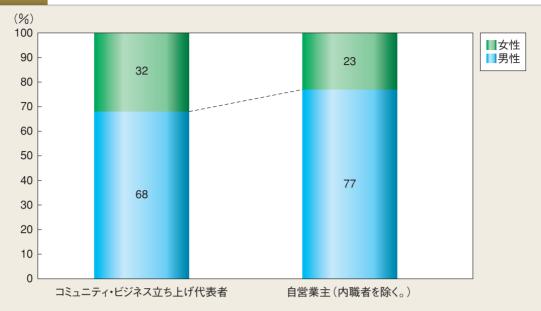




(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。







(備考) コミュニティ・ビジネス立ち上げ代表者については、厚生労働省委託調査「コミュニティ・ビジネスにおける働き方に関する調査」(平成 16 年)、自営業主(内職者を除く。)については、総務省「労働力調査」(平成 18 年)より作成。

Column

女性の起業等に対する男女共同参画センター等の支援

女性が起業等を実践し、成功させることは必ずしも容易ではない。アイデアや意欲はあっても、 事業計画や資金計画を作成した経験がない、具体的なノウハウがわからない、子育てとの両立をど うするか等、様々な課題がある。

地方公共団体や男女共同参画センター等では、女性のエンパワーメントと、起業等につなげるための支援事業を、各人の状況に応じたステップアップも考慮しつつ、様々な工夫を凝らして展開している。

● 男女共同参画センター横浜

民間企業,全国女性会館協議会,横浜市から資金の提供等の協力を得て,女性の起業支援事業を実施している。その特徴は、男女共同参画センターの総合的な支援メニューの活用,女性がITを最大限活用する,同じ目的を持つ仲間とともにスタートできることの3つである。

また、「すべての女性の可能性にチャンスを!」という考えから、経済的に困難な状況にある女性には受講料を免除している。

第1ステップ 女性起業UPルーム

気軽に立ち寄り、起業の可能性や方法について相談、パソコンによる情報検索等ができる「女性起業UPルーム」を設置。ITを活用した企業の先輩であるナビゲーターを配置し、関連情報を集めた専用ホームページを開設。

第2ステップ 起業セミナー. 交流サロン

起業入門、ビジネス設計、IT活用販促の3つのセミナーからなる「起業セミナー」を開講。自己点 検を行い、事業計画書の書き方、資金計画、マーケティング、販売促進のためのノウハウ等につい て知識・技能を修得し、行動することを目的とする。

第3ステップ 起業家たまご塾

具体的な事業プランを持つ女性に対するグループ型支援として、「起業家たまご塾」を運営。セミナー、 ワークショップ、専門相談等への参加、講師・スタッフ、塾生間の情報交換、事業プランを実際に試す デモ事業の実施、インターネットが使える塾生専門スペースの利用、広報の支援等のサポートをする。

1

起業 初年度(2007年度)3つのセミナー及びたまご塾から14名が起業し、6名が具体的に開業 準備中。

京都府・京都府男女共同参画センター

NPO等と連携して、起業、NPO活動、地域づくり活動の体系的な支援事業を府内の複数箇所で実施。

○ 女性チャレンジ相談、京都府女性の船

「女性チャレンジ相談」や「京都府女性の船」が、起 業やNPO活動等を目指す女性にとって最初の入口となる。 起業等に必要な情報提供を行う「女性チャレンジ相談」

を府男女共同参画センター及び府内の複数箇所で実施。

毎年出航する「京都府女性の船」は、地域づくりや NPO活動等に関心のある女性(約100名)を対象とし. 船中および訪問先での研修、活動団体との交流を実施。 交流とネットワークの構築を図る。



○ 起業セミナー、地域おこしセミナー

「起業セミナー」や「地域おこしセミナー」を通して、企画書・予算書、事業計画を作成しプレ ゼンテーションを行うなど、起業や地域の課題解決等に必要な知識や能力を習得。

起業を目指す女性たちの交流の場として、「交流サロンCo-Co」を毎月開催。

○ 女性チャレンジオフィス、わくわくスポット、KYOのあけぼのフェスティバル

起業を実践しつつ経営指導を受けられる女性チャレンジオフィスを、府男女共同参画センター内 のほか、商店街の空き店舗等を活用して府内2箇所に設置。

地域づくりに関心のある女性が気軽に立ち寄れる「地域女性わくわくスポット| を府内の複数箇 所に開設。地域の課題を解決するための交流や活動の拠点として、NPO等との協働により企画・運 営している。

「KYOのあけぼのフェスティバル」は、これらの事業を通じて起業や地域活動等を実践する女性 たちの活動発表の機会となっている。

起業・NPO活動、地域づくり活動等、女性の活躍により、地域力再生につなげる。 女性チャレンジオフィスの卒業生が、平成20年5月にコミュニティ・カフェをオープン。

(少ない特定非営利活動法人の女性代表者)

特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合をみると、全体では22.5%となっている (第1一特一19図)。分野別にみると、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」で女性が過半数を超えている以外は男性の方が多い。しかし、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」では女性代表者が比較的多くなっている(第1一特-20図)。

2 地域の様々な分野における女性の参画状況

ここでは、地域における様々な分野での女性の参画状況をみていく。全体に、様々な分野で活動を行っている女性の割合は増えており、その内容も多岐に渡っている。一方で、地方議会議員や自治会長等の地域リーダーは少なく、地域における様々な意思決定の過程に女性が十分に参画しているとはいえない状況になっている。

(1) 分野別の女性の活躍状況

(まちづくり・観光)

商店街等中心市街地の空洞化や地方経済の低迷等

を背景に、女性を含む市民によるまちづくりや観光 の重要性が増している。

1で見たとおり、まちづくりのための活動は、ボランティアの活動率も比較的高くなっており、魅力あるまちづくりについての女性の関心は高く、比較的その活動も活発であるといえる。

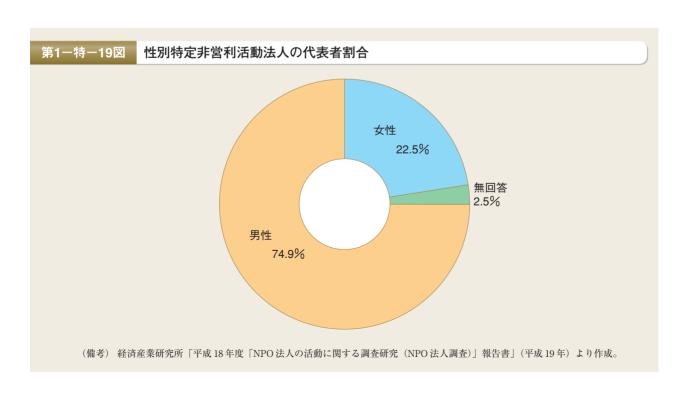
一方で、まちづくりの推進を図る活動に関する特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合は1割に満たない。

観光については、女性が積極的に活動している事例が見られるようになってきている。例えば、8人の女性が観光振興を成功に導いた実績を残している人々として「観光カリスマ」に選定されており、自身が活動するとともにその活動の取組内容や体験を伝えることで、地域の観光分野における人材育成に貢献している(第1-特-21表)。

(子育て・教育・介護)

子育てや教育,介護については,核家族化の進展 や共働き家庭の増加に伴い,家庭への支援を地域ぐ るみで行う必要性が高まっている。

これらの分野についての女性の活動の状況をみる と,1でも見たとおり,子育てについては,30歳代





後半から40歳代にかけての女性が特にボランティアの行動者率が高くなっており、この世代の女性は子育てに関心を持ち、活発に活動していることが分かる。しかし、特定非営利活動法人の代表者については、子どもの健全育成を図る活動を行う団体では、女性の数が男性を下回っている。

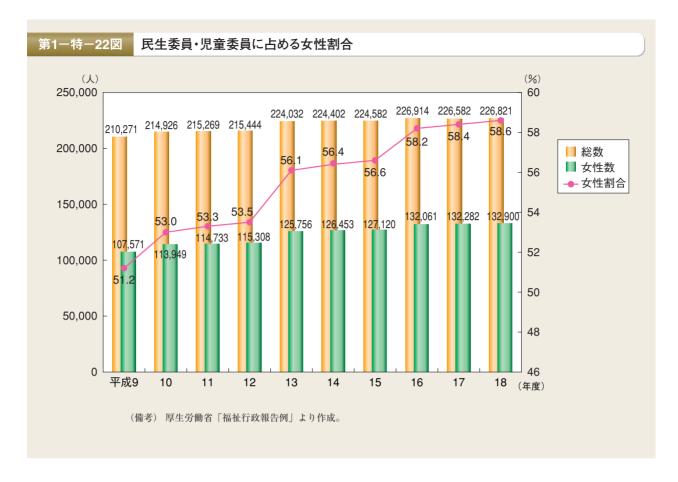
市区町村の区域内で子どもや高齢者を含む住民の 立場に立って相談に応じ,必要な援助を行うことで, 社会福祉の増進に努めるものとされている民生委 員・児童委員については、平成7年以来、女性の割合が半数を超え、18年度末においては、約22万7千人のうち58.6%を女性が占めている(第1一特-22図)。

教育分野をみると、市区町村の教育委員に占める 女性の割合は全国で27.1%(平成17年度)であり、 市区町村の教育長の女性割合は2.5%(平成17年度) である(第1一特-23図、第1一特-24図)。社会教 育に関し教育委員会に助言する社会教育委員の女性

第1-特-21表 女性観光カリスマ

氏名	<u> </u>	肩書き	所在地	カリスマ名称	取組の概要
朝廣	佳子	株式会社読売奈良ラ イフ 代表取締役兼 編集長	奈良県奈良市	「奈良らしさ」を追求し「なら燈花会」を成功に導いたカリスマ	奈良公園付近一帯を幻想的なろうそくの灯りを用いて演出する「なら燈花会」の第1回目から実行組織リーダーを務めている中心的人物。このイベントをボランティアの協力による市民主体のイベントとして地域に根付かせるとともに、多くの来訪者を呼び寄せることができる「奈良の夏の一大イベント」として成長させることに貢献し、第6回目となる 2004 (平成16) 年は期間中 (11日間) に70万人もの誘客に成功している。
有村	佳子	株式会社指宿ロイヤ ルホテル 代表取締 役	鹿児島県指宿市	「温泉・食」などオンリーワンの地域資源を生かした観光のカリスマ	鹿児島の主要観光地である指宿で、浸食傾向にある"砂浜"の再生に、自らが砂浜をつくる会の会長となり、地域一体となって取り組むとともに、天然砂むし温泉や地元の豊かな食材など、鹿児島が誇るオンリーワンの地域資源を活用し、それに運動を組み合わせた、「食・運動」をキーワードとする新たな観光振興の展開を図ろうと日々奔走している。
渋谷	文枝	農家レストラン経営	宮城県加美町	伝統食によるアメニティ創出 のカリスマ	農村食文化の女性起業家として,自ら経営する農家レストランにおいて,アイガモ農法による有機米や自家野菜を使用した地域の伝統食を提供するなどスローフードを実践するとともに,農村発の食アメニティを県内外へ積極的に情報発信し,農村女性起業家のモデルとして都市農村交流を通じた地域の活性化に貢献している。
田中	#6 U.	神戸フィルムオフィス 代表	兵庫県神戸市	映像による地域振興・観光隆 盛のカリスマ	欧米, アジアなどのフィルムコミッショナーやエンターテイメント産業への自身の幅広いネットワークを活かしながら国内外のロケを積極的に誘致し, 併せて映像制作の経験の豊かさを活かしたフィルムコミッション活動を推進し, 神戸の街の「映像による」観光振興に尽力している。
塚越	裕子	群馬女将の会 会長 伊香保温泉郷 塚越 屋七兵衛 代表取締 役社長	群馬県渋川市	旅館・ホテルに活気を取り戻 す女将カリスマ	少子高齢化や旅行形態の多様化が進展する中で、旅人を受け入れる旅館・ホテルを女性の力で魅力あるものにするため、抜群のリーダーシップで『群馬女将の会』を発足させ、接客サービスの向上や観光 P R 等を連携して推進し、観光客の増加と、旅館・ホテルの活気の復活に努めた。
西下は	つ代	株式会社ブルーベリー オガサ 代表取締役	静岡県菊川市	ブルーベリーを活かしてゼロ から農業を始め、「観光農園」 を創設したカリスマ	
野田	文子	内子フレッシュパーク 「からり」 取締役 「からり特産物直売所」 運営協議会 会長	愛媛県内子町	農産物販売の実践による都市 住民との「食」と「農」の交 流カリスマ	都市と農村との交流拠点「からり」の取締役、農村女性 起業家のモデルとして多方面で活躍。 ※詳細は第2節(事例5)参照
松場:	登美	株式会社石見銀山生 活文化研究所 取締 役所長 石見地域デザイン計 画研究会 会長	島根県大田市	わらしベカリスマ	石見銀山の生活文化を発信し、観光客の増加に貢献。 ※詳細は第2節(事例1)参照

(備考) 国土交通省ウェブサイトより作成。

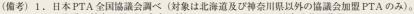












20

16.1

2. 北海道,神奈川県 (政令市以外) についてはそれぞれ地方公共団体調べ。

13.1

15

10.1

10

徳島県

香川県

愛媛県

高知県

福岡県

佐賀県 長崎県

熊本県

大分県 宮崎県

鹿児島県

沖縄県

計

0

6.5

6.3

6.1

5.6

7.2

2.6

3.9

4.1

3.2

3.2

5

3. 北海道(政令市以外)は平成19年3月現在、神奈川県(政令市以外)は19年5月現在、その他は20年2月現在の数値。

30

25

45

50 (%)

の割合は増加傾向にあり、既に3割に達している (第1-特-25図)。一方、小・中学校のPTA会長に ついては、全国で10.1% (平成19年) にとどまって おり、また、都道府県ごとにばらつきがみられる (第1-特-26図)。

(農山漁村)

農林水産業は、地域に根ざした産業であり、女性のエンパワーメント」・社会参画が特に求められる分野である。また、食の安全・安心への意識が高まる中、食育等を含め、農山漁村における女性の活躍は今後ますます期待される。

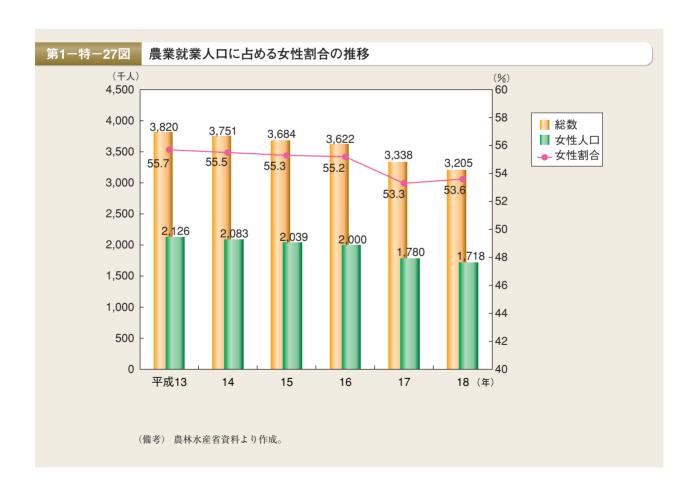
農業就業人口に占める女性の割合は、過半に達しており、農業のみならず地域活動においても重要な役割を果たしている(第1-特-27図)。

また、農業分野に関連した女性の起業も近年増加 しており、グループ経営、個人経営を併せると、平 成17年度には9,000件を超えている(**第1-特-28** 図)。

しかし、一方で、農業委員に占める女性の割合は 増加しているものの、4.2%と低い水準にとどまっ ている(第1-特-29図)。

農業協同組合,漁業協同組合,森林組合の役員に 占める女性の割合も,それぞれ全国で1.9%,0.3%, 0.3%と低い水準にとどまっている。

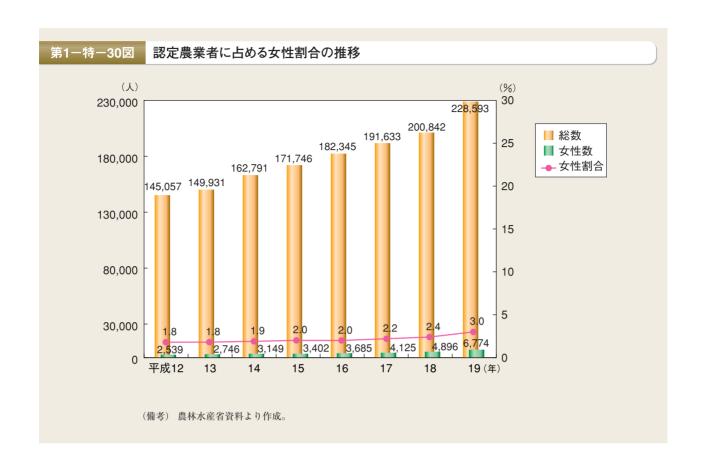
また、農業経営改善計画の市町村認定を受け、様々な支援を受ける認定農業者については、平成15年より、共同経営者である女性農業者等も、経営主とともに認定農業者になる道が開かれたことにより増加しているものの、女性の単独申請を含めた認定農業者に占める女性の割合は3.0%と低水準にとどまっている(第1一特-30図)。



1個人として、そして/あるいは集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。







(防災・防犯)

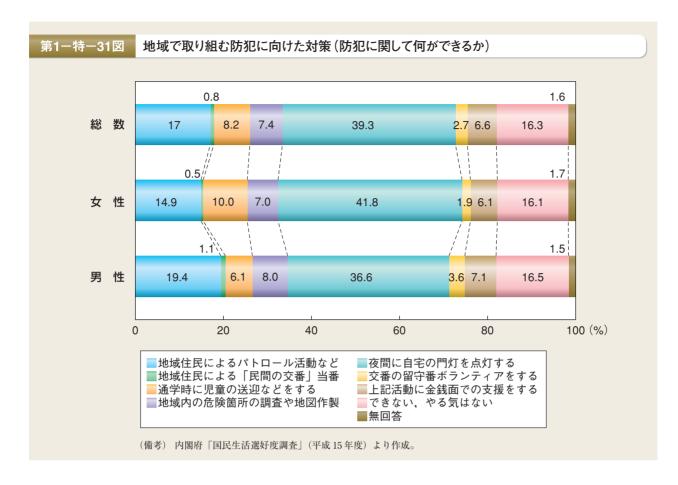
防災や防犯等の安全確保は、日ごろからの地域のつながりが重要な機能を果たすため、こうした問題を男女共同参画の視点から見直すことは、体制強化にもつながり、危険を軽減する上でも重要である。

この分野の担い手としての女性の意識は高い。例えば、内閣府「国民生活選好度調査」(平成15年度)により防犯に関して、女性の意識をみると、自分にできることがあると感じている女性の割合は合計で82.2%と高水準となっている(第1一特-31図)。対策の内訳をみると、「地域住民によるパトロール活動など」については男性が多くなっているが、「通学時に児童の送迎などをする」、「夜間に自宅の門灯を点灯する」については女性が多くなっており、防犯という分野の中でも地域で果たすべき様々な機能があり、女性に期待される場面は多いことが分かる。

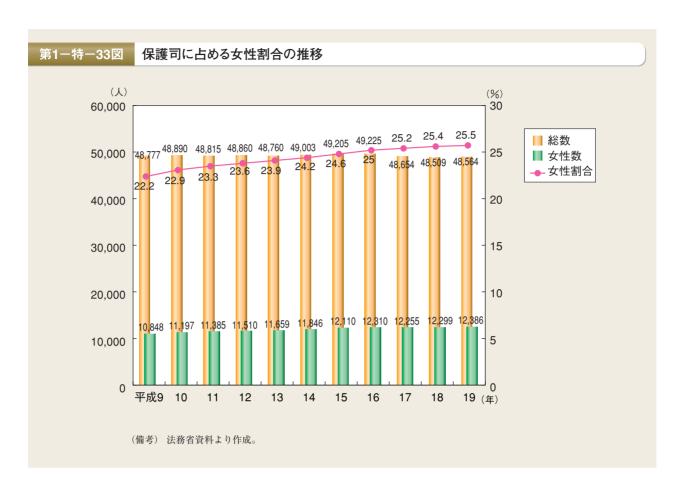
防災・防犯分野の女性の参画状況をみると、地域 社会における非行や犯罪の予防活動の役割も担い、 犯罪をした人や非行のある少年に対して、通常の社 会生活を行わせながら、その円滑な社会復帰のために指導・監督を行う保護観察官の割合については全体の約5分の1、また、保護観察官とともに働く保護司については、全体の約4分の1を女性が占めている(第1一特-32図、第1一特-33図)。

また,防災に関する知識や技術を習得し,火災発生時における消火活動,大規模災害発生時における救助・救出活動,警戒巡視,避難誘導,災害防ぎょ活動などに従事する消防団員は,総数が減少しているのに対し,消防庁による女性消防団員の入団促進についての通知を受けた地方公共団体による広報活動等により,女性団員は増え続けており,全体に占める割合は1.7%(平成19年)と低水準ながらも,ここ10年で倍増している(第1-特-34図)。

一方で、防災分野の意思決定過程への女性の参画 は進んでいるとはいえない。例えば、内閣府調査 (平成20年1月)によると、各地方公共団体におけ る災害対策に関する計画、情報収集、災害応急対応 に関わる機関の調整を行う都道府県防災会議の議員









に占める女性の割合は、全国で2.8%と低い。

(環境)

環境問題に取り組む際には、リサイクルを始めと して生活者の視点から興味・関心を抱く場合も多 く、1でみたとおり、環境については、女性の関心 も高い分野である。

また、ボランティア活動の種類別活動日数では、 自然や環境を守る活動について女性が男性より多く なっているなど、女性が熱心に活動していることが 分かる(第1一特-17図(前掲))。

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言など(環境カウンセリング)を行う人材として登録されている環境カウンセラーについては、全国で、平成8年度8.9%、19年度13.6%と増加傾向にあり、水準的には高いとはいえないものの、環境分野への女性の関心の高まりを示唆している(第

1-特-35図)。

(2) 横断的分野において活躍する女性の現状

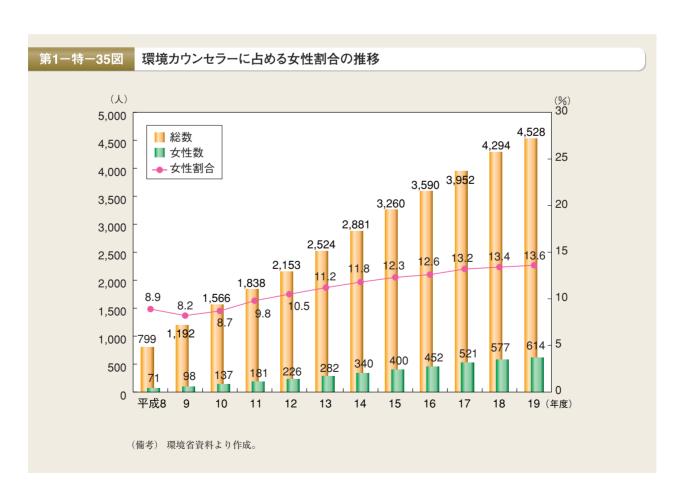
次に、分野横断的に活躍する女性の状況をみると、 特に、地域のリーダーなど政策・方針決定過程への女 性の参画は総じて遅れているといえる。

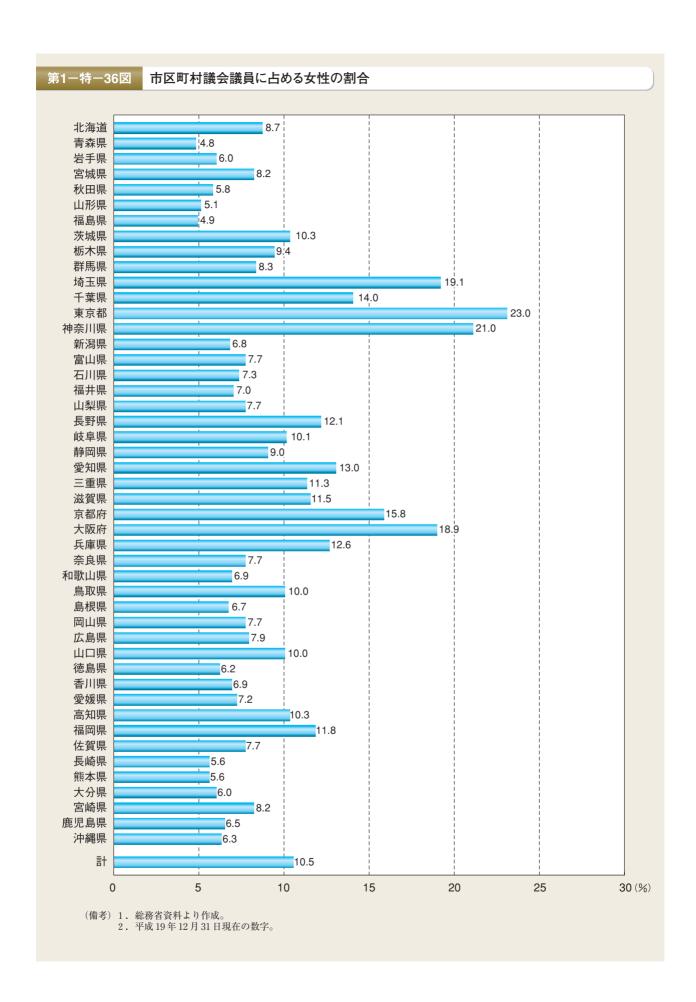
(政治・行政におけるリーダー)

市区町村の首長や,市区町村議会議員に占める女性の割合は低く,平成19年末現在,それぞれ全国で0.9%、10.5%となっている(第1-特-36図)。

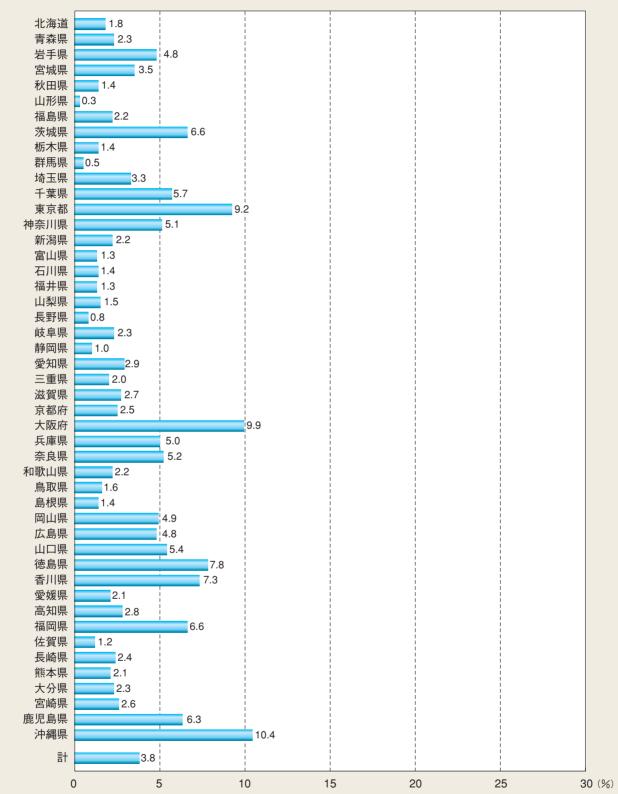
(地縁型の地域活動)

さらに、住民により身近な地縁活動の主体である 自治会をみても、その代表に占める女性の割合は、 わずか3.8%となっている。都道府県別にみると、 1割を超える県もある一方で1%に満たない県も複 数あり、地域によって格差があることが分かる(第 1一特-37図)。





自治会長に占める女性の割合 第1一特一37図 北海道 1.8 青森県 2.3



- (備考) 1. 内閣府資料より作成。 2. 調査時点は、原則として平成19年4月1日現在であるが、自治体の事情により時点が違うことがある。
 - 3. 回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載。

(行政相談委員・民事調停委員・人権擁護委員)

一方,行政サービスに関する苦情,行政の仕組や手続に関する相談などを受け付け,その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行う行政相談委員については,総務省が,委託替えの際に市町村に女性候補者の推薦を積極的に依頼したこともあり,年々女性の割合が増加しており,平成19年には3分の1を超えている(第1一特一38図)。

その他,民事調停委員に占める女性の割合も近年 増加しており、平成19年現在2割近くを女性が占め ている (第1-特-39図)。

講演会や座談会を開催し、法務局の人権相談所に加えて、市町村役場、公民館等の公共施設、デパート等で開設する特設相談所などで地域住民からの人権相談を受けるなど、国民の基本的人権を守るための様々な活動を行っている人権擁護委員については、法務省が、委嘱替えの際に市町村に女性候補者の推薦を依頼したこともあり、平成19年1月1日現在、約1万3千人のうち40%以上を女性が占めており、その割合も年々増加している(第1一特一40図)。







第2節 女性が中心となって切り開く地域の可能性 一実践的活動から進化する男女共同参画—

本節では、地域において女性が主導し、中心となって活躍する具体的な活動事例を取り上げながら、これらの事例から共通して浮かび上がってくる特徴をまとめ、次に、女性が主導する地域活動が今後重要性を増してくる理由について考察する。

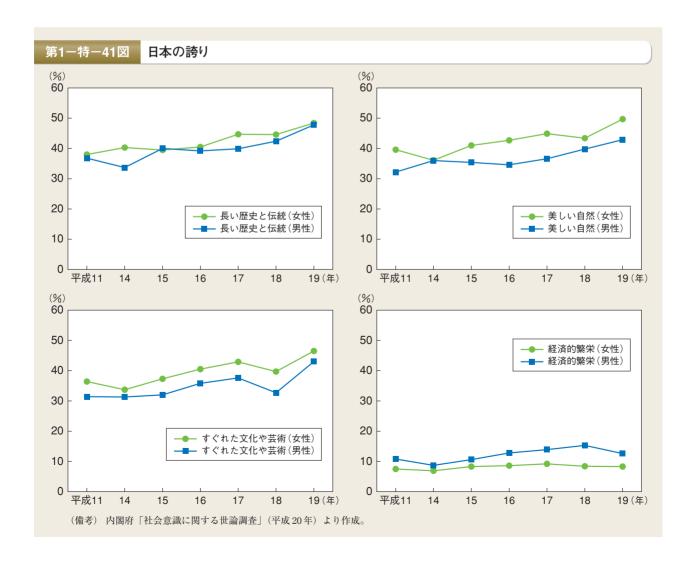
(原動力は身近なものを大切にし、育てていこうという気持ち)

女性が中心的な役割を果たす地域活動の原動力となり、活動継続の推進力となっているのは、自らが主体となって、身近なものや人々を支え、大切にし、育てていかなければならないという強い思いであることが多い。

第一に、地域に伝わる伝統や生活文化、或いは身近な環境を守り、継承していこうとする気持ちが活動の原動力となっている場合も多い。内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成20年)によると、日本の国や国民について、誇りに思うことはどんなことかという問いに対し、「美しい自然」、「長い歴史と伝統」、「すぐれた文化や芸術」については、女性が男性を上回っている(第1一特-41図)。

例えば、特定非営利活動法人納川の会(事例1) の活動は、石見地域の生活資源の魅力や豊かさを地 元の住民や外部の人々に伝えたいという強い思いが きっかけとなっている。

また、認定特定非営利活動法人緑と水の連絡会議 (事例2)は、農薬の空中散布が地域の環境や地域 に住む人々の健康に与える影響についての危機意識 から活動を開始している。



第二に、身近な人々を支え、育てていこうという 気持ちから、活動を展開している事例も多い。高齢 者や障害者の福祉や子育てに対する支援に関する活 動への参加意欲は女性の方が高い(第1-特-9図 (前掲))。

例えば、(**事例3**)は、代表者が自らの出産の経験から、地域ぐるみで子育てを行う必要性を強く痛感したことが活動のきっかけになっている。

事例1

地域の生活文化づくりという夢の共有が結実 (まちづくり・観光)

特定非営利活動法人 納川の会(島根県)

■ 活動内容

石見地域の生活文化の魅力を発信するため、女性のためのフォーラム「鄙のヒナまつり」開催、 古民家の再生、地域の生活文化を活かした服飾ブランドや工芸品づくり、地域住民との触れ合い交流イベント等幅広い活動を実施。

■ 活動の経緯・特徴

平成元年,石見地域の生活資源の魅力や豊かさを地元住民や外部の人々に伝えたいという地域への想いから、女性が中心となり、石見銀山生活文化研究所・石見地域デザイン計画研究会として活動を開始。その後、夢を共有する人々が、異業種ネットワークを形成し、そこが核となって様々なイベントや取組がなされた。その後、平成15年に特定非営利活動法人となった。

「それぞれの夢を大切にし、個人が光り、その結果、町も光る」という発想からそれぞれの持つ「夢」を共有し、それに向けて人々が協力・協働していくことによって、個性豊かで魅力的な活動を作り出している。

さらに、地域の古くからある生活文化を素材として、石見銀山という土地に根付いたライフスタイルを発信することにより、資源を活かした地域活性化事業では、地元行政や外部の専門家集団、ボランティア等との協働による活動を行っており、他女性団体との連携や情報交換等も活発に行われている。

本地域は、近年世界遺産として登録され、観光客も増加しているが、流行に流されることなく、作り手の価値観や美意識を伝えたいという姿勢が利用者に評価されている。

■ 活動の効果

地域資源を活かしたユニークなビジネス展開や地元 住民との一体的な生活文化づくりが定着した結果,外 部からの認知度も向上し,口コミ等で広がった企画を 目的にやってくる観光客も増えてきた。

また、このような取組を通じ、地元住民、特に女性 や若者が、自分たちの地域の生活文化を見直す契機と なり、それが町の活性化・ふるさと意識の向上につな がった。



地道な環境保護活動により女性に注目と期待(環境)

認定特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議(島根県)

■ 活動内容

三瓶山に広がる草原を、牛の放牧を活用する等により、人と自然の共生の中で保全していく取組や、保全活動を通じて子どもたちへの環境教育体験などを実施。また、ドラム缶を利用した炭火焼による地域おこし、バイオマスエネルギー事業の実証研究等も実施。

■活動の経緯・特徴

平成4年,地域での農薬空中散布の実施計画に環境や健康上問題があるという問題意識から,地域の環境を保全するための活動を開始した。初期の活動は女性が中心であり,当初は,女性だからという偏見もあった。しかし,一方で草原の保全活動や森林の下草刈りなどを地道に実践してきた実績が徐々に理解され,代表は女性であるが,現在では男性のメンバーも多い。15年には特定非営利活動法人化,18年には中国四国地域では初めて認定特定非営利活動法人格も取得し,活動の領域も広がっている。

人の手が加わってこそ守られる草原・里山等の二次的自然の環境保全は、人と自然の双方からアプローチすることが必要であり、本事例においては、農林水産業を通じた環境保全、人々の環境意識の向上や、農村部と受益者である都市部との交流といった幅広い取組に広がりをもっている。

■活動の効果

ボランティアや行政を巻き込んだ活動により、環境のみならず、農業や教育とその活動の幅が広がってきている。人と自然が共生しつつ自然景観を活用する取組は、環境活動のみならず、農業関係者からも注目されるようになっている。各種表彰も数多い。

また,活動実績を示すことで,地域住民の女性に対する意識が変化し,女性の活動に対して期待されるようになった。



事例3

地域ぐるみで子育で支援(子育で)

特定非営利活動法人 わははネット(香川県)

活動内容

地域ぐるみの子育てを実現するため、日曜パパひろば、子連れ父ちゃんはじめてのおつかいプロジェクト等、父親の育児への意識啓発のイベントや、結婚前の若者たちを対象に、小さな子どものいる家庭へホームスティ事業等を実施するなど、新しい子育て支援企画を多数実施。

■活動の経緯・特徴

代表者が出産した際、親同士が同じ悩みを話し合う場を持つことの必要性や地元に密着した育児情報の収集の難しさを痛感し、平成10年に育児サークルから発展させる形で会を発足させた。

翌年に香川県内初の育児情報誌「おやこDEわはは」を 母親達の手で作成、販売したところ、好評となり、発行 部数を大幅に増やしてフリーペーパー化した。

平成14年に、特定非営利活動法人わははネットとして

香川県より認証を受け、その後、坂出市、高松市の委託により地元の商店街に、親子の憩いの広場「わははひろば」を開設、様々な事業を展開している。

平成15年には、携帯電話を活用した子育で情報配信サービス「わははメール」事業を開始した他、 子育で当事者の目線で「子育で応援タクシー」事業を企画、実施している。

さらに、平成17年には、地元企業と子育てに優しいマンションの在り方について検討し、「子育 て応援マンション 建築の企画に携わっている。



情報発信を通じて地域の子育て支援に大きく貢献しているほか、様々な主体と協働した事業を展開することにより、企業等を含め、地域全体の育児支援への関心が向上するなどの効果がみられている。

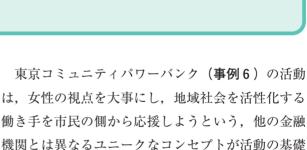
となっている。

(身近な地域や生活に密着した視点と柔軟な発想に 基づく活動)

女性が中心的役割を果たす地域活動は、身近なものに根ざし地域や生活に密着した生活者・消費者の視点、そして、既成概念やこれまでのやり方を変える柔軟な発想に優れているものが多い。こうした地域や生活に密着した視点と柔軟な発想が基礎となって、地域の身近な課題の解決につながったり、地域のニーズに合った活動が展開されている。

例えば、豊見城市ウージ染め協同組合(**事例 4**) の活動は、サトウキビを利用した染物という斬新な アイディアから発した活動である。

からり農産物直売所(**事例5**)は、地域の資源である農産物を、消費者に直接販売することでそのニーズを汲み取ることができ、それを更に生産面に活かすなど、生産者にも消費者にも有益となっている。



特定非営利活動法人トイボックススマイルファクトリー(事例7)の活動は、「いい大学に入って、いい会社に入る」ための教育の在り方に疑問を感じたことに端を発し、特定非営利活動法人と行政との連携・協働の下、緊急相談は365日24時間対応、施設内での活動や出席日数は在籍校での出席日数に反映するなど、新しい発想による教育活動の展開につながっている。

自立した女性たちの職業意識が地域ブランドを確立 (まちづくり・観光)

豊見城市ウージ染め協同組合(沖縄県豊見城市)

■ 活動内容

沖縄特産サトウキビの茎や葉、穂を原料として抽出された色素を染料(ウージ染め)として利用し、服地や工芸品など各種の商品開発を実施。

■活動の経緯・特徴

活動は、平成元年の豊見城商工会による地域小規模事業活性化推進事業のアイディア募集に数人の地元女性が参加したことをきっかけに始まった。その後、メンバーが、地元自治体や関係機関の応援を受け、先染め、後染め等の講習会の開催によって技術者を育成し、6年に協同組合を設立し、現在ではウージ染めの技術を通して職業として安定した収入を確保したいという意識を持った女性達の団体となっている。

特産品としてサトウキビを使ったアイディアは秀逸であり、現代的な色合いと伝統的な色合いが 調和した色彩は人気が高い。技術的には勉強段階であることを意識しながらも、現在、市場の二一 ズを取り入れ、仲間同士が厳しく評価しデザイン開発や商品開発、後継者育成を進めており、技術 を磨き合っている。

サトウキビ生産業者や染色業、デザインや商品開発の専門家との勉強会を中心とした交流活動、 地元行政や商工会やJA等関係団体とのネットワークを強化している。これまでに国内の多くの都市 で商品展示販売会も開催されている。

ウージ染めが単なる趣味の集まりではなく、職業意識を持った女性達の強い結束によって自主的 に運営されていること、そうした活動に行政など他の主体が賛同し、応援していることが活動を継 続している一つの背景である。

■ 活動の効果

サトウキビを利用した染め物というアイディアが、 様々な工夫を経て、沖縄ブランドとして認知されるまで になった。

また、サトウキビを使った染め物という斬新なアイディアは、サトウキビを利用した多くの特産品が生み出されるきっかけとなっている。

さらに, ウージ染めに携わることが, 自立する女性の 新たな職業として意識された。



地元の生産物を活かした「食」と「農」との交流による農村の活性化(農林水産)

からり農産物直売所(愛媛県内子町)

■ 活動内容

第三セクター「内子フレッシュパークからり」の中の 直売所(からり農産物直売所)において、会員が自ら栽 培した農作物を直接、消費者に販売。

■ 活動の経緯・特徴

地域の主要産業である農業は、葉タバコや果樹が中心であったが、消費者ニーズの変化、国内外の産地の競合等や高齢化と様々な課題を抱えており、農地や集落の存続自体が危うい状況であった。



このような背景の下、平成6年、内子町の支援により、前身となる特産物直売所がオープンし、さらに、8年には、農産物直売所、レストラン、農産加工場、情報センター、農村公園が一体となった複合施設である内子フレッシュパークからりの中核施設として、からり特産物直売所が誕生した。現在、同直売所の会員は、6割以上が女性である。

直接消費者に販売することは、農家にとっても、消費者のニーズの把握が可能になること、農家の工夫がそのまま消費者に認められ成果につながることが、会員の意欲を引き出す要因となっている。

■ 活動の効果

従来の単作経営から消費者のニーズにあわせた少量多品目栽培や有機農業などの高付加価値化を行うなどにより、売上げが増加した。さらに、地域の農産物という身近な資源を活かした内子町の本事例は、全国からの関心も高く多くの視察者が訪れるようになった。また、知名度も向上し、客数は50万人を超え、近年では県外からの利用客が増加しているなど、地域の経済に大きな影響を与えている。

また、農家の女性が販売に携わることによって、女性が自ら管理する金銭ができ、家族に気兼ねなく旅行にいくことができるようになるなど女性の経済的な自立にも効果があった。

生活機能づくりのための市民事業融資により地域社会を改善 (市民活動支援)

東京コミュニティパワーバンク(東京都)

活動内容

市民による事業を応援し、新しい市民社会を創るために、市民自身が出資し、低金利・無担保で、自分たちの住む地域の福祉や環境保全といった社会的な事業への融資を実施。

■ 活動の経緯・特徴

平成15年に生活クラブ生協の組合員が中心となって、市民の多様な発意を地域づくりに活かそうとしたことがきっかけとなった。

40年前、生活クラブ生協を設立した当初は食を重視した社会変革の活動が中心であったが、水の安全性等環境についても関心を持ち、さらには男性中心の地域づくりへ疑問を持ったことから、女性の視点から地域社会を改善していこうとする活動に拡大していった。

さらに、そうした事業を通じ、地域社会づくりを進めるためには、事業を進める人達を経済的に バックアップすることが必要であると考え、「出資する人と融資を受ける人が共同で作り上げる」、 出資する人も融資する人も「まちの作り手」として地域社会に貢献するための機能として、会員制 による市民事業融資団体「東京コミュニティパワーバンク」の設立に至った。なお、代表者は女性である。

現在会員数は約570人(個人会員及び団体会員)で、平成16年から融資を開始し、これまでに12の事業に融資してきた。

会員制を採用しているのは、会員同士の助け合いという協同組合の考えに基づいている。地域社会への貢献という活動の方向性が確立され、課題解決に向けて地域の人々と認識を共有している。

融資制度としては海外の事例を参考に、資金を提供する側が資金の使われ方や金利までも自由に 選択できる仕組みづくりと、社会貢献への市民意識の向上を目指そうとしている。

こうした活動が期待されている背景としては、地域社会を活性化する働き手を市民の側から応援 しようとする理念、地域社会を大事にしたいという女性たちの働きに周囲が賛同し、様々な面で応 援していることが大きい。



■ 活動の効果

従来、融資の受けづらい財政基盤の弱いNPO等の地域コミュニティの活性化等の取組に対し、資金的な援助が可能となるといった直接的な効果の他、営利的活動を行っている一般金融機関との差別化を明確にすることで、行政や市民に対して新たな市民金融の在り方を問題提起するきっかけとなっている。

新しい発想による「がっこう」作り(教育)

特定非営利活動法人 トイボックススマイルファクトリー (大阪府)

活動内容

池田市の委託を受け、「池田市立山の家」という施設において、不登校・いじめ・ひきこもり・発達障害等様々な困難な状況を抱えた子どものための新しい「がっこう」を開設し、サポート活動を行っている。

■活動の経緯・特徴

代表者(女性)が、「いい大学に入って、いい会社に入る」ための教育の在り方に疑問を感じたことに端を発し、特定非営利活動法人を設立した。

市からの委託という全国でも珍しい形で、既存の教育の枠におさまらない子ども達のための新しい「がっこう」

作りをスタートし、不登校、ひきこもり、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の 発達障害等、子どもを取り巻く様々な困難な状況に関する相談活動を行っている。

緊急相談は365日24時間対応し、施設内(「がっこう」)での活動や出席日数を在籍校での出席日数に反映させる等の連携により、新しい発想による教育活動を展開している。

また, 私立高校と提携してスマイルファクトリーハイスクールを開校し, 高校卒業資格取得を可能にするなど, 様々な主体との連携・協働の下, 活動の幅を広げている。

■活動の効果

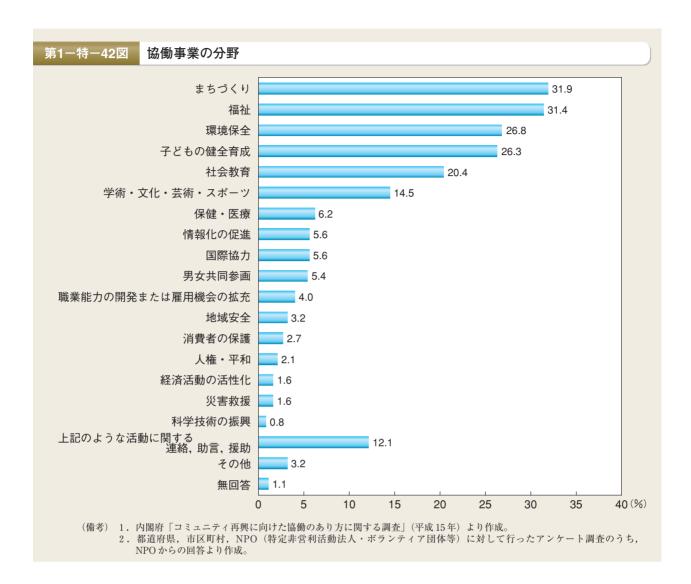
「子どもだけでなく、親も笑顔にするためのサポート活動」が評判を呼び、「池田市立山の家」においては、年間5,000件以上の相談やスクーリングが行われており、その件数は年々増加している。代表者は、その教育理念や活動内容により、各種講演会や雑誌、マスコミ等で取り上げられており、教育者としてだけでなく、社会起業家としても評価されている。

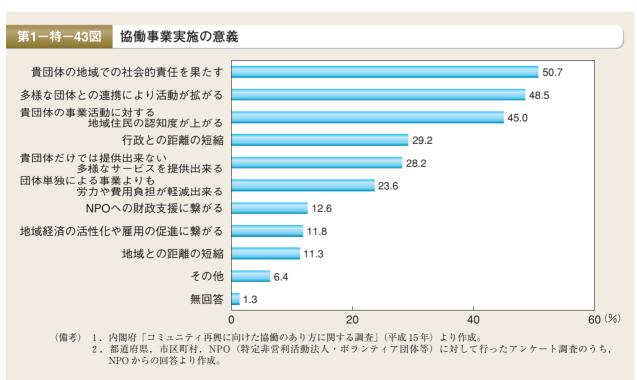
(緩やかなつながりによる柔軟な活動の展開と調整 能力の優れた「連携・協働型」リーダーシップ)

女性が中心となって活躍する地域活動においては、女性がネットワークの核となって地域の多様な主体と連携・協働しながら活動を展開していることが多い。例えば、行政、地域団体やNPO等の団体、異なる世代の個人を緩やかにつなぎ、それぞれの得意分野を活かしつつ、多様な視点を取り入れながら活動を展開していることが多い(第1一特-42図)。

このような緩やかなつながりを活かし、多様な主

体と効果的、効率的に連携・協働するためには、一般的な組織におけるリーダーシップとは異なり、対等な主体間をつなぐリーダーシップが求められる。 具体的には、多様な主体が活動の目的や意義などについて意識を共有し、その下に結束できるよう、活動の理念を明確に打ち出すリーダーシップときめ細かなコミュニケーション能力が必要とされる。加えて、それぞれの得意分野を活かす活動を展開するためには、その時々のニーズに応じることができるような、高い調整能力と的確で柔軟な対応能力が求め





られる。

緩やかなつながりは、一つの課題の解決にとどまらず、様々な課題の解決に応用可能であり、活動の幅もそれに応じて広がってくる(第1一特-43図)。

桑折町女性団体連絡協議会(事例8)の活動は、 町や県等行政、商工会、自治会などと連携・協働す ることにより、まちづくりに関する様々な活動を展 開している。

特定非営利活動法人納川の会(事例1(前掲))は、地元の行政、女性団体、外部の専門家、学生などのボランティア等をつなぐネットワークを基盤とし、それぞれの役割分担を明確にしながら、活動を継続している。

綾の自然と文化を考える会(事例9)の活動は、 代表者が活動の核となって、町や県、森林管理局等 の行政、地域の自然保護団体等市民団体、地域に住 む人々と連携・協働して、照葉樹林を保護し、生活 文化を育むためのプロジェクトを推進している。

八島おかみさん会 (事例10) の活動は、様々な分野で活動する28団体や地域に住む人々と連携しながら、地元の特徴を活かしたお土産の開発や空き店舗を利用した事業等を実施し、商店街の活性化を図っている。

防火活動から発した大利根町婦人防火クラブ(事 例11)の活動は、行政や地域内の住民との世代を 超えた交流、他地域との交流を通じ、防火活動以外 の美化活動等に発展している。

事例8

女性のネットワークが住みよいまちづくりに貢献 (まちづくり・観光)

桑折町女性団体連絡協議会(福島県桑折町)

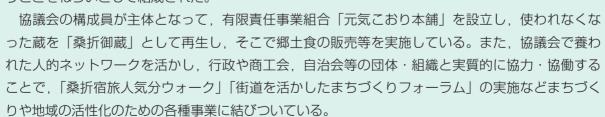
■ 活動内容

女性が議員や町長の役を務める町議会を模擬的に 行う女性模擬議会の開催や男女共同参画センターと 連携・協働した各種男女共同参画に関する取組のほか、イベント等の地域おこしに関する取組について も行政や商工会等各種団体と連携して実施。

■活動の経緯・特徴

平成9年,連合婦人会が発起人となり,桑折町の女性団体(10団体)が一堂に会し,主体的に学び実践

に移すこと、ひいては町振興・活性化につながり、より安心して暮らせる住みよいまちづくりを行うことをねらいとして結成された。



協議会が行うこのような活動が、地域の男女共同参画意識の醸成に貢献している。



■活動の効果

桑折町の持つ「蔵」などの観光資源に着目することにより、「蔵を活かしたまちづくり」「街道を活かしたまちづくり」といったテーマでの様々な動きが生み出され、町が活性化している。こういった取組は、各種マスメディア等の注目を集めるようになってきた。

また、このような活動を行政や商工会等と協働する中で住民の男女共同参画意識が高まったほか、活動メンバーの中から2人が町議会議員に当選するなど、女性の政策・方針決定過程への参画が進んだ。

事例9

照葉樹林と有機農業の里づくり(環境)

綾の自然と文化を考える会・オーガニックごうだ(宮崎県綾町)

■ 活動内容

代表は、食育に関する強い思いから、有機農業により栽培された野菜を利用したレストラン経営を行う一方、環境保全型農業を活かしたまちづくりへの取組や地元の照葉樹林を守り世界遺産とするための諸活動を実施。

■ 活動の経緯・特徴

会の代表(女性)が、平成5年に農業を開始、9年には、有機農業による野菜づくりを食育に活かすべく自作の野菜によるレストラン経営(オーガニックごうだ)を開始。また、自然に対する関心から、巨大鉄塔から樹林を守る運動を通じて、現在の、世界遺産とするための活動に発展していった。

このような食育や環境保全に関する代表の活動を核として、これに共感する人々が様々な活動を 行うようになった。こういった活動が、行政、地域の自然保護団体や人々と連携して、照葉樹林と 有機農業を核としたまちづくりに関する様々な取組(照葉樹林文化シンポジウム、九州地産地消推 進シンポジウムの開催、綾川流域照葉樹林帯保護・復元プロジェクトなど)が生まれている基盤と なっている。

■ 活動の効果

代表者のオーガニックへのこだわりや自然保護活動が町全体に波及し、それが照葉樹林と有機農業による里づくりとして実を結んでいる。こういった取組は、住民だけでなく全国からも支持されており、自然を活かしたまちづくりの成功事例として多くのメディアからも注目されるとともに観光客数も増加している。



交流と連携によって動き始めた商店街(まちおこし・観光)

八島おかみさん会(京都府舞鶴市)

■ 活動内容

八島商店街活性化のため、閉店時間の延長、ベンチの設置など消費者の声に応える取組や、地元の特徴を活かした「赤れんが倉庫群キーホルダー」等の開発、また、空き店舗を利用した事業などを実施。



■ 活動の経緯・特徴

八島商店街は,東舞鶴の中心商店街の一つであるが,大型店の出店やショッピングセンターの郊外出店等が相次ぎ,客足が遠のき,空き店舗が増えていった。

そのような中、平成3年に浅草おかみさん会の活動に触発され、「ダメでもともと、とりあえずやってみよう。お金は後からついてくる」の精神で創設した。

上記活動内容に掲げたもの以外にも、舞鶴市内の商店、施設等を掲載したタウンガイドの作成(3回)や、イベントなどでの舞鶴PR活動、地元の商店街事業への協力など、まちの賑わいづくりを積極的に実施しているが、特に、平成17年に開設した「八島いっぷく亭」は、空き店舗を活用し、素人のシェフが、日替わりでランチを提供するというユニークなものである。

■ 活動の効果

おかみさん会の活動により商店街の一体感が生まれ、商店街が活気付いた。特にいっぷく亭は、 各種マスメディアに取り上げられ、市外からの客も増加し、通りが活気付いた。

また、シェフ同士、シェフと客、シェフと商店主、客と商店主などの新たな人と人との交流など も活発になり地域によい影響を与えている。

事例11

多様な主体との連携により火災ゼロを維持(防災)

大利根町婦人防火クラブ(埼玉県大利根町)

■ 活動内容

防災・防火活動については、防火訓練だけでなく、防災の面で子どもへの防災教育、火の用心のパンフレットを家庭に配布するなどのきめ細かな防火活動等を行う他、家庭訪問と併せて一人暮らし高齢者のケアなども実施。

活動の経緯・特徴

防災・防火活動は昭和22年のキャサリン台風以後,地域の防災意識が高まったのがきっかけとなり、農村地域の女性達が中心となって、スタートした。

活動の初期段階では女性は話合いにもあまり参加できなかったが、地域内の男性の働き手も少なくなり、従来から家事等で火を扱うことが多かった女性を中心に防火意識が高まり、女性中心の防火活動を行うようになった。

現在では、女性約90人の組織となっており、参加している世代構成は20歳代の若手から70歳代までと幅広い。



特色の一つは, 防災・防火活動にとどまらず, 地域に密着したメリットを生かし, 地域の福祉活動や美化活動を併せて実施している点である。また, 行政や他地区との交流も活発である。

■ 活動の効果

地域全体の防火への意識が高まっているほか、防火という同一目的による地域間の交流や世代間も含めた住民同士の触れ合いができており、地区内の火災件数は、活動開始以来ゼロを維持している。

また、地区内在住の世代を超えた女性同士の交流として、防火活動以外にも、美化活動やその他の活動を展開している。

(意識を変える,行動を変える,人を育てる活動)

女性が主導する地域に密着した活動は、人々の意識を変え、行動を変え、そうした過程を通じて人々を育成する。地域に根ざした地道な活動を継続することによって、男女共同参画に関する意識、地域の伝統や環境を守る意識、子育てに関する意識等が地域に浸透していく。そうした意識の変革は、人々の行動に変化をもたらす。

例えば、男女共同参画意識の浸透は、家族等を含め、周囲に活動の意義を認めさせ、それに携わる人々を支援するという行動を生み、それが更なる活動を生み出す。特に、身近な地域で世代間の交流が深まることにより、異なる世代間の相互理解が進み、幅広い影響をもたらす。加えて、実践的活動を通じて女性が力をつけ、政策・方針決定過程への参画が拡大されるという人材育成機能は重要である。前述したように、ボランティア活動の目的を「自分自身の成長のため」と考える女性は多い(第1一特-5図(前掲))。実践的活動に携わった人々の中の一部は、地方議会議員や審議会委員、農業委員等、地域における政策・方針決定過程に参画している。

例えば、女性農業機械オペレーターグループ「グリーンズ」(事例12)の活動は、「男性が機械に乗って女性はその横で補助的な作業を行う」という従来の農業のイメージを変え、新たな農業の可能性を引き出した。

絵本コミュニティKURABU (事例13) は、保育園、保健センター、小学校、高齢者施設、病院等、多くの地元の施設と連携し、活動を展開することによって、世代を超えて、地域における子育てや文化活動の重要性についての認識を深め、地域に住む人々の子育てや文化活動に対する姿勢を積極的にするという効果をもたらしている。

特定非営利活動法人スペースふう (事例14) の活動は、イベントの際に大量に出る使い捨て食器のごみの山に対する問題意識から端を発し、使い捨て食器の代わりとなるレンタル食器の提供等を通じ、地元住民の環境意識や文化意識の向上に役立っている。

桑折町女性団体連絡協議会(事例8(前掲))や 特定非営利活動法人スペースふう(事例14(前掲)) は、町議会議長や議員を輩出している。

女性の活躍が地域の農業のイメージを一変(農林水産・食育)

女性農業機械オペレーターグループ「グリーンズ」(福岡県苅田町)

活動内容

女性8名が、農耕用大型特殊免許や農業機械士の資格を取得し、 農作業の受託や各種農産物の栽培を実施している。また保育園 児への農業体験(野菜づくり)や小学生への食育活動や地域の イベント活動への参加なども実施。



■ 活動の経緯・特徴

苅田町は、農業や漁業が近代工業化の中で大きく地位を後退させた地域である。高度経済成長期以後、農業就業人口や農地が減少する中、第2種兼業農家が増加し、男性が農業を行うのは休日のみとなった。

一方、農業機械を使った作業だけは男性中心となっていた。そのような地域性と背景の下、行政からの提案で女性の農業機械の免許に関する講習会が設けられたことがきっかけとなり、大型特殊免許等の資格を持つ女性たちが、「地域農業における女性の地位向上」を目的とした本組織を設立。

休耕田を利用して農作物を生産し、高齢農業者などが管理できなくなった圃場を中心に、農作業を受託するなど、自主財源を確保しながら、女性が主体となって農業を担う一つのモデルとして、また地域農業における女性の地位向上を通じての男女共同参画の推進に大きな役割を果たしている。

また, グリーンズで紫芋を栽培し, 町内の和洋菓子店では提供された紫芋を原料に「きんつば」, 「ようかん」等を製造し, 好評を得ている。将来的には, グリーンズを主体とした農産物の加工所や, 物産直売所の運営も視野に入れている。

JAや行政担当者との連携を行っており、特に行政の理解と支援は会にとっての支えとなっている。

■活動の効果

細やかな心遣いのある作業が好評となり、地域住民からの農作業受託も広がりをみせており、農業従事者が減少する中、農地の保全ひいては地域の農業振興に大きく貢献している。

また、食育活動により子どもたちが朝食をとるようになったという効果もあった。

さらに、農業は女性にも適した職業であるとの認識に立つ活動により、地元住民の意識変革が進み、「男性が機械に乗って女性はその横で補助的作業を行う」という従来の農業のイメージが変わってきている。

絵本を通じた子育でと世代間交流(子育で・介護)

絵本コミュニティKURABU(北海道)

■ 活動内容

保育園、保健センター、小学校、高齢者施設、障害者施設・フリースクール、家庭文庫などで絵本の読み聞かせを行うほか、読み聞かせボランティアのための勉強会を開催。また、一般の人たちも集めてフォーラムを開催したり、目が不自由な方たちのために絵本を点訳したり、絵本で語る平和のイベントや親子で絵本を作る講座を開催。

■ 活動の経緯・特徴

「絵本の読み聞かせに触れて育った子どもは人の話をきちんと聞ける子どもになり、また想像力も豊かになる」という信念の下、絵本の読み聞かせなど絵本に関する活動をしているボランティア同士の交流がきっかけとなり、平成15年に設立した。現在、会員数は80名以上となり、事務局のある札幌市以外にも活動範囲が広がっている。なお、会の代表及び会員の約8割は女性である。

保育園等の施設とは密接に連携を図っており、施設の側と読み聞かせのボランティアで情報の共有を図っている。また、活動参加者のそれぞれの興味のある分野ごと(点字、手作り絵本、紙芝居など)に意見交換のできる分科会(交流会)を行なっており、より深い自己研鑽が可能となっている。

■活動の効果

絵本の読み聞かせを通して親と子どもが向き合い、地域での 読書活動が活発になった。

また、文化活動への関心、地域の世代間交流が深まるとともに、地域の子育てへの気運が高まっている。



事例14

レンタル食器で住民の環境意識が向上(環境)

特定非営利活動法人 スペースふう (山梨県増穂町)

■ 活動内容

ごみを削減し、地域の環境保全を図るため、イベント等の飲食に使用される使い捨て食器の代わりとなるレンタル食器(リユース食器)を提供する環境コミュニティ・ビジネスを展開。

■活動の経緯・特徴

平成11年に環境問題に関心をもつ女性が集まって、古着や牛乳パックの回収などを行う任意団体「ふう」を設立。その後、イベントの際に大量に出る使い捨て食器のごみの山に問題意識を持ち、15年からレンタル食器の事業を開始した。

運営は、ボランティアに頼るだけでなく、活動に見合った報酬と経営の安定に注意をし、安定的に仕事を受注できる体制づくりに努めている。また、関係団体8団体による「ふうネット」を組織し、他地域での同事業の展開とノウハウの伝授も行っている。

サッカーの試合等各種イベント時におけるリユース食器 のレンタル事業は,高く評価されており,マスコミ等にも

取り上げられているほか、経済産業省の環境コミュニティ・ビジネス事業として採択されている。

■活動の効果

本団体は、リユース食器に関するネットワークの拠点として、他の市民団体に支援を行うことにより、その取組が、山梨県内のみならず他地域にも波及しつつある。

また、地元住民の環境意識の向上につながった。

なお、理事長、副理事長が町議会議長、町議会議員となった。

(活動の成果や活動に対する積極的な評価による活動の持続性,発展性)

活動やその成果が周囲から認められ、評価され、 メディアに取り上げられ、行政等から表彰、後援等 を受ける。このような活動に対する積極的な評価が 活動を持続させ、活性化し、更なる活動の発展をも たらす。

例えば、銀山温泉の女将会(事例15)の活動によって、日本の伝統美を見直そうというリピーターも増え、観光客の増加という好影響を地域に与え、メディアで取り上げられる機会も増えた。これが、観光地としての魅力づくりにつながる更なる活動を

生むという好循環をもたらしている。

綾の自然と文化を考える会(事例8(前掲))の活動は、全国から視察団が訪れたり、イベントが開催されたり、集客力を持った町へと変貌を遂げ、経済的にも好影響を与えており、更なる活動の展開につながっている。

杉並区馬橋地区ご近所付き合い広目隊(事例16)については、地域の空き巣やひったくりが大幅に減少し、そのことから他地域からも注目されるようになり、空き巣に狙われた町というイメージの払拭につながった。また、平成19年に警視総監賞を受賞したことも活動の推進力になったと考えられる。

事例15

外国出身者を中心とした女将達による日本の伝統美の追求 (まちづくり・観光)

銀山温泉の女将会(山形県)

■ 活動内容

橋のごみ拾いや花を植えるなどの温泉街の美化活動や観光イベントへの参加,研修会等を行うほか、温泉組合等と連携し、銀山温泉のまちづくりに参画。

■ 活動の経緯・特徴

旅館同士のコミュニケーションを図ろうと、代表の外国出身の女将が、平成8年に他の女将を加え 3人でスタートしたのが設立のきっかけである。現在は当該女将を含む旅館女将など女性約10名で 活動している。

橋のごみ拾いや花を植えるなどの美化活動や観光マップづくりなど身近なところから魅力ある観光地づくりを実施してきた。

さらに、平成13年からは、温泉旅館関係者を主体とした「湯のまちづくり委員会」が発足。女将会は、同委員会や温泉組合等との連携・協働の下、「おもてなしの心で魅力的な温泉まち」「日本一浴衣の似合う温泉街」を目指し、ハード(車両乗り入れの制限や電線地中化など)・ソフト面(研修会など)からの取組に参画している。

女将会では、周辺地域の歴史や文化の勉強会を開催するなど、自らも伝統文化の良さの理解を深める自己研鑽をすることで、単にハードのみに頼らない銀山温泉ならではの魅力の発揮に貢献している。

また、女将会が、日々の業務の忙しさの傍らでこうした連携ができている要因として、一人ひとりの女将が楽しんで仕事をしていること、啓発し合っていることが挙げられる。

■活動の効果

日本の伝統を活かした温泉まちづくりは、観光客、特に銀山温泉ならではの伝統美、おもてなしの心に惹かれたリピーターや外国人観光客が増えるなど地域の活性化に好影響を与えている。

事例16

町ぐるみの防犯活動で空き巣が激減(防災・防犯)

杉並区馬橋地区ご近所付き合い広目隊(東京都杉並区)

■ 活動内容

蛍光色の目立つユニフォームであいさつをしながら練り歩く「あいさつパトロール」など毎日パトロールを行うほか、ごみ拾いなどの環境美化活動等を実施。

■ 活動の経緯・特徴

「東京でも有数の空き巣に狙われた町」の汚名を払拭するために立ち上がったボランティア団体である。平成15年、テレビ取材協力をきっかけに、住民の自主的な防犯パトロール活動を発足、「ご近所付き合い広目隊」が結成された。

毎日の防犯パトロールを継続することが一番の効果につながるとの認識の下,活動を行っている。 パトロールに参加するボランティアは,女性が多く,若い世代にも積極的に勧誘している。

特に、犯行の手口や対策などの情報をチラシにして狙われやすいアパートの住民に周知するなど警察や区との「三位一体」による連携により、最新の情報をもとにした効果的な活動を行っている。

また、もちつき大会、お花見会やバザー等の地域に根ざした行事等を積極的に開催・参加しているのも特色で、毎日実施するパトロールとあいまって、住民の参加・認知度は高い。

このような活動を継続して行うことが、「ご近所」同士の信頼関係の醸成につながり、それが町ぐるみで防犯意識を高めるという好循環を生み出している。

■活動の効果

本隊の活動により、馬橋地区の空き巣、ひったくりは激減し、ついに空き巣ゼロを記録した。その後も空き巣の数はごくわずかで、「空き巣に狙われた町」というイメージは払拭され、平成19年には「警視総監賞」を受賞した。

さらに、このような取組のユニークさと実績が、他地域における地域の防犯活動のモデルとして全国的に注目されている。

また、ご近所が顔見知りになったり、近所付き合いや世代間の交流が深まるなど住民同士のつながりの強化にも効果があった。



第3節 女性が中心的役割を果たす 地域活動の重要性

これまで地域における女性の活躍の現状,女性が中心となって活躍する地域活動の特徴をみてきた。ここでは、今後の地域の変化に伴う、女性が中心となって活躍する活動の重要性の高まりについて述べ、そのような活動が進化するためのポイントと行政に求められる役割について考察する。

(地域をめぐる急速な変化)

人口減少,少子高齢化の進展,産業構造の変化, 人々のライフスタイルの変化等の中で,人々にとって身近な暮らしの場である地域は急速に変わってきている。経済的,社会的活力の低下や産業力の低下といった課題を抱える地域も多くなってきている一方,近隣との関係,世代間の交流といった人々のつながりが希薄化し,従来はこうしたつながりが担ってきた互いに助け合い,安心・安全な暮らしを守り,人を育てる機能が失われつつある。

(女性が中心的役割を果たす地域活動の重要性の高まり)

地域において、こうした変化が今後一層進展することが見込まれる中、地域が抱える様々な課題を解決し、豊かで持続可能性のある社会を構築していくために、女性が中心となって活躍する地域活動の重要性は今後ますます高まると考えられる。そのように考えられる主な理由として、次の三点を挙げることができる。

第一に、このような活動は、地域の実情に合致した主体的な取組であるということである。地域は様々な課題を抱えているが、地域の多様化が進む中、その課題は地域によって一様ではない。それぞれの地域に根ざし、その実情・ニーズに的確にきめ細かに対応した地域の主体的な取組でないと、取組の効果は限定的なものにとどまってしまうだろう。その意味で、地域の女性自身から発した、身近なものを大切にし、育てていこうという気持ちと身近な地域や生活に密着した視点に基づく、主体的な活動の展開は、地域の課題解決にとって重要な意義がある。

第二に,多様な主体や新しい視点を活かすことが できるということである。女性が中心となって展開 する地域活動は、地域に根ざした多様な主体を緩やかにつなぐことによって、それぞれの強みの活用や新しい視点の導入を図る。これによって、これまで十分に活かされていなかった力を活かし、これまで気付かなかった新しい視点や発想を活かすことができる。新しい視点や発想は、地域の新しい魅力や可能性を発見することに役立つ。こうした緩やかなつながりは、希薄化した地域のつながりを再生し、その機能を回復する。きめ細かなコミュニケーションは、こうした緩やかなつながりを持続させ、発展させる。

第三に、波及効果や浸透効果が大きいということである。女性が中心的な役割を果たして実践する地域活動は、地域に根ざした地道に日々継続して実践される活動である。こうした地域に根ざした地道に取組の蓄積は、容易に変わることが難しい意識の変革をもたらし、そして、人々の行動を変え、大きな波及効果や浸透効果を地域にもたらす。地域活動によって育成された人材が、更なる活動を展開する。場合によっては、そうした人材が政策・方針決定の場に参画することにより、政策や方針の決定を通じて、地域により大きな波及効果を創出する。こうした波及効果や浸透効果は、地域に幅広く着実な変化をもたらし、地域の抱える課題を解決し、地域を支える大きな力となる。

(女性が中心的役割を果たす地域活動が進化するための5つのポイント)

女性が中心的役割を果たす地域活動が、持続し、様々な成果を地域にもたらし、更なる活動を展開し、 進化を遂げていくためのポイントとして次の五点を 挙げることができる。

第一に、多様な主体の参画を確保し、緩やかなネットワークを形成・持続することである。地域団体、NPO、行政等多様な組織・団体、異なる世代の個人等、多様な主体の参画を確保し、ネットワークを形成し、持続させることによって、それぞれの主体の強みを活かし、新しい視点・発想を活かす

ことができる。そうした強みや新しい視点・発想の活用があいまって大きな広がりを持った活動に結実していく。まさにダイバーシティの価値を活かすことができるのである。そうした各主体の強みや新しい視点・発想は新たな活動を生み、更なる活動展開につながる。地域における一つの課題の解決にとどまらず、別の課題の解決へと活動の幅も広がる。

第二に、中心的役割を果たす女性にコミュニケーション能力や調整能力に富んだ新しい「連携・協働」型のリーダーシップがあることである。第一のポイントである、多様な主体の参画の確保や緩やかなネットワークの形成・持続のためには、多様で対等な主体間をつなぐ新しい型のリーダーシップが中心的役割を果たす女性に求められる。具体的には、多様な主体が活動の目的や意義等について意識を共有し、その下に結束できるよう、活動の理念を明確に打ち出すきめ細かなコミュニケーション能力に加えて、その時々のニーズに応じて各主体の強みを活かす高い調整能力や的確で柔軟な対応能力が求められる。

第三に、意識改革・行動改革である。活動によって意識が変わり、行動が変わり、それが新たな活動の展開につながる。例えば、家族の意識が変わることによって、中心的な役割を果たす女性の活動を家族が積極的にサポートするようになることや、ネットワークを構成する主体が、活動の意義を認識し、「世帯や組織の代表は男性」といった固定的役割分担意識等これまで持っていた意識を変え、それに伴って行動を変え、それが新たな活動展開へとつながるといったことが考えられる。

第四に、人材育成の好循環を創出していくことである。実際に活動に携わることを通じて、人々が力をつけ、その人々が更なる活動を展開するという好循環を生み出す。例えば、活動に携わったことで、第二のポイントであるコミュニケーション能力や調整能力に富んだ新しい型のリーダーシップを身に付け、それによって、活動の核となる役割を担うようになる。活動に携わった人々の中から、地方議会議員や審議会委員、農業委員等、地域における政策・

方針決定過程に参画する人が育ち,政策・方針決定 過程において活躍し,それが新たな活動の展開につ ながるケースもある。

第五に、活動の成果や活動に対する積極的な評価である。活動が成果を生み出し、活動に携わる人々がその成果を実感することでやりがいや楽しみを見いだし、更なる活動を展開する。或いは、活動に対して各方面から積極的な評価を受けることにより、携わる人々が活動の意義を改めて見直し、モチベーションを上げることで、活動が持続し、活性化され、更なる活動の展開につながる。

(行政に求められる様々な支援)

こうした活動が進化するためのポイントに加え、 行政にも女性が中心となって活躍する地域活動について支援するため、次のような役割が求められる。

第一に、地域に活力をもたらし、地域の課題の解決につながるような女性が主導する地域活動に対して、行政は様々な形で支援していくことが求められる。

具体的には、女性が中心となって活躍する地域に 根ざした取組について、多様な主体をつなぐネット ワークのコーディネートの役割を担ったり、多様な 主体に対し交流の場を提供したり、ネットワーク形 成に資する情報を提供したりする。

行政が地域の課題や地域に住む人々のニーズについての情報を提供したり、その活動に関連する専門家を活動現場に派遣したりすることにより、より地域のニーズに合った活動とし、また、活動を強化する。意識啓発や広報を実施することで活動によってもたらされる意識改革の波及効果を更に大きなものとする。

行政が地域に活力をもたらし、地域の課題の解決 につながるような実践的な研修や講習を行うことに より、こうした地域の活動に携わる人材を育成して いく。また、育成した人材に対して、政策・方針決 定過程への参画等、様々な機会を付与していく。

加えて,活動の価値を行政が積極的に認め,評価し、活動主体に様々な機会を付与していくことも重

要である。例えば、表彰をしたり、後援を行ったり、 活動内容を広報誌やイベントで取り上げたりするこ とが考えられる。

こうした行政による様々な形での支援が活動を持続させ、刺激を与え、活動に新たな発展を創出する。

第二に、地域活動に参加しやすい環境づくりである。地域の活動に参加する意欲はあるが、情報やきっかけがないといった人々のために、情報提供やきっかけ作りを地域の実情に合わせてきめ細かく行政が行っていく必要がある。また、勤労者の多くは時間がないという理由でボランティア活動に参加できていないことから、地域活動への参加のための時間などが持てるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組も求められる。加えて、男女共同参画についての意識啓発を行政が積極的に図っていくことは地域におけるこうした活動の基盤ともなる。

(女性が中心となって展開する地域活動の今後の可能性)

身近な地域に密着した視点や柔軟な発想に基づき、地域において女性が中心となって展開する活動は、様々な成果を地域にもたらし、人々の意識を変え、行動を変え、人々を成長させ、更なる活動の展開を生む。多様な主体の強みを活かし、これまで気付かなかった新しい視点や発想を活かすことができ、地域の新しい魅力や可能性を引き出すことに役立つ。こうした地域に根ざした活動の進化は、性別や世代を超えて、すべての人々が喜びや責任を分かちつつ、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成にも資する。活力の低下、つながりの希薄化等、多くの課題が深刻化する地域において、女性が中心的役割を果たす活動は地域を活性化させ、地域の様々な課題を解決する鍵となるに違いない。

女性が主導し、緩やかなつながりの核となって展開する地域に根ざした活動は、これからの地域にとって、多くの可能性に満ちている。

Column

地域における女性の活躍への支援 ~ カンボジアの事例から~

我が国のみならず、諸外国においても、女性は、地域や国を担う存在として期待されている。 ここでは、日本のODAによりカンボジアで実施されてきたプロジェクト(「ジェンダー政策立案・制度強化支援計画技術協力プロジェクト」)における事例について紹介したい。

プロジェクト自体は多岐にわたるが、今回のコラムにおいては、そのうち、コンポンチャム州のモデル事業のうち二つを紹介する。

これは、カンボジアの女性省・州女性局と経済諸官庁・州の担当局が協働して女性の課題を分析・抽出し、それを解決するための取組をコンポンチャム州をモデル州に位置付けて実施したものであるが、いずれも、経済活動における女性の役割について光を当てることにより、地域の経済的な環境が改善し、それがひいては、地域における男女共同参画の進展についても寄与している点に着目したい。

① 市場情報の普及による農村の活性化

カンボジアにおいては、多くの女性が農業に従事しており、農産物を仲買人に売るのは、女性である。一方、女性は適切な農産物の市場価格情報を入手できないため仲買人に買いたたかれているという実態があった。このため、女性省と商業省・商業局が協働し、課題を分析した結果、農産物の市場情報を農家に流すという実証実験を行うことになった。

本事業の結果,以前のように仲買人の言い値で売るといったことはなくなったが、そういった経済的な効果のみならず、夫と売値を話し合うことを通じ、家庭内のコミュニケーションが良好になり、これが家庭内に様々な好影響を与えるなどの効果も認められた。

② 技術改良によるキャッサバ粉の品質向上

キャッサバ粉の生産においては、女性が重要な役割を果たしているものの、伝統的な手法において生産されていたため品質はあまり高くなかった。

本プロジェクトにおいては、生産の実態から課題を抽出しそれを解決するための技術を改良し、 その結果、市場ニーズを踏まえた質の高いキャッサバ粉を作ることができるようになった。

これらの検討においては、技術の改良が負担や便益の面で男女の一方に偏ることのないよう、また、重労働にならないなどの配慮を行うなどの結果、キャッサバ粉の品質向上だけでなく、女性が担うことの多い作業工程を改良し、その労働環境を改善できたという効果もあった。

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

■本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成20年4月現在、衆議院9.4%、参議院18.2%。
- ●国家公務員の管理職に占める女性の割合は、平成17年度で1.7%となお低水準。
- 国の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成19年では32.3%。女性の専門委員等の割合は13.9%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- ●地方議会における女性議員の割合はおおむね増加し、特に特別区議会では24.7%と高い。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合はおおむね増加傾向にあるがなお低く、平成19年では都道府県5.1%、政令指定都市7.7%、市区8.7%、町村8.3%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成19年では都道府県 32.6%、政令指定都市29.7%、市区26.1%、町村22.5%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- ●司法分野における女性割合は着実に増加。裁判官14.6%,検察官10.9%,弁護士13.6%。
- 新聞、放送業界における女性の参画は徐々に進展している。
- 2007年の日本のジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は93か国中54位。

第1節

国の政策・方針決定過程 への女性の参画

(国会議員に占める女性割合)

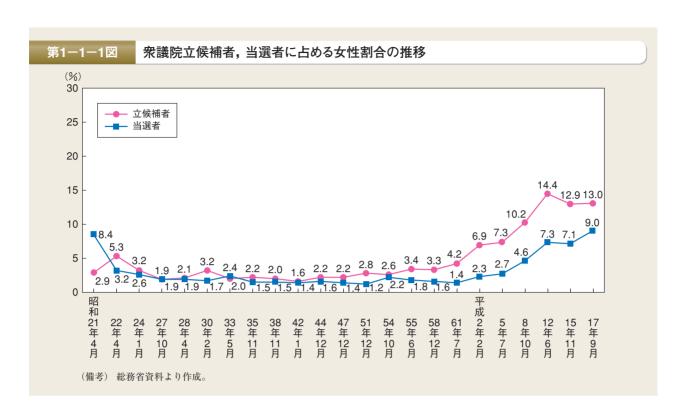
国会議員に占める女性割合について、その推移をみると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、1~2%台で推移していた。その後、平成8年(第41回選挙)に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加し、20年4月現在、9.4%(45名)となっている。

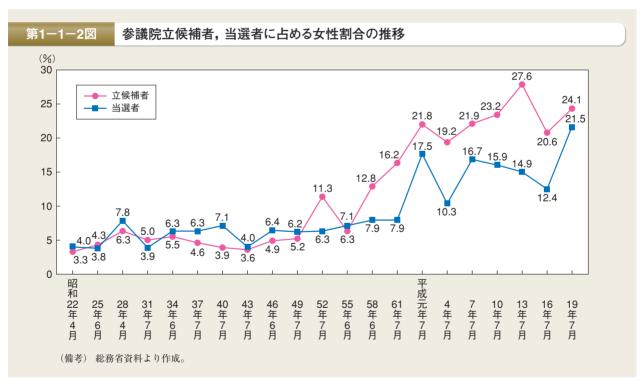
また参議院においては、昭和22年(第1回選挙) の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成20年4 月現在では18.2%(44名)となっている。

(立候補者, 当選者に占める女性割合)

衆議院における立候補者及び当選者に占める女性 割合についてみると、昭和61年以来、共に着実に増 加していたが、平成15年11月執行の総選挙では減少した。しかし、直近の平成17年9月実施の総選挙では立候補者に占める女性割合は若干増加し13.0%となり、当選者に占める女性割合は過去最高の9.0%となった。これは、一部の政党において、女性候補者を比例代表名簿上位に登載する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を行った結果などが影響していると考えられる(第1-1-1図)。

また参議院では、立候補者に占める女性割合は着 実に増加していたが、直近の平成19年7月実施の通 常選挙では24.1%となり、前回20.6%と大きく減少 した数字が回復している。当選者に占める女性割合 は近年減少傾向にあったが、19年7月執行の通常選 挙では21.5%となり、前回の12.4%から大きく増加 した(第1-1-2図)。





(国家公務員採用者に占める女性割合)

総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の 拡大等に関する取組状況等のフォローアップの実施 結果」(平成19年)によると、国家公務員採用 I 種 試験等(国家公務員採用 I 種試験、防衛庁職員採用 I種試験その他 I 種試験に準ずる試験をいう。)の 事務系区分について、平成19年度の採用者に占める 女性の割合は25.1%となっており、18年度の22.4% に比べ2.7ポイント増加した。また、国家公務員採 用 I 種試験等、Ⅱ種試験等及びⅢ種試験等の採用者



に占める女性割合は、Ⅲ種、Ⅱ種、Ⅰ種の順で高くなっており、19年度は、全試験において、前年に比べ増加している(第1-1-3図)。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

行政職俸給表(一)適用者に占める女性割合について,役職段階別にみると,それぞれ増加傾向にある。平成18年度の在職者について,役職段階別に女性割合をみると,係長級においては,女性が占める割合は16.2%であるが,役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている(第1-1-4図)。

(依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合)

本省課室長相当級2である7級以上及び指定職に

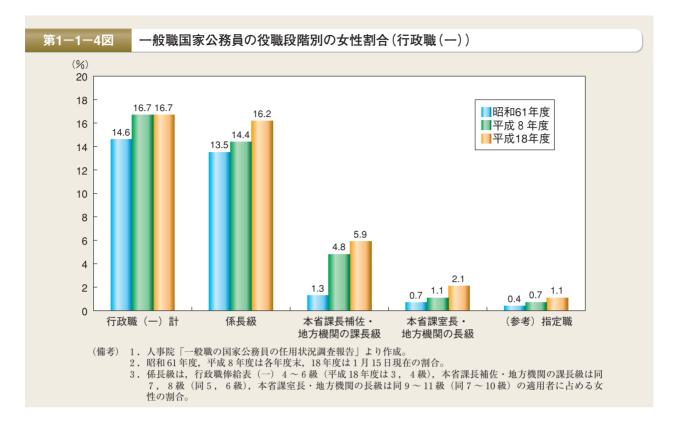
おいて女性が占める割合は、年々増加してはいるものの平成17年度において1.7%と依然低くなっており、上位の級への女性の登用が課題となっている(第1-1-5図)。

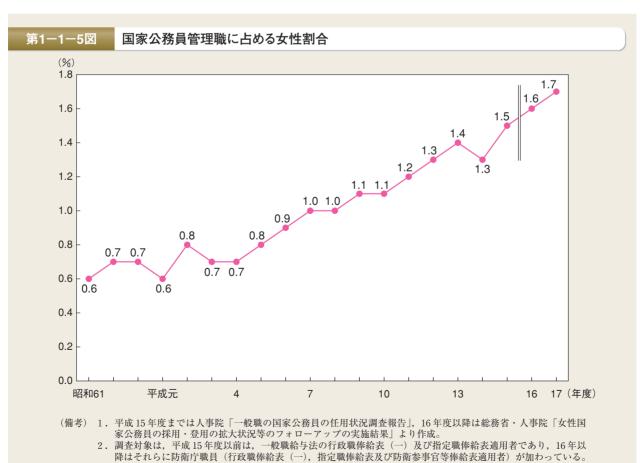
なお,本省課長補佐・地方機関の課長級である5,6級でみると,平成18年度において5.9%となっており,以前(昭和61年度1.3%)と比べて大きく増加している。

(着実に増加する国の審議会等における女性委員の 割合)

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月の男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員については、平成32(2020)年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態

² 本省課室長相当級は、平成17年度当時は行政職俸給表(一) 9 級以上、18年度からは級構成が改正され、行政職俸給表(一)の 7 級以上である。

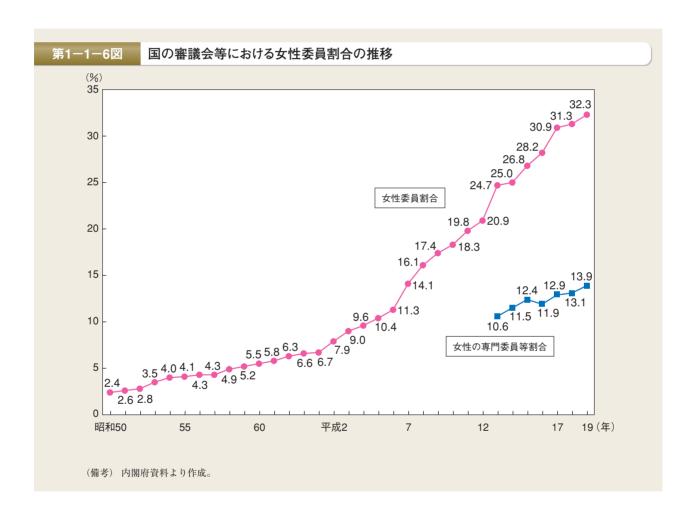




を達成するよう努め、そのための当面の目標として、 平成22 (2010) 年度末までに、女性委員の割合が少なくとも33.3%となるよう努めることとされている。また、専門委員等 (委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの) についても、平成32 (2020) 年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となるよう努め、そのための当面の目標

として, 平成22 (2010) 年度末までに20%となるよう努めることとなっている。

内閣府では、毎年定期的に、国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行っているが、平成19年9月30日現在、32.3%となっており、女性委員の割合は着実に増加している。一方、専門委員等に占める女性の割合は、13.9%にとどまっており、目標達成に向けて更なる取組が必要とされる(第1-1-6図)。



第 2 節 地方公共団体の政策・方針 決定過程への女性の参画

(大都市ほど高い地方議会における女性の割合)

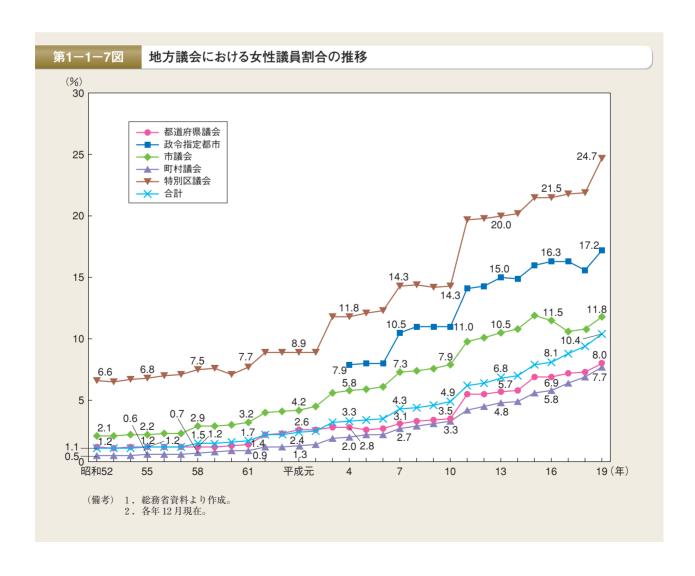
都道府県議会,市議会,町村議会,特別区議会の 女性議員の割合をみると,平成19年12月現在で,女 性議員の割合が最も高い特別区議会では24.7%,政 令指定都市の市議会は17.2%,市議会全体は11.8%, 都道府県議会は8.0%,町村議会は7.7%となっており,都市部で高く郡部で低い傾向にある(第1-1-7図)。

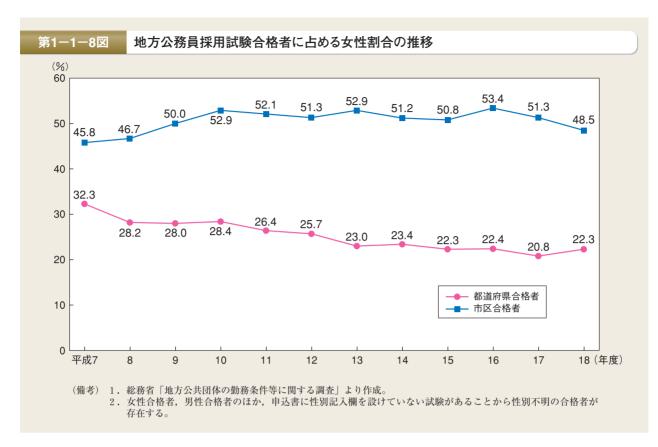
(地方公務員採用試験における女性割合)

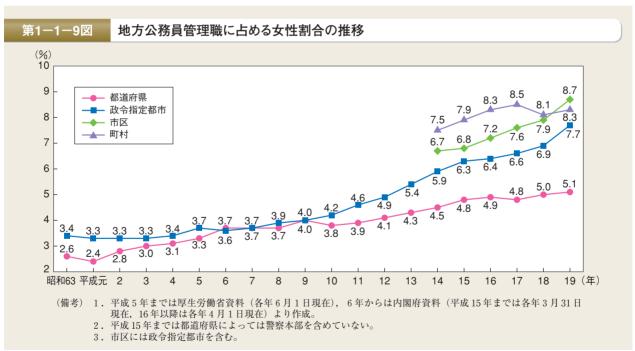
都道府県及び市区の地方公務員採用試験における 合格者に占める女性割合は、平成18年度では、都道 府県採用試験の合格者で22.3%、市区採用試験の合 格者で48.5%となっており、都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移している一方、都道府県では7年以降減少傾向にあったが、18年度は1.5ポイント回復している(第1-1-8図)。

(地方公務員管理職に占める女性割合)

地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(平成19年)によると、平成19年では、都道府県で5.1%、政令指定都市で7.7%、市区で8.7%、町村で8.3%となっている(第1-1-9図)。女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは都道府県・政令指定都市で17自治体となっている。







(着実に増加する地方公共団体の審議会等における 女性委員の割合)

審議会等の女性委員の登用について,都道府県, 政令指定都市においては目標値を掲げて女性の登用 に努めており,女性委員の割合は着実に増加してい る。平成19年では、法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における女性委員割合は、都道府県で32.6%、政令指定都市で29.7%、市区で26.1%、町村で22.5%となっている(第1-1-10図)。



第3節 様々な分野における 女性の参画

(着実に増加する司法分野における女性割合)

裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着 実に増加している。

司法試験合格者に占める女性割合は、年によって 増減があるが、平成19年度は旧司法試験については 23.0%、新司法試験については27.9%である。また、 法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である 法科大学院において女子学生の比率は約3割を占め ていることから、今後の司法分野での女性の参画拡 大が期待される(第1-1-11図)。

(農山漁村における政策・方針決定過程への女性の 参画)

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の 重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に 大きく貢献している。

しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海 地区出資漁業協同組合など、地域における政策・方 針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているも のの, その比率はまだ低いものとなっている(**第** 1-1-12表)。

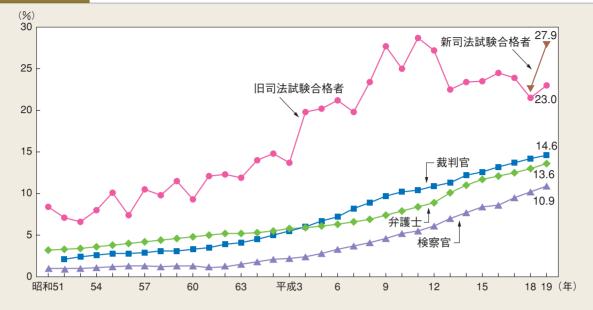
(メディアにおける女性の参画)

新聞や放送などのメディア分野における女性の参画は,提供する情報の内容が偏ることを防止したり,性・暴力表現の規制等,メディアが自主的に女性の人権に配慮した表現を行うように取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞及び放送業界における女性の参画状況についてみると,新聞,民間テレビ・ラジオ,日本放送協会の全従業員に占める女性の割合,女性記者の割合,管理職割合は全体として徐々にではあるが増加している(第1-1-13図)。

(人間開発に関する指標)

2007 (平成19) 年に国連開発計画 (UNDP) が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数 (HDI) が測定可能な177か国中8位、ジェンダー開発指数 (GDI) が測定可能な157か国中13位であるのに対し、ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) は測定可能な93か国中54位となってい





- (備考) 1. 弁護士については、日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 - 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 - 3. 検察官,司法試験合格者については法務省資料より作成。 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

農業委員会, 農協, 漁協への女性の参画状況の推移 第1-1-12表

(単位:人.%)

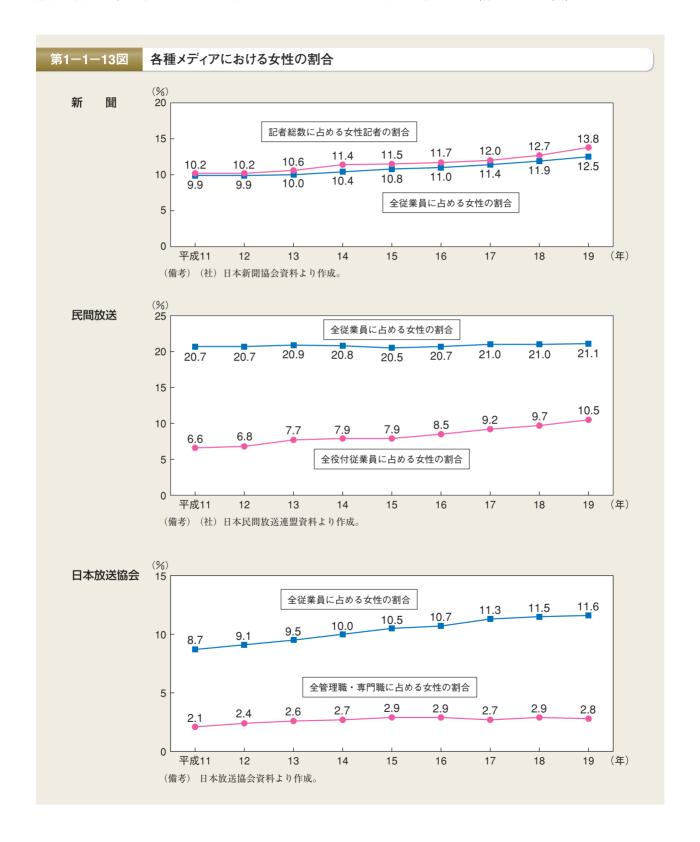
							`	単 位・八, /0/
年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	14年	15年	16年	17年
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	58,613	57,875	56,348	45,379
うち女性	40	93	203	1,081	2,261	2,369	2,391	1,869
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	3.86	4.09	4.24	4.12
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	5,149,940	5,098,862	5,045,472	4,988,029
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	783,806	787,965	786,357	804,583
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	15.22	15.45	15.59	16.13
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	26,076	24,786	23,742	22,799
うち女性	39	70	102	187	266	300	364	438
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	1.02	1.21	1.53	1.92
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	260,286	252,330	244,335	232,414
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,145	15,426	15,373	15,830
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	5.82	6.11	6.29	6.81
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	16,401	15,705	15,105	13,861
うち女性	13	22	29	43	49	48	50	45
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.30	0.31	0.33	0.32

- (備考) 1.農林水産省資料より作成。
 - 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育 成等,構造政策の推進に係る業務を行っている。
 - 3. 農業委員については, 各年10月1日現在。ただし, 昭和60年は8月1日現在。 4. 農協については, 各事業年度末(農協により4月末~3月末)現在。 5. 漁協については, 各事業年度末(漁協により4月末~3月末)現在。

 - 6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。

る。GEMの順位はHDI, GDIの順位に比して低く, 加する機会が不十分であることが分かる。

GEMの上位5か国は、ノルウェー、スウェーデ 我が国は、人間開発の達成度では実績を上げている ン、フィンランド、デンマーク、アイスランドであ が、女性が政治・経済活動に参加し、意思決定に参 るが、これらの国では、HDI及びGEMの順位が共 に高い傾向にある(**第1-1-14表**)。



HDI, GDI, GEMの上位55か国 第1-1-14表

①HDI (人間開発指数)

2GD1 (ジェンダー開発指数) 3 G E M

(ジェンダー・エンパワーメント指数)

時代 日 名 HDI値 間名 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	()	.間開発指数)		(ン	エンター開発指数)		(ンュ	こンター・エンパワーメ	ノト扫釵)
2 ノルウェー 0.968 2 オーストラリア 0.960 2 スウェーデン 0.887 3 オーストラリア 0.962 3 オーストラリア 0.987 3 オーストラリア 0.887 4 カナダ 0.961 4 カナダ 0.956 4 カナダ 0.955 5 アイスランド 0.887 5 アイルランド 0.996 6 オランダ 0.955 6 オランダ 0.955 6 オランダ 0.956 6 オランダ 0.956 6 オランダ 0.957 7 スイス 0.955 7 フランス 0.950 7 ベルギー 0.850 1 オランダ 0.958 8 日本 0.958 8 アインランド 0.947 8 オーストラリア 0.847 1 オランダ 0.953 8 アインランド 0.947 8 オーストラリア 0.847 1 オランダ 0.953 9 スイス 0.946 9 ドイツ 0.831 1 フィンランド 0.962 10 英国 0.944 10 カナダ 0.820 11 アインランド 0.962 11 ディーク 0.944 11 ニュージーランド 0.811 1 オーストリア 0.940 13 オーストリア 0.841 12 スペイン 0.794 13 スペイン 0.949 13 日本 0.944 11 ニュージーランド 0.811 1 オーストリア 0.949 13 日本 0.942 13 オーストリア 0.788 1 1 アンマーク 0.949 14 ベルギー 0.940 15 米国 0.762 1 1 デンマーク 0.949 17 アイルデント 0.940 15 米国 0.762 1 1 1 アインターク 0.944 1 1 フンガボール 0.761 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	順位	国 名	HDI値	順位	国 名	GDI値	順位	国 名	GEM値
3 オーストラリア 0.982 3 ノルウェー 0.957 3 フィンランド 0.887 5 アイルランド 0.961 4 カナダ 0.961 4 カナダ 0.961 6 カナダ 0.875 5 アイルランド 0.985 5 スウェーデン 0.985 6 オランダ 0.8851 6 オランダ 0.8852 7 スウェーデン 0.986 6 オランダ 0.9851 6 オランダ 0.8852 7 スクェーアン 0.985 7 フランス 0.985 7 スクェーアン 0.985 8 日本 0.983 8 フィンランド 0.947 8 オーストラリア 0.847 10 フランス 0.952 10 英国 0.944 10 カナダ 0.820 11 ファンシト 0.952 11 アランス 0.952 11 アランス 0.952 10 英国 0.944 10 カナダ 0.820 11 ファンシト 0.951 12 スペイン 0.944 11 ニュージーランド 0.811 12 米国 0.951 12 スペイン 0.944 11 ニュージーランド 0.811 13 スペイン 0.949 13 日本 0.949 14 ベルギー 0.944 11 スペイン 0.784 14 アンマーク 0.944 11 スペイン 0.784 15 アイルランド 0.811 15 オーストリア 0.948 15 アイルランド 0.940 14 英国 0.785 16 英国 0.944 11 スペイン 0.784 18 ルクセンブルク 0.944 18 ニュージーランド 0.811 17 ベルギー 0.946 16 米国 0.837 16 シンガボール 0.761 17 ベルギー 0.946 17 イタリア 0.935 18 フランス 0.718 18 ルクセンブルク 0.944 18 ニュージーランド 0.935 18 フランス 0.718 19 ニュージーランド 0.941 18 ニュージーランド 0.935 18 フランス 0.718 19 エュージーランド 0.941 19 オーストリア 0.935 17 アルゼンチン 0.728 17 イスラエル 0.935 2 番油 (中国) 0.937 12 1 イタリア 0.936 1 2 1 イスラエル 0.932 23 ルクセンブルク 0.924 2 1 イタリア 0.699 22 1 イスラエル 0.932 23 ルクセンブルク 0.924 2 1 コスタリカ 0.698 22 ドイツ 0.935 2 2 番油 (中国) 0.926 2 2 ボルトガル 0.692 25 スロベニア 0.917 27 スロベニア 0.917 27 キブロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キブロス 0.991 26 韓国 0.991 26 韓国 0.991 26 韓国 0.991 26 神国 0.991 26 神国 0.991 27 スイス 0.685 29 ボルトガル 0.897 39 チェコ 0.887 30 バルバドス 0.898 31 ブルネイ 0.898 30 バルバドス 0.898 31 ブルネイ 0.898 31 ブルネー 0.661 37 ブルギンチン 0.661 37 ブルギンチン 0.663 37 ブルギンチン 0.663 37 ブルギンチン 0.663 37 ブルギンチ 0.663 37 ブルデンド 0.699 44 ブルネク 0.688 39 スロバキア 0.689 47 ブルブリア 0.699 44 ブルネク 0.688 31 ブルブリー 0.689 47 ブルブリー 0.682 47 ブルブリー 0.682 47 ブルブリー 0.682 47 ブルブリー 0.682 48 ブルブリー 0.683 37 ブルデンド 0.691 39 アラブ首長国連邦 0.682 47 ブルブリー 0.682 47 ブルブリー 0.682 47 ブルブリー 0.682 47 ブルブリー 0.683 57 ブルデンド 0.690 44 ブルデンド 0.681 38 アルビンチン 0.685 50 ブルボリー 0.689 40 ブルボー 0.689 41 ブルブリー 0.689 41 ブ	1		0.968	1	アイスランド	0.962	1	ノルウェー	0.910
3 オーストラリア 0.962 3 ノルウェー 0.956 4 プンマーク 0.875 5 アイルランド 0.959 5 スウェーデン 0.956 4 プンマーク 0.875 6 スウェーデン 0.956 6 オランド 0.889 7 0.957 0.951 6 オランダ 0.889 7 スイス 0.953 8 インフランド 0.952 7 7.72ス 0.962 7 ベルギー 0.880 8 日本 0.953 8 フィンランド 0.944 10 カナダ 0.831 10 フランス 0.952 11 ブンマク 0.944 10 カナダ 0.831 11 フィンランド 0.952 11 ブンマンク 0.944 11 カナストワ 0.948 13 フェイン 0.944 11 カナストワ 0.948 13 フェイン 0.944 12 スペン 0.74 14 ズルーン 0.74 14 スルン 0.74 14 スルーン<	2	ノルウェー	0.968	2	オーストラリア	0.960	2	スウェーデン	0.906
4 カナダ 0.950 4 カナダ 0.950 5 大アンマーク 0.852 6 スウェーデン 0.955 5 スクェーデン 0.862 6 スクェーデン 0.955 6 オランダ 0.850 7 スイス 0.859 7 スイス 0.859 7 スイス 0.859 7 スイス 0.850 7 スイス 0.851 6 オランダ 0.851 7 スイス 0.851 7 スイス 0.847 9 オーストラリア 0.847 9 0.847 9 オーストラリア 0.847 1 0.848 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 0.948 1 <td< td=""><td>3</td><td>オーストラリア</td><td>0.962</td><td>3</td><td>ノルウェー</td><td>0.957</td><td>3</td><td></td><td>0.887</td></td<>	3	オーストラリア	0.962	3	ノルウェー	0.957	3		0.887
5	4	カナダ	0.961	4	カナダ	0.956	4	デンマーク	0.875
6 オウェーデン 0.956 6 オランダ 0.851 6 オランダ 0.850 7 ステスス 0.950 7 ステスス 0.950 7 ステスス 0.850 8 日本 0.953 8 フィンランド 0.947 8 オーストラリア 0.847 9 オランダ 0.953 9 スイス 0.946 9 ドイツ 0.851 10 万コンス 0.950 7 スイス 0.946 11 フィンランド 0.952 11 デンマーク 0.944 11 カナダ 0.820 11 フィンランド 0.952 11 デンマーク 0.944 11 ユニュジランド 0.811 12 米国 0.951 12 スペイン 0.944 12 スペイン 0.944 12 スペイン 0.941 13 スペイン 0.949 13 日本 0.942 13 オーストリア 0.788 14 デンマーク 0.949 14 ベルギー 0.940 14 英国 0.783 15 オーストリア 0.948 15 アイルランド 0.940 15 米国 0.782 17 インフーク 0.946 16 米国 0.937 16 シンガボール 0.762 18 ルクセンブルク 0.946 17 イタリア 0.936 17 アルゼンチン 0.728 18 ルクセンブルク 0.941 18 ユニュジーランド 0.935 19 ユニッジーランド 0.935 19 エニッジーフンド 0.936 17 アイルランド 0.689 17 イスリア 0.936 17 アイルランド 0.689 17 イスリア 0.936 17 アイルランド 0.689 18 ステンス 0.718 18 ルクセンブルク 0.941 12 ペイン ドイツ 0.937 12 イスラエル 0.927 21 イタリア 0.936 17 アイルランド 0.689 12 オテエル 0.937 21 イスラエル 0.927 21 イタリア 0.689 12 オテエル 0.937 21 イスラエル 0.927 21 イタリア 0.689 12 オテエル 0.935 22 香港 (中国) 0.926 22 ボルトガル 0.682 14 ギリシャ 0.926 24 ギリシャ 0.926 24 ギリシャ 0.926 25 シンガボール 0.926 18 韓国 0.921 26 韓国 0.931 20 バルバドス 0.689 17 オロス 0.936 17 アイルランド 0.689 18 フランス 0.938 19 アナブドルグ・0.680 19 オーストリア 0.936 17 アルランド 0.689 18 フランス 0.938 19 アナブドルグ・0.680 19 オーストリア 0.936 17 アルランド 0.680 19 0.937 21 イスラエル 0.927 21 イタリア 0.689 12 イスラエル 0.937 21 イステエル 0.937 21 イステエル 0.937 21 イステエル 0.937 21 イステエル 0.937 23 ルクセンブルク 0.826 23 ボルトガル 0.887 29 アラブ普属国連邦 0.680 18 オルトガル 0.887 29 チェコ 0.881 31 エストニア 0.680 19 チェコ 0.887 39 アラブ普属国連邦 0.680 39 ブルネイ 0.889 30 ブルネイ 0.889 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.681 31 ベルト・0.681 31 ベルト・0.683 44 グルト・0.886 31 ベルト・0.685 45 グルイド・0.681 31 ベルト・0.685 45 グルイド・0.681 31 ベルト・0.683 47 グルー・0.686 41 エストニア 0.883 51 ベルト・0.883 51 ベルト・0.883 51 ベルト・0.883 50 ベルト・0.683 50 ベルト・0.685 51 ベル	5	アイルランド	0.959	5	スウェーデン	0.955	5		0.862
8 日本 0.955 7 フランス 0.950 7 ペルギー 0.850 8 日本 0.953 8 フィンランド 0.947 8 オーストラリア 0.847 9 オランダ 0.953 9 スイス 0.946 9 ドイツ 0.831 10 フランス 0.952 10 英国 0.944 10 カナダ 0.820 11 フィンランド 0.952 11 デンマーク 0.944 11 ユェージーランド 0.811 12 スペイン 0.952 11 デンマーク 0.944 11 ユェージーランド 0.811 12 米国 0.951 12 スペイン 0.944 12 スペイン 0.794 13 日本 0.942 13 オーストリア 0.788 14 デンマーク 0.949 14 ペルギー 0.940 14 英国 0.783 14 デンマーク 0.949 14 ペルギー 0.940 15 米国 0.782 15 オーストリア 0.786 16 英国 0.946 17 アルゼンチン 0.762 18 ルクセンブルク 0.944 18 ユーズーリア 0.936 17 アルゼンチン 0.761 17 ペルギー 0.946 17 イタリア 0.936 17 アルゼンチン 0.728 18 ルクセンブルク 0.944 18 ユージーランド 0.941 19 アランド 0.941 19 アランド 0.941 19 アランド 0.941 19 アランド 0.942 13 19 オーストリア 0.935 18 フランス 0.718 19 ユージーランド 0.943 19 オーストリア 0.934 19 アイルランド 0.689 21 香港(中国) 0.937 21 イスラエル 0.932 22 ドイツ 0.935 22 香港(中国) 0.932 21 イタリア 0.936 22 ボルトガル 0.682 24 ギリシャ 0.926 24 ギリシャ 0.926 24 ギリシャ 0.922 24 コスタリカ 0.689 25 シンガボール 0.922 25 スロベニア 0.911 25 スロベニア 0.914 25 アラブ音長国連邦 0.680 27 スロベニア 0.917 27 キプロス 0.889 27 スイス 0.660 29 ボルトガル 0.897 29 チェコ 0.881 33 スロバキア 0.883 30 ブルネイ 0.891 33 マルタ 0.887 33 スロバキア 0.689 31 アルゼンチン 0.886 31 エストニア 0.681 31 アルゼンチン 0.887 36 アルゼンチン 0.887 37 アラブ音長国連邦 0.680 37 アラブド長国連邦 0.680 37 アルギィ 0.894 39 アルゼンチン 0.887 30 アルビンチン 0.887 30 アルビンチン 0.897 37 アルビンチン 0.897 37 アルビンチン 0.897 39 アルビンチン 0.897 39 アルビンチン 0.897 30 アルビンチン 0.897 30 アルビンチン 0.897 30 アルビンチン 0.897 31 アルビンチン 0.898 31 アルビンチン 0.897 31 アルビンチン 0.898 31 アルビンチン 0.899 31	6		0.956	6		0.951	6	オランダ	
8 日本								ベルギー	
9 オランダ 0.953 9 スイス 0.944 10 カナダ 0.820 10 フランス 0.952 10 英国 0.944 11 カナダ 0.820 11 フィンランド 0.952 11 デンマーク 0.944 11 ニュージーランド 0.811 12 米国 0.951 12 スペイン 0.944 11 ニュージーランド 0.811 13 スペイン 0.949 13 日本 0.942 13 オーストリア 0.784 14 デンマーク 0.949 14 ベルデー 0.940 15 米国 0.783 15 オーストリア 0.948 15 アイルランド 0.940 15 米国 0.782 16 英国 0.946 17 インリア 0.940 15 米国 0.762 17 ベルギー 0.946 17 インリア 0.940 15 米国 0.7781 18 ルクセンブルク 0.941 18 ニュージーランド 0.940 17 アルセンチン 0.718 19 ニュージーランド 0.944 18 ニュージーランド 0.935 18 アランド 0.943 19 アイルランド 0.949 19 アイルランド 0.949 19 アイルランド 0.949 19 アイルランド 0.94	8	日本		8			8		
10	9	オランダ		9		0.946	9		0.831
11 フィンランド 0.952 11 デンマーク 0.944 11 ニュージーランド 0.794 13 スペイン 0.949 13 日本 0.942 13 オーストリア 0.788 14 デンマーク 0.949 14 ベルギー 0.940 14 英国 0.782 15 オーストリア 0.788 15 アイルランド 0.940 14 英国 0.782 16 英国 0.782 17 7 7 7 7 7 7 7 7	10	フランス		10		0.944	10	カナダ	
12 米国	11	フィンランド	0.952	11	デンマーク	0.944	11	ニュージーランド	0.811
13	12			12			12		
15 オーストリア	13	スペイン		13			13		
15 オーストリア	14			14			14		
16 英国				15					
17				16					
18				17	イタリア		17		
19 ニュージーランド 0.941 19 オーストリア 0.934 19 アイルランド 0.699 20 イタリア 0.941 20 ドイツ 0.931 12 バハマ 0.696 21 香港(中国) 0.937 21 イスラエル 0.927 21 イタリア 0.692 23 イスラエル 0.932 23 ルクセンブルク 0.926 22 ボルトガル 0.682 24 ギリシャ 0.922 24 エンタリカ 0.680 25 シンガボール 0.922 25 スロベニア 0.914 25 リトアニア 0.669 26 韓国 0.921 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キプロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キプロス 0.903 28 ボルトガル 0.889 27 スイス 0.660 29 ボルガル 0.897 29 チェコ 0.885 28 イスラエル 0.660 29 ボルガル 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.641 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.886 31 エストニア 0.637<					ニュージーランド				
20									
21 香港 (中国) 0.937 21 イスラエル 0.927 21 イタリア 0.693 22 ドイツ 0.935 22 音港 (中国) 0.926 22 ボルトガル 0.693 23 イスラエル 0.932 23 ルクセンブルク 0.924 23 トリニダード・トバゴ 0.685 24 ギリシャ 0.922 24 コスタリカ 0.680 25 シンガボール 0.922 25 スロベニア 0.914 25 リトアニア 0.669 26 韓国 0.921 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キブロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キブロス 0.903 28 ボルトガル 0.895 28 イスラエル 0.660 29 ボルトガル 0.893 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.687 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.633 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 36 ハンガリー 0.874 35 ボーランド 0.867 35 マケドニア 0.623 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 テミビア 0.623 37 ボーランド 0.872 37 カタール 0.872 38 サランド 0.872 37 サランド 0.623 38 アルゼンチン 0.865 36 テミビア	20			20					
22 ドイツ 0.935 22 香港 (中国) 0.926 22 ボルトガル 0.692 23 イスラエル 0.932 23 ルクセンブルク 0.924 23 トリニダード・トバゴ 0.685 25 ジンガポール 0.922 25 スロベニア 0.914 25 リトアニア 0.669 26 韓国 0.921 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キプロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キプロス 0.903 28 ボルトガル 0.895 28 イスラエル 0.660 29 ボルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.637 33 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.874 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.875 35 ボーランド 0.867 33 スロバキア 0.630 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.863 37 ボーランド 0.623 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 オタケル 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.860 39 ボーランド 0.611 40 チリ 0.867 40 チリ 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ボーランド 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.863 42 バーレーン 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.863 42 バーレーン 0.859 40 クロアチア 0.612 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.863 44 タンザニア 0.590 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリ									
23 イスラエル 0.932 23 ルクセンブルク 0.924 23 トリニダード・ドバゴ 0.685 24 ギリシャ 0.926 24 ギリシャ 0.922 25 スロベニア 0.914 25 リトアニア 0.669 25 シンボボール 0.921 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キプロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キプロス 0.903 28 ポルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.633 37 グウェート 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.633 33 インカート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.623 37 ボーランド 0.874 36 アルゼンチン 0.865 37 オリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 フトビア 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.867 40 チリ 0.866 41 エストニア 0.614 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.859 44 タンザニア 0.861 42 バートン 0.866 41 エストニア 0.614 41 エストニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.866 44 アルテニア 0.865 44 アルデーア 0.865 45 アリビア 0.6614 41 エストニア 0.865 47 アンドル 0.865 47 アンドル 0.866 41 エストニア 0.859 40 クロアチア 0.616 41 エストニア 0.865 41 エストニア 0.859 40 クロアチア 0.616 41 エストニア 0.866 41 エストニア 0.859 40 クロアチア 0.616 41 エストニア 0.866 41 エストニア 0.859 40 クロアチア 0.616 41 エストニア 0.866 41 エストニア 0.865 41 エストニア 0.859 40 クロアチア 0.616 41 エストニア 0.866 41 エストニア 0.867 42 ブルガリア 0.606 44 フトデア 0.859 40 クロアチア 0.597 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリビン 0.599 46 ウルグアチア 0.850 47 フスタリカ 0.842 47 ホンジュラス 0.589 48 コスタリカ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キブロス 0.580 51 キューバ 0.843 50 ブルガリア 0.820 51 モーリシャス 0.569 51 キューバ 0.843 50 ブルガリア 0.820 51 モーリシャス 0.562 52 メキシコ 0.845 52 ベリーズ 0.812 54 日本 0.557								* * * *	
24 ギリシャ 0.922 24 コスタリカ 0.680 25 シンガボール 0.922 25 スロベニア 0.914 25 リトアニア 0.669 26 韓国 0.921 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キブロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キブロス 0.903 28 ボルトガル 0.895 28 イスラエル 0.660 29 ボルトガル 0.887 29 チェコ 0.887 29 アブブ首長国連邦 0.662 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.637 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.881 32 クウェート 0.886 31 エストニア 0.637 33 フウェート 0.881 32 クウェート 0.884 32 ベルー 33 マカタール 0.873 33 スロバキア 0.867									
25 シンガボール 0.922 25 スロベニア 0.914 25 リトアニア 0.669 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キプロス 0.895 28 イスラエル 0.660 28 キプロス 0.903 28 ボルトガル 0.895 28 イスラエル 0.660 29 ボルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.632 31 バルバス 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.636 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 キェコ 0.627 35 カタール 0.875 35 ボーランド 0.863 35 マケドニア 0.623 37 ボーランド 0.874 36 アルゼンチン 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチンド 0.869 38 リトアニア 0.861 37 ギリシャ 0.623									
26 韓国 0.921 26 韓国 0.910 26 キューバ 0.661 27 スロベニア 0.917 27 キブロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キプロス 0.903 28 ポルトガル 0.895 28 イスラエル 0.660 29 ボルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.630 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.873 33 スロバキア 0.630 35 カタール 0.875 35 ボーランド 0.867 35 マケドニア 0.627 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.863 37 ギリシャ 0.622 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.614 40 チリ 0.864 41 エストニア 0.863 41 エストニア 0.614 40 チリ 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.866 41 エストニア 0.85									
27 スロベニア 0.917 27 キプロス 0.899 27 スイス 0.660 28 キプロス 0.903 28 ポルトガル 0.885 28 イスラエル 0.660 29 ポルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.636 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.873 33 スロバキア 0.627 35 カタール 0.875 35 ボーランド 0.867 35 マケドニア 0.623 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルブリー <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>									
28 キプロス 0.903 28 ポルトガル 0.895 28 イスラエル 0.660 29 ボルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.625 36 ハンガリー 0.875 35 ボーランド 0.867 35 マケドニア 0.623 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 36 ナミビア 0.623 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 36 ナミビア 0.623 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.863 39 スロバンカ 0.861 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>									
29 ポルトガル 0.897 29 チェコ 0.887 29 アラブ首長国連邦 0.652 30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.875 35 ボーランド 0.867 35 マケドニア 0.625 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレン 0.866 41 エストニア 0.858 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>									
30 ブルネイ 0.894 30 バルバドス 0.887 30 バルバドス 0.649 31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.623 37 ポーランド 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.623 37 ポーランド 0.870 37 オリシャ 0.623 37 ポーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.623 37 ポーランド 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 44 エストニア 0.853 44 タンザニア 0.597 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリピン 0.590 46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.859 49 バハマ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キプロス 0.589 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.841 48 キプロス 0.589 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.841 48 キプロス 0.589 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.841 48 キプロス 0.556 51 キューバ 0.838 51 メキシコ 0.820 51 モーリシャス 0.562 52 メキシコ 0.829 52 ベリーズ 0.812 53 ドミニカ共和国 0.557 54 セントクリストファ・ネーヴィス 0.821 53 ドンガ 0.812 53 ドミニカ共和国 0.557 54 セントクリストファ・ネーヴィス 0.821 54 セーシェカ									
31 バルバドス 0.892 31 ブルネイ 0.886 31 エストニア 0.637 32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.625 36 ハンガリー 0.875 35 ボーランド 0.867 35 マケドニア 0.625 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.623 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.867 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.855 43 エクアドル 0.600 44 エストニア 0.860 44 ラトビア 0.853 44 タンザニア 0.597 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリピン 0.599 46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.850 47 コスタリカ 0.842 47 ホンジュラス 0.589 48 コスタリカ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キプロス 0.580 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.841 48 キプロス 0.580 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.839 49 バナマ 0.574 50 セーシェル 0.843 50 ブルガリア 0.823 50 ハンガリー 0.569 51 キューバ 0.838 51 メキシコ 0.820 51 モーリシャス 0.559 54 セントクリストファ・ネーヴィス 0.821 54 ルーマニア 0.812 54 日本 0.557									
32 チェコ 0.891 32 クウェート 0.884 32 ベルー 0.636 33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.874 36 アルゼンチン 0.867 35 マケドニア 0.625 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.863 37 ギリシャ 0.622 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦				31			31		
33 クウェート 0.891 33 マルタ 0.873 33 スロバキア 0.630 34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.875 35 ポーランド 0.867 35 マケドニア 0.625 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.863 42 バーレーン 0.869 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.863 42 バーレーン 0.855 43 エクアドル 0.600 44 エストニア 0.860 44 ラトビア 0.855 44 タンザニア 0.597 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリピン 0.599 46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.850 47 コスタリカ 0.842 47 ホンジュラス 0.589 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.839 49 パナマ 0.550 54 フルガリア 0.560 55 オューバ 0.843 50 ブルガリア 0.822 52 メキシコ 0.829 52 ベリーズ 0.821 54 比トブリストファ・ネーヴィス 0.824 53 トンガ 0.812 53 ドミニカ共和国 0.559 54 セントフリストファ・ネーヴィス 0.821 54 ルーマニア 0.812 54 日本 0.5557									
34 マルタ 0.878 34 ハンガリー 0.872 34 チェコ 0.627 35 カタール 0.875 35 ポーランド 0.867 35 マケドニア 0.625 36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.623 37 ボーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.619 40 チリ 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.855 43 エクアドル 0.600 44 エストニア				33			33		
35				34	ハンガリー		34		
36 ハンガリー 0.874 36 アルゼンチン 0.865 36 ナミビア 0.623 37 ポーランド 0.870 37 カタール 0.863 37 ギリシャ 0.622 38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.867 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.855 43 エクアドル 0.600 44 エストニア 0.860 44 ラトビア 0.843 44 タンザニア 0.590 45 ラトビア <td></td> <td>カタール</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>35</td> <td></td> <td></td>		カタール					35		
37 ポーランド		ハンガリー		36			36		
38 アルゼンチン 0.869 38 リトアニア 0.861 38 ラトビア 0.619 39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.855 43 エクアドル 0.600 44 エストニア 0.860 44 ラトビア 0.853 44 タンザニア 0.597 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリピン 0.590 46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.840 47 ホンジュラス 0.589 48 コスタリカ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キプロス 0.580 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.823 50 ハンガリー 0.569 51 <td< td=""><td>37</td><td>ポーランド</td><td></td><td>37</td><td></td><td></td><td>37</td><td></td><td></td></td<>	37	ポーランド		37			37		
39 アラブ首長国連邦 0.868 39 スロバキア 0.860 39 ポーランド 0.614 40 チリ 0.859 40 クロアチア 0.612 41 バーレーン 0.866 41 エストニア 0.858 41 スロベニア 0.611 42 スロバキア 0.863 42 バーレーン 0.857 42 ブルガリア 0.606 43 リトアニア 0.862 43 アラブ首長国連邦 0.855 43 エクアドル 0.600 44 エストニア 0.860 44 ラトビア 0.853 44 タンザニア 0.597 45 ラトビア 0.855 45 ウルグアイ 0.849 45 フィリピン 0.590 46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.850 47 コスタリカ 0.842 47 ホンジュラス 0.589 48 コスタリカ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キプロス 0.580 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.839 49 パナマ 0.574 50 セーシェル 0.843 50 ブルガリア 0.823 50 ハンガリー 0.569 51 キューバ 0.838 51 メキシコ 0.820 51 モーリシャス 0.562 52 メキシコ 0.829 52 ベリーズ ベリーズ 0.814 52 ベトナム ベトナム 0.559 54 セントクリストファーネーヴィス 0.824 53 トンガ 0.812 54 日本 0	38			38	リトアニア				
40チリ0.85940クロアチア0.61241バーレーン0.86641エストニア0.85841スロベニア0.61142スロバキア0.86342バーレーン0.85742ブルガリア0.60643リトアニア0.86243アラブ首長国連邦0.85543エクアドル0.60044エストニア0.86044ラトビア0.85344タンザニア0.59745ラトビア0.85545ウルグアイ0.84945フィリピン0.59046ウルグアイ0.85246クロアチア0.84846メキシコ0.58947クロアチア0.85047コスタリカ0.84247ホンジュラス0.58948コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84649キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.55754セントクリストファーネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557				39			39		
41バーレーン0.86641エストニア0.85841スロベニア0.60142スロバキア0.86342バーレーン0.85742ブルガリア0.60643リトアニア0.86243アラブ首長国連邦0.85543エクアドル0.60044エストニア0.86044ラトビア0.85344タンザニア0.59745ラトビア0.85545ウルグアイ0.84945フィリピン0.59046ウルグアイ0.85246クロアチア0.84846メキシコ0.58947クロアチア0.85047コスタリカ0.84247ホンジュラス0.58948コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84649キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントウリストファーネーヴィス0.82154日本0.557	40		0.867	40	チリ	0.859	40	クロアチア	0.612
42スロバキア0.86342バーレーン0.85742ブルガリア0.60643リトアニア0.86243アラブ首長国連邦0.85543エクアドル0.60044エストニア0.86044ラトビア0.85344タンザニア0.59745ラトビア0.85545ウルグアイ0.84945フィリピン0.59046ウルグアイ0.85246クロアチア0.84846メキシコ0.58947クロアチア0.85047コスタリカ0.84247ホンジュラス0.58948コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84549キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファーネーヴィス0.82154日本0.557		A		41					
43リトアニア0.86243アラブ首長国連邦0.85543エクアドル0.60044エストニア0.86044ラトビア0.85344タンザニア0.59745ラトビア0.85545ウルグアイ0.84945フィリピン0.59046ウルグアイ0.85246クロアチア0.84846メキシコ0.58947クロアチア0.85047コスタリカ0.84247ホンジュラス0.58948コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84549キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントケリストファー・ネーヴィス0.82154日本0.557		スロバキア	0.863	42			42		0.606
44エストニア0.86044ラトビア0.85344タンザニア0.59745ラトビア0.85545ウルグアイ0.84945フィリピン0.59046ウルグアイ0.85246クロアチア0.84846メキシコ0.58947クロアチア0.85047コスタリカ0.84247ホンジュラス0.58948コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84549キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154日本0.557	43	リトアニア	0.862	43	アラブ首長国連邦		43	エクアドル	0.600
46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.850 47 コスタリカ 0.842 47 ホンジュラス 0.589 48 コスタリカ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キプロス 0.580 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.839 49 パナマ 0.574 50 セーシェル 0.843 50 ブルガリア 0.823 50 ハンガリー 0.569 51 キューバ 0.838 51 メキシコ 0.820 51 モーリシャス 0.562 52 メキシコ 0.829 52 ベリーズ 0.814 52 ベトナム 0.561 53 ブルガリア 0.824 53 トンガ 0.812 53 ドミニカ共和国 0.559 54 セントケリストファー・ネーヴィス 0.821 54 ルーマニア 0.812 54 日本 0.557	44			44			44		
46 ウルグアイ 0.852 46 クロアチア 0.848 46 メキシコ 0.589 47 クロアチア 0.850 47 コスタリカ 0.842 47 ホンジュラス 0.589 48 コスタリカ 0.846 48 バハマ 0.841 48 キプロス 0.580 49 バハマ 0.845 49 キューバ 0.839 49 パナマ 0.574 50 セーシェル 0.843 50 ブルガリア 0.823 50 ハンガリー 0.569 51 キューバ 0.838 51 メキシコ 0.820 51 モーリシャス 0.562 52 メキシコ 0.829 52 ベリーズ 0.814 52 ベトナム 0.561 53 ブルガリア 0.824 53 トンガ 0.812 53 ドミニカ共和国 0.559 54 セントケリストファー・ネーヴィス 0.821 54 ルーマニア 0.812 54 日本 0.557	45	ラトビア	0.855	45	ウルグアイ	0.849	45	フィリピン	0.590
47クロアチア0.85047コスタリカ0.84247ホンジュラス0.58948コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84549キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557	46	ウルグアイ	0.852	46		0.848	46	メキシコ	0.589
48コスタリカ0.84648バハマ0.84148キプロス0.58049バハマ0.84549キューバ0.83949パナマ0.57450セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557	47	クロアチア	0.850	47		0.842	47	ホンジュラス	0.589
50セーシェル0.84350ブルガリア0.82350ハンガリー0.56951キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557	48	コスタリカ	0.846	48		0.841	48	キプロス	0.580
51キューバ0.83851メキシコ0.82051モーリシャス0.56252メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557	49	バハマ	0.845	49		0.839	49		0.574
52メキシコ0.82952ベリーズ0.81452ベトナム0.56153ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557	50		0.843	50	ブルガリア	0.823	50		0.569
53ブルガリア0.82453トンガ0.81253ドミニカ共和国0.55954セントクリストファー・ネーヴィス0.82154ルーマニア0.81254日本0.557	51	キューバ	0.838	51		0.820	51		0.562
54 セントクリストファー・ネーヴィス 0.821 54 ルーマニア 0.812 54 日本 0.557	52		0.829	52		0.814	52		0.561
	53		0.824	53		0.812	53	ドミニカ共和国	0.559
55 トンガ 0.819 55 パナマ 0.810 55 モルドバ 0.547	54	セントクリストファー・ネーヴィス	0.821	54	ルーマニア	0.812	54	日本	0.557
	55	トンガ	0.819	55	パナマ	0.810	55	モルドバ	0.547

⁽備考) 1. 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2007/2008」より作成。2. 測定可能な国数は、HDIは177か国、GDIは157か国、GEMは93か国。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

GDI ジェンダー開発指数 (Gender-Related Development Index)

HDIと同じ側面の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。

HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差が不利になるようなペナルティーを科すことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置付けることができる。

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女 性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

Column

「女性の参画加速プログラム」について

これまで、「2020年までに指導的地位に立つ女性の割合を少なくとも30%程度」との目標を男女共同参画基本計画(第2次)に明記し取組を進めてきたが、その進ちょくは十分ではなく、女性の社会的参画、特に意思決定過程への参画は遅れており、国際的にみても低水準である。こうした現状にかんがみ、女性の参画をあらゆる分野で加速するため、男女共同参画推進本部において、平成20年4月に、「女性の参画加速プログラム」を決定した。

本プログラムは、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実、意識の改革の三つを総合的に実施することを施策の基本的方向として打ち出しており、具体的には、①あらゆる分野における女性の参画加速のための、各界トップ層への働きかけや女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等の基盤整備の充実と、②活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた戦略的な取組を、平成22年度末までに各方面と協働して戦略的に実施するものである。

活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野としては、医師、研究者、公務員の三分野を、特に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が困難であることから取り上げた。特に、国家公務員については、平成22年度末までに、管理職に占める女性の割合(1.7%。平成17年度)を少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進めることとしている。これら重点分野における取組の成果を、他の分野にも波及させていくこととしている。

(ホームページ: http://www.gender.go.jp/honbu/kettei.html)

第2章

就業分野における男女共同参画

本章のポイント

第1節 就業者をめぐる状況

- 労働力人口は男女とも増加。
- ・非正規雇用者は引き続き増加。
- 新規学卒就職者で高学歴化が進展。大卒割合には男女差。

第2節 就労の場における女性

- 女性の勤続年数は長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として少ない。
- 給与所得は男女で大きな差。

第3節 雇用環境の変化

- 大学生の就職内定率は上昇傾向。
- 共働き世帯が増加する一方、片働き世帯は減少。

第1節

就業者をめぐる状況

(労働力人口の推移)

総務省「労働力調査」(平成19年)によると,労働力人口は平均6,669万人で,3年連続の増加となった。性別にみると,男性が3,906万人(前年比8万人増)で10年ぶりの増加となり,女性は2,763万人(前年比4万人増)で4年連続の増加となった。昭和50年以降でみると,労働力人口に女性が占める割合は63年に4割を超え,平成19年は41.4%となっている。

労働力人口比率 (15歳以上人口に占める労働力人口の割合。以下「労働力率」という。)をみると、平成19年平均は60.4%となっており、性別の労働力率では、女性は2年連続で48.5%、男性は73.1%で前年比0.1ポイントの低下となった。

(女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化)

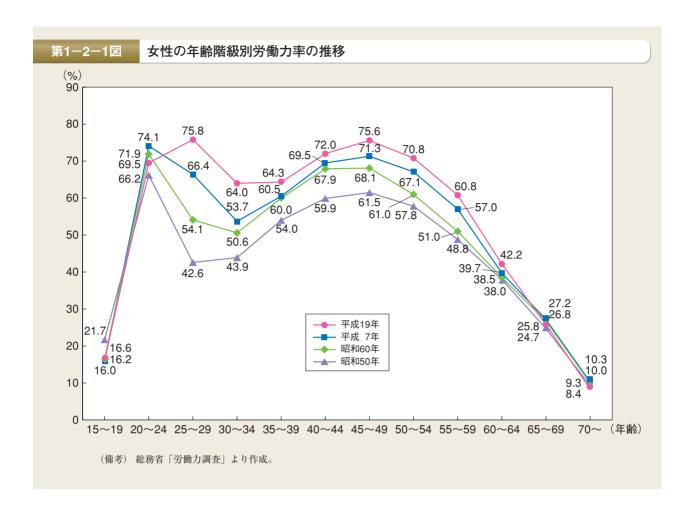
女性の年齢階級別労働力率について昭和50年から ほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然として 「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは 以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している。

昭和50年では25~29歳(42.6%)及び30~34歳(43.9%)の2つの年齢階級が底となっていたが,25~29歳の労働力率は次第に上がり、平成19年(75.8%)では、年齢階級別で最も高い労働力率となっている。M字の底は19年をみると30~34歳(64.0%)及び35~39歳(64.3%)の2つの年齢階級が底となっている。しかしながら、30~34歳においても、7年からの12年間だけで労働力率が10.3ポイントも上昇しており、M字カーブは台形に近づきつつある。

このM字カーブの変化は、女性の晩婚・晩産化に よる子育て年齢の上昇を反映したものと考えられる (第1-2-1図)。

(女性の約8割が第3次産業従事者)

産業別に就業者割合をみると、男女ともに第1次 産業はほぼ一貫して低下する一方、第3次産業の割 合が高まってきている。女性で特にその傾向が顕著 であり、第1次産業、第2次産業の割合はほぼ一貫 して低下し、平成19年には約8割が第3次産業の就



業者となっている。これに対し男性は、女性に比して第1次産業、第2次産業とも低下が緩やかであり、19年においてもその就業者は4割程度を占めている(第1-2-2図)。

職業別の就業者割合についてみると、男女とも農林漁業作業者の割合が大きく減少してきたことが目立っている。製造・制作・機械運転及び建設作業者の割合は、女性はほぼ一貫して低下しており、男性は近年低下傾向にあるものの、現在でも最も割合が高くなっている。男女とも専門的・技術的職業従事者、事務従事者、保安職業・サービス職業従事者の割合は増加傾向にあり、特に女性において顕著であって、平成19年にはこれら3つの職業で6割を超えている(第1-2-3図)。

(就業者に占める雇用者割合の上昇)

就業者を従業上の地位別にみると、就業者に占め る雇用者の割合が上昇し続け、自営業者及び家族従 業者の割合は低下し続けている。平成19年では、就業者に占める雇用者割合は女性86.4%、男性86.0%となっている(第1-2-4図)。

(増加する非正規雇用者)

雇用者のうち、正規の職員・従業者に占める女性割合は約3割で、昭和60年以降、おおむね横ばいで推移している。一方、全体の女性雇用者数は増加しており、非正規雇用者数の増加がみられる。非正規雇用者数は男性でも徐々に増加している。

正規の職員・従業員が役員を除く雇用者(非農林業)全体に占める割合を男女別にみると、女性は昭和60年に68.1%であったが、平成19年には46.6%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.8%であったが、平成19年には81.8%に減少している。男女ともパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合が上昇しており、特に女性はその割合が昭和60年の31.9%から平成19年には53.4%にまで上

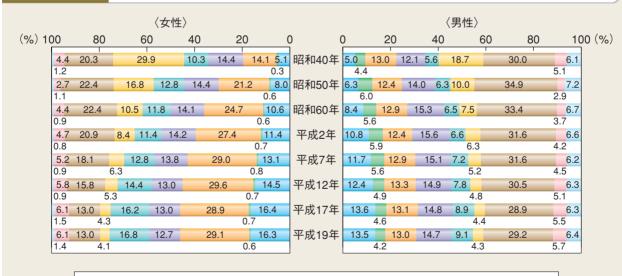
第1-2-2図 産業別就業者構成比の推移



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業

- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 - 2. 分類不能の産業を除いているため、100%にならない場合もある。
 - 3. 第1次産業:「農林業」及び「漁業」, 第2次産業:「鉱業」,「建設業」及び「製造業」, 第3次産業:上記以外の産業(分類不能の産業は含まない。)。
 - 4. 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となったので、時系列には注意を要する。

第1-2-3図 職業別就業者構成比の推移



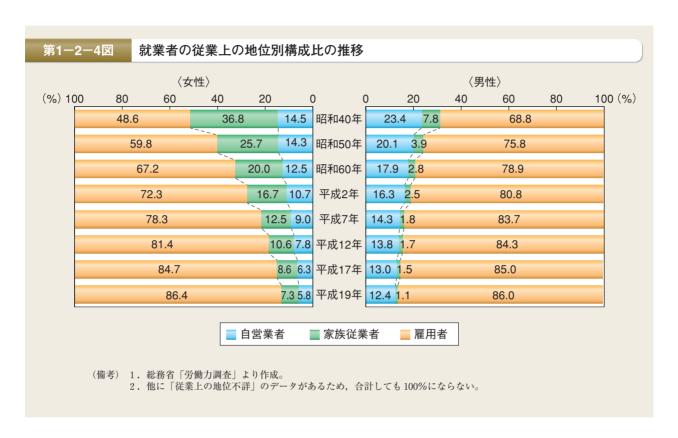
- ■専門的・技術的職業従事者
- 管理的職業従事者
- ■事務従事者

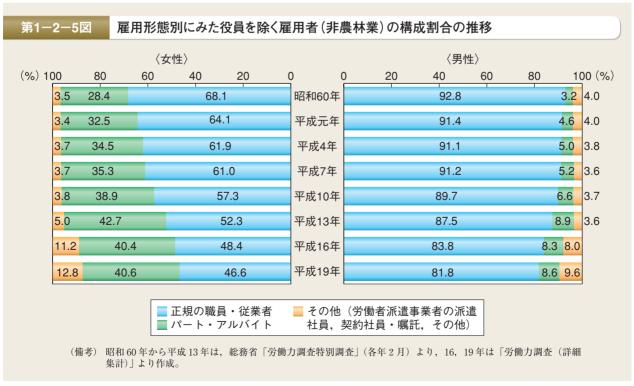
- 販売従事者
- 保安職業・サービス職業従事者
- 農林漁業作業者■ その他

- 製造・制作・機械運転 及び建設作業者
- 一分務作業者
- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 - 2. 職業分類の改訂により、昭和55年以前には「保安職業、サービス職業従事者」に分類されていた「清掃員」は、56年以降は「労務作業者」に含まれるので、時系列比較には注意を要する。

昇しており、過半数を占めるに至っている (**第1-2-5**図)。

また,近年,パート・アルバイトという形態の非 正規雇用のほかに,派遣労働者が増加している。総 務省「労働力調査」(平成19年)によると、平成19年度の年間の労働者派遣事業所の派遣社員数は約133万人で、前年より約5万人増となっている(第1-2-6図)。

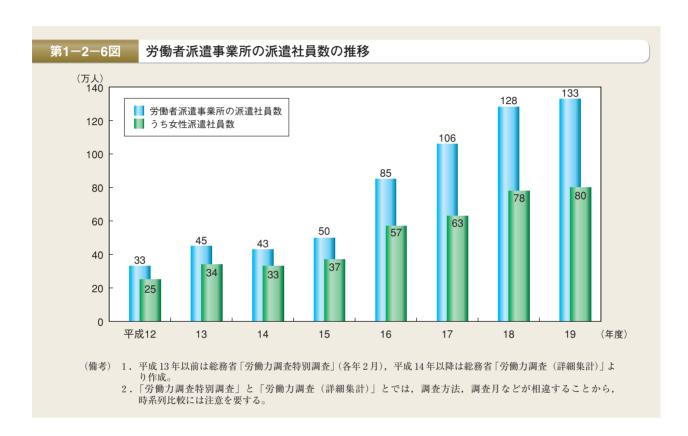




(企業が進める非正社員の雇用)

独立行政法人労働政策研究・研修機構「多様化する就業形態の下での人事戦略と労働者の意識に関する調査」(平成18年)によると、パートタイマーや派遣労働者、契約社員などの非正社員の割合が3年

前と比較して「上昇している」とした事業所の割合は33.9%である。また、これら非正社員の割合が上昇しているとする事業所に、その影響について聞いたところ、「人件費の総額を削減できた」(78.3%)、「正社員の数を減らすことができた」(62.7%)など、



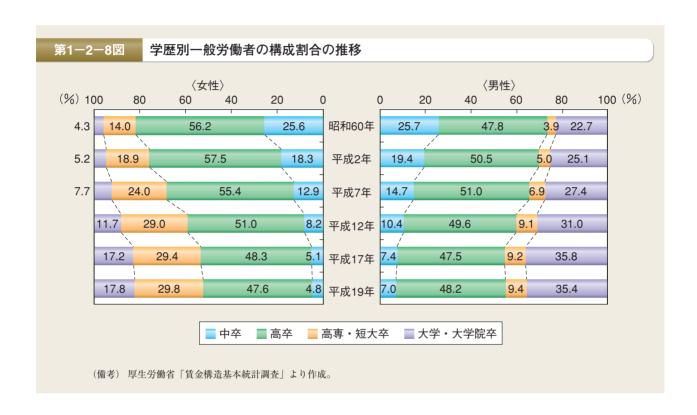


人件費削減効果について肯定する事業所が多くなっている (**第1-2-7**図)。

(雇用者の高学歴化の進展)

雇用者の学歴構成の推移をみると,男女ともに中卒,高卒は減少傾向にある一方で高専・短大卒及び 大学・大学院卒は増加傾向にある。これは,近年の 高等教育機関への進学率上昇に伴い,新規学卒就職 者が高学歴化しているためと考えられる。

性別でみると、女性については、雇用者に占める大学・大学院卒の割合は上昇傾向にあり、平成19年では17.8%となっている。しかしながら、女性雇用者全体に占める割合は、高専・短大卒の方が大学・大学院卒より依然高くなっている。男性については、大学・大学院卒の割合は19年で35.4%と、女性よりもかなり高くなっている(第1-2-8図)。



第2節 就労の場における女性

(有配偶者で低い女性の労働力率)

女性の年齢階級別労働力率を未婚者,有配偶者別にみると,20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し,有配偶者では40歳代後半がピークとなっており,この傾向は昭和50年,平成2年,19年とも変わらない。

有配偶女性について、年齢階級別に年を追ってみると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上

昇しているが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、平成19年の30歳代後半の労働力率は、むしろ2年よりも低くなり、昭和50年の水準に近づきつつある。これは、子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる(第1-2-9図)。

(女性の勤続年数は長期化)

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向がみられる。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)によると、平成19年の雇用者のうち女性の平均年齢は39.2歳、平均勤続年数は8.7年であった。男性は平均年齢41.9歳、平均勤続年数13.3年となってい

る。女性の雇用者構成を勤続年数階級別にみると、 昭和60年には勤続年数1~2年が最も多かったが、 19年では5~9年が最も多くなっており、10年以上 の勤続者割合も上昇傾向にある(第1-2-10図)。

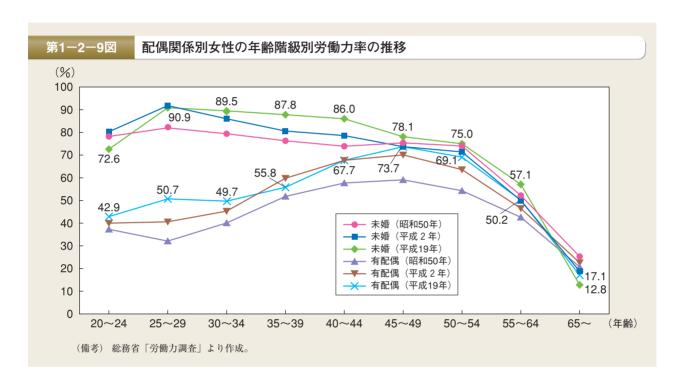
(管理職に占める女性割合の推移)

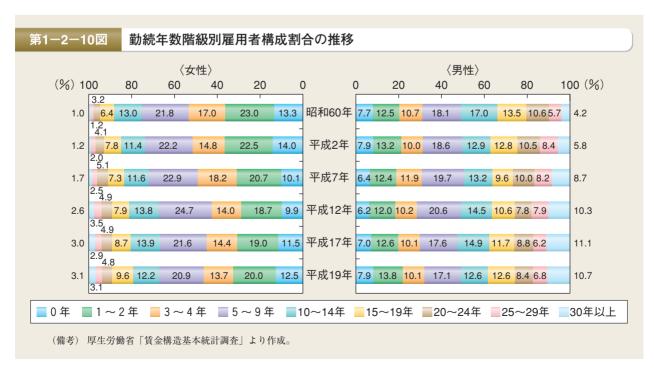
女性の勤続年数は徐々に長期化しているが、管理

職に占める女性割合は依然として少ない。

総務省「労働力調査」(平成19年)によると,管理的職業従事者(公務員及び学校教育を除く)に占める女性の割合は,平成19年は9.9%で,依然として低い水準にある。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年) で女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合





が最も高く、平成19年は12.5%となっている。また、 役職が上がるにつれて女性の割合は低下し、課長相 当職は6.5%、部長相当職では4.1%と上昇傾向には あるものの極めて低くなっている(第1-2-11図)。

(就業形態や役職,勤続年数の違いを背景とした男 女の給与所得格差,女性の6割以上が300万円以下 の所得者)

男女の給与所得には大きな差がある。

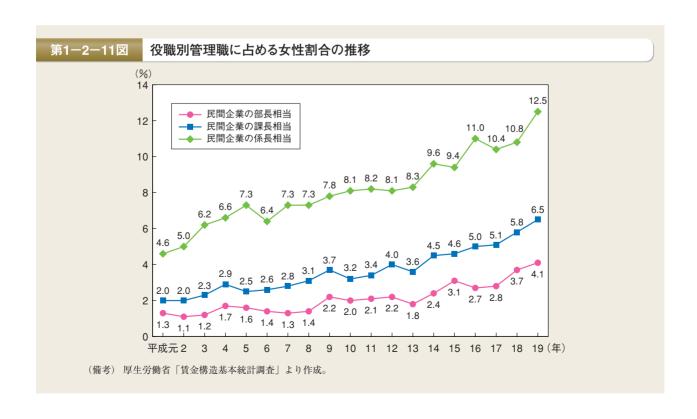
国税庁「民間給与実態統計調査」(平成18年度)により1年間を通じて勤務した給与所得者について男女別に給与水準をみると、300万円以下の所得者の割合が男性では21.6%であるのに対し、女性では66.6%に達している。また、700万円超の者は、男性では21.6%となっているのに対し、女性では3.0%にすぎない(第1-2-12図)。

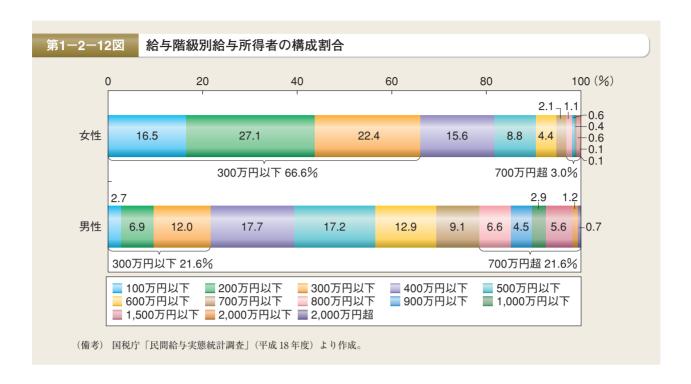
この状況の背景としては,正社員に比べて賃金水 準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど,雇用 形態において男女間に違いがあること,また,パー トタイム等に従事する女性では,収入が一定範囲を 超えないよう調整する者もいることなどが考えられ る。さらに,正規雇用者であっても,役職や残業時 間,勤続年数の男女差が大きく影響しているものと 考えられる。

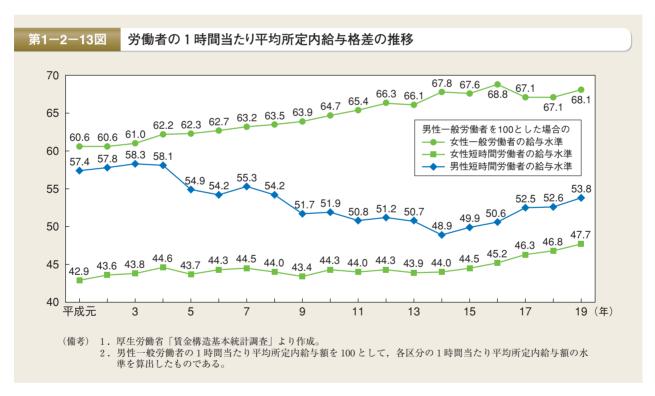
(賃金格差は,一般男女労働者間は長期的には縮小傾向,短時間労働者と一般労働者間もやや縮小)

正規雇用者など一般労働者における男女の1時間当たり平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあり、平成19年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は68.1となっている。

次に男性一般労働者と男女の短時間労働者の給与格差についてみると、平成19年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性短時間労働者は53.8となっており、前年に比べ1.2ポイント縮小しているものの、依然としてその格差は大きい。また、男性の一般労働者と女性短時間労働者では、女性の短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の42~47台をほぼ横ばいで推移しており、19年は47.7と、前年に比べ0.9ポイント格差が縮小しているものの、依然非常に低い水準にとどまっている(第1-2-13図)。







第3節

雇用環境の変化

(雇用をめぐる情勢)

平成19年の企業の法的整理による倒産件数は1万959件で、昨年に比べ増加しているものの、中小・零細企業の倒産が増加していることによるものであり、大型倒産は低水準で推移していることから、ここ数年続いた負債規模の縮小傾向に変化はみられない(㈱帝国データバンク調べ)。

また,厚生労働省「毎月勤労統計調査」によれば, 平成19年の月間平均現金給与総額は前年比0.7%減 で3年ぶりの減少となっている。

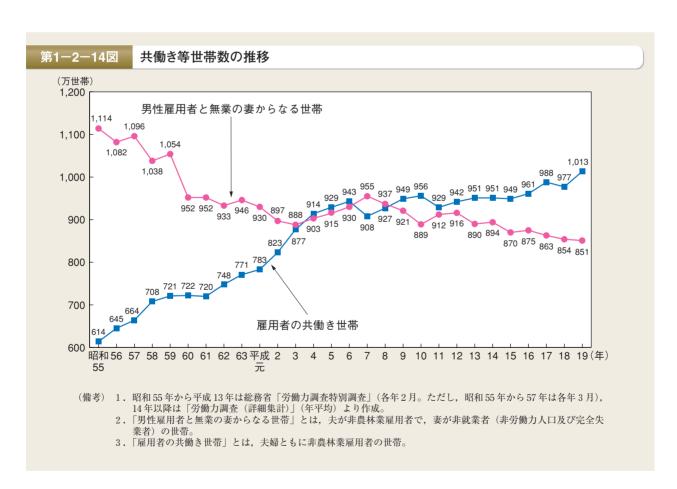
一方,総務省「労働力調査」(平成19年)による と,平成19年平均の完全失業者数は257万人で,男 女とも5年連続して減少している。年齢階級別の完 全失業率についても、15~24歳層で依然高い水準に あるものの、前年に比べ男女とも若干低下している。

さらに,厚生労働省「平成19年度大学等卒業者就職状況調査(平成20年2月1日現在)」により,大学生の就職内定率をみると,男女とも前年同期を上回っている。

(共働き世帯は増加)

昭和55年以降,夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し,平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。19年では,男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は851万世帯となっている(第1-2-14図)。

その背景として,女性の社会進出に対する意識変化や,経済情勢の変化などがあると考えられる。



Column

企業における女性の活躍促進の支援について

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、あらゆる分野で女性の参画を進めることが重要であるが、特に企業における女性の活躍促進については、様々な取組が行われている。

平成19年に設立された特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク (J-Win) は、企業におけるダイバーシティ・マネジメントの支援を行う団体である。ダイバーシティ・マネジメントとは、性別、国籍、年齢などにかかわりなく、多様な価値観の人材が登用され、活躍することによって、新しいアイディアの創出や、環境の変化に即した革新的な企業経営の原動力とする経営戦略を指すとしている。

J-Winでは、ダイバーシティ・マネジメントを推進するには、まず「女性の活用である」と考え、その第一歩として、会員企業の女性メンバーたちのネットワーキングや相互研鑽を通じて、女性幹部の養成に取り組んでいる。また、このような活動から得られた情報、経験を基に、社会への情報発信も積極的に行っている。さらに、同様の活動で長年の歴史を持つ米国のCatalystと連携しつつ、取組を進めている。

また、財団法人21世紀職業財団では、平成19年から、女性の活躍を促進することに積極的な企業に対し、人事担当者や女性社員を対象とした研修や女性社員の社外ネットワーク構築を目的とした懇話会の開催などを行う「女性活躍サポート・フォーラム」を設立している。

さらに、女性の労働力率が全国で最も高い福井県(総務省「国勢調査」(平成17年))では、働く場で女性が能力に応じ責任を担って活躍することが、県全体の活力につながるとの考えの下、地元企業と連携して、働く女性のネットワークである「ふくい女性ネット」を発足し、女性が活躍しやすい社会づくりを推進している。

このように、企業における女性の活躍促進に向けた取組は、全国各地に広がりつつある。

第3章

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

本章のポイント

第1節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を希望する人は多いが、現実との差は大きい。
- 女性が職業を持つことについて、男女ともに継続就業支持が最多となっている。

第2節 男女ともに必要とされる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ~健康を維持し、活動の幅を広げる

- ●30~40歳代前半の男性を中心に、長時間労働が常態化している。
- 仕事が忙しくて自己啓発や地域活動参加に支障が生じている。

第3節 女性にとっての仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性

- ●出産を機に約7割の女性が離職するなど、女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい。
- ●両立や仕事のやりがいなどの面で、比較的よい環境が整っている職場では、子どものいる女性30~40歳代が継続就労できている。
- 子どもが育つにつれて就労を希望する割合が高まるが、実現できていない層も多い。
- 女性の継続就業の促進には仕事と生活の調和の促進だけでなく雇用機会均等の確保も必要。

第4節 働く場としての企業における仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

- 仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。
- ●企業インタビュー結果等をまとめた「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」では、仕事と生活の両立支援や柔軟な働き方の促進等により、従業員の定着、企業イメージや評価の向上等の多様なメリットが生じるとされている。

第1節

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) をめぐる状況

(仕事と生活の調和に関する希望と現実)

内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成19年)によれば、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する希望と現実の乖離は大きい。「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった

複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が最も高いが、現実には、「仕事」あるいは「家庭」など、単一の活動を優先している人の割合が最も高くなっている。この希望と現実の乖離は、仕事あるいは子育でをしている世代だけではなく、すべての世代にみられる。高齢者では、家庭生活を優先している人の割合が最も高いが、それ以外の活動にも関わることを希望している人の割合も高い(第1-3-1図)。

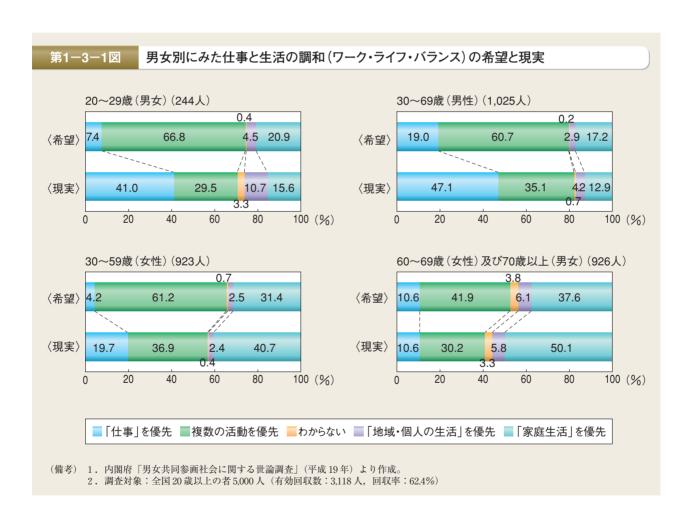
(女性就労をめぐる状況や意識の変化)

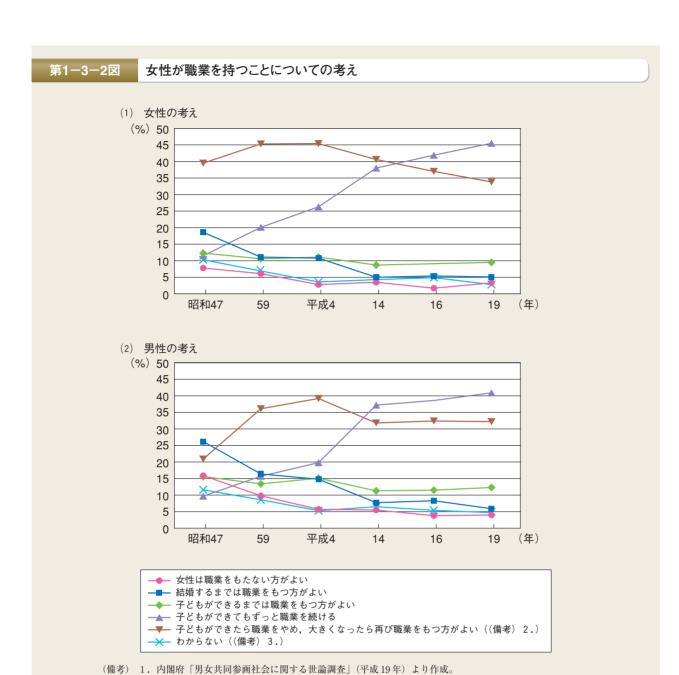
第2章でみたように、昭和55年以降、夫婦ともに 雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は 共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片 働き世帯数を上回っている。直近の19年では、共働 き世帯が1,013万世帯であるのに対し、男性雇用者 と無業の妻からなる片働き世帯は851万世帯となっ ている(第1-2-14図(前掲))。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変 化などがあると考えられる。「夫は外で働き、妻は 家庭を守るべき」という考えに賛成する割合をみる と、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の 割合の合計は男女ともに低下している(内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年))。

また、女性の就業についての考えについては、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」と考える「継続就業」支持が、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と考える「一時中断・再就職」支持を、初めて男女ともに平成16年に上回り、19年調査においても、「継続就業」支持が43.4%と最も多くなっている。

こうした女性の就業に関する意識が、男女ともに 大きく変化していることが、共働き世帯の増加の背 景にあるものと考えられる(第1-3-2図)。





- 2. 昭和59年の設問では、「職業をもち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終わると再び職業を もつほうがよい」
- 3. 平成4年, 14年, 16年, 19年は「その他・わからない」。

第2節

男女ともに必要とされる仕事と生活の 調和(ワーク・ライフ・バランス) ~健康を維持し、活動の幅を広げる

(長時間労働とメンタルヘルス)

近年の共働き世帯の増加にもかかわらず、時代の 変化に対応していない画一的な働き方等を背景に, 問題を抱える人が多くなっている。

平均週間就業時間をみると, 男性では30歳代が最

も長く、約49時間となっている。また、週60時間以 上働く者の割合をみても、30~40歳代前半が最も高 く、約2割の就業者が週60時間以上働いていること になる (第1-3-3図)。

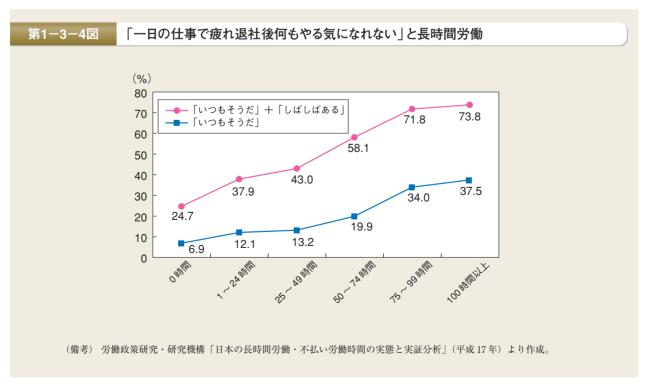
こうした長時間労働は、心身の状況にも影響を与 えている。労働者に対する意識調査をみると,「一 日の仕事で疲れ退社後何もやる気になれない」と感 じることが「いつも」あるいは「しばしば」ある人 の割合が、月間の超過労働時間が50時間を超えると

半数を超えている。残業が多いほど、仕事で疲れて 退社後何もやる気になれないと感じている割合が高 いということが分かる (第1-3-4図)。

(女性にかかる家事,育児及び介護の負担)

一方で、女性の家庭責任は重く、バランスのとれ た生活を送るのが困難となっている。総務省「社会

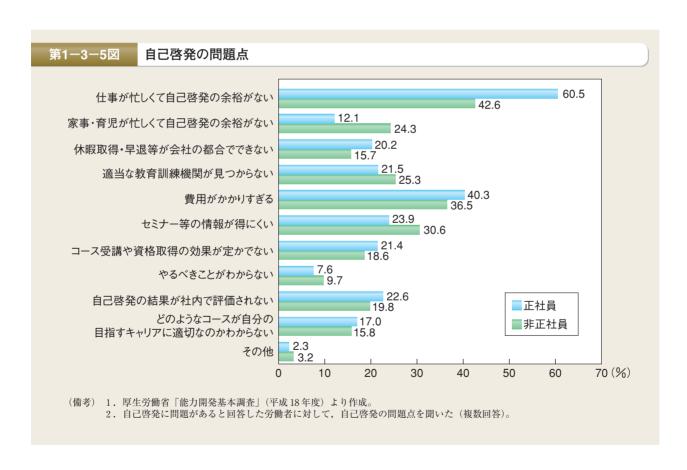




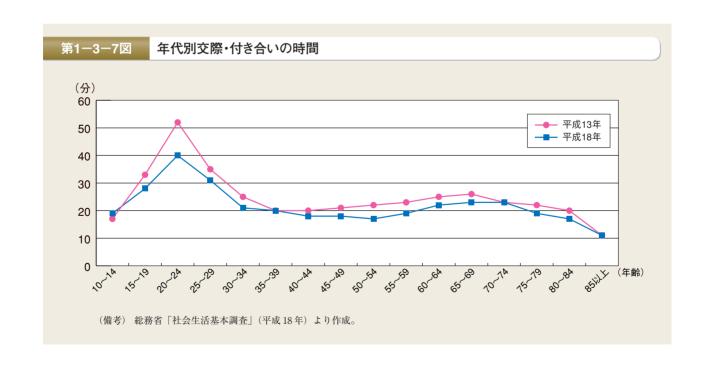
生活基本調査」(平成18年)により、妻の就業状況別に夫婦の1日の生活時間をみると、共働き世帯での夫の家事・育児・介護等にかける総平均時間が30分なのに対し、妻は4時間15分であり、夫が有業で妻が無業の世帯では、夫は39分、妻は6時間21分である。妻の就業の有無にかかわらず夫が家事や育児、介護などにかける時間は妻と比べて著しく短い。男性は共働きか否かで生活実態はほぼ変わらないものの、女性は共働きの場合は仕事をしながら家事も育児も介護も担い、自由時間が少なくなっている。

(仕事が忙しくて自己啓発や地域活動への参加ができない)

仕事が忙しすぎるという問題は、家庭以外にも自己啓発や地域活動への参加を妨げている。厚生労働省「能力開発基本調査」(平成18年度)によると、自己啓発の問題点として「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」が最も多く挙げられている(第1-3-5図)。また、NPO、ボランティア、地域での活動への参加を妨げる要因として「活動する時間がないこと」が最も多くなっている(第1-3-6図)。実際に、交際・つきあいの状況を、総務省「社会生活基本調査」(平成18年)でみると、5年前と比較してすべての年齢で減少、ないしは横ばいとなっており、仕事の時間が増加する中で余裕がなくなっていることが分かる(第1-3-7図)。



地域の活動などへの参加を妨げる要因 第1-3-6図 1.9% 1.8% ─ 活動する時間がないこと 2.7% -4.5% ■ 全く興味がわかないこと 参加するきっかけが得られないこと 6.2% ■ 身近に団体や活動内容に関する情報がないこと 35.9% |身近に参加したいと思う適当な活動や共感する 6.6% 団体がないこと ■ 身近に一緒に参加できる適当な人がいないこと 11.1% 活動によって得られるメリットが期待できないこと 家族や職場の理解が得られないこと その他 14.2% 15.1% 無回答 (備考) 1. 内閣府「国民生活選好度調査」(平成15年度)より作成。 2. 「NPO やボランティア,地域での活動に参加する際に苦労すること,または参加できない要因となることはどんなことですか。あなたにとってあてはまるものに $1 \circ \bigcirc$ をお付け下さい。 (\bigcirc は $1 \circ \bigcirc$) への回答。



第3節 女性にとっての仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の重要性

(女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい)

女性就労が増加する中、男女にかかわらず働きやすい職場環境づくりの必要性が一層高まっているが、女性の就業継続や再就職をめぐる状況は依然として厳しい。

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い(第1-3-8図)。また、きょうだい数1人(本人のみ)の世帯の出産前後の女性の就業状況をみると、出産を機に約7割(67.4%)の女性が仕事を辞めており(第1-3-9図)、仕事と育児の二者択一の状況はここ20年間変わりない。

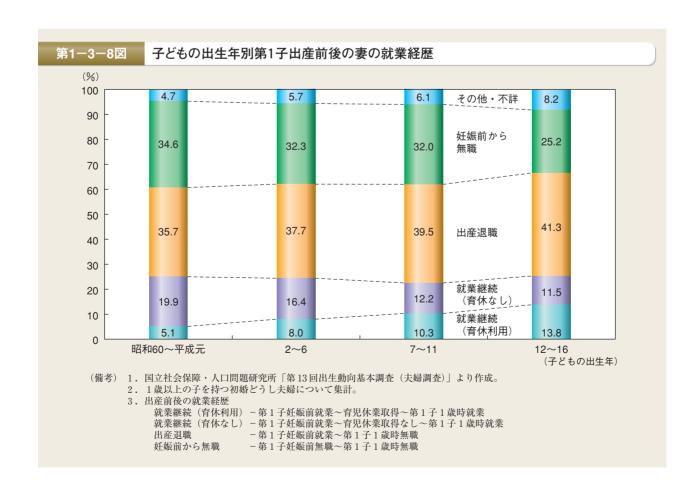
女性の労働力の特徴とされるいわゆるM字カーブについても、30歳代の子育て期に当たるM字の底が近年上がってきているが(第1-2-1図(前掲))、それは主に晩婚化によって未婚有業者が増えている

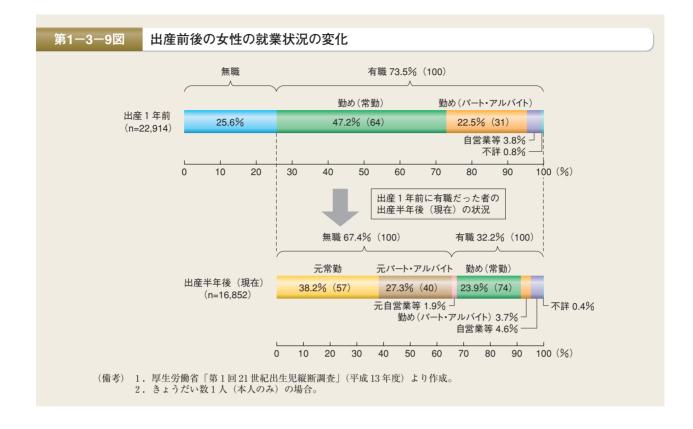
ことによるもので、結婚、出産した女性が継続就業 あるいは再就業できる環境が整ってきたことによる ものとはいえない(第1-3-10図)。

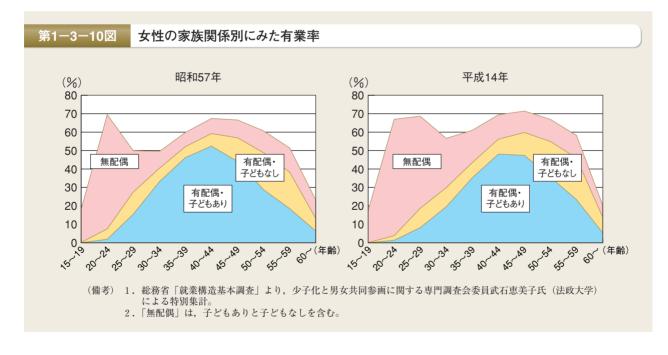
これまでに仕事を辞めた経験がある人の離職理由は「主として結婚」が最も多く、その場合の具体的な理由としては、「体力・時間的に厳しかったから」が最も多い(第1-3-11図)。

結婚や出産時に仕事を辞めることを自ら希望している人も少なくないが、辞める背景要因の一つとして残業などを含む働き方の問題があることがうかがえる。

また、いったん仕事を辞めても子どもが育つにつれて就労を希望する女性は多いが、実現されていない人が多い。子どもが小さいころは「家でできる仕事」、子どもが小学生の頃は「短時間勤務」、子どもが中学生以上になると「残業のないフルタイム勤務」を希望する人も多いが、現状では働くことを希望しながらも実現できていない人の割合が高い(第1-3-12図)。

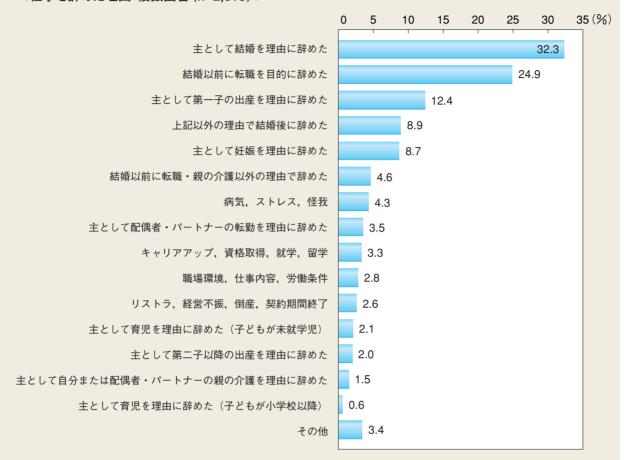






第1-3-11図 仕事を辞めた理由及び結婚時に離職した理由

<仕事を辞めた理由:複数回答(n=2,613)>



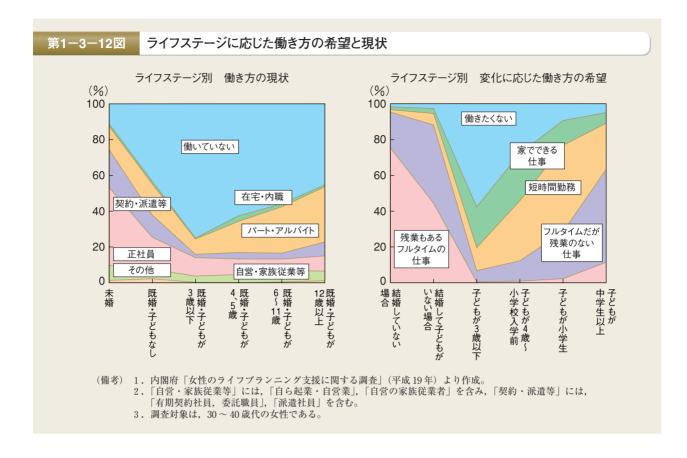
<結婚時に離職した理由:複数回答(n=908)>

体力・時間的に厳しかったから
辞めるのが当たり前だと思ったから
家事・育児に時間をとりたかったから
両立の努力をしてまで続けたいと思える仕事ではなかったから
配偶者・パートナーが希望したから
子どもが欲しかったから
職場に仕事と家庭の両立を支援する制度がなかったから
同じような状況で仕事を続けている人が職場にいなかったから
職場に仕事と家庭の両立に対する理解がなかったから
配偶者・パートナーの親や自分の親など親族の意向だったから
その他

30 (%) Ω 5 10 15 20 25 27.0 24.2 20.6 17.5 13.2 9.7 8.9 8.8 6.5 3.2 28.0

(備考) 1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」(平成19年) より作成。

2. 調査対象は、30~40歳代の女性である。

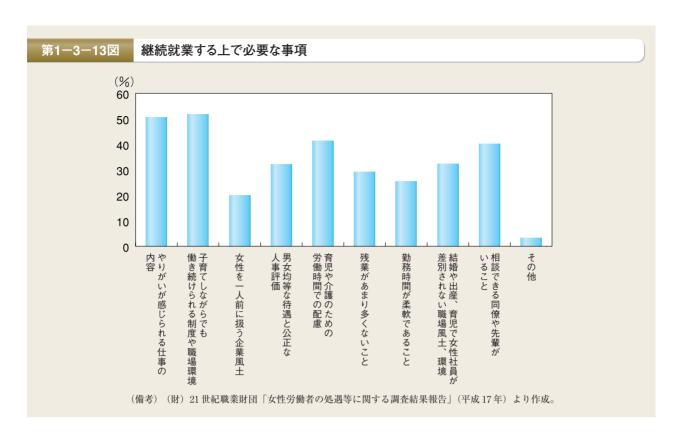


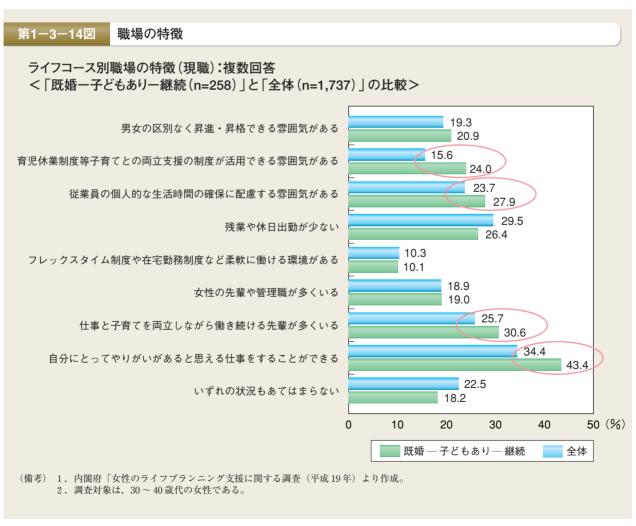
(女性の就業継続を促進するには,男女の雇用機会の均等の確保が不可欠)

仕事と生活の調和した社会を実現することは、女性の就業継続、及び再就職を促進するために不可欠なものである。しかし、それだけで女性の就業継続や再就職が進むとは限らない。財団法人21世紀職業財団「女性労働者の処遇等に関する調査結果報告」(平成17年)によると、就業継続に必要な事項として、「子育てしながらでも働き続けられる制度や職場環境」を挙げる女性労働者が51.7%と最も多いが、次に「やりがいが感じられる仕事の内容」が50.5%となっている。35歳以上の年齢層でみると「やりがいが感じられる仕事の内容」が5 割強を示している(第1-3-13図)。

また、内閣府「女性のライフプランニング支援に 関する調査」(平成19年)によると、両立や仕事の やりがいなどの面で比較的よい環境が整っていると 感じられる職場では、子どものいる30~40歳代の女 性が継続就労できている。具体的には、現在の職場では「やりがいのある仕事ができる」、「両立支援の制度が活用できる雰囲気がある」、「両立しながら働き続ける先輩がいる」、「個人的な生活時間に配慮がある」といった項目が多く挙げられている(第1-3-14図)。

仕事のやりがいは、周囲からの期待や職場での公平な待遇に深く関係しているものである。これらの調査から明らかなことは、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することは、女性の就業を促進する上で不可欠なものではあるが、それだけでは不十分であるということである。女性が能力を発揮し、仕事にやりがいを感じながら働き続けられる職場環境を整備するためのポジティブ・アクションの取組の支援を始めとした機会均等確保対策や、仕事を離れた女性にもチャンスが与えられるような女性の再就職に向けた支援策の整備が極めて重要であるといえる。





第4節

働く場としての企業における仕事と 生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現には、時代の変化に対応するように現在の働き方を変えることが必要であり、働く場としての企業の理解や取組の促進が重要である。また、企業にとっても、その実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるとともに、労働生産性や創造性を高める等のメリットにつながるものである。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、将来の成長・発展につながる「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

(企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット)

男女共同参画会議「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する専門調査会」においては、企業インタビュー等を行い、「企業が仕事と生

活の調和に取り組むメリット」を平成20年4月に取りまとめた。

企業へのインタビュー結果をみると、育児休業制度や在宅勤務等の仕事と生活の両立支援や柔軟な働き方の促進、業務の見直しや残業削減等の効率的な働き方の促進による長時間労働の是正などの取組により、従業員の定着(離職率の低下)、優秀な人材の確保、多様性に富む従業員の確保・定着、従業員の満足度や仕事への意欲、従業員の心身の健康の保持増進、企業イメージや評価の向上等の多様なメリットが生じているとされている。

また、既存の統計や調査結果等を基に一定の仮定を置いて試算した定量的なコスト情報も併せて紹介している。例えば、従業員が出産を機に退職し新たに人員を補充するケースと、同じ従業員が育児休業を取得・短時間勤務を行い、就業を継続したケースとを比較した場合には、後者の方がコストがかからず、それに加え、企業はそれまで培われた従業員の知識や経験の損失を防ぐことができるといった結果となっている。

Column

「仕事と生活の調和」実現度指標

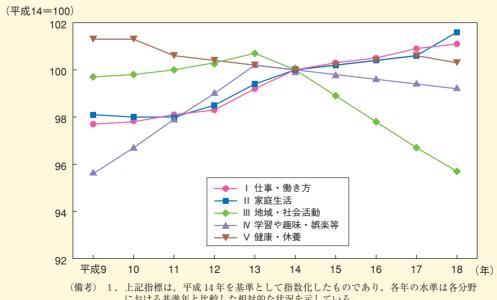
平成19年12月18日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活 の調和推進官民トップ会議 | (以下「官民トップ会議 | という。)において、仕事と生活の調和に関 する基本的な考え方を示す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 | 及び国・地方 自治体や企業の具体的取組や政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下 「行動指針」という。)が策定された。

「仕事と生活の調和」実現度指標は、我が国の社会全体でみた、個人の暮らし全般にわたる仕事 と生活の調和の実現状況等を測定するものである。

指標は、「Ⅰ 仕事・働き方」、「Ⅱ 家庭生活」、「Ⅲ 地域・社会活動」、「Ⅳ 学習や趣味・娯楽等」。 「V 健康・休養」の5分野から構成され、それぞれの分野ごとに仕事と生活の調和の実現度を代表す ると考えられる構成要素を抽出し、合成して5分野ごとの実現度指数を算出している。そのうち、 I ~Ⅲ分野の指標の推移を平成9年から18年までの10年間についてみると、「仕事・働き方」は上昇 している。これは、仕事のための拘束時間が改善されていない一方で、育児休業取得者が増えるな ど、働き方の柔軟性が高まっていることによるものである。また、「家庭生活」も男性の家事・育児 等への関わりが増加したことから上昇している。他方、「地域・社会活動」は14年まではほぼ横ば いで推移していたが、近年、交際・つきあいが希薄になっていることを反映して低下している。

今後、「仕事と生活の調和」実現度指標は、毎年更新することとしており、官民トップ会議の下の 「「仕事と生活の調和」連携推進・評価部会」において、仕事と生活の調和実現の阻害要因や取り組 むべき施策のために活用される。

個人の実現度指標



- における基準年と比較した相対的な状況を示している。
 - 2. 指数の上昇(低下)は、各分野における仕事と生活の調和が進展(後退)している ことを意味する。

第4章 女性に対する暴力

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- 女性の10.6%、男性の2.6%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいず れかを1つでも受けたことが「何度もあった」と答えている。
- 被害者は、相手から離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、 「自分の体調や気持ちが回復していない」など、様々な困難を抱えている。
- •配偶者間における刑法犯(殺人,傷害,暴行)の被害者の90.3%が女性。
- ●配偶者暴力相談支援センターは全国に180か所(平成20年4月現在)、民間シェルターは105か 所(平成19年11月現在)。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加(平成19年度62.078件)。
- ●配偶者暴力防止法施行後平成19年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は10.971件。

第2節 性犯罪の実態

- 強姦、強制わいせつの認知件数は、平成16年から減少傾向に転じ、19年は、それぞれ、1.766 件. 7.664件である。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.2%。若年・低年齢時の被害が多 い。

第3節 売買春の実態

- 平成19年中の売春関係事犯送致件数は2.490件で、前年比減少。
- 平成19年中の要保護女子総数は3.247人で前年に比べ増加したが、未成年者が占める割合は 18.3%で減少した。
- 平成19年中の児童買春事件の検挙件数は、前年比減少。

第4節 人身取引の実態

● 平成19年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は43人で、前年比25.9%減少。

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

● 平成 18年度中のセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は 11.102件。

第6節 ストーカー行為の実態

- 平成19年中のストーカー事案に関する認知件数は13.463件。
- 平成19年中のストーカー行為での検挙件数は240件、禁止命令違反での検挙件数は2件。

第1節 配偶者

配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女4,500人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)を実施した。本調査によると、これまでに結婚したことのある人(2,328人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から"身体に対する暴行"、"精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫"、"性的な行為の強要"のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性26%、「1、2度あった」という人は、女性22.6%、男性14.8%、1度でも受けたことがある人は、女性33.2%、男性17.4%となっている(第1-4-1図)。

(様々な困難を抱える被害者)

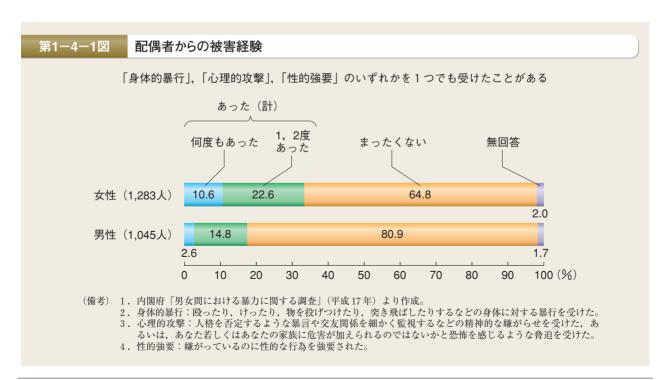
内閣府は,配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に,被害者の置かれている状況,自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調

査を実施し(回答799人), その結果を平成19年1月に公表した。調査によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難を抱えていた(第1-4-2図)。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成19年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は2,471件、そのうち2,232件(90.3%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は192件中107件(55.7%)と、やや低くなっているが、傷害は1,346件中1,255件(93.2%)、暴行は933件中870件(93.2%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている3(第1-4-3図)。

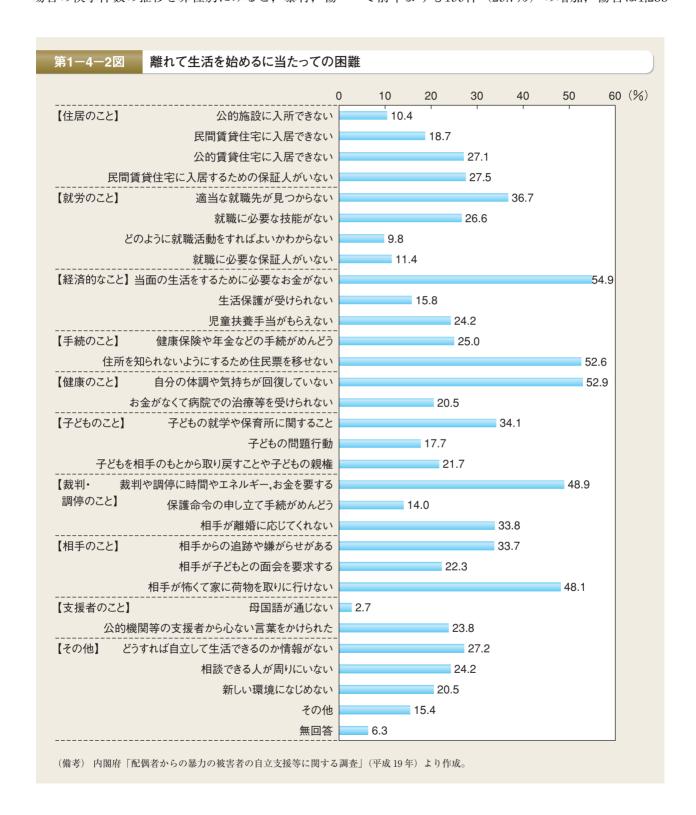


³ 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

(増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、暴行、傷

害はそれぞれ平成12年以降増加し、16年に傷害が前 配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である 年比で減少したが、19年においては、暴行が870件 で前年よりも199件(29.7%)の増加、傷害は1.255

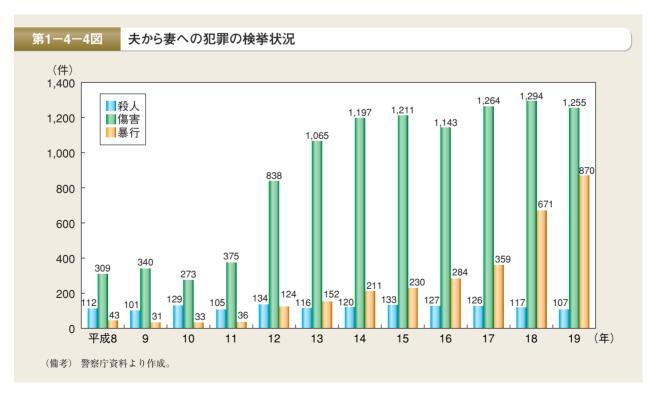


件で39件(3.0%)の減少となっている⁴(第1-4-4図)。

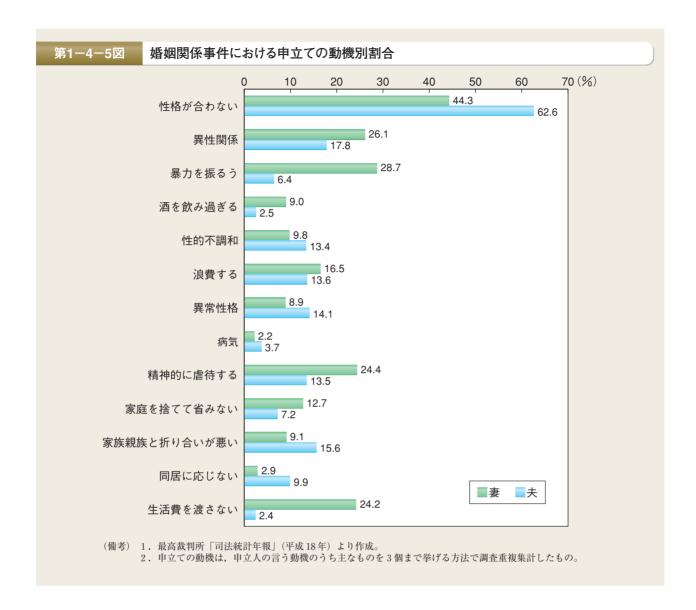
(増加傾向にある夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

平成18年の家庭裁判所における婚姻関係事件の既 済総件数は65.170件,うち妻からの申立総数は





⁴注3に同じ。



45,440件, 夫からの申立総数は19,730件となっている。

「暴力を振るう」を理由とする妻からの申立件数は、平成18年において13,041件、裁判所における既済総数の20.0%(妻からの申立件数の28.7%)となっており、妻からの申立ての中では、「性格が合わない」に次いで2番目に多い理由となっている(第1-4-5図)。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が施行され(配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については

平成14年4月から施行),14年4月から,各都道府県は、婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した。19年7月の法改正(平成20年1月施行)により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。20年4月1日現在、全国180施設(うち市町村が設置する施設は7施設)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。19年度中に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は62,078件に上っており、毎年度増加している。また、法施行後19年12月末までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、100,842件

(平成19年の対応件数は20,992件) でここ数年,毎 年増加している。

(婦人相談所における一時保護並びに婦人保護施設 及び母子生活支援施設の入所理由)

平成18年度中の、婦人相談所一時保護所への入所理由のうち、夫等の暴力は71.8%と全体の半分を超えている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由をみると、「夫等の暴力」を挙げた割合はそれぞれ31.1%、52.1%となっている。いずれの施設においても暴力を理由とする入所は高い割合となっている(第1-4-6図)。

(シェルター設置状況)

シェルター(配偶者からの暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所)として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、各都道府県に1か所、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に50か所(公営23か所、

民営27か所(平成19年4月1日現在)),母子生活支援施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、全国に297か所(公立175か所、私立122か所(平成19年3月末現在))がそれぞれ設置されている。

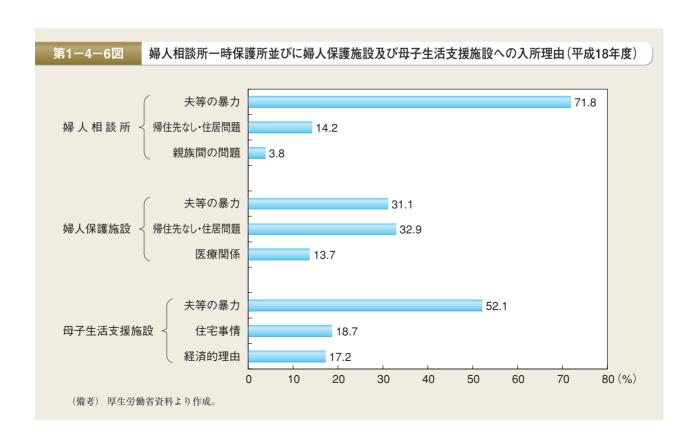
このほかに、民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。

平成19年11月現在,内閣府が把握している民間 シェルター数は32都道府県105か所であり,特定非 営利活動法人や社会福祉法人など法人格を有してい るものもあるが,約42%(44施設)(平成18年調査 では約44%)は法人格を有していない。

民間シェルターは、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援 に関し、先駆的な取組を実施している。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、 裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発 する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対し て刑事罰を科すこととしている。



また、配偶者暴力防止法はこれまで、2度の改正 を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正 において、被害者への接近禁止命令に加え、被害者 と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令でき ることとされた。20年1月に施行された第2次改正 においては、これまで身体に対する暴力を受けた者 に限り、保護命令を申し立てることができたのに対 し、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、 身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危 害を受けるおそれが大きい場合には、保護命令を発 することができることとなったほか、被害者への接 近禁止命令の実効性を確保するため,接近禁止命令 の発令されている間について、被害者の親族等への 接近禁止命令も発することができることとされ、さ らに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等 を禁止する電話等禁止命令も新設された。

保護命令の申立書に、配偶者暴力相談支援セン ターの職員又は警察職員に相談等をした事実等の 記載がある場合は、配偶者暴力防止法第14条第2項 に基づき、裁判所は配偶者暴力相談支援センター 又は警察に対し、被害者が相談等をした際の状況等 を記載した書面の提出を求めることとなっている。 申立書にこうした事実の記載がない場合は、公証人 役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付しな ければならない。法施行後から平成19年12月末まで に終局した保護命令事件13.750件のうち、支援セン ターへの相談等の事実の記載のみがあったのは 2.708件、警察への相談等の事実の記載のみがあっ たのは5.925件、双方への相談等の事実の記載があ ったのは4.499件となっている。また、申立書に宣 誓供述書が添付されたのは565件となっている。

法施行後平成19年12月末までの間に、裁判所に申 し立てられた保護命令事件の件数は13,834件で、そ のうち事件が終了したのは13.750件となっている。 終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は 10,971件(79.8%), そのうち被害者に関する保護命

第1-4-7表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

(畄位・仕)

											(単位・圧)
区分	区分 既済件数										
\		認容(保護命令発令)									
				(1)被害者に関する保護命 (2)「子への接近禁止命令」							
				令のみ発令された場合が			が発	令された場	易合		
	新受			1	2	3	1)	2	3		
	机文			退去命令	接近禁止	退去命令	退去命令,	被害者へ	事後的な	却下	取下げ等
\				と接近禁	命令のみ	のみ	被害者へ	の接近禁	子への接		
\				止命令の			の接近禁	止命令と	近禁止命		
\				双方			止命令と	同時	令		
年							同時				
平成13年	171	153	123	32	91	0				4	26
平成14年	1,426	1,398	1,128	326	798	4				64	206
平成15年	1,825	1,822	1,468	406	1,058	4				81	273
平成16年	2,179	2,133	1,717	554	1,098	5	17	38	5	75	341
平成17年	2,695	2,718	2,141	190	730	4	322	883	12	147	430
平成18年	2,759	2,769	2,208	166	710	8	346	974	4	146	415
平成19年	2,779	2,757	2,186	173	640	7	371	993	2	140	431
合 計	13,834	13,750	10,971	1,847	5,125	32	1,056	2,888	23	657	2,122

(備考) 1. 最高裁判所資料より作成。

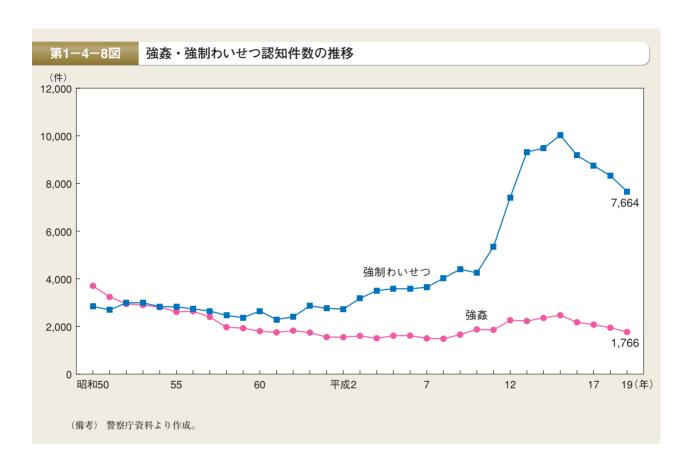
- 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。 3. 「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。
- 「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
- 5. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
- 6. (2) 「子への接近禁止命令」の平成16年分は、平成16年12月2日の改正配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
- 7. (2) 「子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令と同時、又は、被害者への接近禁止命令が発令された後に発令さ れるものである。
- 8. (2) ③「事後的な子への接近禁止命令」は、被害者への接近禁止命令が既に発令されている場合(退去命令と同時に発令されている場合を含む。)に、被害者への接近禁止命令を前提として、事後的に子への接近禁止命令を発令した事案である。

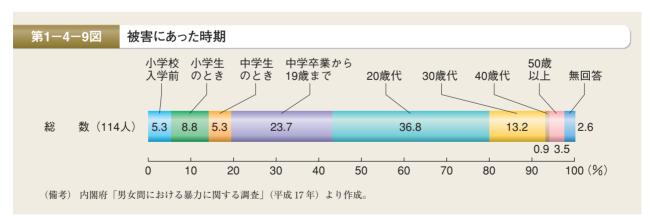
令のみ発令されたのは7,004件(63.8%),子への接近禁止命令が発令されたのは3,967件(36.2%)となっている(第1-4-7表)。

法施行後平成19年12月末までの間に保護命令が発

令された事件の平均審理期間は12.4日となっている。

なお、法施行後から平成19年12月末までの間の保 護命令違反の検挙件数は352件である。





第2節

性犯罪の実態

(強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成 12年以降6年連続で2,000件を超えていたが、16年 から減少傾向に転じ、19年は1,766件であり、前年 に比べ182件(9.3%)減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降毎年増加していたが、16年から減少し、19年では7,664件と、前年に比べ662件(8.0%)減少している。なお、警察では、女性警察官による事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策を中心とした性犯罪被害者対策を推進している(第1-4-8図)。

(異性から無理やり性交された経験)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」 (平成17年)において、女性(1,578人)に、これまでに異性から無理やりに性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が4.0%、「2回以上あった」が3.2%で、被害経験がある女性は7.2%となっている。

被害にあった時期としては、「20歳代」が36.8%で最も多く、次いで「中学卒業から19歳まで」(23.7%)が2割強である。「小学生のとき」(8.8%)、「小学校入学前」(5.3%)、「中学生のとき」(5.3%)など低年齢で被害を受けている人も2割程度いる(第1-4-9図)。

異性から無理やりに性交されたことがあった女性 のうち、被害について「どこ(だれ)にも相談しな かった」人は64.0%と 6 割を上回っている (第1-4-10図)。



第3節 売

売買春の実態

(売春関係事犯送致件数等)

平成19年の売春関係事犯送致件数は2,490件となり,前年に比べ減少した。また,要保護女子総数は3,247人で前年に比べ増加したが,未成年者が占める割合は18.3%で,前年に比べ24.5ポイント減少している(第1-4-11図)。

(児童買春検挙件数)

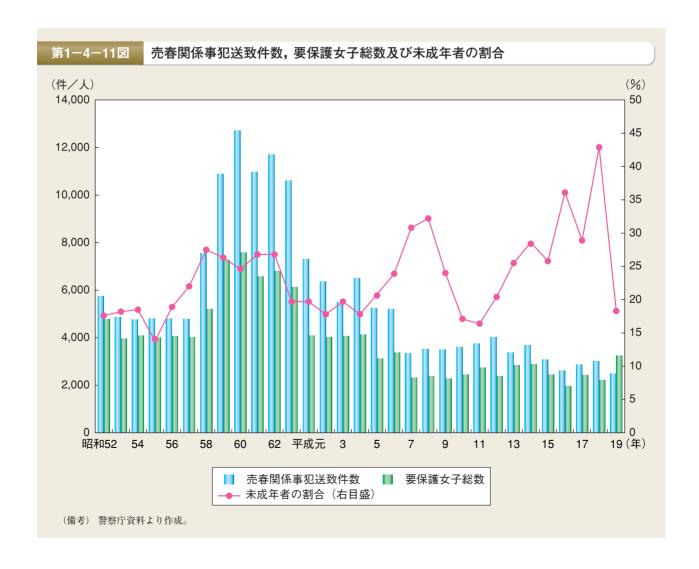
平成19年の児童買春事件の検挙件数は1,347件 (前年比266件減)であり、このうち、出会い系サイトを利用したものが679件(50.4%)、テレホンクラブ営業に係るものは61件(4.5%)となっている。

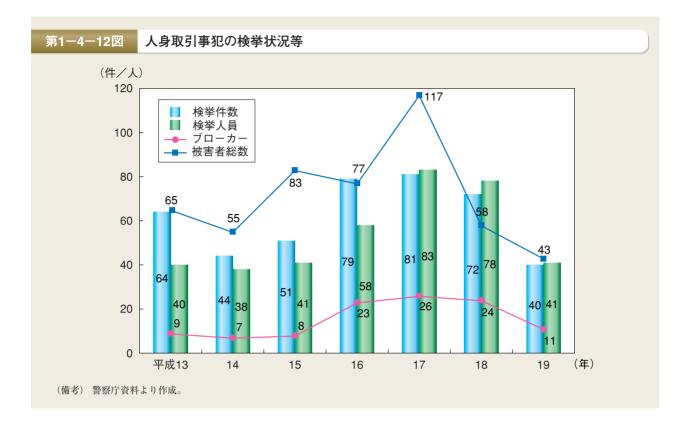
第4節

人身取引の実態

(人身取引事犯検挙件数等)

警察庁の統計によると、平成19年における人身取 引事犯の検挙件数は40件、検挙人員は41人であり、 検挙人員のうちブローカーが11人となっている。ま た、警察において確認した被害者の総数は43人と、 前年に比べ15人(25.9%)減少している。被害者の 国籍は、フィリピン22人(51.2%)が最も多く、次 いでインドネシア11人(25.6%)、韓国5人(11.6%) の順となっている(第1-4-12図)。





第 5 節 セクシュアル・ハラスメント の実態

(セクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成18年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は11,102件で、前年度に比べ3,208件(40.6%)増加しており、そのうち、女性労働者等からの相談件数は7,790件(70.2%)で、前年度に比べ1,285件(19.8%)増加している(第1-4-13図)。

第6節 ストーカー行為の実態

(ストーカー事案の認知件数)

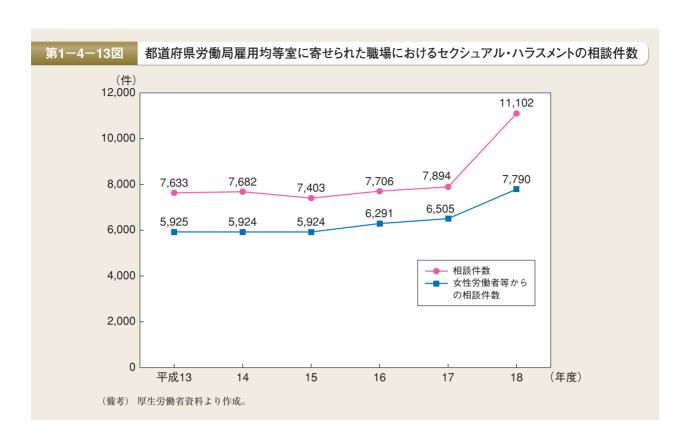
平成19年中に警察庁に報告のあったストーカー事 案の認知件数は、13,463件で、前年に比べ962件 (7.7%) 増加している。また、被害者の89.8%が女 性で、行為者の89.8%が男性となっている(第14-14図)。

(ストーカー規制法の適用状況)

平成19年のストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)に基づく警告は1,384件で,前年に比べ9件(0.7%)増加している。警告に従わない者に対する禁止命令は17件発令されている。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は240件で、 前年に比べ62件増加している。禁止命令違反での検 挙件数は2件である。

平成19年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,141件で、前年に比べ510件(31.3%)増加している。援助の内容(複数計上)としては、被害を自ら防止するための措置の教示が885件(前年比215件増加)で最も多く、次いで防犯ブザー等の被害防止物品の教示又は貸出しが472件(前年比63件増加)となっている。





Column

緊急時における安全の確保と岡山市の取組

平成20年1月から施行された改正配偶者暴力防止法では、市町村による配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)の設置及び市町村基本計画の策定が市町村の努力義務とされるとともに、配偶者からの暴力の被害者の緊急時における安全の確保が支援センターの業務として位置付けられることとなった。緊急時における安全の確保は、婦人相談所の一時保護が行われるまでの間において、被害者に避難場所を提供するなどのことであり、支援センターにおいて、このような安全の確保を行う場合が生じていることから、法律上明確化されたものである。緊急時における安全の確保は、その趣旨を踏まえ、身近な行政主体である市町村において積極的な実施が望まれる業務の一つである。

今回の法改正に先駆け、岡山県岡山市では、「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」に基づき、平成16年12月から支援センターとしての業務を開始するとともに、婦人相談所における一時保護までの間、保護施設において被害者を保護する緊急一時保護事業を14年から実施している。

この緊急一時保護については、事業開始からこれまで、実施方法に様々な工夫が重ねられてきている。現在、相談専用電話(相談ホットライン)を通じた24時間対応をとっており、この電話を通じて被害者の要請を受けた支援センターでは、被害者に現在の状況を聞いて保護の要否を決定する。緊急一時保護の実施を決定した場合には、支援センターが地元タクシー関連各社に対し、保護施設までの被害者の移送を依頼する。被害者は、このタクシーを使って保護施設に行き、当該施設を利用し、翌日以降、支援センターの相談員が婦人相談所の一時保護につなげる仕組みとなっている。

岡山市と地元タクシー関連各社の間では、平成16年に岡山市が支援センター業務を開始したことを記念して、市が被害者の緊急一時保護を決定した場合において、市の依頼に基づき、地元タクシー関連各社が被害者の保護施設への移送に協力することとし、その費用は地元タクシー関連各社が負担するという「DV被害者緊急一時保護連携協定」を締結している。協定では、地元タクシー関連各社の従業員であって、この協定に係る業務に従事する者の守秘義務や事前研修等についても明確にされている。

また、移送に利用するタクシーの乗務員には、それが緊急一時保護による配車であることや、行き先が緊急一時保護施設であることを知らせない対応とするなど、安全のための配慮がなされている。

岡山市の支援センターに寄せられる相談件数は増加しているが、休日、夜間に寄せられる緊急ー時保護の要請は当初と比べ減少している。これは、相談機関としての支援センターの存在が知られるようになるとともに、比較的早い段階から支援センターに相談する被害者が増えていることがその背景にあるのではないかと考えられる。

第5章

生涯を通じた女性の健康

本章のポイント

- 乳児死亡率等の母子保健関係指標については低下傾向にある。
- 平成18年の新規HIV感染者数は過去最高。感染が報告された年齢をみると30歳代の割合が高い。
- 肥満者の割合は、男性は30~60歳代では約3割、女性も60歳以上で割合が高い。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 健康増進法の施行により受動喫煙機会の減少が期待される。
- 女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合は年々増加しているが、 医師・歯科医師は薬剤師に比べかなり割合が低い。

(低下傾向にある母子保健関係指標)

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

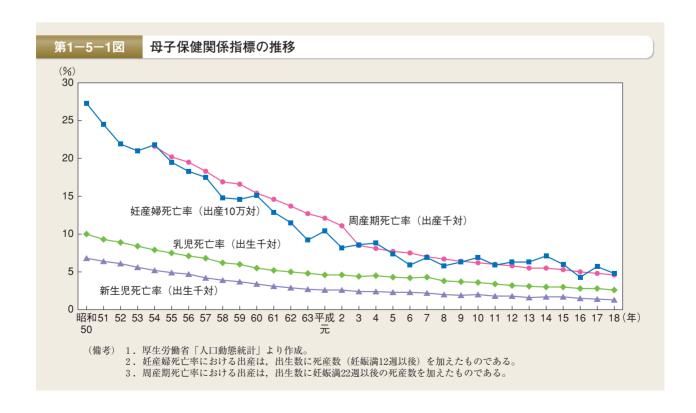
母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成18年までの動向をみると、いずれの指標も総じて低下している(第1-5-1図)。

(危険が伴う高齢出産)

母の年齢別周産期死亡率をみると、19歳以下の場合に平均より高いほか、年齢に比例して増加しており、高齢出産にはある程度の危険が伴うことが分かる(第1-5-2図)。

(総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率(15歳以 上50歳未満女子人口千対)の昭和50年から平成18年

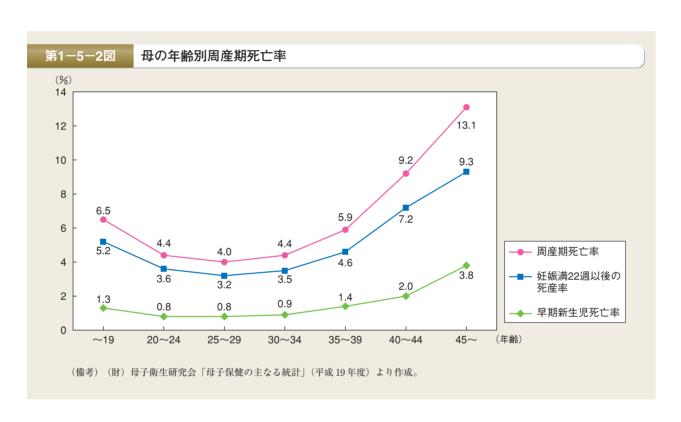


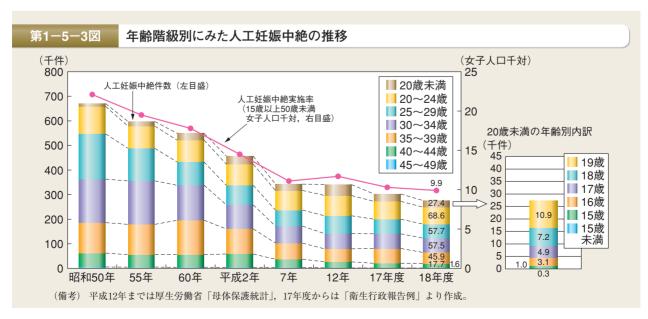
までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にある。また、20歳未満の件数は昭和50年においては、全年齢に占める割合が1.8%だったのが、平成18年では9.9%となっており、若年層の全体に占める比重は以前より増加しているものの、件数としては14年から4割減を達成しており、着実に減少している(第1-5-3図)。

(若年での感染が多いHIV感染者)

HIV感染者とは、HIV(ヒト免疫不全ウィルス)に感染している者を指す。一方、AIDS患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、カリニ肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

凝固因子製剤による感染例を除いて、平成18年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びAIDS患者の累計数は、HIV感染者数8.344人、







AIDS患者数4,050人となっている。

平成18年に新規で感染が報告されたHIV感染者は952人,AIDS患者は406人で,過去最高の報告数となった(第1-5-4図)。HIV感染者の推定感染地域をみると,全体の87.0%(828件)が国内感染となっている。

HIV感染者累計数について、感染が報告された時点の年齢をみると、20歳代が全体の37.1%を占めており、若年での感染が多い一方、平成18年に新規で感染が報告された感染者数を年代別にみると、20歳代が全体の27.7%を占めているのに対し、30歳代が41.0%を占めていることから、最近の傾向としては、必ずしも若年での感染が多いとはいえなくなってきている。

(女性の疾病)

女性に特有もしくは非常に多い疾病として子宮がん、乳がんなどがあり、これらの疾病の総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成17年)でみると、子宮がんは5.6万人、乳がんは15.6万人となっている。

地域保健・老人保健事業報告(平成18年度)によると、保健所が実施するがん検診の受診率は、子宮がん18.6%、乳がん12.9%で、肺がん22.4%や大腸がん18.6%の受診率と同等になりつつある⁵。しかし、比較的低い状態にあり、がんは早期発見が重要であることから、より一層、がん検診等の健康診断等の受診の必要性について広く周知していく必要がある。

(健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには, 自ら健康

⁵ 平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、17年度から「子宮がん」及び「乳がん」の受診率の算出 方法を変更している。

受診率= (前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数) / (当該年度の対象者数) ×100

管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成17年国民健康・栄養調査報告」をみると、肥満者の割合は、男性はいずれの年齢層でも20年前に比べ増加しており、30~60歳代では約3割となっている。女性も60歳まで年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代では3割に近い状態となっている。一方、低体重(やせ)の割合は、20、30歳代女性で約2割となっている。「平成14年国民栄養調査」では、現実の体型が「普通」もしくは「低体重(やせ)」であるにもかかわらず体重を減らそうとしている者の割合が若年層を中心に多いという結果もみられた

健康に生活するための自己管理について,より一 層適切な情報提供が求められる。

(20歳代女性で高い喫煙率)

平成4年から17年の喫煙率の推移を男女別にみると、男性は50.1%から39.3%に低下しているが、女性は9.0%から11.3%とほぼ横ばいで推移している。これを年代別でみると、ここ数年20歳代男性の喫煙率が低下傾向にある一方で、20歳代女性は4年の9.7%と比べ、17年では18.9%とほぼ倍増している

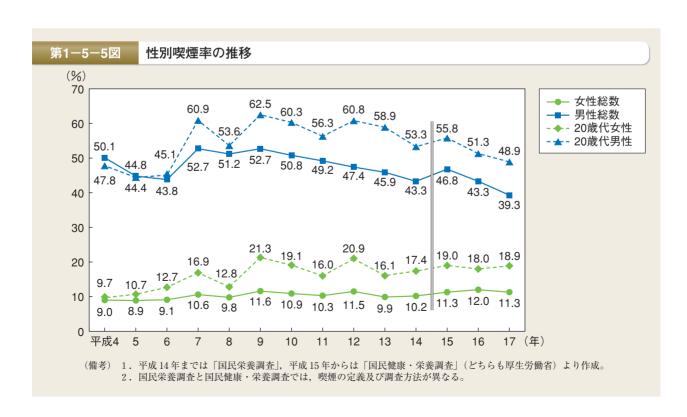
(第1-5-5図)。

喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されている。平成15年5月には健康増進法が施行され、病院や劇場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設には、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課された。これにより、公共の場での受動喫煙の機会が減少することが期待されるが、家庭などでの受動喫煙によって、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇するという研究報告もあり、更に喫煙の健康への悪影響について広く周知していく必要がある。

(上昇を続ける女性医師の割合)

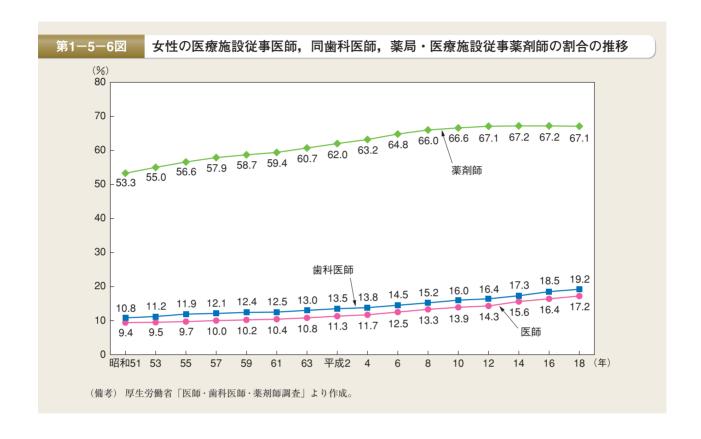
女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出する女性も増加している。

医療施設等で働いている医師,歯科医師,薬剤師における女性の割合はいずれも増加傾向にあるが,薬剤師に比べ医師,歯科医師における女性の割合はかなり低いものとなっている(第1-5-6図)。



女性医師の増加や女性専門外来の充実等により, た女性の健康支援等が検討されている。 女性が気兼ねなく医療が受けられる環境が整えられ つつある。新健康フロンティア戦略賢人会議女性を 応援する分科会においても、性差医療や暴力を受け

また, 医師等が仕事と出産・育児等を両立しやす い環境づくりも求められる。



教育・研究分野における男女共同参画

本章のポイント

第6章

第1節 教育分野における男女共同参画

- ●男女別の進学率をみると、女子の大学(学部)及び大学院への進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差がある。
- 公民館等の学習者においては、女性の割合が高くなっている。
- 教員の女性割合をみると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が小さい傾向が続いている。小学校教諭の女性比率が65.0%に上る一方、大学教授は11.1%にとどまっている。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかに増加しつつあるが、欧米の国々と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りがみられる。

第 1 節 教育分野における 男女共同参画

(女子の大学進学率は上昇傾向)

平成19年度の学校種類別の男女の進学率をみると、高等学校等への進学率は、女子96.6%、男子96.1%と、若干女子の方が高くなっている。大学(学部)への進学率をみると、男子53.5%、女子40.6%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の11.9%が短期大学(本科)へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学進学率は52.5%となる。近年、大学(学部)への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、ここ数年激減している。

大学(学部)卒業後,直ちに大学院へ進学する者の割合は,平成19年度では男性15.0%,女性7.0%となっている(第1-6-1図)。

(男女の専攻分野の偏り)

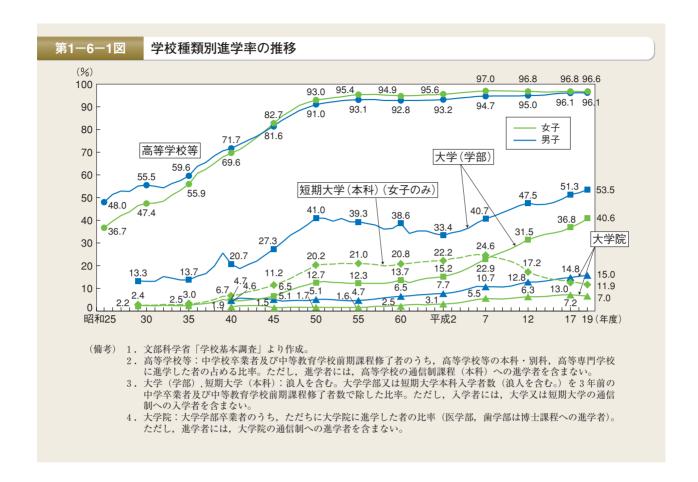
大学(学部)における学生の専攻分野をみると, 女子学生が最も多く専攻している分野は,ここ数年 は社会科学が一番多くなっている。平成19年では, 女子学生全体の28.1%が社会科学分野を専攻してお り、社会科学分野を専攻している全学生の3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、工学分野専攻の全学生の10.5%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.3%となっており、男女の専攻分野の偏りがみられる(第1-6-2図)。

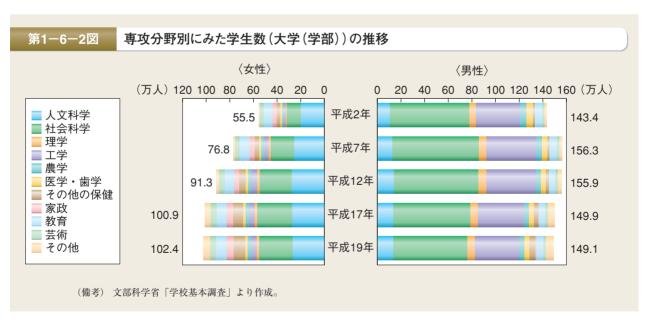
また、女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では人文科学、社会科学の分野が並んで多く、これに次いで工学、教育、保健の分野が多くなっている(第1-6-3図)。全学生に占める女子学生数の割合について、近年の増加が特に大きいのは社会科学、工学、保健の分野である。また、修士課程における社会人学生のうち、平成19年では女子は半数近い47.1%を占めている。

博士課程では、保健、人文科学の分野での専攻が 多く、また、法科大学院では、30.2%が女子となっ ている。

(社会教育での学習者)

生涯のいつでも,自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう,多様な学習機会の整備が進められているところであるが,大学での社会人学生や,放送大学で学ぶ人々,公民館,青少年教育施設における学級・講座の受講者については女性の割合が高





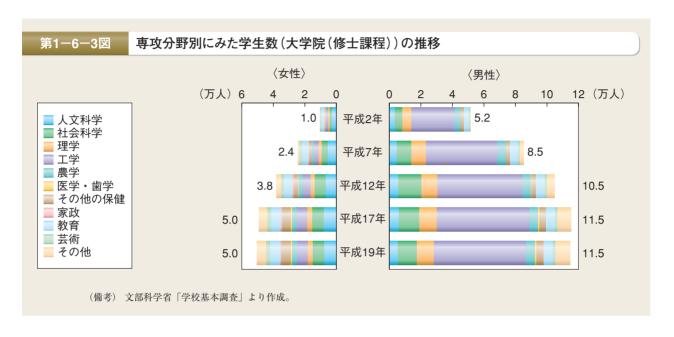
い。文部科学省「社会教育調査」(平成17年度)に よると,公民館における学級・講座の受講者のうち, 66.6%を女性が占めている。

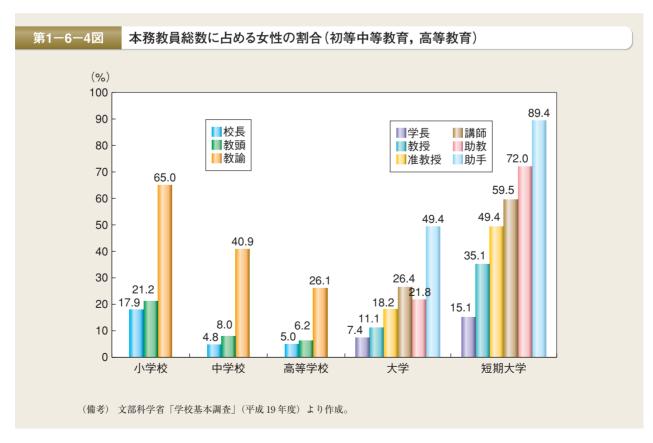
(上位の職に少ない女性教員の割合)

初等中等教育について女性教員の割合をみると、 小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、 中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっ ている。校長及び教頭に占める女性の割合は、小学 校の校長で平成2年の4.1%が19年には17.9%と大幅 に上昇しているのを始め、長期的には上昇傾向にあ るが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

大学, 短期大学の全教員に占める女性の割合をみ

ても,短期大学では5割近いが,大学では1割台に とどまっており,特に教授,学長に占める女性の割 合は低い(第1-6-4図)。





第2節

研究分野における 男女共同参画

(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかに増加しつつある傾向にはあるが(第1-6-5図)、平成19年現在で12.4%にとどまっており、欧米の国々と比べても低いものとなっている(第1-6-6図)。しかしながら高等教育段階の女性の割合は、大学の学部40.7%、大学院(修士課程)30.5%、大学院(博士課程)30.7%であり、これらを比較してみても、女性の研究者の比率が高くなる余地はあるといえる。

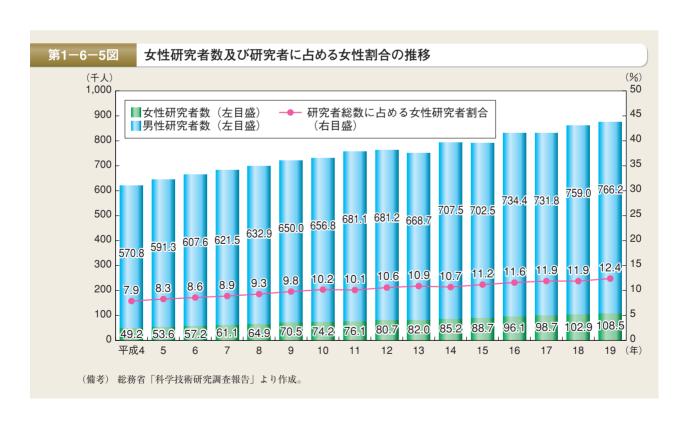
(女性研究者が少ない理由)

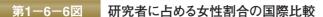
女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ態勢が整備されていないことなどが上位になっている(第1-6-7図)。

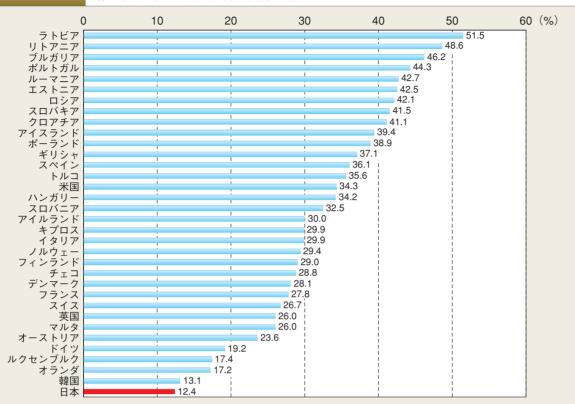
(女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成19年科学技術研究調査報告」によれば、研究者の所属については、男性の研究者は、企業等に所属するのは6割程度、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、逆に大学等に6割程度、企業等には3割程度となっている(第1-6-8図)。

女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野をみると、平成19年でも、栄養学などが含まれる医学・歯学以外の保健分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性の割合は7.0%、理学・農学分野などでも1割台にとどまっている(第1-6-9図)。また、比較的女性の研究者割合が高い分野にあっても、講師、准教授、教授と階層が上がるにつれて女性の割合が低くなるといった特徴がある(第1-6-10図)。

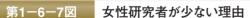


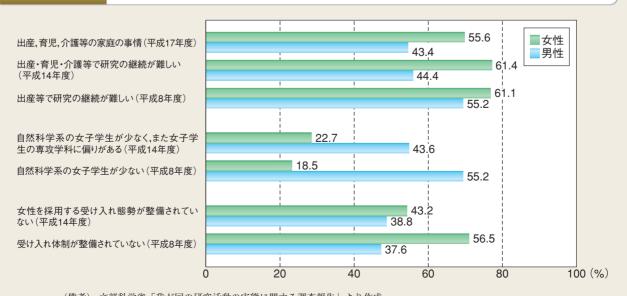


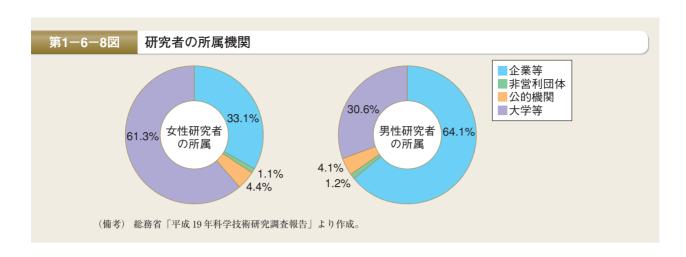


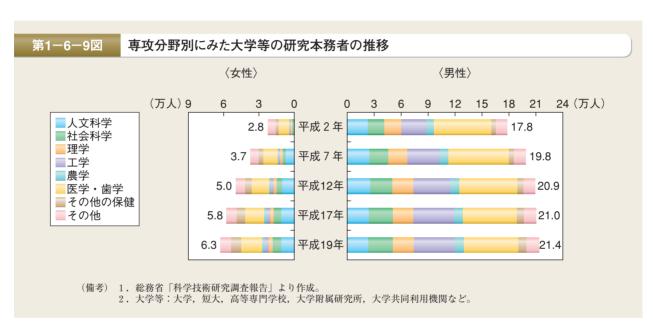
- (備考) 1. EU 諸国の値は、英国以外は、Eurostat2007/01 に基づく。推定値、暫定値を含む。ラトビア、リトアニア、スロバキア、ハンガリー、チェコ、マルタは平成 17(2005)年、ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、アイルランド、ノルウェー、 ドイツ, ルクセンブルク, オランダは平成15 (2003) 年, トルコは平成14 (2002) 年, その他の国は平成 16 (2004) 年時点。英国の値は、European Commission "Key Figures 2002" に基づく(平成 12 (2000) 年時点)。
 - 2. 韓国及びロシアの数値は、OECD "Main Science and Technology Indicators 2007/2" に基づく(2006 年時点)。 3. 日本の数値は、総務省「平成 19 年科学技術研究調査報告」に基づく(平成 19(2007)年 3 月時点)。

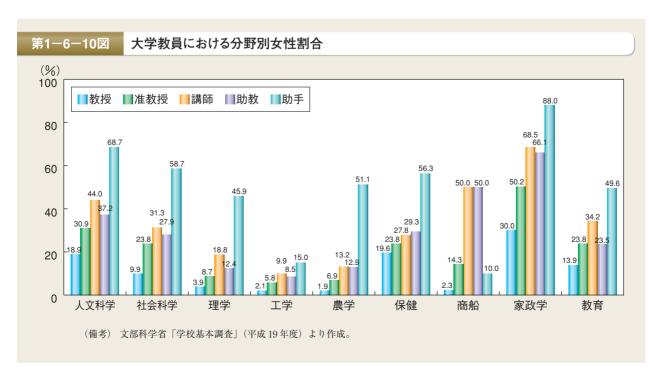
 - 4. 米国の数値は、国立科学財団 (NSF) の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者 (scientists) における女性割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。平成15 (2003) 年時点の数値。技術者 (engineers) を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。











第2部

平成19年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

男女共同参画社会に向けた施策の 総合的な推進

第1章

第1節

国内本部機構の 組織・機能等の拡充強化

1 男女共同参画会議の機能発揮

(1) 男女共同参画会議の活動

内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議は、内閣総理大臣、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項などについて調査審議を進めてきた。

(2) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、平成19年4月に女性のライフプラン の希望と現実に関する調査を公表した。

(3) 情報の提供,広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、国連婦人の地位委員会(CSW)、女子差別撤廃委員会(CEDAW)、欧州連合(EU)、欧州評議会(CE)等の取組や、アジア太平洋経済協力(APEC)、各種地域機関、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌、インターネット等を通じて、情報を提供している。

イ ホームページによる情報の提供

内閣府では、インターネットホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

ウ 広報・啓発活動

内閣府では,男女共同参画に関する総合情報誌 「共同参画21」や「男女共同参画推進本部ニュース」 を定期的に発行し,男女共同参画推進本部,地方公

第2-1-1表 男女共同参画会議の動き

男女共同参画会議決定等	専門調査会	時期
政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見 (多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について)	監視・影響調査専門調査会	平成19年 5 月
男女共同参画基本計画(第2次)フォローアップ結果についての意見	監視・影響調査専門調査会	平成20年 3 月

専門調査会報告等	専門調査会	時期
「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本方向	仕事と生活の調和(ワーク ・ライフ・バランス)に関 する専門調査会	平成19年7月
「仕事と生活の調和」実現度指標	仕事と生活の調和(ワーク ・ライフ・バランス)に関 する専門調査会	平成20年 3 月

共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供した。また、海外に我が国の男女共同参画の現状を紹介するため、毎年1回、英文パンフレット「Gender Equality in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

2 総合的な推進体制の整備・強化等

(1) 男女共同参画基本計画(第2次)に基づく施 策の推進

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成17年12月27日に「男女共同参画基本計画(第2次)」を閣議決定した。「男女共同参画基本計画(第2次)」では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、32年までを見通した施策の基本的方向と22年度末までに実施する具体的施策の内容を示している(第2-1-2表)。特に、政策・方針決

定過程への女性の参画の拡大については、「2020年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になることを期待」という数値目標が明記され各分野での取組を推進することとしている。

「男女共同参画基本計画(第2次)」を実効性あるものとして推進していくために、男女共同参画会議は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、各分野の専門家の知見を活用しつつ、監視を行っている。平成20年3月には、「男女共同参画基本計画(第2次)」のフォローアップを行い、男女共同参画会議において意見決定をした。

「2020年30%」の目標達成に向けての取組については、同意見決定において、現状として女性の参画の拡大が緩やかであり、社会の様々な分野における女性の活躍は国際的にみても低い水準にとどまって

第2-1-2表 男女共同参画基本計画(第2次)の構成

【計画の対象期間】

施策の基本的方向…平成 32 年(西暦 2020 年)までを見通した、長期的な施策の方向性 具体的施策………平成 22 年(西暦 2010 年)度末までに実施する具体的な施策

【計画の構成】

第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
- 2 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
- 2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化
- 3 女性のチャレンジ支援

いることから、今後は、具体的、戦略的な取組を行い、女性の参画の拡大を加速する必要があるとの指摘がなされた。

また,内閣府では,地方公共団体に対し,男女共同参画社会基本法に基づく都道府県及び市町村男女 共同参画計画の策定に当たって,情報提供を行って いる。

(2) 年次報告等の作成

男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第76号) 第12条に基づき,「平成19年 男女共同参画白書」 (「平成18年度男女共同参画社会の形成の状況」及び 「平成19年度男女共同参画社会の形成の促進施策」) を作成した。

(3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・ 協力の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際 会議への出席,相互交流,インターネット等を活用 した情報交換を通じて,国際機関,諸外国の国内本 部機構との連携・協力に努めた。

また、平成19年12月、インドで開催された「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」に参加した。

(4) 男女共同参画担当大臣

平成4年の宮澤内閣の改造に際し、女性問題を総合的に推進するために行政各部が所管する事務の調整を行う婦人問題担当大臣が置かれ、内閣官房長官が指定された。その後名称は「女性問題担当」、「男女共同参画担当」と変わるが、以後歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣官房長官が内閣府設置法(平成11年法律第89号)に基づく特命担当大臣とされていたが、17年10月以降、内閣官房長官以外の大臣が男女共同参画や少子化対策を担当する大臣に任命され、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

(5) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当 官会議の開催

男女共同参画推進本部(以下この節において「本部」という。)は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、閣議決定に基づき、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、全閣僚を本部員として内閣に設置されている。本部には、男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに関係行政機関において所要の調整の事務を行っており、また、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

(6) 男女共同参画に関する施策についての苦情の 処理に関する取組の推進

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理 や人権が侵害された場合における被害者の救済に関 する取組を推進するため、関係機関の連携強化、従 事者の知識・技能の向上及び活動の活性化等を図っ ている。

内閣府では、国及び地方公共団体に寄せられた男 女共同参画に関する施策についての苦情内容及び男 女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等につ いて取りまとめ、監視・影響調査専門調査会に報告 した。また、苦情解決に当たっての視点・方法論、 苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を 改定し、関係機関等に配布するほか、地方公共団体 における苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人 権擁護委員を対象とする研修を実施した。さらに、 都道府県・政令指定都市が設置する男女共同参画セ ンター等の管理者等との男女共同参画に関する施策 についての情報交換会を開催した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女 共同参画担当委員(平成15年9月全国で123名を指 名し、19年度には186名に増員)と連携し、男女共 同参画の認識を高めるための研修会、シンポジウム 等の開催や関係施策の説明資料の配布を行ったほ か、男女共同参画社会に関する施策についての苦情 等を受け付けるための行政相談所を開設した。また、 平成20年1月には、各地の担当委員が集合して、地域における活動内容の発表や事例研究、意見交換等 を行い、苦情処理等の機能の充実方策、今後の活動 の活性化等について検討を深めた。

法務省では、人権擁護委員に対し、男女共同参画 社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害され た被害者の相談などに適切に対処するために必要な 知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参 画問題研修」を実施した。

第2節

国の地方公共団体, NPO, NGOに対する支援, 国民の理 解を深めるための取組の強化

(1) 都道府県・政令指定都市における男女共同参 画に関する行政の推進状況

全都道府県・政令指定都市に男女共同参画・女性 問題に関する事務を総括的に所管する部課(室)が 置かれ、地方公共団体においても地域の特色を活か した男女共同参画社会の形成に関する行政が推進さ れている。

(2) 地方公共団体に対する支援の強化

内閣府では、平成14年度から、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施しており、18年度からは「女性関連施設職員研修」も開催している。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として「男女共同参画宣言都市奨励事業」を引き続き実施するとともに、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施した地方公共団体の首長等による「男女共同参画宣言都市サミット」を開催している。

(3) NPO, NGOとの連携の強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換や NPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的 として、男女共同参画推進連携会議において、政府 の施策や国際的な動き等についての情報提供を行っ た。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、「『男女共同参画週間』について」 (平成12年12月男女共同参画推進本部決定)に基づき、平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この期間内において、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催や「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」、「女性のチャレンジ賞、支援賞、特別部門賞 男女共同参画担当大臣表彰」を始めとして、広報啓発活動を行っている。

また、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、「男女共同参画ヤングリーダー会議」を実施した。

第3節

女性のチャレンジ支援

(1) 女性のチャレンジ支援策の充実

平成15年6月に男女共同参画推進本部において決定された、チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性等を内容とする「女性のチャレンジ支援策の推進について」を受け、女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を推進するため、内閣府では、国による女性のチャレンジ支援関係施策やロールモデル情報をインターネット上に総合的に提供する「チャレンジ・サイト」について拡充を図っている。このほか、地域におけるチャレンジ・ネットワークの構築を進めるため、16年度から、「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」を実施し、

その成果を,研修・広報啓発活動を通じて普及・活 用している。

また、起業、NPOでの活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための気運を高めることを目的として、女性のチャレンジ賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)を実施した。

(2) 女性若年層に対する取組の推進

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施している。

(3) 女性の再チャレンジ支援策の推進

子育でいったん就業を中断した女性の再就職・起業等を総合的に支援するため、「女性の再チャレンジ支援策検討会議」(内閣官房長官主宰、関係閣僚により構成)において決定された「女性の再チャレンジ支援プラン」(平成17年決定、18年改定)に基づき、関係府省が連携して支援策を推進した。

内閣府では、同プランに基づき、女性が身近な地域で気軽に再就職や起業など、再チャレンジに関する相談ができる窓口を設置し、本人の希望や活動段階に応じて必要な情報やサービスをワンストップで受けられるような取組を推進するため、平成18年度に引き続き「再チャレンジ支援地域モデル事業」を実施するとともに、関係府省が連携した総合的な支援情報ポータルサイト「女性いきいき応援ナビ」を通じ、再チャレンジに必要な情報をインターネット上で提供している。

第2章

政策・方針決定過程への女性の 参画の拡大

第1節

国の政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

1 女性国家公務員の採用・登用等の促進

(1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」(平成17年に改定)に基づき、平成22年度(2010年度)までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、具体的な取組を進めている。

また、平成16年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に係る取組の大枠を定めるとともに、各省庁人事担当課長会議で、22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用 I 種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度(平成19年度25.1%)、その他の試験については、I 種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とすること等を申し合わせている。本目標は「男女共同参画基本計画(第2次)」にも盛り込まれており、各府省は目標達成に向けて取組を進めている。

人事院では、公務に優秀な女性を確保するという 観点から、女子学生セミナーの実施、募集パンフ レットの作成、HPによる情報提供等女子学生に対 する募集活動を強化するとともに、女性職員の採 用・登用の拡大を進める具体的な取組として、管理 職員などに対する意識啓発を図るため、各府省の管 理職員研修などで活用するためのリーフレットを作 成・配布し、メンター養成研修を実施した。

総務省では、「男女共同参画基本計画 (第2次)」 及び「女性国家公務員の採用・登用の拡大等につい て」を受けた各省庁人事担当課長申合せに基づき, 人事院と共同で,各府省における女性国家公務員の 採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォロー アップを実施し,その結果を平成19年10月に公表し た。

(2) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援

人事院は,我が国の急速な少子化に対応するためには,育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう職員の職業生活と家庭生活との両立を支援することが必要であることから,平成18年8月に育児を行う職員が常勤職員のまま短時間勤務することを認める育児のための短時間勤務制及び短時間勤務を行う職員が処理することができなくなる業務に従事させるために,任期を定めて職員を任用する任期付短時間勤務制を導入することが適当と判断し,立法措置を行うよう,国会と内閣に意見の申出を行った。

政府は、人事院の意見の申出を踏まえ、育児短時間勤務制度を設ける等のための国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を国会に提出した。同法案は平成19年5月に成立し、同年8月から施行されている。

また、平成19年人事院勧告時の公務員人事管理に 関する報告において、超過勤務の縮減は、職業生活 と家庭生活の調和の観点からも、喫緊に取り組む必 要のある重要課題であり、政府全体の計画的な取組 が肝要であることについて言及した。

防衛省では、平成19年4月、隊員の勤務時間が不 規則になることが多いという自衛隊の特性に対応で きる託児施設を開設した。

2 国の審議会等委員への女性の参画の促進

国の審議会等における女性委員の割合について は、平成18年4月に、男女共同参画推進本部決定に より、審議会等の委員について、政府全体として、 女性委員の割合が22年度末までに少なくとも 33.3%、32年までに、男女のいずれかが10分の4未 満とならない状態を達成するよう努めるという目標 が設定されている。また、専門委員等についても、 22年度末までに20%、32年までのできるだけ早い時 期に、30%となるように努めることとされている。

平成19年9月末現在,女性委員の割合は32.3%となり,前年と比べて1ポイント,女性の専門委員等の割合については,13.9%となり,前年と比べて0.8ポイント上昇した。審議会等の女性委員の割合が順調に上昇している一方,専門委員等については,目標に比べまだ低い状況にある。

内閣府では、各府省が国の審議会等の女性委員の 人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材 データベースを運用するとともに、当該データベー スの既登録内容の更新・新規登録情報の開拓、適切 なセキュリティ対策に努め、女性の人材に関する効 果的な情報提供が可能となるよう、利便性の向上を 目指し、改善に取り組んでいる。

第2節

地方公共団体等における 取組の支援、協力要請

1 女性地方公務員の採用・登用等に関する 取組の支援、要請等

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

また、地方公務員が職務を完全に離れることなく 長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、 小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のため の短時間勤務をすることができる制度等を導入する とともに、併せて部分休業の対象となる子の範囲も 小学校就学の始期に達するまでに拡大をしたところ である。 消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

また,女性消防職員の勤務体制別・従事業務別の 配置状況及び女性消防職員のための職場環境等に関 する実態調査を実施し,調査結果を踏まえて検討会 を開催した。

警察では、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

2 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府では,地方公共団体に対して,有識者等の 人材に関する情報提供を行っている。

男女共同参画会議は、平成18年10月、都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について意見決定を行った。意見では、国に対して①審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討、②都道府県・政令指定都市に対する助言・支援、③人材育成に係る施策の推進について積極的な取組等を求めている。これらの取組について、監視・影響調査専門調査会では、19年6月時点の実施状況を把握した。その結果、25審議会すべてにおいて、女性登用を促す通知等の働きかけが行われており、結果は19年6月に公表した。

第3節

企業、教育・研究機関、その他 各種機関・団体等の取組の支援

厚生労働省では、「ポジティブ・アクション応援 サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況 を紹介している。また、事業場から選任された機会 均等推進責任者あて,メールマガジンによる情報提供を行い,その活動の促進を図っている。

文部科学省では、大学における女性の教員の採用 の意義にかんがみ、各大学において男女共同参画の 視点に立った教員採用が行われるよう、各種機会を 通じて関係者に対し配慮を促している。 策評価制度に関しては、行政機関が行う政策の評価 に関する法律(平成13年法律第86号)及び基本方針 (平成17年12月改定)の枠組みの下で、各府省及び 総務省は政策評価に取り組んでいる。

第4節

調査の実施及び情報・資料の 収集、提供

1 政策・方針決定参画に関する調査・研究 の実施

内閣府では、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。平成19年度は、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップのための意見」(平成19年2月男女共同参画会議決定)に基づき、「2020年30%」の目標に関する指標を定め、そのフォローアップを行った。

また、「諸外国における政策・方針決定過程への 女性の参画に関する調査」を実施し、平成20年3月 には、調査結果報告書を公表した。

2 女性の人材に関する情報の収集・整備・ 提供及び人材の育成

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、「男女共同参画人材情報データベース」を「女性情報ポータル "Winet (ウィネット)"」 (http://winet.nwec.jp) 上に公開し、女性の人材情報として利用できるよう、充実に努めている。

3 政策・方針決定過程の透明性の確保

総務省では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の的確な運用に努めている。また、政

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3章

第1節

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

(1) 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、平成19年5月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について)」の意見決定を行った。本意見決定では女性に特徴的な事情や人生の各段階ごとのニーズを整理し、それらを踏まえた効果的な能力開発・生涯学習施策の実施を求めている。特に①子育で等による就業中断期の存在を考慮した家庭でのeラーニング等の活用や、時間や場所に配慮した能力開発機会の提供、②子育てや地域活動経験等から培われる能力を職業能力につなげるための方策、③能力開発・生涯学習を就労につなげるためのカローワークや教育機関等との連携について、各府省の積極的な取組を求めている。

厚生労働省では、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パートタイム労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされたところである。

(2) 家族に関する法制の整備

法務省では、婚姻及び離婚制度について、男女平等などの見地から、平成8年2月の法制審議会答申(「民法の一部を改正する法律案要綱」)を踏まえ、検討を行った。また、同答申及びそのうちの選択的夫婦別氏制度の概要について、ホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開している。

第2節

国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

「男女共同参画基本計画(第2次)」では、社会的性別(ジェンダー)について、誤解や混乱の解消を図るため、社会的性別(ジェンダー)の視点について明確な定義が置かれるとともに、不適切な事例が記述された。また、内閣府では、平成18年1月、「ジェンダー・フリー」について「男女共同参画基本計画(第2次)」に記述された趣旨を踏まえ、地方公共団体において今後はこの用語を使用しないことが適切との考えを示したほか、男女共同参画の理念や社会的性別(ジェンダー)の視点の定義に関する理解を深めるよう広報・啓発活動を行った。

(2) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、平成13年度から、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行っている。

厚生労働省では、平成19年4月1日より改正・施行されている雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め関係者に対し、第22回男女雇用機会均等月間(6月)を始め、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関(法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、287支局、1万4,178名の人権擁護委員(平成19年4月1日現在))において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」

等の多様な機会を通じて,全国的に啓発・広報活動 を推進している。

(3) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の 推進

内閣府では、一般国民、地方公共団体、行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画宣言都市奨励事業」、「全国男女共同参画宣言都市サミット」及び「男女共同参画フォーラム」を実施した。

また,男女共同参画推進連携会議の活動を通じ, 幅広く各界各層との情報・意見交換を行った。

第3節

法律・制度の理解促進及び 相談の充実

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、① 各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を 開設する、②男女共同参画に関する行政相談懇談会 を開催し、苦情を受け付ける、③デパートなどに設 けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に 関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動 を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、常設の人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用の電話相談窓口である「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口などを通じ、幅広く人権相談に応じている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、その内容を充実させるよう努めている。

第4節

男女共同参画にかかわる調査研究, 情報の収集・整備・提供

内閣府では、「男女共同参画に関する世論調査」を実施し、調査結果を平成19年9月に公表した。また、「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」を実施し、20年3月には、調

査結果報告書を公表した。

総務省では、統計法(昭和22年法律第18号)及び 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)に基づく 統計調査の実施についての審査・調整等の際に社会 的性別(ジェンダー)に配意している。

独立行政法人国立女性教育会館では、「女性と男性に関する統計データベース」を更新し、インターネットによるデータの提供を行うほか、男女共同参画統計データブックにより情報提供している。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年公表している。また、女性と仕事の未来館のホームページ(http://www.miraikan.go.jp)において、働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行っている。

総務省では、国民の生活時間の配分及び主な活動を明らかにするための調査として平成18年に実施した社会生活基本調査の結果を公表し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供している。

第4章

雇用等の分野における男女の 均等な機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等 な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等の更なる推進

(1) 男女雇用機会均等の更なる推進

男女雇用機会均等の更なる推進を図るため,男女 双方に対する差別の禁止や雇用ステージの明確化・ 追加とともに,間接差別の禁止など性差別禁止の範 囲の拡大,妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い の禁止,セクシュアル・ハラスメントに関する事業 主の雇用管理上の義務の強化,女性の坑内労働に関 する規制の緩和等を内容とする男女雇用機会均等法 及び労働基準法の改正法が,平成18年6月に公布, 19年4月に施行されたところである。

また、厚生労働省では、改正男女雇用機会均等法第4条の規定に基づき、今後5年間における男女雇用機会均等確保対策の基本となるべき事項を定めた「男女雇用機会均等対策基本方針」を平成19年11月に策定した。本基本方針では、法制度の整備は大きく進展し、女性の社会進出が着実に進んでいるものの、管理職や役員の女性の比率は国際的にみていまだに低い状況にあるなど、実質的な機会均等が確保されたとは言い難い状況がみられるため、今後は実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すという観点から、男女雇用機会均等法の円滑な施行はもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を進めることとしている。

(2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導

厚生労働省では、性による差別的な取扱いを行う 企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧 告により男女雇用機会均等法違反の是正を図るとと もに、採用、配置、昇進等における男女労働者間の 格差が大きい企業に対しては、女性の採用拡大、職域拡大、管理職の登用等に向け、積極的取組(ポジティブ・アクション)を行うよう促している。

(3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対し、男女雇用機会均等法改正に伴い見直した「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」の周知徹底を図るとともに、留意事項に沿った制度運用を行うよう指導等を行っている。

(4) 紛争解決の援助, 相談体制の充実

厚生労働省では、性による差別的取扱い、妊娠・ 出産を理由とする不利益取扱い及びセクシュアル・ ハラスメント等に関する労働者と事業主との間の個 別の紛争については、都道府県労働局長による助言、 指導、勧告及び機会均等調停会議の調停により、紛 争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また,これらの措置が十分活用されるよう,紛争 解決援助制度について,男女労働者等に積極的に周 知している。

(5) 女子学生等の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省では、企業の募集・採用における性に よる差別的取扱いに対して是正指導を行うととも に、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等 法に基づく男女均等な選考ルールの徹底を図るため の啓発指導を実施している。

また、採用実績に男女差が大きい企業に対しては 女性の採用拡大についてのポジティブ・アクション に取り組むよう促している。

2 企業における女性の能力発揮のための積極 的取組(ポジティブ・アクション)の推進

厚生労働省では、男女労働者間の格差が大きい企業に対して、ポジティブ・アクションを行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組を促進している。

また、ポジティブ・アクションの取組を一層広く 普及させていくため、経営者団体と連携し、企業の トップをメンバーとする女性の活躍推進協議会を開 催し、企業が自ら自主的にポジティブ・アクション に取り組むことを促している。

さらに、女性労働者の能力発揮を促進するため、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」(厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞)を実施しているほか、個々の企業が実情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

その他,事業主がポジティブ・アクションの実施 状況を開示する場合の国の援助として,「ポジティ ブ・アクション応援サイト」を設け,個別企業から 寄せられた取組状況を紹介している。

また、事業場から選任された機会均等推進責任者 あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その 活動の促進を図っている。

3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号)の内容について周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては指導により措置の実施を求めている。

4 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、平成14年11月に取りまとめた「男女間の賃金格差問題に関する研究会報告」を受け、15年4月に作成した「男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドライン」について、その周知啓発を行っている。

第2節

母性健康管理対策の推進

厚生労働省では、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定められた母性保護規定(産前・産後休業、 妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等)が遵守 されるよう、事業主に対し、監督、指導等を行って いる。

また,男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている母性健康管理の措置(健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講ずること)について周知徹底を図り,母性健康管理に関して必要な措置を講じない事業主に対し行政指導を行うとともに,事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように,医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、都道府県労働局に母性健康管理指導医を 配置するとともに、事業所内の産業医等産業保健ス タッフへの研修を実施している。

第3節

女性の能力発揮促進のための 援助

1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

(1) 情報提供,相談,研修等の拡充

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、平成19年5月に政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の

取組に向けての意見(多様な選択を可能にする能力 開発・生涯施策について)の決定を行った。

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。また、女性と仕事の未来館において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施している。

(2) 公共職業訓練等の推進

国,都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において,離職者,在職者,学卒者等に対する職業訓練を実施している。

また,事業主等が行う教育訓練を支援するため, キャリア形成促進助成金の活用等のほか,公共職業 能力開発施設における在職者に対する訓練の実施, 事業主等に対する同施設の貸与,同施設の職業訓練 指導員の派遣などを行っている。さらに,職業能力 開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発 を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、 労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助 成、情報提供・相談援助等を行っている。

2 再就職に向けた支援

厚生労働省では、育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、平成16年度から、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施している。また、再就職準備に関する情報及び仕事との両立に役立つ育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している(「再就職サポートサイト」及び「フレーフレーネット」)。

平成18年度からは、マザーズハローワークを全国12か所に設置し、子育てをしながら早期の就職を希望している者等に対してきめ細かな就職支援を実施している。19年度においては、マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークにマザーズサロン(36県各1か所ずつ)を設置して同様のサービスを展開している。

第4節

多様な就業ニーズを踏まえた 雇用環境の整備

1 パートタイム労働対策の総合的な推進

(1) パートタイム労働者の均衡のとれた待遇の推進

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第72号)が、平成19年6月に公布されたところであり、厚生労働省では、改正法の円滑な施行に向け、周知啓発を行っている。

また、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む 事業主や中小企業事業主団体への支援を図るため短 時間労働者均衡待遇推進等助成金を支給している。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

厚生労働省では、パートタイム雇用に関する職業 紹介サービス等を提供するパートバンクを設置し、 パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進して いる。

(3) パートタイム労働者に対する社会保険の適用 拡大

厚生労働省では、パートタイム労働者が社会経済 においてその役割や比重を増していく中で、被用者 としての年金保障を充実させる観点などから、「正 社員に近い」パートタイム労働者に社会保険の適用 範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法 律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされた ところである。

2 労働者派遣事業に係る対策の推進

厚生労働省では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、適正な事業運営が確保されるよう派遣元事業主、派遣先等に対し、制度の周知及び指導の徹底を図るとともに、派遣労働者等からの相談に対応している。

また、日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成20年厚生労働省告示第36号)、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示(平成20年厚生労働省告示第37号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第14号)を公布した(一部を除き、平成20年4月1日施行)。

3 在宅勤務等,新しい就業形態等に係る施 策の推進

政府では、2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて、「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT戦略本部了承)を策定し、政府一体となってテレワークの普及を推進している。

アクションプランの着実・迅速な実施に向けて、 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、産学官からなる「テレワーク 推進フォーラム」において、課題解決のための調査 研究や普及活動を展開している。

総務省では, テレワークの普及のための実証実験

(多くの企業等にテレワークを試行・体験してもらう機会の提供や、業務アウトソーシングにテレワークを活用することによる地域活性化等の提示・啓発など)の実施や、テレワーク環境整備税制(テレワーク設備導入の際の税制優遇措置)の実施、全国各地で普及啓発セミナーを開催するなど、アクションプランの着実・迅速な実施に取り組んでいる。また、総務省職員のテレワーク制度も導入し、国家公務員テレワークを率先実施している。

国土交通省では、職場や自宅以外での就労を可能 にするテレワークセンターの必要性、課題等を検討 するため、横浜市・鶴ヶ島市の2か所で実証実験を 実施した。

厚生労働省では、在宅勤務の適切な労務管理の在り方を明確にしたガイドラインの周知や企業の労務管理担当者に対するテレワークの導入・実施に係る相談活動等により、テレワークの適切な導入及び実施を図った。

また,在宅ワークについて契約条件の文書明示や 適正化などを示したガイドラインの周知・啓発を行 うとともに,インターネット上で能力開発ができる システムの運用やセミナーの開催,情報提供,相談 等の支援事業を実施した。

4 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生 等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れて いる理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャン ペーンなどを実施している。

第5節

起業支援等雇用以外の 就業環境の整備

1 起業支援策の充実

経済産業省では、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性、若者/シニア起業家支援資金)や、

無担保,無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し,開業・創業の支援を行っている。平成19年度において,新創業融資制度では,融資額の引き上げや自己資本金要件の緩和を行った。

また、全国商工会連合会、日本商工会議所に対する補助を通じて、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で習得させる創業塾を実施しており、この中で女性向け創業塾も実施している。

厚生労働省では、起業を希望する女性を支援するため、経営上のノウハウ等についてアドバイスを与えるメンター(先輩の助言者)を経験の浅い女性起業家に紹介するメンター紹介サービス事業を実施するとともに、起業に関する様々な情報を提供する専用サイトを開発し、平成19年6月から運用を開始している。また、女性と仕事の未来館において、起業支援セミナーの開催や交流会等支援事業を実施している。また、子育てをする女性の起業に対する助成制度を通じて起業を支援している。

2 雇用・起業以外の就業環境整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と 生活の安定を図るため、委託者、家内労働者に対し、 家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の 決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進してい る。 第5章

活力ある農山漁村の実現に向けた 男女共同参画の確立

第1節

あらゆる場における意識と 行動の変革

農林水産省では、農山漁村に暮らす男女のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、男女共同参画に関する研修の実施や、「農山漁村女性の日」における広報活動、地域における優良な取組事例の表彰など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発活動等を推進した。

「食育推進基本計画」(平成18年3月食育推進会議決定)に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進した。具体的には、ポスターやマスメディアなどの多様な媒体を活用した普及・啓発や外食産業や小売業等におけるモデル的取組を推進した。また、食に関する関心や理解の増進を図るため、農林漁業に関する一連の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組を推進した。

第2節

政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

農林水産省では、農林水産業や地域社会において 女性が果たしている役割を適正に評価し、農山漁村 の女性の社会参画及び経営参画を促進するため、地 域段階における女性の参画目標の設定を促進すると ともに、その達成に向けたフォローアップを実施し た。また、ポジティブ・アクションを推進するため、 農業協同組合等における女性の参画促進に向けた啓 発活動を行うとともに、女性の能力向上や地域の女 性リーダーの育成、集落営農への女性の参画促進の ための支援を実施し、女性の能力発揮の場の拡大を 図った。

第3節

女性の経済的地位の向上と 就業条件・環境の整備

農林水産省では、農林水産業や農山漁村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化し、女性が農林水産業の経営に参画できる環境の整備を図るため、女性農業者に向けた在宅農業学習体制等の整備を行い、女性認定農業者の拡大等に取り組むとともに、女性による農業経営等の高度化を支援した。

また,経済的地位の向上等に資する農林水産物の 生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活動を促 進するため,研修等の実施,機械・施設の整備等へ の支援のほか,農業内外から農林水産分野の起業活 動へチャレンジする女性を支援した。

第4節

女性が住みやすく 活動しやすい環境づくり

農林水産省では、農山漁村において女性が農林水産業や地域活動などに参画し、生き生きと活躍できるよう、地域における女性農業者への支援体制の整備や情報提供の強化等を推進した。また、都市との地域間交流を促進する中で、女性が能力を発揮できるよう、地域活動や加工・販売等を行うための施設の整備を支援している。

林業分野においては、女性林業グループの活動を 促進するため、同グループの組織化やネットワーク 化への取組を支援した。

第5節

高齢者が安心して活動し, 暮らせる条件の整備

農林水産省では、高齢者が、その有する経験及び 技能を活かし、担い手への支援活動や集落営農への 参画等に取り組めるよう、高齢者に対する普及啓発、 研修,高齢者の取りまとめ役等となり得る人材の育成とその活用の実証を行った。また,農村の高齢者対策として,農業協同組合や組合員組織が行う介護や家事援助などの高齢者福祉活動が活発に行われるよう,そのリーダー等の育成等を支援した。

第6章

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節

仕事と家庭の両立支援と 働き方の見直し

1 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推 進

関係閣僚,経済界・労働界・地方公共団体の代表 等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」 (以下「官民トップ会議」という。)では、平成19年 12月、仕事と生活の調和に関する基本的な考え方を 示す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バラン ス)憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的取組 や政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のた めの行動指針」を合意した。その一環として、20年 1月、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設置 した。

男女共同参画会議仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会では、「「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向」を取りまとめた。

内閣府では、地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスに係る施策事例を収集し、好事例を普及することを目的として、ワーク・ライフ・バランス取組事例集を作成し、地方公共団体に配布した。

厚生労働省では、国の基本施策である「少子化社会対策大綱」(平成16年6月閣議決定)の具体的実施計画として策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」(平成16年12月少子化社会対策会議決定)を踏まえつつ、あらゆる機会をとらえ、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

また、平成18年に、「男性が育児参加できるワー

ク・ライフ・バランス推進協議会」において取りま とめた、男性も育児参加できる働き方の必要性とそ の利点や、そのような働き方を可能とする取組等に ついての企業経営者向けの提言の普及に取り組んで いる。

2 仕事と子育て・介護の両立のための制度 の定着促進・充実

厚生労働省では、育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3 年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。) に規定されている、育児休業、介護休業、子の看護 休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限 の制度、勤務時間短縮等の措置等について周知徹底 を図るとともに、同法が遵守されるよう引き続き事 業主に対して、指導などを行っている。

また、育児・介護休業法の改正により平成17年4 月から導入された一定の範囲の期間雇用者の育児休業の取得についても指導を行うとともに、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いなどについて労働者からの相談があった場合には、的確に対応し、必要に応じて、事業主に対する適切な指導を実施している。

また、平成19年4月に雇用保険法(昭和49年法律 第116号)の改正を行い、19年10月から暫定措置6と して、育児休業の取得を促進し、雇用の継続を援助、 促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃金 の40%(休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%) から50%(休業期間中30%・職場復帰後6か月後に 20%)に引き上げることとした。

さらに,次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく従業員の仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等に関する「一

般事業主行動計画」の策定・実施及び一定の基準を 満たした企業の認定の制度について、企業等に対し て周知・啓発を行っている。

一般事業主行動計画については、平成20年3月末 現在で、策定・届出が義務付けられている300人を 超える企業の届出率は99.4%、努力義務である300 人以下の企業の届出数は11,449社となっており、特 に、300人以下の企業に対し、次世代育成支援対策 推進センター及び地方公共団体と連携し、より多く の企業において行動計画の策定・届出が行われるよ う取組支援を進めている。また、20年3月末現在の 認定企業は428社となっており、より多くの企業が 認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を行うと ともに、認定マークである「くるみんマーク」の周 知を進めている。

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から、職員の仕事と子育ての両立支援等に関する「特定事業主行動計画」を策定することとされており、平成19年10月1日現在で国及びすべての都道府県では策定済みであり、市区町村については94.6%が策定済みである。

3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続 けやすい環境の整備

(1) 働き方の見直し

厚生労働省では、いわゆる「労働時間分布の長短 二極化」の進展、長時間労働を一因とする脳・心臓 疾患に係る労災認定件数の高水準での推移、労働者 の抱える事情の多様化等の新たな課題に対応するた めに、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法 (平成4年法律第90号)及び労働時間等設定改善指 針(平成18年厚生労働省告示第197号)に基づき、 事業主等への周知啓発を行うとともに、年次有給休 暇の取得促進及び所定外労働の削減を始めとした労 使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

(2) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進,評価

厚生労働省では、企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標についてインターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイトや両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「両立支援のひろば」の活用を進めるなど周知・広報を行うとともに、ファミリー・フレンドリー企業への表彰(厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞)の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図っている。

また, 育児や家族の介護を行う労働者が働き続け やすい雇用環境を整備する事業主に対し, 助成金を 支給するなどの支援を行っている。

さらに、育児・介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報をインターネットにより提供している (フレーフレーネット)。

経済産業省では、中小企業における仕事と育児を 両立できるような職場環境整備の取組を促進すべ く、先進的に取り組んでいる中小企業における少子 化対策のポイントを分析、整理などを行い、中小企 業に対する仕事と家庭の両立支援を実施した。

また、従業員の出産・育児と仕事の両立を支援するため、事業所内託児施設等を設置する中小企業者に対する融資制度を創設した。また、税制においては、法人が一定の要件を満たす事業所内託児施設等を設置した場合について、税制上の優遇措置が講じられた。

第2節

多様なライフスタイルに対応 した子育で支援策の充実

3様なライフスタイルに対応した子育で 支援策の充実

急速な少子化の流れを変え, 子どもの育ちや子育

て家庭を社会全体でしっかりと応援するため、平成 17年度より、「子ども・子育て応援プラン」に基づ き、若者の自立や働き方の見直し、地域における子 育て支援など総合的な取組を進めている。

また、平成17年4月に次世代育成支援対策推進法が本格施行したことに伴い、地方公共団体においては、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進等を内容とする地域行動計画の策定が義務付けられ、18年10月1日現在で、すべての都道府県及び市区町村が策定済みであり、これに基づく取組が進められている。

さらに、平成19年2月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、各分科会等における議論を重ね、19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。この重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と家庭の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法及び次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法及び次世代育成支援対策を推進法等の一部を改正する法律案を20年3月に国会に提出した。

(1) 保育サービス等の充実

厚生労働省では、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、延長保育や休日保育などの多様な保育サービスの充実を図るとともに、待機児童数が50人以上いる市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の増大を図ることとしている。

また、放課後児童クラブの未設置小学校区の早急な解消に向けたソフト面及びハード面での支援措置を講じた。このほか、年長児童等が赤ちゃんと出会い、触れ合う場づくり、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナーを開催するなどの「児童ふれあい交流促進事業」を実施した。

(2)「放課後子どもプラン」の推進

文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則として、すべての小学校区での実施を目指し推進を図るとともに、必要な経費の支援を行っている。

(3) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省では、幼稚園の通常の教育時間(4時間)の前後や長期休業期間中などに行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行うなど、幼稚園における子育て支援を推進している。

また、幼児期からの「人間力」の向上を図るため、 平成17年度から、教育委員会等に保育カウンセラー 等の専門家からなる幼児教育サポートチームを設置 し、幼稚園、保護者・家庭等を支援する「幼児教育 支援センター事業」を実施している。

平成19年6月の学校教育法改正では、幼稚園における家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設するとともに、「預かり保育」を適正に実施するための規定の整備等を行った。

(4) 認定こども園制度の設置

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」 (平成15年6月閣議決定)等を踏まえ実施することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」(認定こども園)については、平成18年6月に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)が成立し、同年10月から施行された。この法律では、幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能(保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能)、②地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能)を備える施設について、都道府県が 「認定こども園」として認定する仕組みとしており、20年4月1日現在、全国で229件の認定が行われている。認定こども園制度が活用されるよう、文部科学省・厚生労働省が連携して、その普及促進を図っていく。

(5) 幼稚園就園奨励事業の促進

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減する とともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の 格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽 減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団 体に対して、文部科学省では、幼稚園就園奨励費補 助金により所要経費の一部を補助している。

当該補助金は、これまで兄弟姉妹の同時就園を条件に、第1子に対して、第2子以降の園児の保護者負担を軽減する優遇措置を講じてきたところであるが、平成18年度から、同時就園の条件を満たしていない場合であっても、小学校1年生に兄・姉を有する園児について優遇措置の対象とする条件緩和を講じたところである。19年度は、この条件緩和を更に進め、小学校2年生までに兄・姉を有する園児を優遇措置の対象とした。

(6) 地域の子育て・介護支援体制整備

厚生労働省では、乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。

厚生労働省では、子どもの突発的な病気の際の預かりや、急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり等、子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応するため、看護師、保育士等の有資格者や緊急対応可能な者をスタッフとして登録、あっせんする緊急サポートネットワーク事業を展開している。

経済産業省では、商店街の空き店舗等を活用して、 保育所等の育児支援施設を設置・運営する際の改装 費や賃借料など立ち上げに係る費用の一部を補助 し、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった 少子化社会等への対応を図っている。

また、保護者等のニーズを踏まえ、NPO・民間 企業等の連携による新たな育児支援関連サービスの 提供の支援を実施した。

(7) 家庭教育支援

文部科学省では、子育てやしつけに関する悩みや 不安を持つ親の相談に気軽に応じ、アドバイスを行 う子育てサポーター同士の相互連携の促進や、情報 交換の機会の提供などの役割を担う「子育てサポー ターリーダー」を養成し、相談支援体制の一層の充 実を図っている。

また、子育てのヒント集として、家庭における子育てやしつけの在り方や様々な相談窓口を紹介した「家庭教育手帳」を作成し、乳幼児等を持つ親に配布しているほか、平成18年度から、早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、様々な民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

独立行政法人国立女性教育会館では、家庭教育の 重要性にかんがみ、現代の家庭教育・子育て支援の 現状と課題の把握、さらに子育ての新たな支え合い と連帯を推進するため、「家庭教育・次世代育成支 援のための指導者養成セミナー」を実施した。その 他、地域で家庭教育・次世代育成支援を進めるため のプログラムに関する調査研究を実施している。

(8) 児童虐待への取組の推進

児童虐待の防止については、関係府省庁、関係団体(41団体)等による児童虐待防止対策協議会において、国レベルのネットワークの構築を図っている。

また、関係府省庁や地方自治体、関係団体等が連携・協力して、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護や自立に向けた支援、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な取組を推進している。

厚生労働省では、①発生予防に関しては、生後4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育

て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う 「生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤 ちゃん事業) | や、養育支援が必要な家庭に対して、 訪問による育児・家事の援助や技術支援等を行う 「育児支援家庭訪問事業」の推進、子育て中の親子 が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備、 ②早期発見・早期対応に関しては、市町村における 「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策 地域協議会)」の設置促進及び機能強化,児童福祉 司の配置の充実など児童相談所の体制強化、虐待を した親自身への再発防止対策として、家族再統合や 家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う親 支援の推進, ③保護・自立支援に関しては, 児童養 護施設等の小規模ケアの推進, 個別対応職員や家庭 支援専門相談員の配置等のケア担当職員の質的・量 的充実, 里親委託の推進, 身元保証人を確保するた めの事業などの取組を進めている。

また、制度的な対応についても充実が図られており、平成19年5月、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)が成立した(平成20年4月施行)。主な改正事項については、①児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入を可能とする立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといや児童の住居等付近でのはいかいを禁止できる制度の創設等、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等がある。なお、これに伴い、児童相談所運営指針の改正等が行われている。

警察では、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と迅速かつ確実な通告、児童相談所長等による児童の安全確認等に万全を期するための適切な援助、適切な事件化と児童の支援等に努めるなど、関係機関と緊密な連携をとりつつ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図ることとしている。

法務省の人権擁護機関においては、子どもの人権 問題に関する専用の電話相談窓口である「子どもの

人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110 番」強化週間を実施するほか、相談用の便せん付き 返信用封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中 学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネッ ト人権相談受付窓口(子どもの人権SOS-eメール) を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とす るなどして相談体制の充実を図っている。また、人 権擁護委員の中から指名された、子どもの人権にか かわる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」 を全国に設置し、「児童虐待防止推進月間(11月)| の取組の一環として, 子どもの人権専門委員全国会 議を開催し、児童虐待防止に向けた活動の強化を図 っている。さらに、全国各地で講演会・研修会等の 実施などの啓発活動を積極的に推進するとともに. 人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童 虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、児童虐待への適切な対応等について、学校教育及び社会教育関係者に対し引き続き周知を図り、学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携に努めている。また、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、国内・海外の先進的取組等の収集・分析などを行う「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」を平成17年度より実施し、18年5月に報告書を取りまとめた。18年度においては、教職員向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、19年度には、この調査研究を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成した。

(9) 子育てを支援する良質な住宅,居住環境及び 道路交通環境の整備

国土交通省では、子育てを支援する良質な住宅、 居住環境の整備のため、大規模な公営住宅団地の建 て替えに際し、保育所等との併設を原則化するなど、 公共賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備を推 進している。また、高齢者の所有する戸建て住宅等 を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸する ことを円滑化する制度により、子育て世帯等の生活に適した広い賃貸住宅の供給を図っている。平成19年度には、地域優良賃貸住宅制度を創設し、整備費助成や家賃低廉化助成を通じて、子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進している。また、住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度の対象に耐久・可変性能が特に高い住宅を加え、結婚や子どもの成長に合わせて間取りを変更することのできる住宅の取得を証券化支援ローンの融資金利を引き下げることにより支援している。さらに、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備等、交通安全施設等の整備を推進している。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を安心して歩くことができるよう、社会資本整備重点計画(計画期間:平成15~19年度)に基づき、「あんしん歩行エリア」として国土交通省とともに指定している死傷事故発生割合が高い住居系地区や商業系地区において、信号機、光ビーコン等の交通安全施設等を重点的に整備し、生活道路における通過交通の進入抑制や速度抑制、外周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努めた。

また,交通安全の観点からの子育て支援策として,幼稚園・保育所,病院等と連携したチャイルドシートの取付け講習会を実施し,正しい着用の徹底を図るほか,地方公共団体,民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて,チャイルドシートの普及促進に積極的に取り組んでいる。

(10) 子育てバリアフリー等の推進

国土交通省では、高齢者、身体障害者等の公共交 通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成12年法律第68号) や高齢者、身体障害者等が 円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する 法律(平成6年法律第44号)等に基づき、多くの方 が利用する建築物、公共交通機関及び道路や都市公 園等の公共施設について、妊産婦や子連れの方にも 利用しやすいように段差の改善等のバリアフリー化 を推進してきたところであるが、平成18年12月にこれらの法律を統合・拡充した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)を施行し、これらの施設等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進している。

また、ハード整備と併せて、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等により「心のバリアフリー社会」の実現を図るとともに、「らくらくおでかけネット」や「都道府県別バリアフリー情報」を構築し、施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を行うなどソフト面の施策についても積極的に推進している。

さらに、安全で安心して利用ができる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス(STS:スペシャル・トランスポート・サービス)の普及を推進している。

2 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子家庭の母等について、平成 15年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法(昭 和39年法律第129号)に基づき、子育て短期支援事 業、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、母 子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自 立支援給付金等の就業支援策、養育費の確保策、児 童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の拡充等の 経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開し ている。

また、平成15年7月に成立し、同年8月に施行された母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 (平成15年法律第126号)に基づき、より一層の就業 支援策を講じている。

さらに、平成18年度より母子自立支援プログラム 事業を全国展開し、ハローワークとの連携により、 きめ細かな就業支援策を講じている。

加えて、養育費確保のための取組として、平成19 年10月から養育費相談支援センターを設置している。

第3節

家庭生活,地域社会への 男女共同参画の促進

1 家庭生活への男女の共同参画の促進

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した子育て講座や、乳幼児との触れ合い体験を含む中高校生を対象にした子育て理解講座の開設を支援している。

(2) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進 するため、父親による地域活動の報告会や父親と子 どもの触れ合いを深める交流会など、父親の家庭教 育を考える集いの実施を支援している。

(3) 男性の家庭生活への参画促進のための広報・ 啓発等

法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から10日(人権デー)までを「人権週間」と定め、同週間の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等の開催などを行っている。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

(1) 地域社会活動への参画促進

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発 活動を行うことにより、地域社会への男女の共同参 画の促進に努めている。

(2) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、市民活動に関する情報提供の充実策として、内閣府NPOホームページにおいて、全国の特定非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手することが可能な「NPO情報

ポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」 の運用を実施した。

文部科学省では、地域の教育力の再生を図るため、 地域におけるボランティア活動や、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じ て、住民同士のきずなづくりを推進する『「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業』を実施した。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として「全国ボランティア活動振興センター」への支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う地方自治体や民間団体等への支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を実施するとともに、勤労者が地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特別な休暇制度普及促進事業」を実施した。

(3) 消費者教育の推進・支援

内閣府では、消費者基本法(昭和43年法律第78号) 及び消費者基本計画に基づき消費者教育全般の推進 を図っている。

具体的には、消費生活や消費者問題に関する出前 講座の開催やメールマガジン「見守り新鮮情報」の 発行により、トラブルの未然防止のための学習機会 の提供を図っている。

また、平成18年度に、内閣府と文部科学省は連携して、学校や社会教育施設における消費者教育が推進されるよう、都道府県・政令指定都市に対し消費生活センターと教育委員会との連携強化を図るように依頼した。文部科学省では、19年度にも、教育委員会に対し各種会議等を通じて連携強化について促した。

このほか、各地の消費生活センターでも各種の講座が開催されているほか、財団法人消費者教育支援センターでは、消費者教育に関する各種教材の作成や講師派遣などを実施している。

文部科学省では、学校教育の分野において、学習 指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、 消費生活や消費者問題に関する指導を行っている。 社会教育の分野では、青少年を始め、成人、高齢者 等、生涯の各時期における消費者問題等に関する多 様な学習機会の提供等が図られるよう、公民館等の 社会教育施設の講座等において、消費者問題に関す る学習機会が設けられている。

第7章

高齢者等が安心して暮らせる 条件の整備

第1節

高齢者の社会参画に対する 支援

(1) 高齢者の社会参加活動の促進

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」(平成13年12月閣議決定)を策定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。また、「今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会」を開催し、高齢社会対策の今後の中長期的な課題と対策の方向性について検討が進められた結果、平成19年12月にその報告書が取りまとめられた。

内閣府では、年齢にとらわれず自らの責任と能力 において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や 社会参加活動を積極的に行っている団体等を全国か ら募集し、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」 等を通じて広く紹介している。また、今後の高齢社 会対策の効果的な推進を図るため、高齢社会研究セ ミナーを開催した。

厚生労働省では、自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に対する支援を行っている。

(2) 定年の引上げ,継続雇用制度導入による65歳 までの雇用の確保

厚生労働省では、平成16年に改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に義務付けられており、その着実な施行に取り組んでいる。

これに加え、意欲と能力のある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現を目指し、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図っているところである。

また,臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対しては、シルバー人材センターにおいて,地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保に努めている。

さらに、雇用対策法(昭和41年法律第132号)の 改正により、平成19年10月から、労働者の募集・採 用における年齢制限が原則として禁止され、厚生労 働省では、その着実な施行に取り組んでいる。

(3) 学習機会の整備等

文部科学省では,女性を含む高齢者や団塊世代が, これまで職業や学習を通じて培った経験を活かし て,学校や地域社会で活躍できるよう,各地域での 「教育サポーター」制度の構築に向けた実態調査及 び検討を行った。また,総合型地域スポーツクラブ の全国展開を推進し,子どもから高齢者まで誰もが スポーツに身近に親しむことができる環境整備を支 援している。

内閣府では、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図っている。

第2節

高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

1 介護保険制度の着実な実施

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから8年を迎え、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。その一方で、利用の伸びに伴い費用も急速に増大しており、「制度の持続可能性」を確保するため、介護保険制度全般にわたる見直しを行った介護保険法の一部を改正する

法律(平成17年法律第77号。以下「介護保険法改正 法」という。)が17年6月に成立し、18年4月から 施行された。

2 高齢者保健福祉施策の推進

(1) 介護サービス基盤の整備

介護・福祉サービスの基盤整備に当たっては,身 近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に 至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要 があることから,厚生労働省では,地方公共団体が 創意工夫し,整備を行うことができるよう,地方公 共団体が策定する整備計画に対する助成制度である 地域介護・福祉空間整備等交付金により,総合的な 支援を行っている。

(2) 介護予防のための取組

厚生労働省では、介護保険制度を予防重視型システムへ転換するため、介護保険法改正法において、新予防給付サービスや地域支援事業を創設し、平成18年度以降、要介護度が軽い者に対する介護サービスをより介護予防に効果的なものに見直すとともに、要介護・要支援になるおそれのある者を対象とした介護予防事業等を実施している。

(3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの確保

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に 選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、 介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図る とともに、介護サービス事業者の参入促進、福祉用 具の開発・普及などの施策を推進している。また、 利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18 年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行 し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総 合的な支援を行っている。

3 介護に係る人材の確保

厚生労働省では,介護福祉士,介護支援専門員及

び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、介護・看護マンパワーを確保するために、福祉重点ハローワークを中核として介護・看護マンパワーの就職を重点的に推進している。

また、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金の活用促進のほか、介護労働安定センターにおいて雇用管理改善のための相談援助を行っている。さらに、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

第3節

高齢期の所得保障

平成16年6月に成立した国民年金法等の一部を改 正する法律(平成16年法律第104号)においては、 多様な生き方, 働き方に対応した制度とする観点か ら,次世代育成支援の拡充(育児休業中の保険料免 除措置の対象を1歳未満から3歳未満に拡充する 等。平成17年4月施行),離婚時の厚生年金の分割 (離婚した場合等について、夫婦間の合意又は裁判 所の決定に基づき, 夫婦双方の標準報酬の合計額の 2分の1を上限として分割できる仕組みとする。平 成19年4月施行),第3号被保険者期間の厚生年金 の分割(離婚した場合等に第2号被保険者の厚生年 金の保険料納付記録の2分の1を分割できる仕組み とする。平成20年4月施行)等の改正を行ったとこ ろであり、厚生労働省では、これらが円滑に実施さ れるよう、第3号被保険者期間の厚生年金の分割制 度についての実務者会合を開催するなどの措置を講 じた。

また、公的年金に加えて老後の所得の確保を図る 企業年金制度については、平成18年10月より開催さ れている企業年金研究会において、19年7月「施行 状況の検証結果」が取りまとめられた。

法務省では、判断能力の低下した高齢者などを対象として財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を導入し、高齢期における資産の有

効活用を可能としている。

第4節 障害者の自立した生活の 支援

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」(平成14年12月閣議決定)に基づき、平成19年12月、20年度からの5年間を計画期間とする新たな「重点施策実施5か年計画」を障害者施策推進本部において決定した。また、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」(平成18年12月国連総会採択)について、19年9月に署名を行った。その他、関係行政機関が連携・協力し、生活支援、生活環境、教育、雇用・就業等広範な分野にわたる諸施策を総合的に推進した。

さらに、内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者週間」を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っており、平成19年度の「障害者週間」行事については、東京を中心に、「アジア太平洋障害者の十年(2003~2012年)」中間年を記念して開催した「障害者週間の集い」のほか、「障害者週間連続セミナー」や、地域や企業における様々な取組を通じて「共生社会」の構築について考えるシンポジウムを開催した。また、障害のある人も共に楽しめるスポーツの紹介等を行うユニバーサル・スポーツフェスタや、障害者週間のポスター等のパネル展の開催等の多彩な事業を実施した。

第 5 節 高齢者及び障害者の自立を 容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー化推進要綱」(平成16年6月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)に基づき、高齢者、障害者を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送

ることができるよう, ハード・ソフト両面にわたる 社会のバリアフリー化のための施策の推進に取り組 んだ。

また、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している(第2-7-1表)。

第2-7-1表 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境の整備			
総務省	○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援		
	○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援		
	○字幕番組・解説番組等の普及促進		
経済産業省	○医療福祉機器技術の研究開発事業の推進		
	○高齢化・福祉関連の標準基盤の整備		
	○福祉用具の評価試験方法の確立		
高齢者等にやさしい住まいづくりの推進			
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進		
	○シルバーハウジング・プロジェクトの推進		
	○高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進		
	○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備,高齢者等の利用に配		
	慮した建築物の整備等への支援や、公共賃貸住宅等と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合、補		
	助の上乗せ		
	○高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)に基づく,高齢者の入居を拒まな		
	い賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度等の普及・促進		
	○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する		
	制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅の住み替えの促進		
高齢者等にやさしいまちづくりの推進			
国土交通省	○良好な歩行空間の整備や,高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法		
	律第 91 号)に基づく建築物,道路,都市公園,官庁施設等のバリアフリー化の推進		
	○都道府県別バリアフリー情報の公表		
経済産業省	○高齢者や障害者に配慮された商店街活性化施設の整備に対する支援		
高齢者等にやさしい公共交通機関の整備			
国土交通省	○高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)に基づく地方公		
	共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進		
	○「心のバリアフリー」を推進するためのバリアフリー教室等の実施		
	○バリアフリー化施設の整備等の促進		
道路交通にお	けるバリアフリーの推進		
警察	○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備,道路標識の大型化・高輝度化の推進等		
	○歩車分離式信号の導入・運用		
	○信号灯器の LED 化		
国土交通省	○歩道の段差解消,勾配の改善,幅の広い歩道の整備,視覚障害者誘導用ブロックの設置等による歩		
	行空間のバリアフリー化の推進		

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と 根絶のための基盤づくり

1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から25日 (国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を 実施している。期間中、地方公共団体、女性団体そ の他の関係団体との連携、協力の下、意識啓発等、 女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

内閣府では、運動期間中の11月22日、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。

また、法務省の人権擁護機関では、女性に対する 暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」 等あらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、 新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布 など広報・啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及 高揚を図っている。

2 体制整備

(1) 相談・カウンセリング対策等の充実

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保に努めている。また、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から精神科医等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行った。

さらに,「警察総合相談室」,「警察安全相談窓口」 等の各種相談窓口の整備・充実を推進するととも に,女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性 被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、全国の法務局・地方法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化し、また、インターネット人権相談受付窓口を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。なお、平成19年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、法務省と全国人権擁護委員連合会と共催の取組として、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設け相談を実施した。

日本司法支援センター(愛称:「法テラス」)は、 その業務の一つとして、犯罪被害者支援業務を行っ ている。同業務は、法テラスが、国、地方公共団体、 弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機 関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口 等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相 談内容に応じた最適の相談窓口や法制度に関する情 報を速やかに提供するほか、犯罪被害者等の支援に 精通した弁護士を紹介するものである。法テラスで は、速やかに適切な相談窓口等に関する情報提供や 精通弁護士の紹介を行うことにより、配偶者からの 暴力被害を受けた女性に対する支援を行っている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も 含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、 婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実 を図っている。

(2) 研修・人材確保

内閣府では、全国の配偶者暴力相談支援センター等の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象に、相談等の質の向上等を目的としたセミナーを平成19年度に5回開催した。

また、全国の配偶者暴力相談支援センター等に、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して指導や助言を行い、相談業務の充実を支援する「配偶者からの暴力被害者アドバイザー派遣事業」を全国の41都道府県・10政令指定都市で実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

また、矯正施設に勤務する職員に対して、配偶者 暴力防止法(平成13年法律第31号)の趣旨等につい て周知するため、矯正研修所において各種研修を実 施している。更生保護官署職員については、新任の 保護観察官を対象とした研修等において、配偶者か らの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯 罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施してい る。

さらに、入国管理官署において、外国人に対する 出入国管理業務に従事する職員を対象として、人身 取引被害者等の人権に絞った人権研修を実施してい る。

人権擁護事務担当者に対する研修においては,配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど,更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては,男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており,同研修に改正配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど,この問題の対応に努めている。

厚生労働省では、平成19年度においては、全国の 婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者か らの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に 関する研究協議会を開催した。また,各都道府県に 対し,婦人相談所,婦人保護施設,母子生活支援施 設,福祉事務所,民間団体等において直接被害女性 を支援する職員や,婦人相談員等を対象とした専門 研修を実施するよう支援している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー 行為等についても、より一層積極的に取り組み、被 害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査 の上、適切な措置を講じている。

(4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に 対する暴力に関する関係省庁課長会議」を通じて、 関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力 の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」 の下に設置されている女性被害者対策分科会や警察 署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じ て、関係機関相互の連携を強化している。

政府は,財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が行ってきた女性に対する暴

力や女性の人権問題に関する今日的課題などの女性 の名誉と尊厳にかかわる問題への取組に対し協力し てきた(なお、アジア女性基金は平成19年3月末日 をもって解散したため、平成19年においては関連事 業は行っていない)。

3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づく り

警察では、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、街頭緊急通報システム (スーパー防犯灯)の整備事業を実施するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、地域住民の要望に真に応えるパトロールの 強化、防犯ボランティア等の自主的防犯活動の支援 を行うとともに、ボランティア団体、地方公共団体 等と連携しつつ、防犯教育(学習)の実施、防犯マ ニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、 助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の 被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪 問・連絡活動を推進している。

さらに、いわゆる「出会い系サイト」に代表されるように、性に関する情報は様々なメディアを通じてはん濫しており、少年に対する犯罪被害は深刻な状況にある。警察では、テレホンクラブ等の性を売り物とする営業に対する指導や取締りを徹底するとともに、これらに起因する福祉犯の取締りを積極的に行っている。また、関係機関等と連携して、少年に対する広報啓発活動等を推進するとともに、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進に努めている。

内閣府では、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進等を図っている。

4 女性に対する暴力に関する調査研究等

内閣府では、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発プログラムを開発することを目的に、平成18年度及び19年度に地方公共団体に委嘱の上、調査研究を行っているほか、諸外国における予防啓発の取組等の把握のため、調査研究を実施している。

法務省では、「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」として、配偶者暴力防止法(保護命令)違反事件を対象に、矯正施設に収容された加害者に対して平成18年度に実施した面接調査等の調査分析を踏まえて、諸外国における関連法制度等に関する実情調査を行った。

第2節

配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護等の推進

1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成16年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。平成20年1月には、保護命令制度の拡充並びに市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置及び基本計画策定の努力義務化などを内容とする配偶者暴力防止法の一部改正法の施行等に伴い、この基本的な方針について、全面的な見直しを行った。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、180か所(平成20年4月1日現在)の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、一時保護、自立支援等の業務を実施している。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係施設についての情報等を収

集し、平成14年4月より、内閣府のホームページを 通じ、外国語版も含め提供している。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機 関との情報及び意見の交換を活発に行い、被害女性 の救済について、より一層積極的に取り組んでいる。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護 及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等と の連携の強化を図っている。具体的には、各都道府 県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェル ター等関係機関との定期的な連絡会議や事例検討会 議を開催するとともに、事例集や関係機関の情報を 掲載したパンフレットを作成・配布している。

2 相談体制の充実

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を 向上させたり、事情聴取に当たっては、被害者を 夫・パートナーから引き離して別室で行うなどし て、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っ ている。

また、厚生労働省では、平成18年度より、婦人相 談所において弁護士等による被害者への離婚や在留 資格などの法的な援助や調整を行い相談体制の充実 を図っている。

3 被害者の保護及び自立支援

厚生労働省では、婦人相談所が被害者及び同伴する家族の一時保護を自ら実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。平成19年度においては、婦人相談所一時保護所に被害者に同伴する児童の対応等を行う指導員を配置したり、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化を図っている。また、婦人保護施設、母子生活支援施設等を退所する被害者が身元保証人を得られず、就職やアパートの賃借が困難とならないよう、身元保証人を確保するための事業を創設するなど、被害者に対する保護、自立支援の一層の強化を図っている。

第3節

性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

2 被害者への配慮等

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者対策用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る 初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等 を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減 に努めている。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女 の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職 員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバ イザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、 被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進 している。

加えて、警察では被害者連絡制度に基づき、被害 者等に対する事件の捜査状況などの情報提供に努 め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度を導入し、検察庁において、被害者等に対し、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期及び釈放された年月日などの情報を提供することに努めてきたと

ころ, 平成19年12月1日からは, 検察庁, 刑事施設 及び保護観察所等が連携して, 被害者等からの希望 に応じて, 刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇 状況に関する事項, 仮釈放審理に関する事項, 保護 観察中の処遇状況に関する事項等を通知し, その精 神的負担の軽減を図っている。

なお、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、被害者等の再被害防止を目的として、検察 庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との 間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁 において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等 に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」 に基づき、再被害の防止のための施策を強化してい る。

さらに、平成19年12月1日から、加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施し、被害者等の希望にできる限り配慮している。

加えて、平成19年12月に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第95号)により、裁判所は、相当と認めるときは性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定ができることとされ、この場合において、訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法により行うことになった。また、検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれ等があると認めるときは、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができることになり、刑事手続における被害者等に関する情報の保護が図られることになった。

検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害

者支援員」を全国の検察庁に配置して、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添いなど各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1名以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

3 加害者に関する対策の推進等

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の 保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施してい る。

第4節

売買春への対策の推進

1 売買春の根絶に向けた対策の推進,売買 春からの女性の保護,社会復帰支援

警察では、売春防止法(昭和31年法律第118号), 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号),児童買春、児童ポルノに 係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポル ノ法」という。),児童福祉法、刑法(明治40年法律 第45号)及び地方公共団体が定める青少年保護育成 条例等に違反する行為について、適切に対処してい る。

法務省では、刑事施設、少年院及び婦人補導院に おいて、処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では,売買春を未然に防止するため,婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

2 児童に関する対策の推進

我が国は、「児童の権利に関する条約」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁と連携しつつその履行に努めている。

警察では、児童買春の根絶を図るため、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

第5節

人身取引への対策の推進

1 人身取引対策行動計画の積極的な推進

「人身取引対策行動計画」(平成16年12月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定)に沿って、関係施策を推進している。また、我が国は、政府協議調査団をタイ、フィリピン、コロンビア、ロシア、ルーマニア、ウクライナに続いて、インドネシア、カンボジア、ラオス等に派遣し、先方政府やNGO等の関係機関との協力を促進するとともに、人身取引に関連した地域間会合等の参加や人身取引の防止等に関して国際的な支援を行うなど積極的な取組を行っている。

「男女共同参画基本計画(第2次)」においては、 女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るため、人身 取引について総合的・包括的な対策を推進すること とされている。

2 関係法令の適切な運用

国際的な組織犯罪である人身取引は重大な犯罪及び人権侵害であるとの認識の下,「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し,抑止し及び処罰するための議定書」の締結について,平成17年6月,第162回通常国会において,承認されるとともに,人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するための法整備に関し,人身売買罪等の創設等を内容とする刑法等の一部を改正する法律(平成17年法律第66号)が全会一致で可決,成立した。

警察では,人身取引の被害者である外国人女性が, 風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要 等の搾取を受けている状況を改善するため,平成17 年11月に成立した風俗営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年 法律第123号)において,人身売買の罪等を風俗営 業の許可の欠格事由に加えること,接待飲食等営業 を営む者等に接客従業者の生年月日,国籍,就労資 格等の確認を義務付けることなどを内容とする改正 を行い,18年5月から施行した。

法務省では、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に関し、人身取引等の定義規定を置くこと、人身取引等の被害者が上陸特別許可・在留特別許可の対象となることを明確にすることなどを内容とする改正を行い、平成17年7月から施行しているところ、17年から19年までの3年間で、不法滞在者であった人身取引被害者の外国人女性87人に対して、在留特別許可を与えた。

3 被害者等の立場に立った適切な対処の推 進

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

警察では,女性と児童の人身取引を防止するため,

関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保 護等の総合的な対策を,関係省庁,関係団体と連携 して推進する一方で、日本国民による海外での児童 買春等の問題については、児童買春・児童ポルノ法 に基づく取締りを推進するとともに、CSEC (Commercial Sexual Exploitation of Children) 東 南アジアセミナーの開催等により,外国捜査機関等 との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでい る。さらに、警察庁では、人身取引問題について、 在京大使館,関係NGO等との間で,人身取引問題 に関するコンタクトポイントを設置して人身取引に 関する情報交換を行っている。また、平成19年10月 から、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被 害者となっている子どもや女性の早期保護等を図る ため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から 匿名による事件情報の通報を電話で受け、これを警 察に提供して捜査等に役立てようとする「子どもや 女性を守るための匿名通報モデル事業」を運用して いる。

厚生労働省では、人身取引被害者の保護の充実を 図るため、平成18年度より婦人相談所で保護した人 身取引被害者の医療費(他法他制度が利用できない 場合に限る)について補助している。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、IOM(国際移住機関)の「トラフィッキング被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度より開始し、被害者の帰国(平成19年12月末までに総計126名)や帰国後の社会復帰を支援している。

独立行政法人国立女性教育会館では,人身取引と その防止・教育・啓発に関する調査研究を実施して いる。平成19年度から,その成果に基づき教材及び 啓発プログラムの開発を開始した。

第6節

セクシュアル・ハラスメント 防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラス メント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均 等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント 対策を講じるよう、指導を行うとともに、具体的取 組に関するノウハウを提供している。また、専門知 識を持った相談員を各都道府県労働局雇用均等室に 配置し、セクシュアル・ハラスメントによって精神 的苦痛を受けた労働者の相談に適切に対応してい る。

人事院では、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)を定め、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成19年度においては、セクシュアル・ハラスメント防止等についての意識の高揚、勤務環境の整備を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。さらに、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」を定め、その期間中、職員の意識啓発等を図るシンポジウムを開催した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止 のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ること とし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応 などを実施している。

2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立学校等に対して職員・学生等への啓発活動や苦情相談体制の一層の充実について積極的に取り組むために必要な情報の提供を行ってきたほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き防止のための取組を促している。

第7節 ストーカー行為等への対策の推進

1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っている。また、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教育を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

2 被害者の支援及び防犯対策

警察では、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じて的確に実施している。また、ストーカー規制法又は刑罰法令等に抵触しない事案についても、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導・警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

3 広報・啓発の推進

警察では、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。

第9章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた女性の健康の 保持増進

1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々な問題 について気軽に相談できる体制を引き続き整備して いる。また、生涯を通じた女性の健康に関する調 査・研究を推進している。

さらに、平成19年12月より「女性の健康づくり推 進懇談会」を開催し、女性の健康課題について検討 を行うとともに、毎年3月1日から8日を「女性の 健康週間」と定め、各種の啓発事業及び行事等を展 開している。

保健所,市町村保健センター等においては,女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備するとともに,人生の各段階に応じた健康教育を実施している。

女性と仕事の未来館では、働く女性の職場での健 康問題に関するセミナーや相談、情報提供などを実 施するとともに、全国の女性関連施設等の担当者を 対象に、女性の健康に関する相談強化のための研修 会を開催している。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要と考えられるため、性差を加味した女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究の実施を行っている。

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教 科を中心として、健康教育を実施するとともに、文 部科学省では、学校と地域保健が連携し、児童生徒 の心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業 を実施している。

2 成人期, 高齢期等における女性の健康づ くり支援

(1) 成人期, 高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法(平成14年法律第103号)が制定され、15年5月に施行された。また、19年4月に取りまとめられた「新健康フロンティア戦略」に基づく施策を具体的に実施した。

(2) 子宮がん, 乳がん, 骨粗しょう症等の予防対 策の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第一位であり年々増加傾向にある乳がん及び発症年齢が低年齢化し性感染症との関連も指摘されている子宮がんについて、平成16年4月に市町村が行う乳がん検診及び子宮がん検診の実施方法や対象年齢等の見直しを内容とする指針の改正を行い、疾患の早期発見や死亡率の減少に努めている。

また、老人保健法(昭和57年法律第80号)による 医療等以外の保健事業における骨粗しょう症検診に ついては、骨粗しょう症が骨折等の基礎疾患となり、 高齢化の進展によりその増加が予想されることか ら、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予 防することを目的として、市町村に居住する40歳、 45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対 象として実施している。

(3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進している。

第2節

妊娠・出産等に関する 健康支援

1 妊娠・出産期における女性の健康支援

(1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から 出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医 療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう 施策の一層の推進を図っている。

また、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

(2) 不妊専門相談サービス等の充実

厚生労働省では、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進した。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施している。

(3) 周産期医療の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを目的とした周産期医療ネットワーク事業を実施しており、全都道府県における整備を推進しているところである。また、妊婦の薬物療法の安全性について、「妊婦と薬情報センター」(国立成育医療センターに平成17年度設置)において、内外の情報収集の充実を図っている。

(4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

厚生労働省では、安易な人工妊娠中絶を避けるため、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行っている。

さらに、自治体等を通じ、思春期の男女に対する 性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供 を推進するとともに、保育所等の児童福祉施設や市 町村が実施する乳幼児健康診査の場で思春期の男女 が乳幼児と触れ合う機会を提供し、生命の尊厳や性 に関する学習活動を推進している。

2 適切な性教育の推進

文部科学省では、学校における性教育については、 学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施している。

第3節

健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 HIV/エイズ、性感染症対策

(1) 予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策 の推進

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成18年厚生労働省告示第89号。エイズ予防指針)に基づき、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、患者の病態に応じた適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えなが

ら, 計画的に推進している。

(2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、性感染症対策について、正しい 知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、 健康診査、相談、治療などの適切な対策の実施を図 っている。

(3) 学校におけるHIV/エイズ, 性感染症に関する 教育の推進

文部科学省では、中高校生に対し、性感染症などの問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布、教師用参考資料の作成・配布、教職員の研修、指導講習会の開催など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

2 薬物乱用対策の推進

政府は、「薬物乱用防止新五か年戦略」(平成15年 7月薬物乱用対策推進本部決定)に基づき、第3次 覚せい剤乱用期の一刻も早い終息に向けて総合的な 対策を推進している。

警察では,薬物密輸・密売組織の壊滅などにより, 乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに,末端乱用 者の取締りや薬物の危険性・有害性に関する広報啓 発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づ くりを積極的に推進し,需要の根絶に努めている。

また、薬物を乱用している少年の早期発見・検 挙・補導、薬物乱用防止教室の開催等薬物の危険 性・有害性に関する広報啓発活動、再乱用防止のた めの継続補導を実施するなど、少年の薬物乱用防止 対策を推進している。

文部科学省では、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、大型カラーディスプレイシステムを活用した広報啓発活動の実施、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材(中高校生用)の作成・配布を実施している。

厚生労働省では,薬物乱用対策として,徹底した 取締りや再乱用防止対策を行うとともに,『ダメ。 ゼッタイ。』普及運動等の啓発運動の実施や薬物乱 用防止キャラバンカーの派遣による学校・地域の場 での啓発活動等を実施している。

3 喫煙. 飲酒対策の推進

学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度などを育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導している。

文部科学省では、中高生に対し、喫煙や飲酒など の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・ 配布を行っている。

第10章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 メディアにおける男女共同参画の推進, 人権尊重のための取組等

(1) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、青 少年が各種メディア等を通じて性描写や暴力・残虐 表現を含む情報に接することに関する問題に対応す るため策定した「青少年を取り巻く環境の整備に関 する指針 | (平成16年4月青少年育成推進課長会議 申合せ) に基づいて、国、地方公共団体、関係業界 団体等及び国民が一体となった取組を推進してい る。また、有害環境の実態について調査・分析、情 報の提供等を行うことにより、地域における有害環 境の浄化活動に関する取組の推進及び関係業界等の 自主的な取組の促進を図っている。さらに、最近の 状況を踏まえて, 政府として更にどのような方策を 講ずることができるかについて「有害情報から子ど もを守るための検討会」(平成19年7月関係府省等 申合せ) において幅広く検討を行い、その検討内容 等を踏まえ, 現在, 関係府省が連携して「携帯電話 のフィルタリングサービスの導入促進」、「啓発活動 の強化しなどの実行可能な施策から取組を進めてい るところである。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への 販売等が規制されている有害図書類について、関係 機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対し て自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個 別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する 取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性 的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツ と少年を切り離すため、警察では、家庭における フィルタリングシステムの普及のための広報啓発を 行っている。

警察庁では、いわゆるバーチャル社会が子どもにもたらす弊害やその対策の現状及び問題点、今後の取組の強化に向けての方向性等について、有識者等からなる「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」が平成18年12月に取りまとめた最終報告書を踏まえ、関係省庁等と連携しながら、事業者、教育関係者等広い範囲にそれぞれの立場での取組を要請するなど、本報告書に沿った取組を進めている。

(2) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、平成15年6月に制定されたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)を効果的に運用し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。

また、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努めている。

特にインターネット上の児童ポルノ事案の深刻さにかんがみ、児童ポルノ画像自動検索システム (CPASS (Child-Pornography Automatic Searching System) : 児童ポルノ画像等を警察庁が管理するデータベースに登録し、同一の画像等が更にインターネット上にあるかを検索し、ヒットした場合には登録した都道府県警察に自動的に通知するシステム)を運用しているほか、各国の保有する情報を共有化し、効率的かつ迅速な捜査、国際協力を推進するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築に向けて取り組んでいる。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

(1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつ図画等の 違法な情報を、サイバーパトロール等を通じて早期 に把握し、検挙等の措置を講じている。

(2) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

IT安心会議(インターネット上における違法・ 有害情報等に関する関係省庁連絡会議)では,2010 年までにインターネット上の違法・有害情報に起因 する被害児童等を大幅に縮小することを目指した集 中対策を平成19年10月に取りまとめた。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上 の有害な情報から未成年者を保護するため、関係事 業者による「フィルタリングの普及啓発アクション プラン」の実施を支援するとともに、平成19年12月 には、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、一層 のフィルタリングの導入促進に取り組むよう要請を 行うなど, フィルタリングの導入活動を推進してい る。また、プロバイダ等に対して自主的なルールの 形成及びその遵守を促し、情報提供発信を行う者の モラルを確立するため, 広報啓発活動を推進してい る。さらに、19年11月から、学識経験者、利用者団 体、プロバイダ等から成る「インターネット上の違 法・有害情報への対応に関する検討会 | を開催し、 青少年に向けたフィルタリングの更なる導入促進, プロバイダ等による削除等の措置の支援, インター ネットリテラシーの普及啓発などの違法有害情報に 対する総合的な対応について検討を行っている。

経済産業省では、インターネット上の違法・有害なコンテンツ(性・暴力)に対応したレイティング基準(Safety Online3)を策定・公表した。また、関係事業者と協力し、「フィルタリングの普及啓発アクションプラン2007」を策定。セミナーの開催等を通じ普及啓発を実施している。

警察では、産業界等との連携の在り方について検討を行う総合セキュリティ対策会議を開催しているほか、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ情報等の違法・有害情報の排除を図っている。

また、平成18年6月に警察庁からの業務委託を受け運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上のわいせつ図画等の違法・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。

3 メディア・リテラシーの向上

総務省では、放送分野におけるメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力)の育成に資する教材を広く公開することにより、メディア・リテラシーの向上を支援している。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成に資する教材(「ICTメディアリテラシー育成プログラム」)を開発し、普及を図っている。

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、 情報を主体的に収集・判断し、インターネットを始 めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響 を理解することで、情報化の進展に主体的に対応で きる能力の育成を図っている。

第2節

国の行政機関の策定する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を策定する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を作成・配布し、その普及を図っている。

男女共同参画を推進し多様な選択を 可能にする教育・学習の充実

第]節

第11章

男女平等を推進する 教育・学習

1 初等中等教育の充実

学習指導要領にのっとり、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科において、男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、指導している。

また、「食育推進基本計画」を踏まえ、栄養教諭 制度の円滑な実施などにより、家庭や地域と連携し つつ学校における食育を推進している。

2 高等教育の充実

文部科学省では、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえ行われるよう促している。また、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、引き続き、奨学金事業の充実を図っている。

3 社会教育の推進

文部科学省では、男女共同参画社会の実現に向け、教育・学習面において必要とされる支援について調査研究を実施し、平成19年度は、女性の理工系への進路選択を支援するため、社会教育施設等における女子生徒の関心・理解増進を図るための効果的な方策について調査等を実施した。

4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では,各地域で学校教育において中心 的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校 管理研修(独立行政法人教員研修センターで実施) 等の機会を通じた教職員に対する研修を行っている。また,社会教育に携わる指導者向けの男女共同 参画に関する指導資料や,男女共同参画を進める意 識や価値観をはぐくむ家庭教育に関する資料の普及 に努めている。

5 男女共同参画社会の形成に資する調査・ 研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機 関における女性学関連科目等の開講状況、女性関連 施設に関する調査研究、女性のキャリア形成や家庭 教育・次世代育成など喫緊の課題に関する調査研 究、男女共同参画に関する統計の調査研究等を実施 している。

また、大学等に設けられた研究機関においては、 男女共同参画社会の形成に資する多彩な研究や学生 の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミ ナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供して いる。

第2節

多様な選択を可能にする 教育・学習機会の充実

1 生涯学習の推進

(1) リカレント教育の推進

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、平成19年5月に政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について)の決定を行った。

文部科学省では、大学等における、編入学の受入 れ、社会人選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大 学院の設置、公開講座の実施等や、大学・大学院や 専修学校等の高等教育機関における,産官学の連携による先導的なプログラム開発や講座提供等の推進などにより,大学等の生涯学習機能の拡充とともに,キャリアアップを目指す社会人の受入体制の整備を図っている。

(2) 放送大学の整備等

放送大学では、「21世紀の女性と仕事」等、女性のライフプランニングに役立つ科目を提供するとともに、キャリアアップ支援の一環として、地域活動や社会貢献活動など様々な分野に関して、それぞれ一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える科目群履修認証制度「放送大学エキスパート」を奨励している。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業 教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として着 実に発展しており、女性の再チャレンジ支援におい ても大きな役割を果たしている。

また,多様な学習歴や生活環境を持つ者が高等学校教育を受けられるよう,単位制高等学校の充実が図られている。

文部科学省では、学校や民法法人の行う通信教育 のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を 行い、その普及・奨励を図っている。

(3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動拠点(居場所)づくりを推進するため、学校施設を、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、屋内水泳プール、屋外水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を行っている。

(4) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、青少年が自立した人間として成 長することを支援するため、青少年の主体性・社会 性をはぐくむ社会体験や自然体験等の体験活動を実 施した。また,関係省庁と連携した体験型環境学習等を実施した。さらに,独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置されている「子どもゆめ基金」により,民間団体の行う体験活動等に対する助成を行った。

(5) 民間教育事業との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども見学デー」においては、平成19年8月22日、23日を中心に、各参加機関の業務説明や職場見学などを行うとともに、民間教育事業者等の協力を得ながら、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

また、文部科学省では、生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する「全国生涯学習フェスティバル」を開催しており、平成19年度は、11月2日から6日にかけて岡山県において実施した。この事業は、国民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するため地方自治体や民間教育事業者との連携の下に実施されている。

(6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、「エル・ネット」(教育情報衛星 通信ネットワーク)を活用し、全国の社会教育施設 等に対して、多様な教育・学習情報の提供に努める とともに、地域の特色あるコンテンツを全国に配信 し、地域における学び・交流の場の拡大に努めてい る。

また、平成20年度からインターネットを利用した システムへ移行することとしており、19年度は、そ の実施に向けシステム開発及び試行運用を行った。

(7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、地域住民がボランティア活動や、 地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り 組むことを通じて、住民同士のきずなづくりを推進 する『「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業』 を実施した。

(8) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、様々な学習活動の成果が適切に 評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策 に関する各種調査研究を行うとともに、大学等にお いて、各大学等の判断により、専修学校での学修な どの成果を単位として認定することを促している。

また、平成19年6月に学校教育法が改正され、大学等が、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムを開設し、その修了者に対して学校教育法に基づく履修証明書(Certificate)を交付できることとした。

2 エンパワーメント⁷のための女性教育・ 学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、女性が主体的に働き方を選択していく知識を備え、自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう、ライフプランニングに関する意識形成等を促す学習プログラム等の開発を目的とした調査研究を実施している。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、出産・育児等により就業を中断した女性等を対象に、「再チャレンジのための学習支援システムの構築」事業において、身近な場所でITやコミュニケーション能力等に関する講座等を実施し、再チャレンジを希望する女性に学習機会を提供している。

また、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校 が教育研究資源や職業教育機能を活用し、産業界や 関係団体等と連携することなどにより、新たなチャ レンジを目指す社会人(子育て等により就業を中断 した女性を含む。)等のニーズに応じた専門的・実 践的教育プログラムを開発・実施することを支援 し、学び直しの機会の充実を図っている。

さらに,大学病院における女性医師・看護師に対する臨床現場定着や出産・育児等による離・退職後の復帰支援など,人材育成の取組を支援している。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が 行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企 画・運営への女性の参画の促進を図るよう、女性教 育指導者の養成に努めている。

(4) 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実 等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や配偶者等からの暴力に関する問題の研修、女性の科学技術分野への参画支援など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

また、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史料・資料の収集・整理・保存・提供を行う女性アーカイブセンターの開設に向け、平成18年度より関係資料の収集等女性のアーカイブの構築を行っている。

3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別にとらわれることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。

特に, 高校生の就職状況については, ここ数年回

復傾向にあるものの、依然として未内定者も存在することから、教師は進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、また求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員(ジョブ・サポート・ティーチャー)」を配置するなど、きめ細かな就職指導を展開している。

一方,高校生を始めとする若者を取り巻く厳しい 就職環境については、学校を卒業しても就職も進学 もしない者の増加やフリーター志向の高まり、就職 しても早期に離転職する者の増加など、若者の勤労 観、職業観の希薄化を指摘する声も少なくない。こ のことから、文部科学省では「キャリア教育の推進 に関する総合的調査研究協力者会議」を設置し、児 童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の在り方及 びその推進方策等について検討を行い、平成16年1 月に報告書を取りまとめた。これらを踏まえ、17年 度からは、「キャリア教育実践プロジェクト」を実 施しており、具体的には、中学校を中心に5日間以 上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」 として実施し、地域の協力体制の構築等を通じ、 キャリア教育の推進を図っている。

一方,これまでの高等学校におけるキャリア教育に関する取組は十分とはいえないとの指摘を踏まえ、平成19年度から,高等学校(特に普通科高校)における取組を充実するため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を実施している。

また、大学生に対する就職支援として、全国就職 指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、 学生の就職機会の拡充や、女子学生の男子学生との 機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各 大学等に対して、すべての学生にきめ細かな就職指 導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。

厚生労働省では、女子学生、女子高校生等に対して、女子学生向けの情報をポジティブ・アクションに関するサイト上で掲載することや、意識啓発セミナーの開催等により、的確な職業選択を行えるよう意識啓発を行っている。

総合科学技術会議では、「科学技術関係人材の育成と活用について」(平成16年7月決定、関係府省に意見具申)の中で、人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるように進路指導の充実を図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制を整備することを奨励している。

第12章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際規範・基準の国内への 取り入れ・浸透

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を 行うに当たって、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に 国内に取り入れるように努めている。

内閣府では、女子差別撤廃条約が定める締約国の 条約実施状況に関する報告書の作成に当たり、一般 や関係諸団体等からの参加者を集めた会合等を通じ て、広く一般から意見募集を行い、様々なレベルの 取組状況に関する情報収集を行った。また、提出さ れた主な意見・提案等に関連し実施された施策等に ついての説明を行った。

第2節

地球社会の「平等・開発・ 平和」への貢献

1 「ジェンダーと開発(GAD) イニシア ティブ」に基づく取組の推進

(1) 基本的な考え方

世界の人口の約半分は女性であるとされているが,世界の貧困層のうち約7割は女性である等,様々な面で女性はいまだ脆弱な立場に置かれている。

開発における男女の平等な参加と公平な受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題であるが、先進国が開発における女性の参加と公平な受益に配慮した開発援助を実施することにより、途上国の自助努力を支援することは可能であり、同支援の実施に際しては当該国における社会的・文化的性別(ジェンダー)の現状を的確に把握すること

が重要である。

(2) 推進のための取組

我が国は、これまで、北京宣言・行動綱領、国連 ミレニアム宣言等,女性のエンパワーメントと 「ジェンダー平等」の達成を目指す国際的な誓約を 支持してきた。政府開発援助(ODA)政策に関し ては、平成15年8月に改定されたODA大綱におい て基本方針の一つに公平性の確保を定め、また、17 年2月に改定されたODA中期政策においても社会 的性別の視点を含めた公平性の確保を明記するな ど、政策・実施・評価とODA全般にわたって社会 的性別の視点を重視している。それを受け、17年3 月に、開発における「ジェンダー平等」推進に対し て一層効果的に取り組むために,「途上国の女性支 援(WID)イニシアティブ」を抜本的に見直し、 新たに「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティ ブ」を策定した。これにより、従来の女性を対象と して教育・保健・経済社会活動への参加の3分野を 中心に実施してきた支援にとどまらず、開発途上国 のオーナーシップを尊重しつつ, 当該国における ジェンダー平等と女性の地位向上を目的とする取組 に対しても支援を強化している。

上記GADイニシアティブをODA実施の際に着実に実行するためには、ODAに携わる職員全員がジェンダーの視点をまず理解し、ODAのあらゆる業務に取り組むことが重要である。そうした取組を更に促進するため、同イニシアティブに対する理解向上と取組意識の一層の向上を図る取組として、援助対象91国公館に配置している「ODAジェンダー担当官」を活用し、平成17年度より社会的性別の視点に配慮した好事例及び配慮が十分でなかったことによる教訓等を集め、その情報を共有するなど「ジェンダー主流化」に向けた活動を実施し、19年度には「ジェンダー主流化手引」を作成した。

ODA実施機関の取組として、JICA (独立行政法

人国際協力機構)では開発援助事業において社会的性別の視点を組み込んで効果を挙げた成功例や,各開発セクター・課題と社会的性別との関係を説明する具体例を収集し,職員その他援助関係者に対する研修の実質的充実を図った。また各部署に配置しているジェンダー担当者、特に在外事務所に配置しているジェンダー担当者への働きかけを強化し,開発途上国におけるジェンダー平等や女性の地位向上に貢献する協力事業の実施を促進するとともに,社会的・文化的性別(ジェンダー)の視点,具体的には援助対象グループの中で男女それぞれが抱える問題やニーズの違いなどを把握し,その分析結果をJICA事業の計画・実施・評価サイクルに適切に反映する取組を進めている。

また、JBIC (国際協力銀行)では、平成17年度から20年度上半期を対象とした海外経済協力業務実施方針にて業務運営における男女共同参画の視点の重視を掲げ、好事例の収集や他の援助機関との積極的な連携・意見交換を通じ、インフラ案件における社会的性別の視点の強化のための事例研究・手法研究を行うとともに、個別の円借款事業における社会的性別の視点の導入・強化を図っている。

(3) 様々な枠組みを活用した援助の実施

我が国は人間の安全保障を推進する国として,二国間及び多国間協力を通じ,開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には,無償資金協力事業(草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。),NGO事業補助金,有償資金協力事業,専門家等の派遣等の技術協力事業,国連人間の安全保障基金やUNDP・日本WID基金(2003年に日・UNDPパートナーシップ基金に統合)等,様々な援助枠組みを活用し,より効果的な事業の実施を図っている(第2-12-1表)。

また,我が国は,「保健と開発に関するイニシアティブ」(2005~2009年度実施中)の下,開発途上国におけるジェンダー平等に配慮した保健分野の取組を支援している。本イニシアティブの下,性と生

殖の健康,男女の保健医療サービスへのアクセス格差の解消,女性の能力開発等のための支援を実施してきた。特に,インドネシアやパレスチナ等で実施している母子健康手帳の普及を目的とした支援は,当該国の女性のエンパワーメントに貢献してきている。

2 国連の諸活動への協力

(1) 会議・委員会等への協力

2007 (平成19) 年秋に開催された第62回国連総会において、「女性の地位向上」に関する議論が行われた。我が国から、NGO代表の黒崎伸子氏(日本政府代表代理)等が出席した。

(2) 国連機関・基金等への協力

平成19年度には、国連婦人開発基金(UNIFEM)に対して、67.1万ドルの拠出を行った。

また、我が国は、平成15年より国連開発計画 (UNDP) の下にジェンダー関連案件を対象分野の 一つとする「UNDP・日本パートナーシップ基金」 を設置し、平成19年度は220万ドルの拠出を行った (我が国は、開発途上国の女性のエンパワーメント の支援を目的として1995年にUNDP・日本WID基 金をUNDPに設置。2003年10月にUNDPと効果的か つ効率的なパートナーシップを構築することを目的 として、本基金と同様にUNDP内に設置されていた 人づくり基金及びICT基金と併せて、新たに設置さ れた日・UNDPパートナーシップ基金に整理統合さ れた。これまで、62か国、80件のプロジェクトに対 し総額1.904万ドルの支援を行っている(2008年4 月時点)。)。さらに、我が国は、国連教育科学文化 機関(UNESCO)に信託基金を設置し、アジア、 アフリカを中心に世界各地において教師教育や識字 教育など途上国における人材育成事業に協力してい るほか、財団法人ユネスコ・アジア文化センター及 び社団法人日本ユネスコ協会連盟においても、成人 非識字者の約3分の2を占めるアジア太平洋地域の 女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

第2-12-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業		概要
無償資金協力事業		開発途上国が必要とする経済・社会の発展のための計画に必要な資機材,施設及
		び役務を調達するために必要な「資金」を贈与する一般のプロジェクト無償資金協
		力事業において、GAD イニシアティブに配慮して、平成 18 年度には 63 件の事業が
		実施され,途上国の農村女性の健康の維持,労働の軽減,地位の向上に貢献してい
		る。また,開発途上国において活動している NGO 等の活動を支援する草の根・人
		間の安全保障無償資金協力においては、18年度には、女性のための教育支援、女性
		の自立支援などを目的とする 155 件の事業が実施されている。
NGO事業補助金		NGOとの連携強化の観点から平成元年度に設けられた「NGO事業補助金制度」
		により、外務省は我が国の NGO が途上国において行っている女性自立支援事業を
		│ 支援している。なお、日本NGO連携無償資金協力事業においては、すべての申請・│ │ 実施終了案件について、ジェンダー配慮がなされているかをチェックすることに│
		美旭絵「条件について、フェンダー記慮がなされているがをチェックすることに なっている(平成 19 年度実施事業 64 件)。19 年度は、ジェンダーに配慮した自立
		支援研修等の分野において13件の実績がある。
有償資金協力事業		有償資金協力事業の実施に当たっては、すべての案件において「環境社会配慮確
13 150 50 1111 1111 1111		認のための国際協力銀行ガイドライン」等に基づいて、案件の実施によって女性が
		負の影響を受けることがないことを確認している。また、女性の事業への主体的な
		参加の促進や、事業による便益の男女双方に公平な分配に配慮している。社会的性
		別への配慮を特に積極的に行った案件を平成 18 年度に 11 件(交換公文ベース)実
		施している。
技術協力事業		平成 18 年度、国際協力機構(JICA)は GAD イニシアティブ関連案件として、以
3 ++41-	!## -	下の技術協力事業を実施した。
① 技術協力プロジェクト		研修員受け入れ/専門家派遣/機材供与など、援助形態を組み合わせて実施するプ
② 研修	車業	ロジェクト型の技術協力であり,平成 18 年度は 97 件実施した。 集団研修,国別研修,第三国研修,青年招へい及び現地国内研修など国別研修を
(C) 1/11/15	尹未	
③ 開発	調査	国際協力機構(JICA)が行ったGADイニシアティブに配慮した開発調査は16件
9 17576	шч <u>.</u> —	であった。また、国際協力機構(JICA)が行った社会的性別に特に配慮した開発調
		査は32件であった。
4 青年	海外協力隊の派遣	原則として 20 歳から 39 歳までの実践的な技術,技能を持つ青年男女を,開発途
		上国からの要請に基づいて途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自
		らの技術を役立て,移転する援助形態。平成 18 年度には,計 616 名の青年海外協力
		隊員が家政,手工芸,看護師,助産師等の GAD イニシアティブとかかわりの深い分
(mp)	+	野で活躍している。
⑤ 個別専門家の派遣		専門家派遣事業は、単発で派遣される「個別専門家」と、上述の技術協力プロ
		│ ジェクトの一環として派遣される専門家の二つに分けることができる。個別専門家 │ │ としては,平成 18 年度には,女性課題省支援に関してアフガニスタン,ジェンダー │
		こしては、一成 10 年度には、女性課題自义版に関してアッカニへメン、フェンメー 問題アドバイザーとしてナイジェリア等に合計 7 名派遣された。
	男女共同参画推	平成9年度から涂ト国の国内本部機構の担当官を対象として、各国の国内本部機
	進セミナーⅡ	構の機能強化を図ることを通じ、途上国の女性の地位向上に貢献することを目的と
研		して、内閣府の協力の下、実施している。18年度は、10名の参加を得た。同研修員
		は,我が国の政府や地方自治体等における男女共同参画社会形成に関する施策等に
修		ついての講義を受けるとともに、自国の国内本部機構を中心とした男女共同参画の
		取組等について活発な情報・意見交換を行った。また、それらを踏まえ、帰国後の
の	[]	「ジェンダー平等」推進に係る行動計画を作成した。
	「ジェンダー主流 化」 政策のため	女性の地位向上のための施策の企画・立案等に携わっている開発途上国の女性行
詳	化」 政策のため の行政官セミナー	│ 政官を対象に,開発途上国での女性問題を解決するために,教育・労働・福祉など │ │ 様々な分野を関連させながら女性問題を取り扱うことができるような行政組織を整 │
рт	10月以日ビニノー	様々なが野を関連させながら女性问題を取り扱うことができるような行政組織を整
細		備し、脳白的な観点がう女性のための脆泉を展開できる人材育成を自動として実施
朴山		治体の取組について紹介するとともに、NGO等関係機関との意見交換の場を設定し
		ている。平成18年度には7名が参加した。
農村女性	農村女性による	アジア諸国における農村の活動を支援するため、農民組織等で中核となっている
の能力開	起業活動支援	女性リーダーを対象に、国際協同組合同盟が実施する農村起業の経験・事例研究、
発支援		小規模起業計画作成等の研修に対して拠出している。

3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性を認識し、また、紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、これら女性や子どもを含む人間一人一人の保護・能力を強化することにより人づくり・社会づくりを通じて国づくりを進める「人間の安全保障」の考え方を推進している。この観点より、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行っているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連女性開発基金(UNIFEM)がアフガニスタンにおいて実施する国内避難民及び難民女性の社会参加を推進するプロジェクト等を支援している。

4 国際分野における政策・方針決定過程へ の女性の参画の促進

我が国では、近年、国際会議への政府代表団への 女性メンバーの参加が漸次増加しており、2007(平 成19)年秋の第62回国連総会においても、民間女性 を政府代表団の一員として派遣した。我が国が締結 している女子差別撤廃条約に基づき設置された女性 差別撤廃委員会では、我が国出身者が委員を務めて いる。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連を含む国際機関における日本人の女性職員数(専門職以上)は、1975(昭和50)年の19人から2007(平成19)年には428人と大幅に増加している。

5 あらゆるレベルにおける国際交流・協力 の推進

(1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省では、平成7年度より日本・ヨルダン・エ

ジプト・パレスチナ自治区女性交流プログラムを実施しており、19年度より「日本・アラブ女性交流」と改称された。19年度は、「女性と社会教育」をテーマとして、ヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区より地域活動を通じた社会教育分野で活躍する女性を我が国に招へいするとともに、我が国からも社会教育活動に取り組んできた女性からなる代表団がパレスチナ自治区、ヨルダン、エジプトを訪問し、関係者と意見交換を行った。

また、国連婦人の地位委員会(2007(平成19)年2~3月)などの国際会議において社会的性別(ジェンダー)と開発にかかわる討議に積極的に参加し、国際社会の知見を共有するとともに、我が国がODAにおいて社会的性別の視点を重視して取り組む姿勢をアピールした。

内閣府では、国際的協調をより深めるべく、東京で「日本・ニュージーランド男女共同参画ジョイントシンポジウム:男女共同参画の推進をめざして一ニュージーランドと日本の対話一」(2007(平成19)年9月)、東京及び大阪で「日本・スウェーデン男女共同参画ジョイントシンポジウム:ワーク・ライフ・バランスの推進にむけて一スウェーデンと日本の対話一」(2007(平成19)年10月)を開催した。

また、2007(平成19)年12月6~7日、インド・ニューデリーにおいて開催された「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」に出席した。会合においては、政策・方針決定過程への女性の参画や女性に対する暴力等について議論が行われ、日本における課題や取組等について説明を行った。議論の結果も踏まえ、東アジアの共同参画に関する課題についての認識と各国がとるべき行動等を内容とする「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択された。また、男女共同参画に向けて特に早くから取組が行われている欧州諸国での男女共同参画の動きや変化について情報を得るとともに、政策担当者との意見・情報交換ネットワークづくり等を目的として、欧州評議会第37回男女平等運営委員会(2007(平成19)年11月)に、オブザーバーとして参加した。

(2) 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

独立行政法人国立女性教育会館では、アジア太平 洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の 人材育成を目指してアジア太平洋地域の女性リー ダーエンパワーメントセミナーを実施するなど、途 上国における女性教育の推進の支援等を実施してい る。また、海外の関係機関との連携協力関係のため に、協定を結んでいる韓国両性平等教育振興院、韓 国女性政策研究院との交流を深めており、平成19年 5月から両院より研究員を受け入れている。同年11 月、開館30周年記念事業としての国際シンポジウム では、韓国女性政策研究院院長及び中華全国婦女連 合会常務委員がパネリストとして参加した。

(3) 経済分野における国際協力

APEC(アジア太平洋経済協力)においては、2002(平成14)年に行われた第2回APEC女性問題担当大臣会合での合意に基づき設置されたAPEC女性問題担当組織ネットワーク(GFPN)の第5回会合が2007(平成19)年6月にオーストラリア(ケアンズ)で開催された。この会合では、ジェンダー分析の活用促進のためのワークショップが実施された。

第13章

新たな取組を必要とする分野における 男女共同参画の推進

第1節

科学技術

平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」では、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、研究と出産・育児等の両立に配慮した措置を拡充することや、各機関や専攻等の組織ごとに、女性研究者の採用の数値目標(自然科学系全体としては25%)を設定し、その目標達成に向けて努力するとともに達成状況を公開するなど、女性研究者の積極的採用を進めるための取組を期待していることなどが盛り込まれている。

これを受けて、総合科学技術会議の方針の下、文 部科学省では、平成18年度から、科学技術振興調整 費のプログラムとして「女性研究者支援モデル育成」 を設け、18年度において、10件の事業を採択したの に続き、19年度においても10件の新規課題を採択し て取組の拡充を行い, 女性研究者が研究と出産・育 児等を両立し、研究活動を継続するための大学等の 取組を支援している。また、同会議では、「科学技 術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革 について」(平成18年12月総合科学技術会議決定・ 関係府省に意見具申)を策定し、育児をしながら女 性も十分に研究活動ができ、出産・育児に伴う研究 活動の中断を研究者としてのキャリアのマイナスと させないため,「有期雇用者の育児休業取得条件等 の緩和」や「育児期間中の勤務時間の短縮等の措置 の拡充(在宅勤務制度の追加) | などの制度改革を 提言しており、19年度には、それぞれの項目につい てフォローアップを開始した。

また、平成15年度より、科学研究費補助金においては、育児休業に伴い研究を中断する女性研究者等を支援するため、中断の後の研究の再開を可能としている。また、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業においても、18年度から、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研

究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給を実施 している。

また、総合科学技術会議では、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日総合科学技術会議決定)を策定し、女性研究者の活躍を拡大する環境整備のため、「出産・育児期間を考慮した応募資格の年齢制限の緩和」や「出産・育児休業から復帰しやすくするための年複数回応募等多様な支援措置の拡充」などを提言した。

独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究 推進事業においては、出産・育児等に当たって研究 者が、研究の中断・延長をすることを可能としてい るほか、研究に参加する研究員が研究に復帰する際 に支援をする制度を設けている。

さらに、文部科学省では、科学技術分野への興味・関心を喚起するため、女子中高生に対し、女性研究者との交流機会の提供や実験教室、出前授業等を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を平成18年度から実施するとともに、社会教育関係者等に向けた取組のモデルプログラム事例集を作成し、地域の男女共同参画センター等を対象とした指導者研究会を開催した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生 等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れて いる理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャン ペーンなどを実施している。

第2節

防災(災害復興を含む)

平成17年7月に中央防災会議が「防災基本計画」を修正した際に規定された男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画への規定を要請するなど、その推進を図っている。

また、平成20年2月に上記の基本計画が修正され、

「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立 する必要がある」旨の内容も明記された。

第3節 地域おこし, まちづくり, 観光

内閣府では、女性が中心となって活動する身近な「地域づくり」のロールモデルを全国に発信するため、優良事例となり得る地域について、アドバイザー等を派遣するなど、各地の自主的な取組を専門的見地から支援するとともに、地域づくりに取り組む模様のドキュメンタリー・ビデオを作成した。

第4節 環境

環境省では、自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、こどもエコクラブ事業の実施、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・NPO・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザの運営や、地球環境基金による助成、自然と触れ合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。

平成20年度 男女共同参画社会の 形成の促進施策

男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

第1節

第1章

国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

男女共同参画会議は、その下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る総合調整機能を最大限に発揮するよう努める。

地域レベルの男女共同参画のあり方に関して,平成19年度より調査検討を行っており,20年夏ごろを 目途に取りまとめを行う。

女性に対する暴力に関しては、「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月閣議決定)の実施 状況などを踏まえつつ、幅広い問題について調査検 討を行う。

苦情処理等関係に関しては、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」(平成14年10月男女共同参画会議決定)に基づき、引き続き、苦情処理情報・男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図っていく。

監視及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に 及ぼす影響についての調査に関しては、各府省において「男女共同参画基本計画(第2次)」が着実に 実施されているかについて調査検討を行うととも に、政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼ す影響について引き続き調査検討する。

第2節

国の地方公共団体, NPO, NGO に対する支援, 国民の理解を深めるための取組の強化

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の 提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の 連携強化を図る。

内閣府では、NPO、NGOとの連携強化を図るため、男女共同参画推進連携会議を引き続き開催する。

第3節

女性のチャレンジ支援

内閣府では、様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、チャレンジ支援情報を効率的に入手できるよう、「チャレンジ・サイト」の充実を図るとともに、「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」の成果等を、研修・広報啓発活動を通じて普及する。

また、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野 等について、女子高校生等の理工系分野への進路選 択を支援するため、ウェブサイト、女子高校生向け パンフレット及び地域との連携による事業等による 情報提供・意識啓発キャンペーンを行う。

さらに、子育て支援を行う民間の団体と連携して、 再チャレンジを目指す女性向けの情報提供を行う講 座を実施するとともに、総合的な支援情報ポータル サイト「女性いきいき応援ナビ」を通じ子育て等で いったん退職した女性等の再就職・起業支援を推進 する。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節

国の政策・方針決定過程へ の女性の参画の拡大

平成20年4月に、「女性の参画加速プログラム」 (平成20年4月男女共同参画推進本部決定)が策定された。当該プログラムにおいて、公務員は3つの重点分野の一つとされており、今後各府省が連携して、戦略的な取組を進めていく。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、 各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」(平成17年改定)に 基づき、それぞれが策定した「女性職員の採用・登 用拡大計画」の目標の達成に向け、引き続き取組を 推進していく。

また、上記のプログラムに基づき、各府省において、それぞれの計画等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定し、きめ細かで具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行う。加えて、政府全体として本省課室長相当職以上に占める女性の割合を、平成22年度末までに少なくとも5%程度とすることを目指して、女性職員の登用を積極的に進める。

人事院では、各府省の取組状況について「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を開催して情報交換を行うとともに、管理職員を始め全職員に対する意識啓発を行い、女性職員が働きやすい勤務環境の整備に努めるなど、各府省と連携して女性国家公務員の採用・登用の拡大を目指した具体的な取組を進めていく。また、職業生活と家庭生活の両立支援制度の拡充について引き続き検討を進めるとともに、定期的に開催する「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」などの場を利用して、制度の周知徹底や環境整備などの両立支援のための取組をフォローアップし、両立支援の取組を促進する。

総務省では、「男女共同参画基本計画(第2次)|

及び平成16年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を受けた各省庁人事担当課長会議申合せに基づき,人事院と共同で,各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを引き続き実施し,女性国家公務員の採用・登用を促進する。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成18年4月に男女共同参画推進本部において決定された目標(平成32(2020)年までに、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努める等)の達成に向け、積極的な取組を推進する。

防衛省においては,男女共同参画推進企画室(仮称)を設置し,防衛省における男女共同参画の推進に全省的に取り組む。

第2節

地方公共団体等における 取組の支援,協力要請

都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画や、「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月男女共同参画推進本部決定)を踏まえた女性職員の登用促進に向けた取組を更に推進するよう要請・情報提供を行う。また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。

第3節 企業,教育・研究機関,その他 各種機関・団体等の取組の支援

政治,経済,社会,文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について,「2020年までに,指導的地位に女性が占める割合が,少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ,広く協力要請を行う。

また,積極的改善措置(ポジティブ・アクション) に自主的に取り組むことを奨励する。

厚生労働省では、管理職就任前後の女性が後輩女性のためのメンターとしての役割を担えるよう、企業内メンター育成のための研修等を実施する。

第4節

調査の実施及び情報・資料の収集、提供

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供,女性リーダーの養成に努める。さらに,国民の行政情報へのアクセスを進め,政策・方針決定過程の透明性を確保する。

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについて」(平成19年2月男女共同参画会議決定)に基づき、社会の各分野における指導的地位に女性が占める割合に関する状況を調査し公表する。

第3章

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第1節

男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

男女共同参画会議は、平成19年6月から監視・影響調査専門調査会において調査審議を進めてきた「高齢者の自立した生活に対する支援」について、20年6月に意見を決定し、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることとしている。本意見決定では、高齢者の自立支援をめぐる現状と課題について、男女の状況の違いや現役時のライフスタイルとの関連を踏まえながら分析し、男女共同参画の効果的な取組の在り方について提言し、各府省に取組の推進を求めていく。

第2節

国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く 根付かせるための広報・啓発活動を積極的に展開す る。

内閣府では、男女共同参画の理念や「社会的性別」 (ジェンダー) の視点の定義に関する正確な理解を 深めるため、分かりやすい広報・啓発活動を進める。

第3節

法律・制度の理解促進及び 相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や,権利の 侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得 られるよう法律・制度の理解の促進を図るととも に,相談体制の充実を図る。

第4節

男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握すること

のできる調査研究,統計情報等の収集・整備・提供 を行う。

総務省では、平成18年に実施した社会生活基本調査の結果を集計し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供する。

雇用等の分野における 男女の均等な機会と待遇の確保

第1節

第4章

雇用の分野における男女の均等 な機会と待遇の確保対策の推進

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に沿った均等取扱いが徹底されるよう指導等を行うとともに、事業主と労働者の間の個別の紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント 対策が徹底されるよう、指導等を行う。

第2節

母性健康管理対策の推進

厚生労働省では、職場において女性が母性を尊重 され、働きながら安心して子どもを産むことができ る環境を整備する。

第3節

女性の能力発揮促進のため の援助

厚生労働省では、女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。特に再就業を希望する子育て女性に対しては、「女性の再チャレンジ支援プラン」を踏まえ、「再チャレンジサポートプログラム」を実施する。平成19年度に引き続き、マザーズハローワーク等において、担当者制による一貫した就職支援を行う。

国, 都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において, 離職者, 在職者, 学卒者等に対する職業訓練を実施している。

また,事業主等が行う教育訓練を支援するため, キャリア形成促進助成金の活用等のほか,公共職業 能力開発施設における在職者に対する訓練の実施, 事業主等に対する同施設の貸与,同施設の職業訓練 指導員の派遣などを行っている。さらに,職業能力 開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

さらに、平成20年度からは、離職者訓練として、 日本版デュアルシステムの対象者に母子家庭の母等 を追加することにより実践的な能力開発を実施す

第4節

多様な就業ニーズを踏まえた 雇用環境の整備

厚生労働省では、改正された短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に基づく適切な指導及び紛争解決の援助等を行うことにより、その履行確保を図るとともに、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主等に対して助成金を支給するなど、パートタイム労働者の待遇改善のための取組を推進する。

労働者派遣制度については、日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成20年厚生労働省告示第36号)等の周知等を図るとともに、登録型派遣の在り方など制度の根幹に関わる問題について研究会を設け、働く人を大切にする視点に立って、検討を進める。

総務省では、テレワークの普及のための実証実験 (多くの企業等にテレワークを試行・体験いただく 機会の提供や、先進的な技術・高度なネットワーク 環境を利用したテレワークシステムの検証及びテレ ワークによる様々な効果の提示・啓発)の実施や、 テレワーク環境整備税制(テレワーク設備導入の際 の税制優遇措置)の実施、全国各地での普及啓発セ ミナーの開催等の取組を推進する。

国土交通省では、職場や自宅以外での就労を可能 にするテレワークセンターの社会実験や大都市の企 業への導入を支援するための施策の検討等を通して、テレワークの普及を一層促進する。

第5節

起業支援等雇用以外の 就業環境の整備

厚生労働省では、起業を希望する女性に対し、メンター紹介サービス事業を引き続き実施するとともに専用サイトにより起業に関する様々な情報を提供する。また、女性と仕事の未来館において、起業支援セミナーや交流会を開催する。

経済産業省では、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性,若者/シニア起業家支援資金)や,無担保,無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行う。

また、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる創業塾を実施し、この中で女性向け創業塾も実施する。

第5章

活力ある農山漁村の実現に向けた 男女共同参画の確立

第1節

あらゆる場における意識と 行動の変革

農林水産省では、農山漁村に暮らす男女のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」記念行事の開催、地域における優良な取組事例の表彰など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

「食育推進基本計画」(平成18年3月食育推進会議決定)に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とし多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する。また、食に関する関心や理解の増進を図るため、農林漁業に関する一連の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組を推進する。

第2節

政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

農林水産省では、地域社会や農林漁業経営への女性の参画を促進するため、市町村等各地域レベルにおいて農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性農業委員や女性認定農業者等の具体的な目標設定を推進するとともに、目標達成に向けた普及啓発を実施する。また、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図る。

第3節

女性の経済的地位の向上と 就業条件・環境の整備

農林水産省では、女性の農林漁業経営への参画の 促進のため、研修や普及啓発等を支援し、女性の認 定農業者の拡大等を図る。さらに、女性の農業経営 と育児等を両立支援し、経営者として成長するため に必要な助言を行う相談員の養成を支援する。 また、女性の経済的地位の向上等に資する農林水 産物の生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活 動の更なる発展に向けて、研修等を充実させる。

第4節

女性が住みやすく 活動しやすい環境づくり

農林水産省では、農山漁村の子育て支援に関する 普及啓発を行うとともに、女性が地域活動等を行う ための施設の整備を支援する。また、女性農林漁業 者グループ間の連携を通した女性の活動の発展を情 報提供や交流会の開催により支援する。

第5節

高齢者が安心して活動し, 暮らせる条件の整備

農林水産省では、高齢者が、その知識及び技能を活かしつつ、地域農業の活性化、担い手支援、集落営農への参画等に取り組めるよう、高齢者に対する普及・啓発や研修、高齢者層の取りまとめ役となる人材の育成等を実施する。また、農村の高齢者対策として、農業協同組合や組合員組織が行う介護や家事援助などの高齢者福祉活動が活発に行われるよう、そのリーダー等の育成等を支援する。

第6章

男女の職業生活と 家庭・地域生活の両立の支援

第1節

仕事と家庭の両立支援と 働き方の見直し

内閣府では、平成19年12月に設置された「仕事と生活の調和推進室」において、仕事と生活の調和の 実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支え る中核的組織として「仕事と生活の調和推進官民 トップ会議」の事務局機能を担い、関係省庁、労使、 地方公共団体など関係機関との連携・調整、政府を 挙げて行う推進キャンペーン等の企画立案、調整、 情報収集・整理、調査研究を行う。

厚生労働省では、育児や家族の介護を行う労働者 が働き続けやすい環境の整備を進めるため、仕事と 育児・介護の両立のための制度の一層の定着促進を 図るとともに、特に取組が遅れている中小事業主に 対して育児休業制度等の周知・普及を行う。

また、事業主が次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」の策定・届出を行うよう中小事業主に重点を置いて取組支援を行うとともに、できるだけ多くの事業主が、次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を実施する。

さらに、小学校低学年の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入した事業主に対する助成制度の創設、男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進などを行うことにより、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を図る。子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク等において、独自求人の確保、保育関連サービスの充実、出張セミナー等を実施するとともに、マザーズハローワーク事業未実施の地域においても同様のサービスができるよう事業拠点を拡充する。

仕事と生活の調和を推進するため, 我が国を代表 する社会的影響力のある企業(モデル企業)を選定 し、モデル企業における仕事と生活の調和実現に向けた取組の状況や成果について周知を行うとともに、都道府県ごとに設置した仕事と生活の調和推進会議の開催を通じた地域ごとの取組を推進すること等により、仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図る。

経済産業省では、中小企業におけるワーク・ライフ・バランスに対応した総合的なマネジメント手法の導入を支援するなど、中小企業に対する仕事と家庭の両立支援策を実施する。

また、平成19年度に引き続き、事業所内託児施設等を設置する中小企業者に対して融資制度や税制措置を講じるなど、従業員の出産・育児と仕事の両立を支援する。

第2節

多様なライフスタイルに 対応した子育で支援策の充実

厚生労働省では、平成18年末に発表された新たな将来人口推計において、更に少子・高齢化が進行するという厳しい結果が示されたことを念頭に置くとともに、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月少子化社会対策会議決定)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月少子化社会対策会議決定)や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)を踏まえ、家庭的保育など地域の実情に応じた多様な保育サービスの充実や生後4か月までの全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の拡充などに取り組んでいく。

文部科学省では、幼児教育振興アクションプログラムに基づき、次代を担う子どもの成長を支えるための環境の整備に努める。

また、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成18年に創設した「認定こども園」制度の普及促進を図るとともに、19年度に創設した「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則として、すべての小

学校区での実施を目指す。

さらに、すべての教育の出発点である家庭教育を 支援するため、身近な地域において子育てサポー ターリーダー等で構成する「家庭教育支援チーム」 を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実 を始めとするきめ細かな家庭教育支援を行うことに より、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成 を促進するとともに、平成18年度から行っている、 早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基 本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるた めの「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、様々な民 間団体と連携して一層推進する。

国土交通省では、引き続き子育てを支援する良質な住宅、居住環境の整備を推進するとともに、高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、子育て世帯等の生活に適した広い賃貸住宅の供給を促進する。

また、子育で世帯の入居を受け入れることとする 民間賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等 を行うあんしん賃貸支援事業を推進するとともに、 地域優良賃貸住宅制度により、子育で世帯等各地域 における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの 良質な賃貸住宅の供給を促進する。

さらに、引き続き耐久・可変性能が特に高い住宅を住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度の対象とし、結婚や子どもの成長に合わせて間取りを変更することのできる住宅の取得を証券化支援ローンの融資金利を引き下げることにより支援する。

また,ひとり親家庭等に対する支援として,厚生 労働省では,母子家庭の母等について,平成15年4 月に施行された改正母子及び寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)に基づき,子育て短期支援事業,日 常生活支援事業等の子育て・生活支援策,母子家庭 自立支援給付金等の就業支援策,養育費相談支援セ ンターの設置等の養育費の確保策,児童扶養手当の 支給,母子寡婦福祉貸付金の拡充等の経済的支援策 といった自立支援策を引き続き総合的に展開するこ ととしている。 さらに、平成20年度からは、母子家庭等就業・自立支援センター事業について、指定都市、中核市を除く市等においても同様の事業が実施できるようにするとともに、母子自立支援プログラム策定事業において、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母の就業意欲を醸成するため、就職準備支援コースを創設する等、母子家庭の母の就業支援策等の充実を図ることとしている。

国民生活センターでは,消費生活や消費者問題に 関する専門性を有した講師を,子育て中の保護者等 の要望に応じた場所に派遣し,消費生活や消費者問 題に関する情報提供や相談機関の周知を行う。

第3節

家庭生活,地域社会への男女の共同参画の促進

個々の労働者の家庭・地域生活などに配慮した労働時間等の設定を図るとともに,特にこれまで家庭や地域生活への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図る。

また,各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画 できる方策の充実を図る。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に 関する出前講座の開催やメールマガジンの発行により、悪質商法や製品事故等に関する情報を消費者に 迅速に届け、被害の未然防止に努める。

また、学校や社会教育施設における消費者教育が 推進されるよう、内閣府及び文部科学省は連携して 施策を講ずる。

第7章

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

第1節

高齢者の 社会参画に対する支援

文部科学省では、女性を含む高齢者や団塊世代が、これまで職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校や地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」制度をモデル事業として実施し、その成果を評価・検証する。

経済産業省では、大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、その有する技術・ノウハウ等を地域や中小企業に活かすなど、その活躍の舞台を変えることにより、新現役にもやりがい・生きがいを見いだしてもらいつつ、中小企業支援を行う。

国民生活センターでは,消費者問題の専門家を全 国各地に派遣し,高齢者等に対し公民館や学校等の 施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説 明する出前講座を開催することにより,消費生活や 消費者問題に関する学習機会の提供を図る。

第2節

高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法(平成9年法律第123号)の着実な実施を図る。

第3節

高齢期の所得保障

厚生労働省では、高齢者が安心した生活を送ることができるよう、公的年金について世代間の給付と 負担の公平の観点等も踏まえつつ、将来にわたって 確実な給付を行い、制度の維持・安定に努める。

また、平成16年に成立した国民年金法等の一部を

改正する法律(平成16年法律第104号)においては、 多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点から、第3号被保険者期間の厚生年金の分割(平成20年4月施行)等の改正を行ったところであり、引き続きこれらが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。さらに、企業年金制度についても制度の一層の安定化と充実に努める。

第4節

障害者の 自立した生活の支援

政府は、障害者の自立を支援し、地域で安心した 生活を送ることができるよう、障害者の雇用の促進 等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害 者自立支援法(平成17年法律第123号)の円滑な施 行を図る。

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)及び新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月障害者施策推進本部決定)に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。また、平成19年9月に署名を行った「障害者の権利に関する条約」について、可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図る。

第5節

高齢者及び障害者の自立を 容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー化推進要綱」(平成16年6月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)に基づき、高齢者、障害者を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策の推進に努める。

また、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と 根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発 活動を一層推進する。

内閣府では、女性に対する暴力について的確な施 策を実施し、社会の問題意識を高めるため、被害等 の実態を把握することを目的とした調査を実施する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとと もに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の 推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備 を進める。

さらに、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の 様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況につい ての実態把握等により的確な施策の実施に資する。

第2節

配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護等の推進

厚生労働省では、平成20年度においては、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人相談所における被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実を図る。

地方公共団体における配偶者からの暴力に係る施 策に関する官民連携等の先進的な事例について情報 を共有するため、官民連携会議を開催するなどして 施策の一層の推進を図る。

第3節

性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当

たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害 者の精神的負担の軽減に努める。

第4節

売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を 行い、取締りを強化するとともに売買春の被害から の女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第5節

人身取引への対策の推進

人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、 刑罰法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の一 層の充実に向けて、総合的・包括的な対策を推進す る。また、広く国民に対し、人身取引の問題に関す る意識啓発を行う。

第6節

セクシュアル・ハラスメント 防止対策の推進

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、引き続き男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を行う。また、雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、必要な対策を採る。

第7節

ストーカー行為等への 対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)を適切に運用し、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、併せて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動を推進する。

第9章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた 女性の健康の保持増進

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育,相談体制を確立するとともに,女性の思春期,妊娠・出産期,更年期,高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することなどにより,生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

厚生労働省では、平成19年4月に取りまとめられた「新健康フロンティア戦略」を踏まえ、各種施策を引き続き実施していく。

また、平成19年4月に公表した「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、代表目標項目や新規目標項目を設定するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図る。

さらに、平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」(新健康フロンティア戦略賢人会議)において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ国民運動として展開することとされたことを受け、同年より開催している「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康課題についての検討を引き続き行う。

第2節

妊娠・出産等に関する 健康支援

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援を行う。

また、平成20年4月に策定された「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月男女共同参画推進本部決定)においても、医師を重点分野として取り上げ、医療専門職に対する支援を行うこととしている。特に、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにしており、安全・安心なお産ができるよ

うな体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

第3節

健康をおびやかす 問題についての対策の推進

HIV/エイズ,性感染症について,正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。

また、本人の健康をむしばむのみならず、社会の 基盤を揺るがしかねない行為である薬物乱用問題に ついても、対策を強化する。

第10章 メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進 のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害してい る現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を 尊重した表現を行うようその取組を促すとともに, 性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接 することを望まない者から隔離することを含め、メ ディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策に ついて検討する。また、メディア・リテラシー(メ ディアの情報を主体的に読み解き, 自ら発信する能 力)の向上のための支援を積極的に行う。

文部科学省では、平成19年度に引き続き、メディ ア対応能力等を育成するための機会の提供を行うと ともに、全国レベル、地域レベルにおいてメディア を安全・安心に利用するための推進体制を整備し, 青少年を取り巻く有害環境対策の推進を図る。

総務省では、業界団体が策定した、わいせつな画 像等違法な情報への対応に関するガイドライン等の 運用を必要に応じ適切に支援していく。

また,政府では,関係業界や関係機関と連携して, フィルタリングの普及促進活動を推進していく。

さらに、平成18年度に開発した、情報通信分野に おける総合的なメディア・リテラシーの育成に資す る教材(「ICTメディアリテラシー育成プログラム」) について、必要な見直しを行うとともに普及を図る ことにより、メディア・リテラシーの向上を支援し ていく。

第2節

国の行政機関の作成する広報・出版物等に おける性差別につながらない表現の促進

内閣府では、平成14年度に策定した「男女共同参 画の視点からの公的広報の手引」について広く周知 し,国の行政機関が作成する広報・出版物等におい て, 男女の多様なイメージが積極的に取り上げられ るよう推進するとともに、地方公共団体等において も同様の取組がなされるよう奨励する。

第11章

男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節

男女平等を推進する教育・ 学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識をは ぐくみ、男女平等の理念を推進する教育・学習の一 層の充実を図る。

また,「食育推進基本計画」を踏まえ, 学校における食育を推進する。

さらに,これらの教育に携わる者が男女共同参画 の理念を理解するよう,意識啓発等に努める。

第2節

多様な選択を可能にする 教育・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会の あらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様 な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価さ れる、生涯学習社会の形成を促進するための施策を 講じる。

このため、文部科学省では、平成19年度に引き続き、地域社会や企業等のニーズを反映した学習機会を提供する取組において、新たなチャレンジをしようとする女性に対し、身近な場所での再チャレンジ支援講座等を実施する。また、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校が、新たなチャレンジを目指す社会人等のニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施することを支援し、学び直しの機会の充実を図るとともに、履修証明を与える取組の更なる普及を図る。

放送大学においても、様々な分野に関して一定の 科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の 履修証明を与える科目群履修認証制度「放送大学エ キスパート」を奨励しており、そのプランを更に充 実させることにより、一層の普及を図る。

また,地域コミュニティの拠点としての学校施設, クラブハウス,屋外運動場照明,屋内水泳プール, 屋外水泳プール, 武道場など, 学校開放諸施設の整備を行う。

さらに、青少年が自立した人間として成長することを支援し、青少年の行動の原動力である意欲、自立心、思いやりの心など豊かな人間性や、職業的自立の礎となる社会性をはぐくむため、農山漁村での宿泊体験活動を始めとした様々な体験活動の充実を図るとともに、複数の関係省庁と連携し、地域において関係機関・団体等が協働して多様かつ継続的な体験活動プログラムを開発する取組を推進する。

学校においては、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、 思いやりの心、規範意識など豊かな人間性や社会性 をはぐくむため、農山漁村での宿泊体験活動を始め とした体験活動を充実する。

加えて、児童生徒が個々の能力・適性等に応じて 主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けるこ とができるよう指導・助言を行う進路指導の充実を 図るため、児童生徒が望ましい勤労観・職業観をは ぐくむキャリア教育の推進に努める。

第12章

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際規範・基準の 国内への取り入れ・浸透

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や「国連婦人の地位委員会」等の国際会議における議論等,女性の地位の向上のための国際的な規範や基準,取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努める。

第2節 地球社会の「平等・開発・ 平和」への貢献

開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助 (ODA) 大綱」及び「政府開発援助 (ODA) に関する中期政策」の下、「ジェンダーと開発 (GAD: Gender and Development) イニシアティブ」を通じ、ODA全般にわたって、ニーズ把握から政策立案、案件形成、実施・モニタリング・評価の一連のプロセスを通じて、「ジェンダー主流化」を図り、開発途上国のオーナーシップを尊重したジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた取組の支援を強化する。また、国内外の国際機関や研究機関、NGOと連携し、公平で効果的なODAとジェンダー主流化及び女性のエンパワーメント支援に取り組む。

具体的には、ジェンダーに関する研修の充実や事例集(ジェンダー主流化手引)の作成及び広報等を通じて、ODAに関わる職員の理解促進と能力向上及び情報共有に努める。

また、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力、紛争終結地域等における平和の維持及び構築並びに復興支援への女性の積極的な参加の促進や国際交流の推進等を進める。

保健分野においては、「保健と開発に関するイニ

シアティブ」の下で引き続きジェンダー平等に配慮した取組への支援を行っていく。同時に、現在、乳幼児死亡率削減、妊産婦の健康改善というミレニアム開発目標(目標4及び目標5)の進捗の遅れが指摘されており、我が国としては、妊産婦の医療ケアへのアクセス向上を含む母子保健対策の強化を引き続き行っていく。

第13章

新たな取組を必要とする分野における 男女共同参画の推進

第1節

科学技術

総合科学技術会議では、「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月閣議決定)や「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(平成18年12月総合科学技術会議決定・関係府省に意見具申)に掲げた施策の実施状況について、関係府省の協力の下、フォローアップ等の結果について取りまとめを行う。

文部科学省では、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業において研究奨励金を支給する枠を拡充する。さらに、研究と出産・育児等との両立に関する優れた取組を行う機関を支援する科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムを拡充する。

独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究 推進事業においては、研究者が出産・育児・介護な どを行う際に、研究キャリアを中断することなく継 続できるよう、支援を実施する。

また、女子の科学技術分野への興味・関心を喚起するため、女子中高生に対し、女性研究者との交流機会の提供や実験教室、出前授業等を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施する。

第2節

防災(災害復興を含む)

平成17年7月に中央防災会議が「防災基本計画」を修正した際に規定された男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図る。また、20年2月に上記の基本計画が修正され、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨の内容

が明記されており、その点も考慮した取組を行う。

第3節

地域おこし、まちづくり、 観光

地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結び つかない女性が多い現状を改善し、同分野における 女性の活躍を促進する。

内閣府では、地域おこし等に興味がある女性を実際に活躍している女性(アドバイザー)にマッチングし、小規模な経験交流会を全国各地で開催した後、その成果を広く普及する。また、地域おこし等における女性の活躍する事例を調査する。

第4節

環境

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や 経験がより広く活かされるよう、女性の地位向上に 係る施策などとあいまって、環境の分野において男 女共同参画を進める。

このため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進や市民活動の支援、自然と触れ合う機会の提供等を行う。

平成20年度男女共同参画推進関係予算額の概要 (男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項)

(単位: 千円)

					(単位:千円)
主要事項	所 管	平成 19 年度	平成 20 年度	比 較	特別会計
土安争以	b) .E.	予 算 額	予 算 額	増 減 額	の名称
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		47,887	190,630	142,743	
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	防衛省	1.241	150,727	149,486	
	人事院	6,676	6,112	△ 564	
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請	内閣府	15,990	8,403	△ 7,587	
(3) 企業,教育・研究機関,その他各種機関・団体等の取組	1 3 1 1 1 1 1 3	10,000	0,400	- 1,501	
の支援					
	do BB dz	00.000	05.000	1 400	
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集,提供	内閣府	23,980	25,388	1,408	
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、		100,443	96,955	△ 3,488	
意識の改革		(152,131)	(216,615)	(64,484)	
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	内閣府	10,338	10,491	153	
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	内閣府	57,755	54,894	△ 2,861	
	厚生労働省	2,774	2,182	\triangle 592	労働保険
		(152,131)	(216,615)	(64,484)	
(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実	総務省	3,130	3,130	0	
	法務省	4,810	4,810	0	
(4) 男女共同参画にかかわる調査研究,情報の収集・整備・	内閣府	21,636	21,448	△ 188	
提供		,,,,,	, -		
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		3,337,018	3,749,907	412.889	
- /m/n g · / /y g · - · · · · / · · / / / · · · · g · g · 版 A C I y · G / / · · · · · · · · · · · · · · · ·		(23,568,559)	(16,981,481)	(\$\triangle 6,587,078)	
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策	総務省	2,246	(10,961,461)	$\triangle 0,387,078)$ $\triangle 2,246$	
		·	-		
の推進	厚生労働省	54,932	53,790	△ 1,142	公倒 10 17人
(a) Et bi bis sele foto etti i i foto a 10, 10		(373,572)	(345,517)	(\$\triangle 28,055)	労働保険
(2) 母性健康管理対策の推進	厚生労働省	(97,874)	(84,746)	(△ 13,128)	労働保険
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	内閣府	60,087	56,892	△ 3,195	
	厚生労働省	1,200,564	1,846,024	645,460	
		(19,842,906)	(13,728,405)	(△ 6,114,501)	労働保険
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	総務省	300,001	299,484	△ 517	
	厚生労働省	47,521	61,639	14,118	
		(2,916,462)	(2,665,581)	(△ 250,881)	労働保険
	国土交通省	35,388	70,022	34,634	
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備	厚生労働省	21,298	35,517	14,219	
(0) 尼木又及寸在川及/下9/机木水光9/至加	子工刀闕百	(337,745)	(157,232)	(\$\triangle 180,513)	労働保険
	奴汝立娄少			△ 288,442	刀脚床灰
4 パムナフ曲小海社の専用は台は大田ム共日を売の放と	経済産業省	1,614,981	1,326,539		
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	mt 11. 1. 국건 Ala	4,283,724	3,224,982	△ 1,058,742	
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	農林水産省	3,856,068	2,822,967	△ 1,033,101	
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農林水産省	140,567	126,510	△ 14,057	
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産省	279,921	269,971	△ 9,950	
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり					
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	農林水産省	7,168	5,534	△ 1,634	
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		655,667,168	682,635,966	26,968,798	
		(687,313,018)	(663,913,848)	$(\triangle 23,399,170)$	
(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	内閣府	35,668	76,216	40,548	
	厚生労働省	1,407,868	2,632,006	1,224,138	
		(157,388,608)	(170,341,176)	(12,952,568)	労働保険
	経済産業省	47,490	,1,1 0/	△ 47,490	
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	文部科学省	31,568,154	33,094,685	1,526,531	
(で) タボなノコノハノコルに対応した1月(又汲来り几天	厚生労働省	622.495.315	646.831.580	24,336,265	
	字生力関目	. , ,	(493.566.413)		在公室
	₩ ₩ ₩ ₩ ₩	(529,917,589)	, ,	(\$\triangle 36,351,176)	年金等
	経済産業省	112,047	0	△ 112,047	
(3) 家庭生活, 地域社会への男女の共同参画の促進	厚生労働省	626	1,477	851	W 181 112 114
	1	(6,821)	(6,259)	(△ 562)	労働保険
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備		2,517,957,329	2,537,764,228	19,806,899	
		(458,795,558)	(449,629,124)	(\$\triangle 9,166,434)	
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	文部科学省	35,327	40,206	4,879	
	厚生労働省	13,998,253	13,853,018	△ 145,235	
		(40,509,474)	(31,584,765)	(\$\triangle 8,924,709)	労働保険
(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	厚生労働省	2,056,084,987	2,028,854,331	$\triangle 27,230,656$	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(6,741,084)	(5,987,359)	$(\triangle 753,725)$	労働保険等
(3) 高齢期の所得保障		(0,741,004)	(0,301,003)	(- 100,120)	刀网外医寸
		447 979 770	404 470 965	47 005 000	
(4) 障害者の自立した生活の支援	厚生労働省	447,273,756	494,479,365	47,205,609	
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	総務省	417,006	404,308	△ 12,698	
	経済産業省	148,000	133,000	△ 15,000	
	国土交通省	(411,545,000)	(412,057,000)	(512,000)	道路・治水

資

料

(単位:千円)

						(単位・十円)
主要	車 項	所管	平成 19 年度	平成 20 年度	比 較	特別会計
		/// =	予算額	予算額	増 減 額	の名称
7 女性に対するあらゆる暴力	の根絶		4,859,467	4,909,299	49,832	
(1) 女性に対する暴力の予防	と根絶のための基盤づくり	内閣府	45,529	43,135	△ 2,394	
		警察庁	11,603	11,552	△ 51	
		法務省	1,743	0	△ 1,743	
		厚生労働省	2,306,635	2,328,744	22,109	
(2) 配偶者等からの暴力の防	止及び被害者の保護等の推進	内閣府	18,936	36,123	17,187	
(=) 10 -4 1 0 0 0 0 0 0	E/O KI I O KK (O KE	警察庁	891	10,744	9,853	
		厚生労働省	2,121,417	2,174,251	52,834	
(3) 性犯罪への対策の推進		警察庁	127,571	125,067		
(3) 性犯罪。(0)对束仍推進					△ 2,504	
(.) + m + - 11 th - 10 V		法務省	112,148	138,729	26,581	
(4) 売買春への対策の推進		警察庁	3,912	3,912	0	
		法務省	98,413	25,365	△ 73,048	
(5) 人身取引への対策の推進						
(6) セクシュアル・ハラスメ		人事院	2,280	3,288	1,008	
(7) ストーカー行為等への対象	策の推進	警察庁	8,389	8,389	0	
8 生涯を通じた女性の健康支	援		21,170,173	23,797,537	2,627,364	
			(22,046,649)	(22,588,665)	(542,016)	
			《576,212》	《311,719》	《△ 264,493》	
(1) 生涯を通じた女性の健康	の保持増進	文部科学省	737,837	896,733	158.896	
, and the state of	,	厚生労働省	915,723	1,979,262	1,063,539	
		子工刀勝目	(7,728,806)	(7,616,003)	(\$\triangle 112,803)	国立高度専門
			(1,120,000)	(7,010,003)	(\to 112,003)	
			/FEC 010\	/011710	/ A 004 400\\	医療センター等
	4.1.10	I track we do	《576,212》	《311,719》	《△ 264,493》	
(2) 妊娠・出産等に関する健	隶支援	文部科学省	176,042	121,686	△ 54,356	
		厚生労働省	9,086,136	10,961,296	1,875,160	
			(13,871,734)	14,560,213)	(688,479)	年金等
(3) 健康をおびやかす問題に	ついての対策の推進	文部科学省	65,210	20,636	△ 44,574	
		厚生労働省	10,189,225	9,817,924	△ 371,301	
			(446,109)	(412,449)	(△ 33,660)	国立高度専門
						医療センター等
9 メディアにおける男女共同	参画の推進		226,587	242,783	16,196	,
	現の推進のためのメディアの取	警察庁	96,409	121,284	24,875	
組の支援等	死・力能進・クルス・クラック・クート ・クス		43,823			
祖の又接守		総務省		31,499	△ 12,324	
(-) [7] - /2 7 [W-12] - // . [5]) w		文部科学省	86,355	90,000	3,645	
	広報・出版物等における性差別					
につながらない表現の促						
10 男女共同参画を推進し多権	様な選択を可能にする教育・学		149,422,204	156,154,105	6,731,901	
習の充実			(947,802)	(741,800)	(△ 206,002)	
(1) 男女平等を推進する教育	・学習	文部科学省	122,794,766	131,260,762	8,465,996	
(2) 多様な選択を可能にする	教育・学習機会の充実	文部科学省	26,520,566	24,806,753	△ 1,713,813	
		厚生労働省	106,872	86,590	△ 20,282	
			(947,802)	(741,800)	(△ 206,002)	労働保険
11 地球社会の「平等・開発・	平和」への貢献		389,451	370,270	△ 19,181	
(1) 国際規範・基準の国内へ		内閣府	21,258	19,090	△ 2,168	
(2) 地球社会の「平等・開発		内閣府	11,813	14,078	2,265	
(2) 22 (12) 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7年10年10月10日	外務省	335,880	317.052	△ 18,828	
10 年上上時間上 8世上上 8年	取)23)127日上上日台エスサル	農林水産省	20,500	20,050	△ 450	
12 新たな取組を必要とする分	野における男女共同参画の推進	I toward we also	1,711,426	2,411,597	700,171	
(1) 科学技術		文部科学省	1,097,077	1,808,480	711,403	
(2) 防災 (災害復興を含む)	ton to					
(3) 地域おこし, まちづくり,	観光	内閣府	23,735	12,522	△ 11,213	
(4) 環境		環境省	590,614	590,595	△ 19	
	合 計		4,552,572,806	4,569,931,511	17,358,705	
d. ⇒L	一般会計		3,359,172,877	3,415,548,259	56,375,382	
小 計	特別会計		(1,192,823,717)	(1,154,071,533)	(\$\triangle 38,752,184)	
	財政投融資		《576,212》	《311,719》	《△ 264,493》	
			95,013	85,128	△ 9,885	
13 計画の推進		内閣府	84,111	74,226	△ 9,885	
10 自岡小地區						
	Δ ⇒L	法務省	10,902	10,902	17 249 990	
	合 計		4,552,667,819	4,570,016,639	17,348,820	
総 合 計	一般会計		3,359,267,890	3,415,633,387	56,365,497	
	特別会計		(1,192,823,717)	(1,154,071,533)	(△ 38,752,184)	
	財政投融資		《576,212》	《311,719》	《△ 264,493》	
(備老) 1. 主要事項の1から	1974 「田女井同会画其本計画	(答りを) (五	5 出 17 年 19 日 97 日	閉議法学〉の第93	切「佐筌の甘木的士	向し日休的松

- (備考) 1. 主要事項の1から12は、「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)の第2部「施策の基本的方向と具体的施策」の各重点分野に、主要事項の13は、同計画の第3部「計画の推進」に、それぞれ対応している。
 2. 男女共同参画推進関係予算には、上記の表に記載された「男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項」の他、「それ以外の事項」として「国民年金及び厚生年金保険(国庫負担)」及び「特定障害者に対する特別障害給付金」(共に「6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」に該当)がある。
 3. 一般会計は括弧なし、特別会計は()、財政投融資は《 》で記載。
 4. 施策・事業の予算額のうち男女共同参画推進関係の金額が特掲できないものについては計上していない。
 5. 四捨五入により計が一致しないところがある。

資料 平成18年度男女共同参画推進関係予算額の使用実績

	74647	\\ 464T -	V 71++ />
主要事項	予算額 A	決算額 B	差引額(A — B)
and this is a big of the second of the secon	(千円)	(千円)	(千円)
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	168,726	159,345	9,381
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	151,566	151,096	470
(2) 地方公共団体等における取組の支援,協力要請	3,187	1,050	2,137
(3) 企業,教育・研究機関,その他各種機関・団体等の取組の支援			
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集,提供	13,973	7,199	6,774
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	232,271	205,617	26,654
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	7,250	1,260	5,990
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	191,094	175,792	15,302
(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実	11,027	11,027	0
(4) 男女共同参画にかかわる調査研究,情報の収集・整備・提供	22,900	17,538	5,362
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	41,002,358	23,918,138	17,084,220
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	529,184	529,184	0
(2) 母性健康管理対策の推進	49,275	41,625	7,650
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	34,151,208	18,774,242	15,376,966
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	4,109,592	3,246,462	863,130
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備	2,163,099	1,326,625	836,474
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	3,872,871	3,812,729	60,142
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	3,755,798	3,695,656	60,142
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	109,824	109,824	00,142
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	109,824	109,824	Ü
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	5040	5.040	0
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	7,249	7,249	0
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1,306,624,598	1,211,289,078	95,335,520
(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	129,476,403	102,747,569	26,728,834
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1,161,921,839	1,094,256,707	67,665,132
(3) 家庭生活, 地域社会への男女の共同参画の促進	15,226,356	14,284,802	941,554
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	2,492,107,093	2,399,240,649	92,866,444
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	67,431,315	67,156,208	275,107
(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	2,011,165,617	1,950,447,804	60,717,813
(3) 高齢期の所得保障			
(4) 障害者の自立した生活の支援	413,046,821	381,174,125	31,872,696
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	463,340	462,512	828
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	220,648	203,509	17,139
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	40,936	26,534	14,402
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	17,199	15,062	2,137
(3) 性犯罪への対策の推進	109,813	109,813	0
(4) 売買春への対策の推進	50,272	49,673	599
(5) 人身取引への対策の推進	·		
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	2,038	2,038	0
(7) ストーカー行為等への対策の推進	390	389	1
8 生涯を通じた女性の健康支援	43,106,582	38,705,399	4,401,183
(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進	12,539,340	10.057.990	2,481,350
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	21,041,650	19,188,500	1,853,150
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	9,525,592	9,458,909	66,683
9 メディアにおける男女共同参画の推進	148,797	138,520	10,277
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	148,797	138,520	10,277
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない	140,797	130,320	10,277
表現の促進 表現の促進			
	146 600 976	144 557 447	9.059.490
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	146,609,876	144,557,447	2,052,429
	112,020,729	111,801,051	219,678
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	34,589,147	32,756,396	1,832,751
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	438,229	438,229	0
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	28,775	28,775	0
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	409,454	409,454	0
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	981,528	965,417	16,111
(1) 科学技術	427,649	427,649	0
(2) 防災 (災害復興を含む)			
(3) 地域おこし, まちづくり, 観光	23,220	23,220	0
(4) 環境	530,659	514,548	16,111
13 計画の推進	137,241	97,625	39,616
合 計	4,035,650,818	3,823,731,702	211,919,116
(歴史) 1 予冊再番の1入と1024 「田春井日夕丽井孝弘丽(然りか)」(安代	17 年 10 日 07 日 明達油	ウ の祭り切「佐祭のま	********

⁽備考) 1. 主要事項の1から12は、「男女共同参画基本計画 (第2次)」(平成17年12月27日閣議決定)の第2部「施策の基本的方向と具体的施策」の各重点分野に、主要事項の13は、同計画の第3部「計画の推進」に、それぞれ対応している。
2. 予算額については、決算額の算出が困難な事業等を除いた額としている。

資料

男女共同参画基本計画 (第2次) 第2部における数値目標のフォローアップ

	目標	直近值	調査時点	出典
	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
	・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占	_		
	める割合が、少なくとも <u>30%程度</u> になるよう期待する。そのため、政府は、			
	民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野におい			
	てそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを			
L	奨励する。			
	・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目	25.1%	平成19年度	総務省・人事院「女
	安として、国家公務員 I 種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)			性国家公務員の採用・
	については <u>30%程度</u> (平成 17 年度 21.5%), その他の試験については,			登用の拡大状況等の
	I 種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に			フォローアップの実
	係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。			施結果」
	・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとと	1.1%	平成 18 年度	人事院「一般職の国
	もに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業に			家公務員の育児休業
	ついては、育児休業取得率の社会全体での目標値(男性10%)等を踏ま			等実態調査」
	え、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。(平成16年度			
	0.9%)			
	・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任	0.7%	平成 18 年度	総務省「平成18年
1 1	期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の			度地方公共団体の勤
	育児休業, 育児のための部分休業, 介護休暇 (時間単位のものも含む。)			務条件等に関する調
	等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての			查結果」
	職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業に			
1 1	ついては、育児休業取得率の社会全体での目標値(男性10%)等を踏まえ、			
1 1	育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。(平			
	成15年度0.5%)			I bast was Ewill b
(3)	・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合	10.1%	平成19年度	文部科学省「学校基
	を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人におけ			本調査」
	る女性教員の割合向上などの取組を要請する。(平成10年度6.6%)			
	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	70.00/	亚比 10 左	古朋皮「田石井日糸
	・「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに <u>100%</u> にす	79.6%	平成 19 年	内閣府「男女共同参
	る。(平成 16 年 52.5%)			画社会に関する世論 調査
9				神红
	・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成 21 年度までに 40	20.7%	平成 18 年度	厚生労働省「女性雇
	%にする。(平成 15 年度 29.5%)	20.770	1 10 +12	用管理基本調査」
	・就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。(平	10.4%	平成 17 年	国土交通省「平成
	成14年6.1%)		(平成17年12月~	17年度テレワーク
			18年1月)	実態調査」
5.	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		1 = 7 7 7	y (101) (111)
	・概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%,女性80%にするこ	0.50%(男性)	平成17年度	厚生労働省「女性雇
	とを目指し、育児休業取得率の向上を図る。(平成16年度男性0.56%, 女	72.3%(女性)		用管理基本調査」
	性 70.6%)			
	・概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置	16.3%	平成17年度	厚生労働省「女性雇
	の普及率を25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。(平成16年			用管理基本調査」
	度 10.5%)			
	・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成 21 年度までに 1割以	10.3%	平成 19 年	総務省「労働力調査」
	上減少させる。(週労働時間60時間以上の雇用者の割合 平成16年12.2%)			
	・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成 21 年度ま	46.6%	平成 18 年度	厚生労働省「就労条
	でに少なくとも <u>55%</u> 以上にする。(平成 16 年度 46.6%)			件総合調査」
	・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計	310 企業	平成19年度	厚生労働省資料
L	で <u>700 企業</u> にする。(平成 17 年度までの累計 270 企業)			
	・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績	1.8%	平成 19年 12月末	厚生労働省資料
L	がある企業)の割合を平成21年度までに計画策定企業の <u>20%</u> 以上にする。			
	・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合	98.3%	平成19年度末	厚生労働省資料
	を平成21年度までに100%にする。			
	・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、	211 万人	平成 18 年度	厚生労働省資料
1 1	平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21			
	年度に 215 万人の受入れ児童数の拡大を図る。(平成 16 年度 203 万人)		D	The state of the state of
1	・延長保育を推進し、平成21年度までに <u>16,200か所</u> の保育所での実施を	14,431 か所	平成 18 年度	厚生労働省資料
	図る。(平成 16 年度 12,783 か所)			

	目標	直近值	調査時点	出典
	・休日保育を推進し、平成 21 年度までに 2,200 か所 の保育所での実施を図る。(平成 16 年度 666 か所)	798 か所	平成 18 年度	厚生労働省資料
	・夜間保育を推進し、平成 21 年度までに <u>140 か所</u> での実施を図る。(平成 16 年度 66 か所)	69 か所	平成 18 年度	厚生労働省資料
	・放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。(平成16年度15,134か所) → 放課後児童クラブについて,「放課後子どもプラン」に基づき,平成21年度までに,原則として,すべての小学校区での実施を目指す。(平成	16,685 か所	平成 19 年度	厚生労働省資料
	17年5月15,184か所)※平成18年5月目標を改定			
	・子育て中の親子が相談,交流,情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し,平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度154か所)	903 か所	平成 19 年度	厚生労働省資料
	・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、 地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業 を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度 2.783か所)	3,436 か所	平成 18 年度	厚生労働省資料
	・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)	540 か所	平成 19 年度	厚生労働省資料
	・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か	584 か所 (ショートステイ) 301 か所	平成 19 年度	厚生労働省資料
	<u>所</u> での実施を図る。(平成 16 年度それぞれ 364 か所, 134 か所) ・母子家庭等就業・自立支援センターを平成 21 年度までに全都道府県・	(トワイライトステイ) 99 か所	平成 19 年度	厚生労働省資料
	<u>指定都市・中核市</u> に設置する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成 21 年度までに <u>全都道府県・</u>	710 か所	平成 19 年度	厚生労働省資料
	市等で実施する。 ・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成 21 年度までに 1,300 人にする。(平成 16 年度 359 人)	2,543 人	平成 19 年 12 月	厚生労働省資料
7.	女性に対するあらゆる暴力の根絶			
(1)	・夫婦間における「 <u>平手で打つ</u> 」(平成15年73.7%)「 <u>なぐるふりをして、 おどす</u> 」(平成15年55.5%) の各行為について、暴力と認識する人の割合 を 100%に近づけることを目指す。	56.9% (平手で打つ) 49.0% (なぐるふりをして, おどす)	平成 18 年	内閣府「男女間にお ける暴力に関する調 査」
8.	生涯を通じた女性の健康支援	44-2//		
(1)		44.4%	平成 18 年	文部科学省資料
(2)	・妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。(平成12年84.4%)	91.4%	平成 17 年度	厚生労働省資料
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「妊娠 11 週以下での妊娠の届け出率を平成 22 年までに 100%にする。(平成 8年 62.6%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	68.6%	平成 17 年度	厚生労働省「平成 17年地域保健事業 報告」
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成 22 年までに100%にする。(平成 12 年度 6.3%)」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	19.8%	平成 17 年度	厚生労働省資料
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成 22 年までに 100%にする。(平成 13 年度 24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	40.5% (不妊カウンセラー) 35.3% (不妊コーディネーター)	平成 16 年度	厚生労働省資料
	・不妊専門相談センターを平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中 核市で整備する。(平成 16 年度 95 か所中 51 か所)	56 都道府県市	平成 18 年度	厚生労働省資料
	・特定不妊治療費助成事業を平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・ 中核市で実施する。(平成 16 年度 95 か所中 87 か所)	99 都道府県市	平成 19年 11月	厚生労働省資料
	・周産期医療ネットワークを <u>全都道府県</u> で整備する。(平成 16 年度 28 都 道府県)	43 都道府県	平成20年3月末	厚生労働省資料
		•		•

	目標	直近值	調査時点	出 典
(3)	・HIV/エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につ	現中学2・3年生,現	平成 18 年度	文部科学省資料
	けることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中	高校2・3年生に啓発		
	<u>学生・高校生に配布</u> する。	教材を配布済		
	・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることが	現中学2・3年生,現	平成 18 年度	文部科学省資料
	できるように、啓発教材を作成し、平成22年までに <u>全ての中学生・高校</u>	高校2・3年生に啓発		
	<u>生に配布</u> する。	教材を配布済		
	・母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」に掲げられた「 <u>妊娠</u>	7.3%, 7.9%, 8.3%	平成 17 年度	厚生労働省資料
	<u>中の喫煙・飲酒</u> を平成 22 年までに <u>なくす</u> 。(平成 12 年喫煙率 10.0%, 飲	(喫煙率: それぞれ, 3,		
	酒率18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	4か月,1歳6か月,		
		3歳児健診時の調査		
		結果)		
		14.9%, 16.6%, 16.7%		
		(飲酒率: それぞれ, 3,		
		4か月,1歳6か月,		
		3歳児健診時の調査		
		結果)		
	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	T		ı
(2)	・2000年のミレニアム国連総会で合意された,2015年までに <u>すべての教</u>	_		
	<u>育レベルにおける男女格差を解消</u> することを達成目標としている「ミレニ			
	アム開発目標」の実現に努める。			
_	新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進			
(1)	・女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調	_		
	査会の報告に示された目標値(各研究組織毎に,当該分野の博士課程(後			
	期) における女性割合等を踏まえつつ, <u>自然科学系全体として 25% (理</u>			
	学系 20%, 工学系 15%, 農学系 30%, 保健系 30%) を目安とし, 各研			
	究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達			
	成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関は、いたる理解が関係を対している。			
(0)	関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	10T1	Ti-bao be	가/ 또도 나 성도 네네
(2)	・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に	1.6 万人	平成 19 年	消防庁資料
	<u>10 万人</u> 以上にする。(平成 16 年 1.3 万人)			

索引用語

A~Z 1~9

AIDS 107, 108

DV (配偶者等からの暴力) 105

GAD (ジェンダーと開発) 165, 167, 192

GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数) 57, 64, 66, 67, 68

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) 106, 107, 108, 157, 158, 189, 199

M字カーブ 69,86

NGO 31, 120, 122, 153, 154, 166, 167, 177, 192

NPO 3, 8, 9, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 42, 43, 44, 54,

84, 85, 120, 122, 123, 139, 142, 171, 177

2020年30% 120, 126, 179

あ

新しい少子化対策について 184

エンパワーメント 18, 26, 57, 64, 67, 68, 163, 165, 166, 169, 192

育児 38, 39, 82, 83, 84, 86, 88, 90, 91, 92, 110, 114, 115, 124, 125, 128, 131, 136, 137, 139, 140, 145, 163, 170, 178, 180, 183, 184, 193, 197, 198

育児休業 86, 90, 91, 92, 124, 136, 145, 170, 184, 197

一般事業主行動計画 137, 138, 184, 197 影響調査 119, 121, 125, 127, 130, 161, 180

か

介護 3, 8, 9, 14, 20, 50, 83, 84, 88, 90, 114, 115, 124, 128, 131, 135, 136, 137, 139, 144, 145, 178,

180, 183, 184, 186, 193, 194, 196, 197

科学技術基本計画 170, 193

閣僚 92, 121, 123, 136, 146, 168, 186

家事 8, 9, 48, 83, 84, 88, 92, 128, 135, 140, 180, 183

家内労働 133

間接差別 129

管理職 57, 59, 60, 62, 63, 64, 66, 68, 69, 75, 76, 90, 124, 129, 178, 179

管理的職業従事者 71.75

起業 14, 18, 19, 22, 26, 27, 43, 123, 132, 133, 134, 167, 177, 182, 183, 194, 196

喫煙率 109, 199

給与水準 76,77

勤続年数 69,74,75,76

くるみんマーク 137

継続就業 80, 81, 86, 90

研究者 68, 111, 114, 115, 116, 170, 193, 199

健康増進法 106, 109, 156

高齢社会対策大綱 144

国連婦人の地位委員会 119, 168, 192

子育て 3, 4, 6, 8, 9, 13, 14, 18, 20, 21, 37, 38, 39, 48, 50, 69, 74, 80, 86, 89, 90, 123, 127, 131, 133, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 147, 157, 163, 177, 181, 183, 184, 185, 194, 196, 198

子育てサポーター 139, 185

子育てサポーターリーダー 139, 185

国会議員 57.68

国家公務員 57, 58, 59, 60, 124, 132, 154, 178, 197

骨粗しょう症 156

固定的役割分担 3, 12, 54

子ども・子育て応援プラン 136, 138, 157, 184

さ

再就業 86, 181

再就職 81, 86, 89, 123, 131, 177, 184

在宅勤務 90, 91, 132, 170

シェルター 93, 98, 101, 151

ジェンダー 56, 57, 64, 67, 68, 127, 128, 165, 166, 167, 168, 169, 180, 192

社会的性別 127, 128, 165, 166, 167, 168, 180 ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) 57, 64, 67, 68

ジェンダーと開発 (GAD) 165, 192

子宮がん 108.156

事業所内託児施設 137.184

仕事と生活の調和 4, 55, 68, 80, 81, 82, 86, 89, 91, 92, 119, 136, 184

児童虐待 139, 140, 150

指導的地位 68, 179, 197

児童ポルノ 152, 153, 154, 159

就業時間 82,83

就業者 69, 70, 71, 72, 78, 82, 132

周産期医療 157, 198

出産 37, 39, 80, 82, 86, 87, 88, 90, 91, 106, 109, 110, 114, 115, 129, 137, 157, 163, 170, 184, 189, 193, 195, 196, 198

生涯学習 127, 161, 162, 163, 191 少子化 87, 121, 124, 136, 137, 139, 184 少子化社会対策大綱 136

職業能力開発 131, 181

職務指定 125

女子差別撤廃委員会 119

女子差別撤廃条約 165, 168

女子中高生の理系進路選択支援事業 170, 193

女性の参画加速プログラム 68, 178, 189

女性のチャレンジ支援 120, 122, 177

女性研究者支援モデル育成 170, 193

女性専門外来 110

所得格差 76

進学率 74, 111, 112

審議会等委員 124, 125, 178

人工妊娠中絶 106, 107, 157

人身取引 93, 102, 103, 149, 153, 154, 188, 195,

196

人身取引対策行動計画 153

健やか親子21 157, 198, 199

ストーカー 93, 103, 104, 148, 149, 155, 188, 195, 196

性感染症 156, 157, 158, 189, 199

正規雇用 76

性教育 157

性犯罪 93, 101, 148, 149, 151, 152, 188, 195, 196

正社員 73, 76, 84, 89, 127

セクシュアル・ハラスメント 93, 103, 104, 129, 130, 148, 149, 154, 181, 188, 195, 196

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) 57, 179

創業塾 133, 182

た

待機児童 138. 139. 197

短時間勤務 86, 89, 91, 124, 125, 184, 197

男女共同参画会議 91, 119, 120, 125, 127, 130,

136, 161, 177, 179, 180

男女共同参画基本計画 68, 119, 120, 124, 127,

153, 177, 178, 195, 196, 197

男女共同参画社会基本法 120, 121

男女共同参画週間 122, 127

男女共同参画推進本部 59, 68, 119, 121, 122, 124,

148, 149, 178, 189

男女共同参画推進連携会議 119, 122, 128, 177 男女共同参画センター 18, 19, 45, 121, 128, 170 男女雇用機会均等法 127, 129, 130, 154, 181, 188 地域活動 3, 4, 5, 6, 8, 9, 12, 13, 19, 26, 31, 36, 39, 43, 53, 54, 55, 80, 84, 123, 127, 134, 142, 162, 168, 183, 185

地方議会 20, 48, 54, 57, 62

地方公務員 57, 62, 63, 125, 197

長時間労働 80, 82, 83, 91, 137

賃金格差 76,130

テレワーク 132, 181, 182, 197

特定非営利活動法人 14, 20, 21, 36, 37, 38, 39, 43,

44, 45, 48, 50, 79, 98, 142

共働き世帯 69.78.81.82.84

な

乳がん 108, 156 人間開発指数 64, 67, 68 認定こども園 138, 139, 184 認定農業者 26, 28, 134, 183

は

配偶者等からの暴力(DV) 93.94.150.163. 188, 195, 196 配偶者暴力相談支援センター 93, 97, 99, 105, 148, 149, 150 配偶者暴力防止法 93, 97, 98, 99, 105, 149, 150 売買春 93, 102, 152, 188, 195, 196 派遣労働者 72.73.132.181 バリアフリー 141, 146, 147, 186, 187 犯罪被害者 101, 148, 149, 152 パート・アルバイト 70.72.87.89 パートタイマー 73 パートタイム 127, 131, 132, 181 非正規雇用 69,70,72 非正社員 73.84 ヒト免疫不全ウィルス (HIV) 107 避妊 151, 157 夫婦別氏制度 127 ファミリー・サポート・センター 139, 198 ファミリー・フレンドリー 137, 197 フィルタリング 150, 159, 160, 190 婦人相談所 97, 98, 105, 148, 149, 151, 152, 154,

不妊 157, 198

フルタイム 86, 89

保育サービス 138, 184

放課後子どもプラン 138, 184

放課後児童クラブ 138, 198

防災基本計画 170, 193

保護命令 93, 95, 98, 99, 100, 149, 150
母子家庭 141, 181, 185, 198

ポジティブ・アクション (積極的改善措置) 57, 89, 125, 129, 130, 134, 164, 179, 197

#

マザーズハローワーク 131, 181, 184 メディア・リテラシー 160, 190 メンター 124, 133, 179, 182

5

リカレント教育 161
両立支援 80, 89, 90, 91, 124, 136, 137, 138, 178, 183, 184, 194, 196
労働時間 73, 82, 83, 90, 137, 185, 197
労働力人口 69, 78
労働力率 69, 70, 74, 75, 79
ロールモデル 122, 164, 171

わ

ワーク・ライフ・バランス 4, 55, 68, 80, 81, 82, 86, 89, 91, 92, 119, 136, 168, 184 ワンストップ 122, 123

188